工 事 起 工(~~変更~~) 設 計 書

決裁	理事長	常務理事	事務局長	副部長	施設管理監	総 務 部 員	設 計 者

施工年度	令和 7 年度		
工 事 名	山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事		
工事場所	下関市豊前田町三丁目3番1号 地内		
予定工期	令和 7 年 7 月 日 から 令和 8 年 2 月 28 日 まで (日間)		
執行方法	請 負	一般競争入札	地方自治法施行令第167条第6号
		随 意 契 約	~~地方自治法施行令第167条の2第1項第~~2号

	予 算 額	設 計 額 (消費税を含む)	請 負 額 (消費税を含む)	備 考
起 工	円	円	円	
変更(第 回)				
変更(第 回)				
指示事項				

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事						
	(直接工事費)						
A-1	建築工事		1.0	式			主体工事
A-2	電気設備工事		1.0	式			
	計						
	(共通費)						
B-1	共通仮設費	建築工事	1.0	式			
B-2	共通仮設費	電気設備工事	1.0	式			
C-1	現場管理費	建築工事	1.0	式			
C-2	現場管理費	電気設備工事	1.0	式			
D	一般管理費等	建築工事、電気設備工事の計	1.0	式			
	計						
	合 計 (工 事 価 格)						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	消費税等相当額		1.0	式			
	総合計（工事費）						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
A-1	建築工事						
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	鉄筋工事		1.0	式			
3	コンクリート工事		1.0	式			
4	型枠工事		1.0	式			
5	防水工事		1.0	式			
6	石工事		1.0	式			
7	金属工事		1.0	式			
8	左官工事		1.0	式			
9	金属製建具工事		1.0	式			
10	ガラス工事		1.0	式			
11	塗装工事		1.0	式			
12	内外装工事		1.0	式			
13	仕上ユニット工事		1.0	式			

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
14	撤去工事		1.0	式			
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
1	直接仮設工事						
	(外部)						
	墨出し(防水改修)		26.6	m2			
	墨出し	小規模 RC･SRC造 ﾊﾞﾙｺﾆｰ	197.0	m2			
	養生(屋上防水改修)	ｱｽﾌｧﾙﾄ防水(防水保護層共)	26.6	m2			
	養生(外壁改修)		28.0	m2			
	養生	小規模 RC･SRC造 ﾊﾞﾙｺﾆｰ	197.0	m2			
	整理清掃後片付け(屋上防水改修)	ｱｽﾌｧﾙﾄ防水(防水保護層共)	26.6	m2			
	整理清掃後片付け(外壁改修)		28.0	m2			
	整理清掃後片付け	小規模 RC･SRC造 ﾊﾞﾙｺﾆｰ	197.0	m2			
	(内部)						
	墨出し(内部改修)	(ﾋﾟｯﾄ防水改修) 複合改修	52.8	m2			
	養生(内部改修)	(ﾋﾟｯﾄ防水改修) 複合改修	52.8	m2			
	整理清掃後片付け(内部改修)	(ﾋﾟｯﾄ防水改修) 複合改修	52.8	m2			

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	(外部足場)						
	枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 600×1700 布枠500 修理費含む 12m未満	86.4	m2			
		手すり含む					
	防音シート張り	防炎Ⅰ類	86.4	m2			
	(内部足場)						
	内部仕上足場(改修)	階高4.0m以下　脚立足場 一般	48.4	m2			
	内部仕上足場 (手すり先行方式)	RC造標準日数 修理費含む 枠組棚足場　階高4.0m超5.0m未満	3.8	m2			
		平屋用					
	計					0	

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
2	鉄筋工事						
	異形鉄筋	SD295　D10	1.25	t			
	異形鉄筋	SD295　D13	0.41	t			
	鉄筋ｽｸﾗｯﾌﾟ控除		△ 0.07	t			
	鉄筋加工組立	躯体改修用 ー　　D13以下	1.59	t			
	鉄筋運搬費	4t車 30km程度	1.59	t			
	溶接金網	径6　100×100	62.8	m2			
	溶接金網敷き	押えｺﾝ内 径6　100×100	62.8	m2			
	あと施工ｱﾝｶｰ	D13 接着系 全長 494 下向き	315.0	本			
	あと施工ｱﾝｶｰ	M12 接着系 下向き	114.0	本			
	あと施工ｱﾝｶｰ	M12 接着系 横向き	40.0	本			

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
3	コンクリート工事						
	普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	躯体ｺﾝｸﾘｰﾄ Fc=24N/mm2　S=18cm	16.7	m3			
	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ	防水押えｺﾝｸﾘｰﾄ Lc=18N/mm²　S=18cm　1種	6.0	m3			
	上記運搬費	北九州協組指定工場-現場 関門ﾄﾝﾈﾙ:往復520円(大型車)+	2.0	往復			
		関門自動車道:往復1,260円(大型車)					
	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間	躯体 ﾎﾟﾝﾌﾟ打設 50m3/回未満　S15～S18	16.7	m3			
	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間	防水保護ｺﾝｸﾘｰﾄ ﾎﾟﾝﾌﾟ打設 10m3/回程度　S15～S18	6.0	m3			
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ圧送		22.7	m3			
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ圧送　基本料金		2.0	回			
	構造体強度補正	補正値3N/mm2 (27N/mm2－24N/mm2)	16.7	m3			
	混和剤	高性能AE減水剤 ｽﾗﾝﾌﾟ18cm 発注強度27N/mm2以下	16.7	m3			
	打継用止水材	水膨張型	6.6	m			
	壁既存打継面 目あらし	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 床	6.2	m2			
	壁既存打継面 目あらし	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 壁	12.9	m2			

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
4	型枠工事						
	型枠	普通合板型枠　標準階高 躯体改修用　地上軸部	85.0	m2			
	型枠	打放合板型枠B種　標準階高 躯体改修用　地上軸部	16.7	m2			
	型枠運搬費	4t車　30km程度 往復	102.0	m2			
	立上り 打放し面補修	ｱｽﾌｧﾙﾄ防水下	0.5	m2			
	ﾋﾟｯﾄ 壁 打放し面補修	改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水下	16.2	m2			
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
5	防水工事						
	(外部)						
	床 ｱｽﾌｧﾙﾄ防水	ﾉﾝｹﾄﾙ冷熱併用工法 断熱材 t=25共	39.2	m2			
		(田島ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ:BANKS工法 同等)					
	床 ｱｽﾌｧﾙﾄ防水	ﾉﾝｹﾄﾙ冷熱併用工法 断熱材 t=25共	23.6	m2			
		既存撤去面 下地調整共 (田島ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ:BANKS工法					
		同等)					
	立上り ｱｽﾌｧﾙﾄ防水	ﾉﾝｹﾄﾙ冷熱併用工法	0.5	m2			
		(田島ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ:BANKS工法 同等)					
	床 伸縮目地	25×95	18.5	m			
		(ｱｰｷﾔﾏﾃﾞ:ﾄﾞﾗｲN W=25 同等)					
	ﾋﾟｯﾄ 床 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水	常温粘着工法	55.9	m2			
		既存塗膜防水面 下地調整共 (田島ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ:ｶﾞﾑｸｰﾙ 同等)					
	ﾋﾟｯﾄ 壁 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水	常温粘着工法	69.8	m2			
		既存塗膜防水面 下地調整共 (田島ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ:ｶﾞﾑｸｰﾙ 同等)					

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	ﾋﾟｯﾄ 壁 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水	常温粘着工法	16.2	m2			
		(田島ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ:ｶﾞﾑｸｰﾙ 同等)					
	ｼｰﾘﾝｸﾞ	一般部 変成ｼﾘｺｰﾝ系(MS-2) 10×10	49.6	m			
		(金物取合)					
	ｼｰﾘﾝｸﾞ	一般部 変成ｼﾘｺｰﾝ系(MS-2) 10×10	7.2	m			
		(金属製建具廻り)					
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
6	石工事						
	(外部)						
	階段 床　擬石	600×300×150	8.0	か所			
	(D-3)	再取付 ｶｯﾄ･形成共					
	だんだんﾍﾞﾝﾁ2 階段天端 花崗石	ｼﾞｪｯﾄﾊﾞｰﾅｰ t=25 W=100	7.3	m			
	(D-8/A)	(矢橋大理石:ｽﾀｰｹﾞｰﾄ 同等)					
	壁 花崗石	ｼﾞｪｯﾄﾊﾞｰﾅｰ t=25 600×1,200	41.4	m2			
		乾式工法(ﾛｯｷﾝｸﾞ工法) (矢橋大理石:ｽﾀｰｹﾞｰﾄ 同等)					
	壁 小口磨き		12.6	m			
	鋼建面 花崗石	ｼﾞｪｯﾄﾊﾞｰﾅｰ t=25 600×1,200 圧着張り	1.5	m2			
		(矢橋大理石:ｽﾀｰｹﾞｰﾄ 同等)					
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
7	金属工事						
	(外部)						
	ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ	ｽﾃﾝﾚｽ ｱｽﾌｧﾙﾄ防水用 75A 縦型	2.0	か所			
		ﾄﾞﾚｲﾝｷｬｯﾌﾟ共 (ｶﾈｿｳ:WSK-2 同等)					
		(ﾄﾞﾚｲﾝｷｬｯﾌﾟ:ｶﾈｿｳ EPMDF-1 同等)					
	硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管とい	75A	8.7	m			
	化粧型点検口	ｽﾃﾝﾚｽ 防水･防臭 密閉式 600×600角	3.0	か所			
	(D-2他)	(ｶﾈｿｳ:MSXM-M 同等)					
	ﾋﾟｯﾄ内 梯子ﾀﾗｯﾌﾟ	ｽﾃﾝﾚｽ 後付 金属製拡張ｱﾝｶｰM12 6か所共	2.0	か所			
		W350×D150×H1,300 (淀川建材工業:L-01 同等)					
	ﾋﾟｯﾄ内 ﾌﾟﾚｰﾄ付きﾀﾗｯﾌﾟ	ｽﾃﾝﾚｽ 後付 金属製拡張ｱﾝｶｰM12 2か所共	2.0	か所			
		W400×D150 (淀川建材工業:T-1 同等)					
	ｽﾃｰｼﾞ2･3 配管ﾎﾞｯｸｽ	ｽﾃﾝﾚｽ PL-1.6曲げ加工 W200×D100×H1,150	2.0	か所			
	(D-8/C)	FB-65×12に溶接					

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	ｶﾞﾗｽ手摺	ｽﾃﾝﾚｽ H=1,150 平部	35.7	m			
	(D-7/A･B)	笠木:40×40 ﾊﾟｯｷﾝ材共 支柱:FB-65×12 @1,200					
		受枠:ｽﾃﾝﾚｽ L-150×90×9 固定材:ｽﾃﾝﾚｽ L-30×30×3 @500					
		支持枠:ｽﾃﾝﾚｽPL-9.0 補強ﾘﾌﾞ @300					
		(ｶﾞﾗｽは別計上)					
	ｶﾞﾗｽ手摺	ｽﾃﾝﾚｽ H=1,200 平部	2.5	m			
	(D-7/A･B)	笠木:40×40 ﾊﾟｯｷﾝ材共 支柱:FB-65×12 @1,200					
		受枠:ｽﾃﾝﾚｽ L-150×90×9 固定材:ｽﾃﾝﾚｽ L-30×30×3 @500					
		支持枠:ｽﾃﾝﾚｽPL-9.0 補強ﾘﾌﾞ @300					
		(ｶﾞﾗｽは別計上)					
	ｶﾞﾗｽ手摺	ｽﾃﾝﾚｽ H=1,200 斜部	3.5	m			
	(D-7/A･B)	笠木:40×40 ﾊﾟｯｷﾝ材共 支柱:FB-65×12 @1,200					
		受枠:ｽﾃﾝﾚｽ L-150×90×9 固定材:ｽﾃﾝﾚｽ L-30×30×3 @500					
		支持枠:ｽﾃﾝﾚｽPL-9.0 補強ﾘﾌﾞ @300					
		(ｶﾞﾗｽは別計上)					

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	自立手摺	ｽﾃﾝﾚｽ H=850 平部	27.8	m			
	(D-8/A･C)	笠木:FB-65×12 支柱:FB-65×12 @1,200					
		ﾌﾞﾗｹｯﾄ手摺取付用受金物共					
	自立手摺	ｽﾃﾝﾚｽ H=850 斜部	23.7	m			
	(D-8/A)	笠木:FB-65×12 支柱:FB-65×12 @1,200					
		ﾌﾞﾗｹｯﾄ手摺取付用受金物共					
	照明付手摺	ｽﾃﾝﾚｽ 42.7φ 手摺付 ﾌﾞﾗｹｯﾄ共	53.4	m			
	(D-7/A･B･8)	ﾌﾞﾗｹｯﾄ:ｽﾃﾝﾚｽ 27φ (MPG工法及びﾌﾞﾗｹｯﾄ手摺取付用					
		受金物は別計上) (ﾅｶ工業:S-43mH-S-H 同等)					
		(電源ﾕﾆｯﾄ:NTC-E180CV0241 同等)					
	既存手摺 笠木	ｽﾃﾝﾚｽ 40×40 ﾊﾟｯｷﾝ材共	9.7	m			
	(D-8/C)	(ｽｶﾞﾂﾈ:146924-040+12 角型 同等)					

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	ﾃﾞｯｷｽﾗﾌﾞ受鉄骨	溶融亜鉛ﾒｯｷ処理 SS400 材工共	1.0	式			
		L-75×75×6:0.43 t					
	だんだんﾍﾞﾝﾁ受鉄骨	溶融亜鉛ﾒｯｷ処理 SS400 材工共	1.0	式			
		H-125×125×6.5×9:0.79 t L-150×90×9:0.23 t					
		亜鉛ﾒｯｷ高力ﾎﾞﾙﾄ M16×50:79本					
	床型枠用鋼製 ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄ敷き	ﾌﾗｯﾄﾃﾞｯｷ t=0.8	37.8	m2			
	同上 ｺﾝｸﾘｰﾄ止めﾌﾟﾚｰﾄ	H=150	3.3	m			
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
8	左官工事						
	(外部)						
	床 コンクリート直均し仕上げ	金ごて 防水下地	39.2	m2			
		(アスファルト防水)					
	天端破損部 無収縮モルタル	W100×D350	1.0	か所			
	(D-2・4)						
	新設手摺 支柱下 モルタル	W100×D100	32.0	か所			
	(D-8/A)						
	建具周囲防水 モルタル充填	外部建具	7.2	m			
	立上り 防水入隅処理	モルタル	3.3	m			
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
9	金属製建具工事						
	(鋼製建具)						
		特記なき 枠見込:100					
		扉:FB-1.6 三方枠見切縁:FB-6					
		沓摺:ｽﾃﾝﾚｽ 付属金物一式					
	SD-1 片開ﾌﾗｯｼｭ戸	W700×H1,000	1.0	か所			
		三方枠･沓摺付					
	SD-2 片開ﾌﾗｯｼｭ戸	W700×H1,200	1.0	か所			
		三方枠･沓摺付					
	運搬取付調整費		1.0	式			
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
10	ガラス工事						
	(外部)						
	ｶﾞﾗｽ手摺 強化ｶﾞﾗｽ	t=12+12 H=1,150 平部	35.7	m			
	(D-7/A･B)	ｶﾞﾗｽｼｰﾘﾝｸﾞ共 (AGC:ﾃﾝﾊﾟﾗｲﾄSS工法 同等)					
	ｶﾞﾗｽ手摺 強化ｶﾞﾗｽ	t=12+12 H=1,200 平部	2.5	m			
	(D-7/A･B)	ｶﾞﾗｽｼｰﾘﾝｸﾞ共 (AGC:ﾃﾝﾊﾟﾗｲﾄSS工法 同等)					
	ｶﾞﾗｽ手摺 強化ｶﾞﾗｽ	t=12+12 H=1,200 斜部	3.5	m			
	(D-7/A･B)	ｶﾞﾗｽｼｰﾘﾝｸﾞ共 (AGC:ﾃﾝﾊﾟﾗｲﾄSS工法 同等)					
	照明付ﾌﾞﾗｹｯﾄ手摺取付用 MPG工法	@1,200	41.7	m			
	(D-7/A･B･8)						
	既存手摺 飛散防止ﾌｨﾙﾑ張替え	透明 既存ｶﾞﾗｽ面 下地調整共	11.3	m2			
		(ｽﾘｰｴﾑｼﾞｬﾊﾟﾝ:SH2CLAR 同等)					

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
11	塗装工事						
	(外部)						
	天端破損部 DP－3級	ﾓﾙﾀﾙ面 素地ごしらえ共 W100×D350	1.0	か所			
	(D-2･4)						
	新設手摺 支柱下 DP－3級	ﾓﾙﾀﾙ面 素地ごしらえ共 W100×D100	32.0	か所			
	(D-8/A)						
	DP－3級	鋼製建具面 錆止工程A塗料A 現場2回目	2.9	m2			
		1回目別途					
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
12	内外装工事						
	(外部)						
	床 押型ﾃﾞｻﾞｲﾝ床	t=10 ｺﾝｸﾘｰﾄ同時押え共	62.8	m2			
		(ｴｰﾋﾞｰｼｰ商会:ﾍﾟｰｽﾄﾃﾞｻﾞｲﾝｸﾘｰﾄ同等)					
	床 押型ﾃﾞｻﾞｲﾝ床	t=10 既存撤去面 下地調整共	32.0	m2			
		(ｴｰﾋﾞｰｼｰ商会:ﾍﾟｰｽﾄﾃﾞｻﾞｲﾝｸﾘｰﾄ同等)					
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
13	仕上ユニット工事						
	(外部)						
	ｽﾃｰｼﾞ1 だんだんﾍﾞﾝﾁ1	ﾑｸ材 W6,400×D900×H2,575 6段	1.0	か所			
	(D-2･7/C)	立上り:曲面加工 r=3,625～7,765					
		ﾃﾞｯｷ材:再生木材 大引･根太:高耐食めっき鋼板					
		鋼製束(接着固定) @500 LED照明付					
		(ﾊﾝﾃﾞｨﾃｸﾉ:ﾊﾝﾃﾞｨｳｯﾄﾞ 同等) (LED照明:ｺｲｽﾞﾐ照明					
		TLSD-28K 同等)					
	ﾌﾟﾗｻﾞ3～交流広場 だんだんﾍﾞﾝﾁ2	W3,600+4,300×D900×	1.0	か所			
	(D-2･8/A)	H330～1,800 12段 ﾃﾞｯｷ材:再生木材					
		大引･根太:高耐食めっき鋼板 鋼製束(接着固定) @500					
		LED照明付 (ﾊﾝﾃﾞｨﾃｸﾉ:ﾊﾝﾃﾞｨｳｯﾄﾞ 同等)					
		(LED照明:ｺｲｽﾞﾐ照明 TLSD-28K 同等)					
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
14	撤去工事						
	ｴｽｶﾚｰﾀｰH1撤去	W13,040×D1,650×H5,000	1.0	か所			
	(D-3･5)	ﾄﾗｽ･ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ除く					
	ｴｽｶﾚｰﾀｰH2撤去	W11,135×D1,650×H3,900	1.0	か所			
	(D-3･5)	ﾄﾗｽ･ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ除く					
	ｴｽｶﾚｰﾀｰH3撤去	W7,798×D1,650×H1,800	1.0	か所			
	(D-3･5)	ﾄﾗｽ･ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ除く					
	ｴｽｶﾚｰﾀｰH1･2 光電ﾎﾟｰﾙ･侵入防止柵撤去	ｽﾃﾝﾚｽ 139φ H=950	6.0	か所			
	(D-3･5)	侵入防止柵:FB-50×15 W=900 支柱:ｽﾃﾝﾚｽ 16φ H=100共					
	ｴｽｶﾚｰﾀｰH3 光電ﾎﾟｰﾙ･侵入防止柵撤去	ｽﾃﾝﾚｽ 139φ H=950	4.0	か所			
	(D-3･5)	侵入防止柵:FB-50×15 W=500 支柱:ｽﾃﾝﾚｽ 16φ H=100共					
	ｴｽｶﾚｰﾀｰH1 ﾄﾗｽ･ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ撤去	W13,040×D1,650×H5,000	1.0	か所			
	(D-3･5)						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	ｴｽｶﾚｰﾀｰH2 ﾄﾗｽ･ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ撤去	W11,135×D1,650×H3,900	1.0	か所			
	(D-3･5)						
	ｴｽｶﾚｰﾀｰH3 ﾄﾗｽ･ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ撤去	W7,798×D1,650×H1,800	1.0	か所			
	(D-3･5)						
	壁 ｺﾝｸﾘｰﾄとりこわし	地上部　ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶｰ	13.1	m3			
	ｶｯﾀｰ入れ	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 厚さ20～30㎜	203.0	m			
	ｶｯﾀｰ入れ	ﾓﾙﾀﾙ面　厚さ20～30㎜	19.2	m			
	床 ｱｽﾌｧﾙﾄ防水撤去		59.6	m2			
	立上り ｱｽﾌｧﾙﾄ防水撤去		11.4	m2			
	床 花崗岩撤去	下地ﾓﾙﾀﾙ共	15.3	m2			
	床 花崗岩撤去	120×120×t25	8.0	か所			
		下地ﾓﾙﾀﾙ共					

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	壁 花崗岩撤去	下地ﾓﾙﾀﾙ共	68.9	m2			
	階段 擬石撤去	120×120×t50	21.0	か所			
	踏面･蹴込 擬石撤去	一部再利用:600×300×150 8か所	15.5	m2			
	床 押型ﾃﾞｻﾞｲﾝ床撤去		28.8	m2			
	踊り場･ﾌﾟﾗｻﾞ 押型ﾃﾞｻﾞｲﾝ撤去	120×120×t50	11.0	か所			
	床 断熱材撤去	t=25	59.6	m2			
	手摺撤去	ｽﾃﾝﾚｽ 50φ	31.9	m			
	手摺笠木撤去	ｽﾃﾝﾚｽ 楕円75×35	10.0	m			
	飛散防止ﾌｨﾙﾑ撤去		11.3	m2			

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	(発生材積込み)						
	発生材積込み	ｴｽｶﾚｰﾀｰ本体	1.0	式			
	発生材積込み	金属くず	1.0	式			
		ｴｽｶﾚｰﾀｰ ﾄﾗｽ･ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ 13.4t					
	発生材積込み	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	13.1	m3			
	発生材積込み	ｺﾝｸﾘｰﾄ類	6.1	m3			
	発生材積込み	がれき類(ｱｽﾌｧﾙﾄ防水)	0.6	m3			
	発生材積込み	ｶﾞﾗｽくず(断熱材)	1.5	m3			
	発生材積込み	金属くず	0.1	m3			電気設備工程 0.02t
	発生材積込み	ｶﾞﾗｽくず	0.1	m3			電気設備工程 0.01㎥
	発生材積込み	銅	148.0	kg			電気設備工程 110.0+37.8kg

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	(発生材運搬)						
	発生材運搬	ｴｽｶﾚｰﾀｰ本体	1.0	式			
	発生材運搬	金属くず	1.0	式			
		ｴｽｶﾚｰﾀｰ ﾄﾗｽ･ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ 13.4t					
	発生材運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	13.1	m3			
	発生材運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ類	6.1	m3			
	発生材運搬	がれき類(ｱｽﾌｧﾙﾄ防水)	0.6	m3			
	発生材運搬	ｶﾞﾗｽくず(断熱材)	1.5	m3			
	発生材運搬	金属くず	1.0	回			電気設備工程 0.02t
	発生材運搬	ｶﾞﾗｽくず	1.0	回			電気設備工程 0.01㎥
	発生材運搬	銅	1.0	回			電気設備工程 110.0+37.8kg

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	(発生材処分)						
	発生材処分	ｴｽｶﾚｰﾀｰ本体	1.0	式			
	発生材処分	金属くず	13.4	t			
		ｴｽｶﾚｰﾀｰ ﾄﾗｽ･ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ					
	発生材処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　無筋	21.0	t			
	発生材処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ類　無筋	9.8	t			
	発生材処分	がれき類(ｱｽﾌｧﾙﾄ防水)	0.9	t			
	発生材処分	ｶﾞﾗｽくず(断熱材)	0.4	t			
	発生材処分	電気設備工程 0.02t 金属くず	0.1	t			
	発生材処分	電気設備工程 0.01㎥ ｶﾞﾗｽくず	0.1	t			
	ｽｸﾗｯﾌﾟ	電気設備工程 銅　1号銅線	△ 110.0	kg			
	ｽｸﾗｯﾌﾟ	電気設備工程 銅　2号銅線	△ 37.8	kg			
	産業廃棄物税		14.9	t			

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
B-1	共通仮設費	積み上げ分					
	(外部)						
	仮囲い	成形鋼板 H=2,000 8.0か月	104.0	m			
	通用口	鋼製片開きﾄﾞｱ W0.9*H2.0m 8.0か月	4.0	か所			
	交通誘導警備員	交通誘導員B　23日間×2名 1.21(その他の率)×1.04(週休2日補正)	46.0	人			
	揚重機械器具	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ25t	23.0	日			
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
A-2	電気設備工事						
1	電灯設備	電灯分岐	1.0	式			
		コンセント分岐	1.0	式			
2	動力設備	動力幹線	1.0	式			
		動力分岐	1.0	式			
3	中央監視制御設備		1.0	式			
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
1	電灯設備	電灯分岐					
	電灯分岐						
	LED照明器具	SP-1	18.0	個			
	だんだんベンチ	1	1.0	式			
	だんだんベンチ	2-①	1.0	式			
	だんだんベンチ	2-②	1.0	式			
	照明電源盤1		1.0	面			
	照明電源盤2		1.0	面			
	照明電源盤3		1.0	面			
	電線	IE 2.0 管内	121.0	m			
	電線	IE 2.0 PF管内	119.0	m			
	ケーブル	EEF2.0-2C 管内	95.0	m			
	ケーブル	EEF2.0-2C ラック上	26.0	m			
	ケーブル	EEF2.0-3C ころがし	100.0	m			
	ケーブル	EEF2.0-3C 管内	133.0	m			

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	ケーブル	EEF2.0-3C PF管内	32.0	m			
	ケーブル	EEF2.0-3C ラック上	22.0	m			
	ケーブル	CE3.5-3C PF管内	97.0	m			
	電線管	PF28 露出	97.0	m			
	電線管	E25 露出	11.0	m			
	プルボックス	200×200×200	4.0	個			
	プルボックス	300×300×200	3.0	個			
	ボンディング	E25	6.0	箇所			
	はつり補修	38φ	4.0	箇所			
	撤去		1.0	式			
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
1	電灯設備	コンセント分岐					
	防水コンセント	2P15AE×2抜止形 スマートカバー付	2.0	個			
	ケーブル	EEF2.0-3C 管内	91.0	m			
	電線管	E19 露出	19.0	m			
	丸型露出ボックス	E19･1方出	2.0	個			
	ボンディング	E19	2.0	箇所			
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
2	動力設備	動力幹線					
	動力幹線						
	撤去		1.0	式			
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
2	動力設備	動力分岐					
	動力盤改修	S-H01-1	1.0	面			
	動力盤改修	S-H02-1	1.0	面			
	動力盤改修	S-H03-1	1.0	面			
	撤去		1.0	式			
	計						

名　　称		規　格・寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
3	中央監視制御設備						
	既設中央監視改修		1.0	式			
	計						

山口県国際総合センター
屋外エスカレーター跡地改修工事
実施設計図

2025年 3月
株式会社 ＮＴＴファシリティーズ

Ⅰ. 工事概要

1.工事場所　（地名地番） 山口県下関市豊前田３丁目地内
　　（住居表示） 山口県下関市豊前田町３丁目3-1

2.敷地面積　7，841．05 ㎡

3.工事種目
〇新築　〇増築　〇改築　●その他（ 改修 ）

Ⅱ 建築工事仕様

1. 共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下、「標仕」という。）による。

（2）その他の適用図書類は下記による。「最新版」とは図面発行時点に刊行されている最新版とする。

- ● 民間（七会）連合協定工事請負契約約款に適合した工事共通仕様書（最新版）（以下、「共仕」という。）
- ● 日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説（JASS）
- ● 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　最新版）
- ● 工事写真撮影ガイドブック（一般社団法人 公共建築協会　最新版）
- 〇 敷地調査共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修　最新版）
- ● 鉄筋コンクリート構造配筋要領（建設大臣官房官庁営繕部監修　最新版）
- ● 鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説（日本建築学会　最新版）
- ● 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修　最新版）
- ● 建築材料・設備機材等品質性能評価事業　建築材料等評価名簿（最新版）
- ● 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版）
- ● 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版）
- ● 建築改修工事監理指針（上・下巻）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版）
- ● 営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部　最新版）
- ● 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設省大臣官房技術参事官通達　昭和 62.3 改正）
- ● 手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省　最新版）

参考図書

- ● 建築工事監理指針（上・下巻）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版）
- ● 総合図作成ガイドライン　日本建築士会連合会　最新版

2. 特記仕様

（1）特記仕様は標準仕様書を基に特に記すこと、追加、追記、置換する内容を示すものである。

（2）項目は、番号に ●印の付いたものを適用する。〇印のついたものは適用しない。

（3）項目欄、特記仕様欄に●印、※印のある場合の適用は下記による。

(a)項目欄に●印のついたものは本特記仕様書を適用する。

(b)特記仕様欄に●印のついたものを適用する。

●印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。

●印と※印がともについた場合は、●印を適用する。（4）特記事項に記載の項目番号（章、節、項番）は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（5）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。
また（ ）内は製品名を示す。

（6） ⓒは「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。

（7）標仕にない項目番号・特記事項は、本工事において追加した項目番号であり、【追加】と表記する。

（8）標仕に特記事項が記載されていても、付け加える文章がある場合には、【追記】と表記する。

（9 ）標仕に特記事項が記載されていても、文章をすべて、または一部を置き換える場合には、【置換】と表記する。

章	項目	特記事項
1		1節　一般事項
章	【置換】	（ケ）「監理者に提出」とは、受注者等が監理者に対し、工事にかかわる書面又はその他の資料に日付を明記し、受注者押印のうえ説明し、差し出すことをいう。
	● 1.1.2	（1.1.2.(ケ) 一部【追加】）
一	用語の定義	（ネ）「材料」とは、工事に使用する機器・材料・製品を総称していう。
		（ノ）「受注者の検査」とは、工事の各段階で、材料または施工などについて受注者等自らが設計図書等との適否を判断することをいう。
般		（ハ）「発注者」とは、受注者と工事請負契約を締結した者をいう。
		（ヒ）標準仕様書及び特記仕様書に記載の「監督職員」は「監理者」と読み替える。
共		（フ）監理者とは、工事請負契約約款に規定される監理者の業務を委任されたものをいう。
		（ヘ）「同等品」とは、設計図書に記載された「要求性能・品質」を持つことを証明されたものをいう。
通		（ホ）「参考図」とは、設計図書に添付した図において品質や特性、形状、工法などを参考として一例を記載したものである。したがってすべての要求性能を表しているものではなく、また、その材料や形状、工法、システム等についても特定の製造者、専門工事業者を示すものではない。
		（マ） 標準仕様書の「承諾」は「確認」と読み替える
事		（ミ）「総合図」とは意匠、構造、設備の設計情報を一元化した図面をいう。
		（ム） 「設計者」とは本設計図を作成した者をいう。
項		
	●1.1.3	【追記】
	官公署その他への届出手続等	（4）工事にあたり、必要な官公署その他への手続き（協議・届出・申請、竣工までの各種手続き・協議関係）及び資料の作成は全て受注者にて遅延なく行い、これに要する一切の費用は受注者負担とする。（発注者の都合による設計変更に起因する関係官庁への構造評定・確認申請に関する届出は除くが、施工上の都合により必要な同手続きはこれに含む）なお、協議による想定外の仮設計画、工法が必要になった場合はすべて本工事に含まれるものとし、費用は受注者の負担とする。
		（5） 工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請または届出の種別・手続き・時期などをあらかじめ調査したうえで、一覧表を作成して監理者に提出する。
		（6） 建築確認申請書の作成及びその申請書の行政庁等への提出・対応等は（　　）が行う。 その他、（　　）の手続きは（　　）が行い、その費用負担は（　　）が行う。
		（7） 工事の各段階に必要な官公署その他関係機関の立会検査や審査のうち、発注者が申請者となるもの(以下、法定検査という)について、その種別・手続・時期・実施内容などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して発注者及び監理者に提出する。法定検査には、次を含む。 性能検証法適応の有無　〇有　※無 〇階避難安全検証法　（〇ルートＢ　〇ルートＣ）適用する階は以下による ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 〇全館避難安全検証　（〇ルートＢ　※ルートＣ） 〇耐火性能検証法　（〇ルートＢ　〇ルートＣ） 〇防火区画検証法　（〇ルートＢ　※ルートＣ）
	〇 1.1.7	【追記】
	関連工事等の調整	（2） 本工事の「関連工事」は下記する。 （　　） (3)本工事の「関連別途工事」は下記とする （　　）
		（4） 別に定めのない限り、関連別途工事の受注者に対し、次のものについて調整・貸与し、円滑な統括管理を図る。これらに関する費用の負担は、工事費に含むものとする。 （ア）関連別途工事を行う場所への出入り及び安全管理等にかかわる費用 （イ）足場・運搬設備・揚重設備・工事用電力・工事用給排水の利用 （ウ)貫通孔などの設置、ボルト、インサートなどの取り付け （エ）関連別途工事用の機器、材料の取り込みに必要な搬入口・通路などの設置・確保 （オ）施工図・施工計画書などの作成に際し、関連別途工事との取り合い・納まりなどについて総合図を作成し、十分調整する。 （カ）工期内に実施する必要のある関連別途工事は、相互間の工事調整に協力する。 （キ）関連別途工事の扱いは以下による。 〇関連別途工事の業者と十分調整を取り、工事、検査、引渡しに支障の無いようにすること。工事期間中に予定する関連別途工事は以下の通りとする。 〇情報、通信工事(建物引き込み部) 〇什器、備品設置工事 〇テナント工事
	●1.1.9	【追記】
	工事の一時中止に係る事項	（カ）工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監理者及び発注者に報告する。
	【追加】 〇1.1.14 地中障害物	（1） 図面及び参考資料に記載のない地中障害物の撤去工事が発生した場合は下記による。 ※別途精算とする　〇本工事に含む （2） 前(1)項の地中障害物の種類、数量等を記録し、工期に影響する場合は、監理者・発注者と協議を行う。
	【追加】 〇1.1.15 土壌汚染対策工事	（1） 土壌汚染状況調査 〇本工事に含む （2） 汚染土壌場外処分費 ※調査結果の上協議とする　〇本工事に含む
	【追加】 ●1.1.16 工事範囲及び工事費に含まれる費用	（1） 本工事及び工事別の施工範囲は、設計図書・見積要綱書及び添付資料による。ただし、上記に設計図書等に記載がなくとも工事を完成するために品質・性能・法令・安全・施工上当然必要な軽微な工事及び材料、工場製品は本工事に含む。 （2） 本工事に必要な下記工事及び費用は本工事に含まれる。 （ア）施工、材料及び製品の試験、見本等の作成、検査に要する費用。 （イ）工事施工に必要な敷地周辺の障害となるものの移設と復旧。 （ウ）工事用機器、材料などの取り入れに必要な搬入口及び通路の設置とそれらに伴う補強、及び後片付け。 (3)電力、ガス、上下水道などの引き込み負担金。特に工事期間中の下水道使用料金の算出・負担金。工事区分表参照。 （4） 検査に関する諸費用 （5） 本工事建物内外の関連別途工事との調整、協議、協力 （6） 近接施工協議 （7） 工事に起因する道路復旧工事 （8） その他発注者の指示による
	【追加】 ●1.1.17 監理者の確認・検査・試験の在り方	（1） 機器・材料・施工・工事が設計図書に適合しない場合、その責は受注者にあり、それらについての施工図・工作図・製作図・見本などに対する監理者の確認、あるいはそれらに対する監理者の検査又は試験は、受注者の責任を軽減するものではない。 （2） 施工に用いられ又は当該建物に組み込まれた製品の欠陥又はこれに類する原因による品質上・性能上の不具合がある場合、その責は受注者にあり、当該部位についての施工図・工作図・製作図・見本などに対する監理者の確認、あるいはそれらに対する監理者の検査又は試験は受注者の責任を軽減するものではない。
	【追加】 ●1.1.18 書類の電子情報化	(1)監理者に提出する全ての書類のうち監理者の指示するものは、監理者と協議のうえ指定コンピュータソフトにより作成し、HDD 等の電子媒体により提出する。 (2)監理者がクラウドサーバー等による工事期間中における工事データの共有を指示した場合は、監理者と協議の上その利用を行う。 (3) 監理者及び設計者が紙面で指示した証跡も全てデータ化し保存する。
	【追加】 ●1.1.19 建物経年調査	（1） 当該建物を発注者へ引渡したのち、工事請負契約に定める契約不適合部位及び損耗に関する調査を行う。 なお、調査の時期は下記による。（工事請負契約条件を確認） ● 1年　● 2年　〇 5年　〇 10年　〇その他（　　） （2） 前(1)号調査の具体的な実施要領は受注者が立案し、1 か月前までに監理者と協議する。 （3） 調査終了後速やかに調査の結果を記録し、監理者及び発注者に提出する。 （4） 前項の調査の結果、当該建物に契約不適合部が認められた場合は、受注者等は監理者と協議のうえ、速やかに工事請負契約に基づいて適切な対応を行う。
	【追加】 〇 1.1.20 営業協力	(1)受注者は、本工事期間中、営業パンフレット撮影、写真撮影、看板及び横断幕掲示、プレス対応、顧客対応（資料作成、説明、現場案内等）等、発注者の事業に協力する。 項目 ｜ 仕様 ｜ 数量 写真撮影 ｜ 〇内観　〇外観 ｜ カット パンフレット制作 ｜ 〇A3　〇 ｜ 部 看板・横断幕制作 ｜ 長さ m x 高さ m ｜ 枚 その他 ｜ ｜
		(2) 受注者は、発注者の広報活動、見学者対応等に協力する。
	【追加】 〇 1.1.21 登記・事務所、税対応への協力	受注者は、発注者の建物登記申請、事業所税申告等に関し、図面作成等協力する。
	【追加】 〇 1.1.22 補助金申請業務への協力	当該建物に関し、発注者が下記の補助金申請を行う場合、受注者は図面作成、見積内訳書作成、現地監査対応等に関し、発注者に協力する。 〇＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 〇＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
	【追加】 〇 1.1.23 無償保守期間	建物引渡し後1年間かつ指定する回数を無償保守期間とする製品・設備は下記とする。また受注者は建物引き渡し※3 か月前、〇＿＿＿＿に、下記設備の無償保守を行う業者、保守内容等の詳細を示した「設備メンテナンス計画書」を発注者に提出し確認を得る。 建物引渡し後の保守業務の実施にあたっては、建物管理者と協議し、その指示に従うものとする。 〇昇降機設備（フルメンテナンス） 〇機械駐車設備（フルメンテナンス） 〇ゴンドラ設備（フルメンテナンス） 〇自動ドア/回転ドア（フルメンテナンス） 〇電動シャッター（引渡し後、6回以上点検） 〇その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
	【追加】 ●1.1.24 品質計画	〇 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は構造概要書による。 ● 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 ・風速　V0＝ ３４ m/s ・地表面粗度区分　〇Ⅰ　●Ⅱ　〇Ⅲ　〇Ⅳ ・積雪区分　建告示第 1455 号　別表（ ３４ ）
	【追加】 ●1.1.25 現地調査	（1）着工に先立ち、下記（ア）～（オ）の事項及び監理者の指示する事項について、現地調査を行い、その結果を図面及び書面・写真にまとめ速やかに監理者に報告する。それらの調査結果は仮設計画に十分に反映させる。 (2)現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある項目について行い、その現況を十分に把握し、必要に応じて調査書を作成する。 （ア）敷地周辺の環境、周辺の建物（水路、公園、支持杭の有無、常水位等）、周辺道路との境界の確認、交通状況、道路規制・一方通行・車両規制の有無、道路幅や作業時間規制など。 （イ）近隣建物の損傷程度や構築物の構造、形状、特に基礎、地下構築物などの詳細な状況及び電波障害の有無など （ウ）敷地周辺及び周辺道路に埋設されている通信ケーブル、上下水道、ガス管、電気ケーブル、マンホールなどの仕様、位置、レベル、共同溝、とう道、電柱、架空ケーブル、高速道路、鉄道、地下鉄等、重要度の高い項目。 （エ）その他発注者の指示による。 （オ）必要により所轄官公署と事前調査・協議する
	【追加】 〇1.1.27 昇降機の確認申請	昇降機に関する確認申請は、昇降機受注者が決定した段階で、同受注者が発注者の代理者及び昇降機設計者として申請を行う。また、検査及び申請に伴う申請料も同受注者の負担とする。

NTTファシリティーズ	株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 中国支店 広島県知登録 22(1)第 2404 号	一級建築士登録 第 271087 号 山光 賢作 一級建築士登録 第 351998 号 中村 達哉	担当 金 晋瑛	特記 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 特記仕様書1 縮尺 図面番号 特-101 区分 建築 年月(西暦表示) 2025 年 3 月

なお、昇降機の扉、内装. ホールランタンなど、当該建物設計者がデザインした意匠についての意匠権等の登録する権利は当該建物設計者が保有する。

2 節　工事関係図書

●1.2.1
実施工程表

【追記】

(1) 工事の着手に先立ち、または着手後速やかに実施工程表の作成を行い、監理者に提出する。(1.2.1(1) 一部【置換】)

監理者は実施工程表に問題があると認められる場合は、発注者及び受注者等にその旨を報告・通知する。

実施工程表は、着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。

(ア) 主要な施工図・施工計画書・製作要領書などの作成・提出・確認の日程

(イ) 建築主事・所轄消防署による中間検査など関係法令に基づく官公署の諸検査の日程

(ウ) 部分使用・部分引渡しの日程及び関係する検査の日程

(エ) 官公署への届出等手続きの日程

(オ) 完成時の諸検査の日程

(カ) 関連別途工事の主要な日程

(キ) その他、工事の進行に関係する重要事項

(受渡し、上棟、受電、総合試運転、クレーン解体、主要な材料の見本決定、地下・地上躯体完了、外部足場解体など)

(2) 実施工程表に変更の必要が生じた場合は、関連別途工事の工程と調整のうえ、速やかに修正実施工程表を作成し、監理者に提出する。監理者は、修正実施工程表に重大な問題があると認められる場合は、直ちに発注者及び受注者等にその旨を報告・通知する。

(3)必要により全体・月間・週間実施工程表を作成し、適宜実情に合わせフォロー修正する(建築他関連業者と調整の上作成)

●1.2.2
施工計画書

【追記】

(6) 総合施工計画書は工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の構成と運営、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者への対応などについて、本工事の固有の条件に適応した最適な方針を定めたものとし作成する。また、監理者が監理方針書を示した場合は、それに基づいたものとする。

(7) 工種別施工計画書うち品質管理に係る部分については、設計図書の定めるところとし、監理者の確認を受ける。

●1.2.3
施工図等

【追記】

(4)施工図などの作成に先立ち総合図を作成し、監理者に提出する。基本的納まり、特殊な納まり、関連別途工事などとの調整を必要とする事項、その他監理者の指示する事項について、基準施工図を作成し、監理者の承認を受けた上で、総合図の作成を行う。総合図には必要に応じ展開図も含む。

(5) 施工図・工作図・製作図などの作成に際しては総合図に基く。

(6) 監理者の指示する原寸図などは、施工に先立つ適切な時期に作成し、監理者の確認を受ける。

(7) 模型・モックアップ・モデルルームなどの作製、見本施工は次による。これらは、施工に先立つ適切な時期に実施し、監理者の確認を受ける。

(ア)模型の作製　　○ する　○ しない　(　　)

(イ) 見本施工　　○ する　○ しない　(　　)

見本施工とは、当該建物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえなどを確認するために、確認された施工図・施工計画書のとおりに施工することをいう。場所・仕様については、本設と同じとするが、見本施工は、原則として本設として使用しない。

(ウ) モックアップの作製　　○する　○しない　(　　)

モックアップとは、当該建物のある部分の設計内容を確定するための実物大模型または縮尺模型のことをいう。使用材料は、本設と同じでなくてもよく、発注者及び監理者との協議による。また、設置場所は工事敷地内とし、詳細についても発注者及び監理者との協議による。モックアップは一定期間設置した状態を保てるスケジュールとすること。

(エ) モデルルームの作製　○ する　○ しない　(　　)

(オ)先行施工　○する　○しない(　　)

先行施工とは、当該建物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえなどを確認するために、他の同様部分の着手に先立って、確認された施工図・施工計画書のとおりに施工することをいう。先行施工された部分は、原則として本設として使用する。

(8) 施工図の作成は現場にて行い、専任担当者を充てること。

(9)受注者は、施工図作成するにあたり覚書の締結又は誓約書を交わすことにより設計CADデータを貸与することができる。貸与条件については設計者との協議による。

●1.2.4
工事の記録等

【追記】

(6)報告に用いる書式等は、監理者と協議の上定める。

(7) 検査、試験又は設計図書に定められた確認などを行った場合は、終了後速やかに記録を作成して監理者に提出する。

(8)施工・試験などへの監理者の立会いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成して監理者に提出し、監理者の確認を受け、最終資料については押印またはサインを受ける。確認などの結果手直しが有る場合は速やかに手直しを実施しその結果を監理者へ報告する。監理者が手直し報告を確認後次工程に進めることができる。

(9) 書類などの審査による監理者の検査を受けた場合は、その終了後速やかに該当書類に監理者の確認を受け、最終資料については押印またはサインを受ける。

3 節　工事現場管理

●　1.3.1
施工管理

【追記】

(3)監理者が掲示した監理方針に基づき受注者は工事運営及び施工管理に沿って実施する。

(4) 本工事の品質・工程・予算管理については、受注者による自主管理を原則とするが、発注者が管理方法、提出書類の書式、使用するソフトウェア等について指定する場合は、これに従うものとする。

●　1.3.2
施工監理技術者

【追記】

(3) 工事の着手に先立ち建設業法に基づく現場代理人及び同法に基づく有資格者である監理技術者又は主任技術者を選任し監理者、発注者へ文書提出の上、承認を受ける。

○　1.3.3
電気保安技術者

【追記】

(4) 工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。

※ 要　○不要

○　1.3.5
施工条件

(2) (1)以外の施工条件は下記による。

(ア) 作業時間などは次による。

(a) 設計図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に対する協定(以下、「近隣協定」という。)に、作業内容、作業日・時間などについての定めがある場合はそれを遵守する。

(b) 休日・祝日又は夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ関係者と協議する。

(イ) 次に掲げる事項は現場経費に含むものとする。

(a) 式典費用

○清祓い式	来客___人程度	式場	祭壇	供物	直会	神官への謝礼
○地鎮祭	来客___人程度	式場	祭壇	供物	直会	神官への謝礼
○上棟式	来客___人程度	式場	祭壇	供物	直会	神官への謝礼
○竣工式	来客___人程度	式場	祭壇	供物	直会	神官への謝礼

(b) 負担金

本設引込み後、完成引渡しまでの間の電力・ガス・上下水道の基本料金及び使用料金は、各種機器の試運転に要する費用を含め、全て本工事に含むものとする。各々の基本料金及び使用料金を共通仮設費の内訳に明示すること。

本設の電力引込工事及び負担金、水道・ガス・排水本工事及び負担金は、本工事に含む。

(c) 電気主任技術者

工事期間中の電気主任技術者選任料(名義料の一切の費用)は、本工事に含む。

(d) 工事関係車両の進入路及びやむを得ない通行止め

進入路は、工事着手前に道路管理者の立会いを受け、その維持管理に努める。万一破損等が生じた場合には、受注者の負担において速やかに現状復旧し、復旧工事完了後、監理者の確認を得ること。

(e) 工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保

(f) 仮設現場事務所・資材置場・工事車両の駐車場所

(g) 必要箇所への仮設カーブミラー・電灯・養生通路の設置

(h) 工事中の第三者の損害防止

付近の構築物、道路、地下埋設物等に損害を与えないよう万全の処置を行う。

騒音、振動等については公害防止条例その他の規定に従って養生及び防止対策を行う。

第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に紛議を生じた場合は、受注者において解決し、その費用を負担する。

(i) 公共施設等(下水道管等)に影響を及ぼした場合の復旧

(ウ) 次に掲げる近隣対応は受注者が責任を持って自己の費用で対処する。

(a) 工事着手前の近隣住戸写真の事前撮影及び調査、撮影日時の証明(撮影専門第三者業者有り)

(b) 騒音、振動、防塵対策

(c) 休日・祝日の作業の通知

(d) 平日における夜間作業の通知

(e) 近隣住民への説明会の開催(工事着手時を含む)並びに工程表の配布及び着工前近隣住民との間でかわす工事協定締結業務

(f) 工事に起因する電波障害対策の速やかな実施

●　1.3.7
施工中の安全確保

【追記】

(7)受注者は、危害防止対策、工専用車輌による交通障害対策、錆対策など工事の進行によって発生が予想される障害に対しては、事前に万全の工事計画を立てて実行する。これらの計画に際しては、事前に近隣住民の十分な了解を得ることによって、工事の進捗に差支えのないように責任をもって処置する。必要な場合は近隣住民と協定書を取り交わす。

○　1.3.11
発生材の処理等

(2)発生材の処理等

(ア)発生材のうち、発注者に引き渡すものは下記による。

※有(　)　　○無

(イ)　特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は下記による。

※有(　)　　○無

(ウ)再利用及び再資源化を図るものは下記による。

※有(　)　　○無

(エ)既存仕上げ部のアスベスト使用材

※有(　)　　○無

(オ)廃棄物のリサイクル目標率は下記による。

○_____%

【追記】

(3)その他現場説明書による

※関係法令等に基づき適切に処理する。

●　1.3.12
養生

【追記】

(2) 汚損を受けた部分については、速やかに原型に復原する。

●　1.3.13
後片付け

【追記】

(2) 工事の完成に際しては、工事検査までに次の汚損の復旧などを行う。

(ア) 工事に伴い汚損が生じた既存の施設・工作物・樹木などは現状どおりに復旧する。

(イ) 当該建物の施設又は設備の一部を工事用に使用した場合、設計図書の定める条件のとおりに復旧する。

【追加】
●　1.3.14
指示・確認・協議・報告の手順

(1) 監理者の指示が口頭による場合は、この内容を記録して監理者に提出し、監理者の押印・サインを受ける。

(2) 監理者の確認を受ける必要がある書類・図面・見本などは、その旨を表示して監理者に提出し押印・サインを受ける。

(3) 監理者と協議した事項は、協議の経緯及び結果を記録して監理者に提出し、監理者の押印・サインを受ける。

【追加】
●　1.3.15
会議など

(1) 受注者は発注者及び監理者が指示する各種会議又は打合せに出席する。また、会議場所・会議用機材を提供するなどその開催に協力する。

(2) 監理者の指示により、鉄骨・屋根・外装カーテンウォールその他特殊な技術を必要とする工事についての技術検討を行うため、各種の専門部会を設け、施工図等や施工計画に関する技術的な検討を行い、検討結果を工事に反映する。専門部会には、必要に応じて、受注者の本社などの技術部門に属する専門家や専門工事業者の技術者を加える。

(3) 前(1)(2)号の会議又は打合せを行った場合は、速やかに議事録を作成し、監理者に提出する。

【追加】
○　1.3.16
トレーサビリティ

(1) 当該建物に組み込まれた機器・材料・施工などについて、その履歴、使用又は所在を辿ることのできるトレーサビリティ管理を行い、記録を監理者に提出する。

(2) トレーサビリティ管理は設計図書に定めのあるもののほか次の条件に同時に該当する機器・材料・施工について行う。その対象と管理方法については、事前に監理者と協議のうえ定める。

(ア) 識別記載がなければ、履歴や使用部位が辿れないもの

(イ) 不具合が発生した場合、当該建物の品質に重大かつ広範囲の影響を及ぼす恐れのあるもので、手直し、取替えが困難なもの

【追加】
○　1.3.17
測定機器及びモニタリング機器の管理

(1) 検査・測定・試験などの測定機器及びモニタリングに使用する機器のうち、管理が必要な対象機器とその管理方法について、あらかじめ監理者に報告する。

(2) 前(1)号に該当する機器は適正に維持・管理・訂正し、その記録を監理者に提出する。

(3) 監視及び測定に使用する機器が、公的試験所又はこれに準ずる試験所の管理の下にある場合は、前(1)号による管理方法の報告及び前(2)号による記録の提出を省略することができる。

【追加】
●　1.3.18
製造者及び専門工事業者の選定

(1) 選定された材料製造者の能力・経歴などを証する資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。

(2) 設計図書に製造者名の記載がない材料については、適正な品質を確保できる製造者を選定し、監理者と協議する。ただし、設計図書に製造者の条件が示される場合は、これに適合する製造者を選定して、条件に適合することを証明する資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。

(3) 設計図書に専門工事業者名の記載がない工種については、適正な品質を確保できる工事業者を選定し、「専門技術者・下請負人届」を監理者に提出する。ただし、設計図書で「専門工事業者による」としている工種のものは選定について監理者と協議する。

(4) 特別の理由により設計図書に記載された機器・材料製造者や専門工事業者以外のものを選定する場合は、選定された機器・材料製造者や専門工事業者の能力・経歴などを証する資料を発注者及び監理者に提出し、発注者及び監理者の確認を受ける。

【追加】
○　1.3.19
清浄度管理

工事中の粉塵による設備機器の損傷防止のため機器搬入前及び搬入後は清掃を徹底し、粉塵発生の工事は実施しない。機器搬入後の当該エリアの清浄度クラス ISO9 以上(JISB9920、及び ISO14644-1)に保つよう清浄度管理を行う。

機器には工事中用の仮設防塵フィルターの取り付けを行い引渡し前に交換を行う。

【追加】
○　1.3.20
建物の気密性確保

気密性を必要とする室について気密試験(ドアファンテスト)を行う。

・対象室　※サーバ室　○_____

・確認箇所:建物が外気に面し気密性を要する部分その他指定箇所　(　　)

・ガス消火設備対象室の性能が国際基準(NFPA2001)を満足していることを確認。

・ドアファンを用いて対象室の圧力を調整し、圧力変化を観察し気密性を確認する。

圧力　(※±100Pa　○指定値:　　)

気密試験は機械設備工事にて実施するが、各受注者はそれぞれの施工範囲の責任を負うこと。(例:建築工事＝躯体、床、壁、建具、建築で設ける開口部等、設備工事＝配管、ケーブル等の設備貫通部、ダンパー、将来開口塞ぎ等)また是正にかかる費用は受注者の実績により工事費に見込むこと。各部の検査は目視のみでなくサーモグラフィーカメラを用いて熱、気流の移動がないか確認を行うこと。

気密試験に先立ち各受注者は建築、設備合同で建物各部の施工確認を行い監理者に報告を行うこと。また是正にかかる期間を工程に見込むこと。

・その他コミッショニング計画書がある場合はその記載に従う

4 節　材料

●1.4.2
材料の品質等

【追記】

(8) 日本産業規格(以下、JISという)、日本農林規格(以下、JASという)、その他規格類、官公署及び電力・ガス・水道などの供給会社の各種規格などは最新のものを適用する。(9) 設計図書において機器・材料の品質が明示されていない場合は、

設計者・監理者に確認の上適切な品質のものを採用し、施工すること。
(9) 機器・材料に関する設計図書の記載に「同等」「程度」などとある場合は、選定された機器・材料が品質及び性能を有することの証明となる資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。
(10) 設計図書において指定された機器・材料が入手困難な場合は、監理者の確認を受けたうえで、それと同等以上の品質・性能を有する代替品を使用することができる。
(11) 共仕[1.4.2(b)]において、建築材料・設備機材など品質性能評価事業及び公共住宅用資機材品質性能評価事業の確認を受けた機器・材料については、当該評価書の写しを“品質及び性能を有することの証明となる資料”とみなす。
(12) JIS Q 1000(2005)による自己適合宣言をつけられた機器・材料・製品は、JIS のマーク表示のあるものとして使用しない。
(13) 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS 及び JAS マーク表示品とする。JIS または JAS マークの表示のない材料及びその製造者等(海外製材料含む)は、次の(ア)～(カ)の事項を満たすものとする。
(ア) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
(イ) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
(ウ) 安定的な供給が可能であること。
(エ) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
(オ) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
(カ) 販売、保守等の営業体制が整えられていること

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関((社)公共建築協会他)が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書の写しを、監理者に提出して確認を受けるものとする。ただし、あらかじめ監理者の確認を受けた場合はこの限りではない。また、製造所欄に製造所、商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監理者の確認を受ける。

● 1.4.4
材料の検査等

【追記】
(5) 機器・材料は現場に搬入した時点あるいは必要に応じて製作工場における製造又は組立が完了した時点で、各種ごとに受注者等の検査を行い、検査記録を監理者に提出する。
(6) 量産品あるいは標準品で実測値などが整備されているものは、性能表又は能力計算書などの性能の証明となる書類確認をもって(1)の検査に替えることができる。
(7) 設計図書に監理者の検査の定めがある場合、発注者の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の検査を受ける。監理者の検査は、受注者等による検査の適正さを確認するために行い、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供する。
(8) 設計図書に監理者の検査の定めがある場合や監理者の指示による場合、発注者受注者の検査に合格後検査の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。
(9) 機器、材料、製品等に対する検査に必要な発注者及び監理者の交通費、宿泊費等の実費は受注者がこれを負担する。
(10) 場内検査を原則とする。場外検査を行う場合は場外検査願いを提出すること。

●1.4.5
材料の検査に伴う試験

【追記】
(5)試験によらなければ設計図書の定めによる品質又は性能・機能に適合することが証明できない場合は、機器、材料、施工検査に伴う試験を実施する。
(6) 試験は公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合を除き、監理者の立会いを受ける。ただし、あらかじめ監理者の指示を受けた場合は、この限りではない。なお、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供す
(7) 試験材料の製作要領は設計図書の定めによる。ただし、定めがない場合は監理者の確認を受けた方法による
(8)試験結果に疑義が生じた場合は監理者と協議する。

【追加】
○1.4.7
化学物質を拡散する建築材料等

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の質及び性能を有するものとし、次の(ア)から(オ)を満たすものとする。
(ア)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(イ)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(ウ)接着剤はフタル酸ジ―n―ブチル及びフタル酸ジ―2―エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可逆材を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(エ)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(オ)(ア)、(ウ)及び(エ)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

規制対象外建築材料
①JIS 及び JAS の F☆☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項による国土交通大臣認定品
③下記表示のある JAS 規格品
a. 非ホルムアルデヒド系接着材使用
b. 接着材等不使用
c. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
e. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
f. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

本工事の全ての内装の仕上げ、居室と空気の出入りのある部分の仕上げ(表面材)は、上に規定される規定対象外建築材料のみ使用する。また、以下の室についても同様の扱いとする。

【追加】
●1.4.8
特別な材料の工法

標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とし、施工計画、要領書等を提出し、監理者の確認を受ける。

5 節 施工

● 1.5.2
技能士

【追記】
(1)適用する技能検定の職種及び作業の種別は下記による。

適用工事種別	技能検定の職種
●仮設工事	● とび
●鉄筋工事	● 鉄筋施工(鉄筋組立作業)
●コンクリート工事	● 型枠施工　● 左官
○鉄骨工事	○ とび
○ブロック・ALCパネル工事	○ ブロック建築　○ ALCパネル施工
●防水工工事	● アスファルト防水工事作業 ○ 合成ゴム系シート防水工事作業 ● 塗膜防水工事作業 ● シーリング防水工事作業
●石工事	● 石材施工(石張り施工)
○タイル工事	○ タイル張り
○木工事	○建築大工
○屋根及びとい工事	○ 建築板金(内外装板金作業)
○金属工事	○ 内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)
●左官工事	● 左官
●建具工事	● サッシ施工　○ ガラス施工　○ 自動ドア施工
○カーテンウォール工事	○ カーテンウォール施工 ○ サッシ施工　○ガラス施工
●塗装工事	● 塗装(建築塗装作業)
○内装工事	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ カーペット系床仕上げ工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○ 表装(壁装作業)
○植栽工事	○ 造園
○舗装工事	○路面標示工事作業

● 1.5.4
一工程の施工の確認及び報告

【追記】
(2)共仕(1.5.4)に示す施工の確認は、受注者の検査により行う。
(3)工種ごとに施工が完了した時は、設計図書に定め又は監理者の指示がある場合、その施工についての報告書を監理者に報告する。
(4)自主検査における確認項目及び検査記録の書式については、あらかじめ監理者と協議のうえ決定する。

● 1.5.7
施工の立会い

【追記】
(3)監理者が指示した場合、監理者の立会いに代えて工事写真などの記録を整理して監理者に提出する

○ 1.5.9
化学物質の濃度測定

(1) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、下記による。
※実施する　○_____
(2) 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監理者に報告する。
測定はパッシブ型採取機器により行う。
着工前の測定　※行う　○ 行わない
測定対象室　※対象室(　　)　○図示
測定箇所数　※(　　)箇所　○ 図示
(3)測定後速やかに報告書を作成し監理者の確認を受ける。

【追記】
(4) 採取、測定方法は厚生労働省『室内空気中化学物質の採取方法と測定方法』による
(5) 引き渡し条件は、次による。
※測定化学物質濃度がすべて指針値以下であることを引渡し条件とする。測定化学物質濃度のいずれかが指針値を超える場合、低減対策を施したのち、再測定して、全ての濃度が指針値以下である事を確認したのちに引き渡す。
○引渡し条件としない。

【追加】
● 1.5.10
プロセスの妥当性の確認

(1) 事後の検査・試験で結果が十分に検証できない工程については、選定された者が認定された設備を使用して、定められた方法及び手順により作業を行い、その工程の監視・管理し、記録を監理者に報告する。
(2) 前(1)号の対象となる工程は鉄筋の圧接、鉄骨の溶接のほか、建築物の性能に重大な影響を及ぼす恐れがあるものが該当し、対象となる工程を要員・設備・方法手順及び管理の方法と合わせて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。

【追加】
● 1.5.11
施工の検査に伴う不適合の監理、是正処置

手順及び管理の方法と併せて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。

【追加】
● 1.5.12
工法などの選定

(1) 設計図書に記載のない施工の手段・手法については、受注者の責任においてこれを決定し、その内容を監理者に報告する。
(2) 関係法令などにより特定の基準によって施工することが定められている場合は、これに従う。
(3) 支給材料、貸与品の場合を除き、選定された機器・材料・工法などが第三者の特許権・実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、特許権などという)に抵触する場合は、工事約款及び見積要項書の定めによるものとし、あらかじめこれらの権利に対して必要な手続を経た後に採用する。万一、第三者の権利を侵害するようなことが生じた場合は、発注者・設計者・受注者間で協議する。

6 節 工事検査及び技術検査

●1.6.1
工事検査

【追記】
(5) 自主中間検査
※ 受注者の判断・社内規定などにより、必要に応じて行う
○ 次により行う
契約内容の履行を確実なものにするために、監理者の指示する時期に、受注者の本社などの検査要員(現場関係者を除く)による自主中間検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない個所などがある場合は、速やかに補正を行ったうえで、発注者及び監理者に報告する。
(6) 工事の完成にあたって、受注者の本社などの検査要員(現場関係者を除く)による自主検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない箇所などがある場合は速やかに修正を行ったうえで、監理者に報告する。
(7) 前(5)(6)号の報告の後、監理者の検査を受ける。
(8) 消防署長の検査、建築主事の検査など関係法令に基づく(官公署その他関係の検査)については、完成検査に先立つ時期にこれを受ける。発注者などが受検者となる場合は、手続きを代行し、その検査に必要な書類・資機材・労務その他を提供する。
(9) 前(5)(6)号の検査の結果、修正が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修正し、監理者の再検査を受けると共に、官公署その他関係機関にて必要な手続きを行う。
(10) 前(9)号の検査の結果、修正が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者との協議の上速やかに修正し、監理者の再検査を受ける。
(11) 完成時の諸検査の日程・方法については、関連別途工事との調整を行い、必要により関連別途工事の受注者等同席のうえ共同して検査を受ける。
(12) 建物完成引渡し前に、発注者の完成検査を受ける。

【追加】
○1.6.3
部分使用

(1) 工事期間中に発注者による当該建物の部分使用がある場合は、該当部分について、共仕 1.5.5 に定める監理者による施工の検査及び共仕 1.6.1 に準じた諸検査を受ける。部分使用に関して必要な官公署その他への手続きについて発注者に協力する。

【追加】
○1.6.4
引渡し前後の注意

(1) 管理者への引継ぎ・開設準備への協力
(ア)受注者は、完成・引渡し時期から逆算して、完成後の建物・設備の稼働に支障のないように、発注者及び発注者が定める完成後の建物管理者に対して、建物及び設備の試運転を行うとともに、取扱要綱を提出しその説明を行う。
(イ) 完成・引渡し前に発注者が建物管理者訓練を実施する日程(1日程度)を確保し、当該訓練の実施に協力する。
(2) 完成後の現場対応
受注者は、完成・引渡し後最低6か月間は建物及び諸設備に関する技術員を常駐させ、発注者(建物管理者)が円滑に建物管理を行うことができるように協力する。
常駐者は_____に常駐とする。

(3) メーター検針確認
(ア) 建物引渡し前に行う各種検針メーターの確認は、受注者の責任と負担において全数行い、監理者を通じて発注者に報告書を提出する。
(イ) メーター設置の誤りに起因する発注者及び竣工後の建物管理者の損害については、受注者が全て負担する。

(4) 鍵合せにおける発注者及び監理者の立会については、監理者の指示による。
(5) 鍵の提出に当たっては、鍵に整理札を付け、それに整合した建具配置図及び鍵明細書とともに、鍵箱に整理・収納して発注者に提出する。

【追加】
○1.6.5
騒音測定

(1)室内騒音の目標値
各室の騒音は、下記の値を目標とする。
その他諸室・廊下についても仕様上支障のないことを目標値とする。

貸室：_____
防災センタ：_____

(2)竣工時の騒音検査
室内騒音測定を実施する。

各室中央部分及び、扉より 1.0m 離れた位置で測定をする。

【追加】
●1.6.6
契約不適合責任

(1) 完成引き渡し後に工事上の契約不適合が発見されたときには、受注者は監理者と共に速やかにその原因調査を行い、それが施工の品質及び性能に起因する場合には請負工事契約に基づき、即時無償で補修を行う。
(2) 契約不適合が関連別途工事受注者との境界分野で発生した場合には、その不具合に対する責任は当該関連別途工事受注者と共同責任とする。費用の分担については関連受注者間で協議する。

7 節 完成図等

● 1.7.1
完成時の提出図書

(1) 工事完成時の提出図書は下記により、A3 版及び電子媒体(CAD、PDF データ)を提出する。

分類・規格	部数	備考
● 完成図	※各 2 部 ●(3)部	特記仕様書、特記材料表、配置図、各階平面図、平面詳細図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、外構図、面積表、各部詳細図、各種設備図、構造図、総合図等、設計図を基に完成時の状態に受注者にて更新したもの)
● 施工計画書、製作要領書	※各 2 部 ●(3)部	総合図一式を含む
● 施工図・製作図	※各 2 部 ●(3)部	
● 保全に関する資料	※各 2 部 ●(3)部	保証書、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表等)、協力業者一覧表(業者名、住所、連絡先、責任者名)

【追記】
(2)工事関係図書を整理のうえ、次により 3 部を発注者に提出するとともに、工事完成引渡後も自ら保管する。
(ア) 提出・保管する工事関係図書
●施工図等
(●すべて　○監理者の指示する施工図等　○　　)
●施工計画書、施工要領書、試験計画書
(●すべて　○監理者の指示する施工計画書など　○　　)
●検査記録
工事中のすべての受注者等・監理者・官公署による検査などの記録を含む
●施工報告書、試験報告書
●工事写真
●会議記録、打合記録
○既存再利用タイルの施工記録、試験・検査の記録及びタイル補修張りの記録
●メーカーリスト (使用製品、数量、仕様、色指定、連絡先を一覧表にまとめること。)
○上記のほかクラウドサーバ保存データの全部
(イ) 保管期限(工事完成引渡日から起算)
※永久　○15 年　○____年
(ウ) 提出・保管媒体
●デジタル画像データ(TIFF・PDF など)と CAD データ
○原本(　　)
○
(3) 前(1)(2) 号により発注者に提出された図書などの著作権にかかわる当該建築物に限定する使用権は、発注者に無償で委譲するものとする。

● 1.7.2
完成図

(1) 完成図の種類及び記入内容は下記による。
※標仕 表 1.7.1 ○ _____
完成図に添えて、次を提出する。
○防火区画図、排煙区画図
○各種防災設備プロット図
○防耐火構造種別図、同構造詳細図(大臣認定証の写しなど)
○建築基準法 12 条 5 項の報告に必要な各種図面

【追記】
(2) 完成図は、原則として当該建物の完成後 2 ヵ月以内に発注者及び監理者に提出する。
ただし、提出期限について発注者及び監理者の指示がある場合は、それによる。
(3) 受注者が施工する関連別途工事を含む完成後の図面と、テナント撤去後に必要となる現況復旧後に必要となる図の両方を作成すること。
○適用する(範囲:)
○適用しない

● 1.7.3
保全に関する資料

(1) 保全に関する資料の提出部数は下記による。
※2部 ● 3 部

【追記】
(3) 保全に関する資料の提出部数は下記による。
※2部 ● 3 部
(4)その他に作成する保全に関する資料は下記による。
○保全マニュアル
○長期修繕計画書
●保証書(原本)
○保守及び緊急連絡先
○機器類操作点検など取扱い引継書
○監理者の指示する機器完成図
○敷地境界立会記録
○地中仮設残存物記録
○設備関係測定報告書
○ その他( )

(5)性能検証法の適用がある場合、保全マニュアルに下記内容を記載すること。
・性能検証の適用の有無、内容
・改修、修繕時の性能検証に関わる責任区分
・あらかじめ検証による制約

【追加】
●1.7.4
完成写真

下記のものを監理者に提出する。ただし、原版は撮影者の保管とする。

分類・規格	撮影箇所数	部数	原版の大きさ
○ アルバム(基本図含)	外部(__) 内部(__)	※2 ○ 3	※6×6 版以上
● カラー ※キャビネ版	外部(10) 内部(__)	※2 ○ 1	※6×6 版以上
・ 全紙パネル	外部(__) 内部(__)	※2 ○ 3	○ _____
○ カラーポジ	外部(__) 内部(__)	※1	※24 ㎜×36 ㎜以上
● デジタルデータ	外部(10) 内部(__)	※1	
○ 動画データ	外部(__) 内部(__)	※1	

※フォトブック仕様は、下記程度とする
サイズ:内面 260×260
装丁:ハードカバータイプフルフラット製本
紙質等:シルク紙高質印刷
アルバム最終ページには、建物概要を添付する。

※撮影者
※同等の撮影実績を有し設計者・監理者が承認する者
○指定 (事務所名:)

※電子データは、RGB(フルカラー)、JPEG・MPEG 形式最高画質とし、DVD にて提出する。
※使用する写真は監理者と協議の上決定する。
~~※外部写真には、航空写真__枚を含む。~~
※監理者が指示する外観上不要な電柱、電線等消去する。
※監理者が指示する時間帯(昼景、夕景、夜景)で撮影を行う。
※原版の版権は撮影者が有するが、原版の使用権は発注者及び設計事務所に帰属する(発注者及び設計事務所は写真を撮影者の了解なしに自由に使用できる。撮影者が写真を使用する場合には発注者及び設計事務所の了承を必要とする)。

【追加】
○ 1.7.5
LCC の算出

(1)受注者は、竣工の____か月前及び____か月前に、発注者に事前確認のうえ、BELCA(公益社団法人 ロングライフビル推進協会)基準にて本建物のライフサイクルコスト(LCC)の算出を行い、発注者にデータにて提出する。

【追加】
○ 1.7.6
引継品

(1)受注者は、発注者が竣工後の建物管理に必要とする管理用備品のうち発注者が負担するものについて、発注者及び建物管理者に事前確認のうえ用意する。引渡し方法の詳細は、建物管理者と事前相談のうえ定める。

【追加】
○1.7.7
予備品

以下の材料を予備品として完成時に納入する。
○内訳数量の 3% (ビニルタイル)
○1% (床石、タイル、フローリング、2 重床パネル、タイルカーペット、壁紙)
○_____%(_____)
なお、予備品の保管場所は監理者の指示による。
○保管用 鋼製ラック _____ 台 (W2000×H1800×D600 程度)

【追加】
●1.7.8
軽微な変更

現場の納まり取り合わせ等の関係で材料、寸法、取り合い位置又は取り付け工法を多少変更し、或いはこれらによって取り付け員数を幾分増減する等の軽微な変更は、監理者との協議によって行う。

【追加】
●1.7.9
工事監理用図書

(ア)工事着手後、速やかに設計図(契約図)の縮小原図(A3 サイズ)を作成し縮小原図により、A3 サイズの青焼きまたは白焼き製本を(3)部提出する。

【追加】
○1.7.10
設計変更

設計変更に伴う下記の申請書の作成及びその申請書の行政庁等への提出・対応等の手続きは(設計者)が行い、その費用負担は(発注者)が行う。
○計画変更申請 ○性能評定 ○大臣認定

【追加】
●1.7.11
着工時提出書類

・現況調査報告書
~~・近隣調査報告書~~
・総合施工計画書
・総合工程表
・総合仮設計画

【追加】
●1.7.12
総合施工計画書

工事の着手に先立ち、総合施工計画書を作成し、監理者の確認を受ける。内容は次による他、監理者の指示による。
・工事概要、施工管理体制、現場運営形態、工程計画・工程管理、品質管理計画、総合仮設計画、近隣対策、安全衛生管理計画 等
・計画書、施工図の一覧表を作成し、提出スケジュールを監理者と協議する。

【追加】
●1.7.13
カラースキーム

カラースキーム作成時に伴う見本の準備を行うこと。

【追加】
●1.7.14
主な見本

●石材(各 1 ㎡)、塗装見本(各種 0.5 ㎡)、ガラス飛散防止フィルム(各 1 ㎡)、
○タイルカーペット(各種 1.5m×1.5m)程度、化粧シート・ビニルクロス(各 1 ㎡)
●_押型デザイン床_(約 1 ㎡)
その他仕様を決定するために必要なもの

【追加】
●1.7.15
海外製品の調達

(1)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、あらかじめ、それらが日本国の関係法令に適合し、設計図書に定められた品質・性能を有していることを証明する資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。
(2)消耗品、支給材料又は貸与品および設計図書に海外製品としての仕様が明記されている場合、及び機器・製品において、国内の製造者が、海外製の部品等を使用して国内製品として組立販売又は取扱いをし、補修、定期点検等のアフターサービスができる体制にある場合は、海外製とみなさない。
(3)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、完成引渡し後、通常の維持管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の補償期間は次の通りとする。
(a)保証期間 10 年とする。
(b)維持管理・補修・定期点検等のアフターサービスについては、修理・部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は 10 年とする。
(c)基本素材性能等の仕様の補償
保証期間は 10 年とする。ただし、素材性能・品質安定性に関する不都合の発現率が 5%を超えた場合、全数を保証対象とし、保証期間 5 年を追加延伸し、合計 15 年とする。
(d)修理・取替え材料の対応可能期間は 10 年とする。
(4)設計図書に指定された海外製の機器・材料・製品などが所定の品質・性能に適合しないと認められる場合、または前 2 号の保証に耐えるものではないと認められる場合は、速やかに監理者と協議し、代替品などの処置につき監理者の指示に従う。

【追加】
●1.7.16
特許権等について

本工事に使用する材料に関わる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利においての、必要な手続きは受注者の責任において行うこと。
工事中、竣工後に限らず第三者からの疑義、費用請求等があった場合は受注者の責任により対応を行うこと。
本設計図の著作権は株式会社 NTT ファシリティーズに帰属する。
完成図、施工図、製作図の著作権は発注者に移譲する。
本工事において、新たに特許、実用新案、意匠権等を出願する場合はあらかじめ監理者と協議を行うこと。

2章 仮設工事

1節 一般事項

【追加】
● 2.1.3
工事用水・電力

構内既存施設の工事用水・工事電力の使用の可否は下記による。
(1) 工事用水
※利用不可 ● 利用可(○ 有償 ● 無償)
(2) 工事電力
※利用不可 ● 利用可(○ 有償 ● 無償)

【追加】
● 2.1.4
交通整理員

交通誘導警備員について特に指定する場合は下記による。
● _大型物品搬出入時_

2 節 縄張り、遣方、足場その他

○ 2.2.1
敷地の状況確認及び縄張り

【置換】
(1)敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い、その結果を発注者及び監理者に報告するとともに、仮設計画書などに反映させる。現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路、周辺の井戸・池・地下水脈、隣接の建築物・工作物(地下鉄、とう道含む)、樹木、上下水道・ガス・電気・通信など地下埋設物に重点を置き、その現況を正確に把握する。
(2)敷地について次の要領により測量を行い、その結果を発注者及び監理者に報告するとともに、仮設計画書などに反映させる。
(ア) 隣地及び道路との境界は、隣地関係者、道路管理者及び監理者の立会のもとに確認し、記録を作成する。
(イ) 敷地の高低を測量し、道路との高さ関係・排水勾配などについて設計図と照合する。

【追記】
(3)速やかに以下の確認を行い、その結果を発注者及び監理者に報告する。
・既存建物地下躯体形状

(4) 敷地境界石を全数確認の上、仮点を 2 箇所ずつ明示する。
また、工事着手に先立ち、受注者は関係者立会のうえ図面に基づいて敷地内及び周辺の既存埋設管等の状況及び敷地工程並びに磁北・真北の確認をし、監理者に報告する。

● 2.2.4
足場等

【追記】
(2) 手すり先行足場
※適用する ○適用しない
なお、これにより難しい場合は監理者と協議する。

(5)足場に敷設する養生シートは、騒音・振動等公害防止条例その他規定に従って保護シート等を計画する。

3 節 仮設物

○ 2.3.1
監理者事務所等

(1) 規模等
○10 ㎡(1 号程度) ○20 ㎡(2 号程度) ○ 35 ㎡ 3 号(程度)
○65 ㎡(4 号程度) ○ 100 ㎡(5 号程度)
上記規模の他に ○発注者事務所(___㎡)
○会議室(___㎡程度、 ○Web 会議対応)
○更衣室(○男女兼用 ○男女別)
○WC (○男女兼用 ○男女別)

※監理者事務所等の維持保全及び美観保持の費用は、受注者の負担とする。
※監理者事務所は鍵がかけられる仕様とする。
・ 監理者事務所の内装仕上げ

	仕上げ
床	ビニル床シート張り又はタイルカーペット
壁	合成樹脂エマルジョンペイント塗り又はビニルクロス張り
天井	化粧石膏ボード又は岩綿吸音板

(2) 監理者事務所の備品等の種類及び数量は下記による。( )内は数量を示す。

○什器	○ 机( ) ○ 椅子( ) ○ 会議テーブル( ) ○ 書棚( ) ○ 見本棚( ) ○ 更衣ロッカー( ) ○ 応接セット( ) ○ 洗面設備( ) ○ シンク( ) ○白板( ) ○ 図面掛け( )
○電気製品	○ 冷蔵庫( ) ○ 電子レンジ( ) ○ 湯沸器( ) ○ 時計( )
○工事用	○ ゴム長靴( ) ○ 安全靴( ) ○ 雨カッパ( ) ○安全帯( ) ○ 懐中電灯( ) ○ ヘルメット( ) ○ 検査道具一式( ) ○ 温湿度計( )
○事務用品	○ 筆記用具 ○ OA用紙(適宜補充) ○ ファイル(適宜補充)
○その他	○ 消火器 ○ 日塗工 色見本帳

上記に要する費用は、維持運営費・処分費を含め一切受注者の負担とする。

監理者事務室には、次のOA環境を整備する。( )内は数量を示す。

○ パソコン( )	機種	※監理者の指示による ○ その他( ) 下記の該当ソフトがスムーズに作動する性能として管理者の確認を受けること。
	OS	※Windows10 ○ 監理者の指示による
	ソフト	※Word ※Excel ※PowerPoint ○ AutoCAD ○ Revit ○ Acrobat Pro ○ その他( ) ※各種最新版とする
	共用	※監理者専用 ○ 受注者と共用
○ インターネット回線( )	回線種類	※光ケーブル回線 ○ ADSL回線 ※WiFi/無線ルーター ※プロバイダー契約は受注者負担 ※回線は監理事務所専用回線とする。
○ レーザープリンタ( )	機種	※監理者の指示による ○ その他( )
	印刷	※カラー ○ 白黒
	給紙	※A3・A4対応 ○ A4対応
	共用	※監理者専用 ○受注者と共用
○ コピー機( )	機種	※監理者の指示による ○ その他( )
	機能	※自動原稿送り ※自動給紙 ※自動仕分け ※両面コピー ○ その他( )
	印刷	※カラー ○白黒
	給紙	※A3・A4対応 ○ A4対応
	共用	※監理者専用 ○受注者と共用
○ 電話( )	共用	※監理者専用 ○受注者と共用
○ FAX( )	共用	※監理者専用 ○受注者と共用
○ 複合機( )	機種	※監理者の指示による ○ その他( )
	機能	※FAX ※コピー ※スキャナー ※自動原稿送り ※自動給紙 ※自動仕分け ※両面コピー ○ その他( )
	給紙	※A3・A4対応 ○ A4対応
	共用	※監理者専用 ○ 受注者と共用

上記に要する費用は、維持運営費を含め一切受注者の負担とする。

(4) 工事名称などの表示
(ア) 工事用看板の大きさ、書体、仕上げ、位置等はあらかじめ監理者と協議する。
(イ) 設計監理の現場サインは、「NTTファシリティーズ CIデザインマニュアル」による。
仕様 :ステンレス製 カッティングシート貼り
寸法 :W_____×H_____
文字数: _____文字程度
(ウ) 仮囲いに、関係法令に定める掲示物のほかの看板等を設置する場所は、監理者と協議する。
(エ) 外部足場外面又は建物外壁面などに、工事名称・発注者・設計監理者・受注者

【追加】
○ 2.3.4
看板

※監理者事務所表示看板
○完成予想図(1.5m×1.5m 程度 1 箇所)
○設計監理者、発注者

【追加】
○ 2.3.5
仮囲いその他

受注者の計画による他、下記とする

仮囲い	・図示 (着色 ・有 ・無) ・ 程度 (着色 ・有 ・無)
ゲート	・図示 (着色 ・有 ・無) 程度 (着色 ・有 ・無)
敷鉄板	・図示 ・ 程度
防音壁	・図示 ・ 程度
交通整理員	・ 人程度
構造	○鋼板製 ○金鋼製 ○その他( )
高さ	○1.5m ○1.8m ○3.0m 以上( )
仕上げ	○仕上げなし ○ペイント ○その他( ) ○描画及びデザイン(内容は受注者で提案すること)
範囲	○設計図による ○監理者立会いのもと位置を決定する

仮囲い等に仮設ゲートを設置する際は、仮設ゲートとは別にくぐり戸等を取り設け、歩車分離を徹底し、現場従事者の安全動線を明確にすること

【追加】
● 2.3.6
保護設備

本工事の施工にあたり、付近住民・隣接建物・工作物・通行人等に対して損害を与えぬように、必要な保護設備を計画し、監理者及び各関係者に確認を得て実施すること。
万一損害を与えた時は、速やかに応急処置や復旧工事等を行い、これに要した費用は受注者の負担とする。

4 節 仮設物撤去等

○2.4.1
仮設物撤去等

【追記】
(3)工事完成後も仮設材(山留・地盤改良材を含む)を残置する場合は、発注者及び土地所有者と合意し、合意した記録を作成すること、また併せて残置図を作成し竣工図に追加すること。

5章 鉄筋工事		構造図による。
6章 コンクリート工事		構造図による。
9章 防水工事	● 9.1.3 施工一般	1節　一般事項

【追記】

(4) 防水の下地となるコンクリート面の含水率は 8%以下とする。防水施工前に、下地コンクリート面の含水率を測定し、監理者に報告する。
屋根防水層の水勾配は、スラブ勾配で確保する。

(5) 工事完成時点で、防水立上り部が隠蔽となる場合は、当該部位の防水施工状況（隠蔽前）の写真記録を監理者に提出し、当該写真を引渡書類に反映すること。

【追加】
● 9.1.4 試験

(1) 水張試験　※行う
●行わない
(ア) 水張試験の範囲 (※防水範囲全面、排水溝すべて ○　　)
(イ) 水張試験の時間 (※24 時間　○48 時間　○　　)
(ウ) 水張試験における水深は、設計荷重を越えない範囲で設定する。
(水上で 50mm 以上 ○　　)

(2) 散水試験　※行う
○行わない
(ア) 散水試験は、次の内容を実施し、防水端部及び建具・トップライト取合い部、異種工事取合い部分などの止水性能を確認する。
(イ) 試験対象部位
各部位毎の実施範囲は監理者との協議による。(防水槽部、外装各方位面、建具、OA・EA チャンバー足元廻り,外壁足元廻り)
(ウ) 試験実施数　(　　)
(エ) 試験の程度　防水の対象部位に散水を行い、漏水がないことを確認する。
散水は、次を標準として 1 カ所あたり 10 分間程度とする。
※散水ノズル圧力 4MPa(噴角 10 度)にて、試験部位から約 120cm となる位置より散水
(オ) その他

試験に先立ち、試験計画書を提出する。試験内容の詳細については、事前に監理者と協議する。試験により不具合が発生した場合は、必要な処置を行った後確認のため、再度散水試験を行う。

【追加】
● 9.1.5 防水の保証期間

※下記による。

防水種類	保証期間
●アスファルト防水	10 年
●改質アスファルトシート	10 年
●塗膜防水（密着工法）	5 年
○塗膜防水（緩衝工法）	10 年
○モルタル防水	5 年
○FRP 防水	10 年

保証については、受注者、防水施工業者、メーカーの 3 社連名とする。

【追加】
●9.1.6 シーリング防水及び保証期間

(1) 保証期間
外装シーリング材は、完成引渡日より次の保証期間内に材料の不具合や施工の不備によりシーリング材の破断、はく離などが生じた場合、無償にて補修を行う。
下記保証期間は受注者との協議による。

材料	SR-2	SR-1 MS-2	PS-2	ストラクチュアル グレージングジッパーガスケット 強度保証とも	グレージングチャンネルビード	
保証期間	7 年	5 年	3年	10 年	CR- 7 年	PVC- 2 年

(2) 期間内調査など
保証期間内に漏水、破断などが認められる場合は、受注者の費用により検査を行って原因を究明し必要な補修を行う。建築物引渡時に、シーリングに対する定期検査などの注意事項及び発注者の定期点検を代行する場合の時期・方法・費用なども発注者に提出する。

(3)シーリングにて止水を行う部分は原則すべて 2 重シーリングを行う。
(4)水掛かり部位において、コンクリートと金属等異種部材の取り合い部には止水のためシーリング目地を設けたうえでシーリング止水を行う。
(5)外壁及び水掛かりにおける鉄骨などの止水ライン貫通部にはシーリング施工用の止水板をあらかじめ取り付け、2 重シーリングを施工する。
(6)笠木などの熱伸びが想定されるシーリング施工箇所においては、熱伸びを考慮した、シーリング目地幅検討を行い監理者へ報告する。

【追加】
○9.1.7 止水、防水工法

(1)風除室を防水する場合は、内部及び外部との防水の縁を切り、風除室に排水口を設けて最寄りの排水槽に接続し、たまり水を排水する。
(2) 外部防水層と接する外部建具の防水に接する沓摺及び建具枠には、ステンレス製のフラッシング材を設け、防水層を巻き上げまたは塗り上げ、止水を完結させる。
(3)地下外壁躯体への打込み配管は行わない。また、地上部においても外壁躯体には打込み配管は行わない。やむを得ず打ち込む場合には、ブチルテープ2重またはつば付きスリーブとし、具体的位置と詳細を施工図で明示のうえ、監理者の確認を受ける。
(4)ドライエリア及びバルコニーなど外部雨水が入る部分における出入口扉沓摺下には、止水のための段差を設けて外部床面より高くし、雨水の室内への流入を防ぐ。段差の高さは、(※150mm　・300mm　○図示　)とする。なお、段差部は目立つよう色を変えるなど危険表示を行うこと。
(5)建築物の諸室天井内での漏水防止のために設ける防水パンの適用範囲、方式、仕様、工事区分などは、次による。

(ア)防水パン

施工場所	配管の種別・範囲・方式	防水パンの材質・仕上げ	工事区分	備考
○居室天井内の雨水排水	○ VP	※ステンレスt=0.5 折板 ○カラー鋼板t0.4	※建築工事 ○設備工事	水上止水面戸付下地: C-100×50×20×3.2 吊ボルト:φ13 @900 程度 振止め:φ9 @900 程度 軒樋:W-150×H-100SUS 製 t1.0 曲げ加工 水下側全面 落とし口:SUS 防塵網付

(イ)防水パンからの排水機構

施工場所	接続先	配管の仕様	工事区分	備考
○居室天井内の雨水排水	○最寄排水管	○ VP 100A	○建築工事 ※設備工事	

(※近接する(湧)水槽へ接続する ○自然乾燥方式)

(ウ)防水パンへの漏水感知器の設置　※設備図による

施工場所	範囲・方式	数量	工事区分	備考
全て		○2ヶ/1スパン	○建築工事 ※設備工事	

(6)地下水位より低い位置にある二重底盤内に設ける設備水槽では、次の排水機構を設けて、外壁面及び基礎スラブ面からの浸入水を排水する。
(ア) 水槽の種別 (○受水槽他　○_____　○_____　)
(イ) 外壁面排水機構　(※湧水槽　○湧水マット　○_____　)
(ウ) 基礎スラブ面排水機構(○湧水槽　※湧水マット　○該当なし)

(7)地下駐車場車路の出入口では、進入する外部の車路面よりも床レベルを高く設定する。また、斜路部の上下端位置には、排水溝を設置し、ガソリントラップを経由して排水を行う。
(ア)確保するレベル差(※100mm　・200mm　○図示)
(イ)排水溝のサイズ(※設計図による W=　D=　○_____　)
(ウ)排水溝のふた
(※設計図による　○ステンレス製グレーチング　○　　)

(8)屋内の雨水槽では、必要量を処理可能なオーバーフロー管を設置して、近接する湯水槽をバックアップ水槽として利用する。

(9)防水押えあごや PS・DS 立上りの天端の水勾配は、1/10 以上を確保する。

(10)パラペットの伸縮(ひび割れ誘発)目地は 3m間隔で立ち上がり全周に設置し、熱アスファルト防水等に接する目地部分には富調合モルタルで埋め、それ以外の部分は3面接着シーリングを施工すること
外壁の伸縮目地は型枠割付・目地図を監理者へ提出し確認を受けること

(11)外部に面する手すりの支柱は、コンクリート天端水平部分に固定せず、側面に固定する。

2 節　アスファルト防水

● 9.2.2 材料

(3)(オ) 改質アスファルトルーフィングシートは、JIS A 6013(改質アスファルトルーフィングシート)により、種類及び厚さは、下記による。
○種類:_____、 厚さ:_____
特記がなければ、表 9.2.3 から表 9.2.8 までによる。
(3)(カ) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートは、JIS A 6013 により、種類及び厚さは、特記による。
○種類:_____、 厚さ:_____
特記がなければ、表 9.2.5 から表 9.2.8 までによる。

(6) 押え金物の材質及び形状寸法は下記による。
※アルミニウム製L-30×15×2.0(mm)程度　○_____
(8) 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材の材質及び厚さは下記による。
材質　※JIS A 9511 A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板 3 種b
(スキンあり) (特定フロンを含まないもの)
厚さ　●__25__mm
(9) 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の材質及び厚さは下記による。
材質　※JIS A 9511 A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板 2 種 1 号又は 2 号で透湿係数を除く規定に合格するもの
厚さ　○_____mm

(10) 絶縁シートに使用する材料は下記による。
(屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法の場合)
※ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm 以上
○フラットヤーンクロス(70g/㎡程度)

(屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法の場合)
※フラットヤーンクロス(70g/㎡程度)
(11)(エ) 立上り部の保護に乾式保護材を使用する場合は下記による。
※押出成形セメント板(厚さ 15mm)　○_____

● 9.2.3 防水層の種類、種別及び工程

防水層の工法による種類及び工程は下記による。

種別	施工箇所	備考
○ A-1		立上り部の保護工法は下記による。 (　　)
○ A-2		
○ A-3		
● AI-1	プラザ、ステージ	立上り部の保護工法及び断熱材・絶縁用シートの有無は下記による。 (保護コンクリート) ● 断熱材の厚さ(25) ● 絶縁用シート
○ AI-2		
○ AI-3		
○ B-1		ルーフィングの仕様は下記による。 ○部分接着層付改質アスファルトルーフィングシート ○砂付き穴あきルーフィング 立上り部の保護工法は下記による。 (　　)
○ B-2		
○ BI-1		ルーフィングの仕様は下記による。 ○部分接着層付改質アスファルトルーフィングシート ○砂付き穴あきルーフィング 立上り部の保護工法及び断熱材・絶縁用シートの有無は下記による。 (　　) ○ 断熱材の厚さ(　) ○ 絶縁用シート
○ BI-2		
○ D-1		ルーフィングの仕様は下記による。 ○部分接着層付改質アスファルトルーフィングシート ○砂付き穴あきルーフィング 脱気装置の種類・設置数量は下記による (　　) 仕上塗料の種類及び使用量は下記による (　　)
○ D-2		
○ DI-1		脱気装置の種類・設置数量は下記による (　　) 仕上塗料の種類及び使用量は下記による (　　)
○ DI-2		
○ E-1 (屋内)		保護層は下記による。 ○ 設ける ○設けない
○ E-2 (屋内)		

● 9.2.4 施工

(1)(ア) 下地がモルタル塗りとする場合の適用箇所は下記による。
○_____
(イ) 立上りは下記による。
※コンクリート打放し仕上げ B種　○_____
(4)(イ)(g) ルーフドレイン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置は下記による。
※設計図による　○_____

【追記】
(5) パラペット等防水下地部分のコンクリートは、床板と同時打込みとする。やむを得ず打ち継ぐ場合には、立上り打継位置は、スラブ面より 100mm 以上立ち上げ天端を外側に勾配とする。

●9.2.5 保護層等の施工

(4)(イ) 平場の保護コンクリート(溶接金網入り)の厚さは下記による。
こて仕上げ　○ 設計図による　※80mm 以上
床タイル張り等 ● 設計図による　※60mm 以上
(5) 立上り部の保護工法は下記による。
○ 適(適用箇所:　　)　○ 否
種別
○ 乾式保護材　○ れんが押え　○コンクリート押え　○ モルタル押え
(7) 屋上排水溝は下記による。
○設計図書による
●モルタル金ごて仕上げ(鉄線径 2.6mm、網目寸法 50mm の溶接金網敷込み)

【追記】
(8)水勾配
○ 設計図書による　※1/100 以上　○1/200 以上
機械基礎等の回りにも伸縮調整目地を設けること
(9)伸縮調整目地
(ア) 屋上防水保護層には、縦横間隔 3m 程度に平場・立上り部ともに幅 25mm の伸縮調整目地を設ける。また機械基礎などに当たる場合はその周囲に設ける。
(イ) 立上り部周辺の伸縮調整目地は 30mm とし、立上り部表面仕上げから 600mm 内外の位置に設ける。
(ウ) 伸縮調整目地の深さは、アスファルト防水層まで達するものとする。
屋上排水溝　※PC 製側溝・モルタル金ごて(最低厚さ 40mmSUS 製溶接金網 2.6φ@50)
(10) ドライエリアやサンクンガーデンなどエフロレッセンスの発生が見込まれる箇所については、エフロ防止用メッシュパイプ 50φ(ダイプラ(株)ネトロンパイプ NL-50 同等品以上)を敷設すること。
(11) 機械基礎周り
(ア) やむを得ず機械基礎をアスファルト防水層の上に設置する場合は、防水層に加わる圧縮力が 20kN/㎡ を超えないように、また基礎面積は最小 1 ㎡以上とし、保護コンクリート内に鉄筋 D10@200 縦横の配筋を行う。
(イ) 露出防水の場合は、露出防水用の軽歩行用保護シートなどで補強した上に機械基礎を設ける。
(12) 防水保護層へのあと施工アンカーは行わない。やむを得ずあと施工アンカーを設ける場合は、防水層の性能に影響がない旨の資料を作成し、監理者の確認を受ける。

3 節　改質アスファルトシート防水

● 9.3.2 材料

(1)(ア) 改質アスファルトシート　種類:_____、厚さ:_____
(イ)粘着層付改質アスファルトシート　種類:__R 種__、厚さ:__3.0 ㎜以上__

● 9.3.3 防水層の種別及び工程

防水層の工程による種別は下記による。

種別	施工箇所	備考
○AS-T1		仕上塗料の種類及び使用量は下記による (　　)
○ AS-T2		
● AS-J2	ピット内	脱気装置の種類・設置数量は下記による (脱気装置不要　　) 仕上塗料の種類及び使用量は下記による (　　)
○ AS-T3		
○ AS-T4		
○ ASI-T1		脱気装置の種類・設置数量は下記による (　　) 防湿層の設置(　) 仕上塗料の種類及び使用量は下記による (　　) 断熱材の厚さ(　)
○ ASI-J1		

4 節　合成高分子系ルーフィングシート防水

○ 9.4.2 材料

(1)(ア) ルーフィングシート　種類:_____、厚さ:_____

(2) 可塑剤移行防止シートの材質は下記による。
※発泡ポリエチレンシート　○_____
(3) 機械的固定工法に用いるルーフィングシートは、同工法専用のものとする。
(4) 押え金物　※アルミニウム　L-30×15×2.0 程度
○ステンレス　L-30×30×1.5 程度
(5) 絶縁用シート(S-M1、S-M3)
※発泡ポリエチレンシート
(6) 仕上塗料 ※標準色(・シルバー ※カラー)　○特注色(カラー)

○ 9.4.3 防水層の種別及び工程

防水層の工法、種別及び工程は下記による。

種別	施工箇所	仕上げ塗料塗り	使用分類
○ S-F1		○ シルバー ○カラー	※非歩行 ○ 軽歩行
○ S-F2			
○S-M1		○ シルバー ○カラー	
○S-M2			
○S-M3			
○SI-F1		○ シルバー ○カラー	
○SI-F2			
○SI-M1		○ シルバー ○カラー	
○SI-M2			

○ 9.4.4 施工

(4) PCコンクリート部材下地の場合の目地処理(接着工法)は下記による。
・ 設計図による　○_____
(5)(ア)(a) 種別S-F1 及びSI-F1 の場合のPCコンクリート部材の入隅部の増張りは下記による。
・ 設計図による　○_____
(6)(イ)(a) 機械的固定方法の建築基準法に基づき定まる風圧力は構造概要書による。その風圧力に対応した工法は下記による。
○_____

5 節　塗膜防水

● 9.5.2
材料

【追記】
(5) X-1 の通気緩衝シートは、単独でも防水性能を有する改質アスファルト系などの下張り用防水シートとし、シートのジョイント部は、下地の挙動に対する絶縁と通気対応及び止水性を有するものとする。

● 9.5.3
防水層の種別及び工程

防水層の工程による種別は下記による。

種別	施工箇所	備考
○ X-1(絶縁工法)		仕上塗料の種類及び使用量は下記による (　　)
● X-2(密着工法)		
○ Y-1	・ 地下外壁防水	
○ Y-2		防水保護層は下記による。 ※適用する　○適用しない
○ エポキシ樹脂系	・工水、雑排水、汚水、排水調整槽	
○ アクリルゴム系		
○ビニルエステル系		
○ポリウレタン系		
○ 無機質系		

(2)脱気装置の種類及び設置数量は下記による。
○設ける　材質(　　)　設置数量(　㎡当たり 1 箇所)

(3)下階及び隣室への漏水・浸水防止が必要な部屋(各種電気関連室又は上下階で所有区分の異なるエリア)では、周囲に立上りを設けて塗膜防水を施す。漏水検知テープは、設備工事とする。 範囲は設計図による。
(ア)室名(○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)
(イ)立上りの仕様(※コンクリート 100mm ○　　○　　)

(4)居室内に空調機や水槽・熱交換機などがある場合には、周囲に立上りを設けて塗膜防水を施す。排水及び漏水検知テープは、設備工事とする。
(ア)部屋の種類(○＿＿○＿＿○＿＿○＿＿)
(イ)立上りの仕様(※コンクリート 100mm ○＿＿○＿＿)

6 節　ケイ酸質系塗布防水

○ 9.6.1
一般事項

【追記】 (2)ケイ酸質系塗布防水材の適用部位は、表 9.6.1 によるほか、下記による。
防水層の位置:＿＿＿＿＿、適用部位:＿＿＿＿＿

○ 9.6.3
防水層の種別及び工程

種別	施工箇所	備考
・ C-SUI		
・ C-SUP		

○ 9.6.4
施工

(1)(イ)壁及び天井部は下記による。
○＿＿＿＿　※コンクリート打放し

【追記】
(1)(ウ) 特に指定する下地処理は下記による。
○異常のある部分及び鉄骨貫通部周囲等は、防水材製造者の指定による適切な材料を用いて止水、断面補修等行う事

(2)(ア)防水層下地のコンクリート打継ぎ箇所の処理は下記による。
○＿＿＿＿　幅・深さ 30mm の目地棒

7 節　シーリング

● 9.7.2
材料

(2) シーリング材の種類及び施工箇所は下記による。

被着体の組み合わせ			シーリング材の種類
金属	金属	方立目地	※SR-2　・
		方立以外の目地	※MS-2　・SR-2
	コンクリート		※MS-2
	ガラス		※SR-1　・SR-2
	石・タイル		※MS-2　・
	ALC	仕上げなし	※MS-2
		仕上げあり	※PU-2　・AU-2
	押出成形セメント板		※MS-2
樹脂製建具	ポリ塩化ビニル樹脂型材(樹脂製建具)		※MS-2
	コンクリート		※MS-2
	ガラス		※SR-1　・
	石・タイル		※MS-2
	ALC	仕上げなし	※MS-2
		仕上げあり	※PU-2　・
	押出成形セメント板		※MS-2　・
ガラス	ガラス		※SR-1　・
石	石	外壁乾式工法の目地	※MS-2
		上記以外の目地	※PS-2　※MS-2
コンクリート	プレキャストコンクリート		・PS-2　※MS-2
	打継目地 ひび割れ誘発目地	仕上げなし	・PS-2　※MS-2
		仕上げあり	※PU-2　・AU-2
	石・タイル		※PS-2
	ALC	仕上げなし	※MS-2
		仕上げあり	※PU-2　・AU-2
	押出成形セメント板	仕上げなし	※MS-2　・
		仕上げあり	※PU-2　・AU-2
ALC	ALC	仕上げなし	※MS-2
		仕上げあり	※PU-2　・AU-2
押出成形セメント板	押出成形セメント板	仕上げなし	※MS-2
		仕上げあり	※PU-2　・AU-2
水回り	浴室・浴槽		※SR-1(防カビ型)
	キッチン・キャビネット回り		
	洗面・化粧台回り		
タイル	タイル		・PS-2　※MS-2　・
アルミニウム製建具などの工場シール			※PS-2　・SR-1
ポリカーボネイト板・アクリル板取合い部			※SR-1(脱アルコール型)

上記以外は、標仕表 9.7.1 により、表 9.7.1 になり材料の組み合わせについては、建築工事監理指針表 9.7.2 をもとに監理者と協議の上、決定する。

【追記】
(6)ポリウレタン系シーリング材(PU-2)は、その上に施す仕上塗材などを汚染しないものとする。
(7)防火戸などの耐火・防火認定仕様に用いるシーリング材は、当該認定条件を満足するものを使用する。
(8)打継ぎ部など種類の異なるシーリング材が接する場合は、その組合せで双方とも硬化不良・シーリング材の汚染・被着体との界面はく離などの不具合がないことが確認されたものを使用する。

● 9.7.3
目地寸法

(1) シーリング材の目地寸法は下記による。

(ア)コンクリート打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地	※幅 20 ㎜、深さ 10 ㎜ 以上 ○＿＿＿＿
(イ)ガラス回りの目地	※幅 5 ㎜、深さ 5 ㎜ 以上 ○＿＿＿＿
(ウ) (ア)(イ)以外の目地	※幅 10 ㎜・深さ 10 ㎜ 以上 ○＿＿＿＿
(エ)ワーキングジョイント目地	※該当部のムーブメントに追従可能な目地幅とする

【追記】
(3) シーリング寸法は、次により、必要に応じて寸法を調整する。
※日本建築学会「外壁接合部の水密設計及び施工に関する技術指針・同解説」シーリングジョイントの設計による目地幅の算定式
○設計図による

(4) カーテンウォールなどに生じる層間変位に対しては、階高の 1/200 の変位でシーリング材の破断が生じないように目地設計を行う。

● 9.7.4
施工

【追記】
(7) シーリングは、2 面接着を原則とし、バックアップ材・ボンドブレーカーなどを適切に設け、かつ所要のシーリング寸法を確保する。ただし、動きの小さい目地(ノンワーキングジョイント)となるコンクリートの打継ぎ目地・ひび割れ誘発目地(シーリングを施す化粧目地を含む)及び防水層端部のシーリングは、3 面接着とする。これ以外のノンワーキングジョイントで、3 面接着とする個所は、監理者と協議を行う。

(8) 外壁貫通部(とい・梁・配管など)は、つば付きスリーブ打込みとし、外側の周囲は二重シーリングとする。

(9) 外壁に取り付ける金物の雨掛り部は、躯体との境界部分への雨水浸入防止のため、周囲にシーリング材 10×10mm 程度を充填する。

(10) 外部に面する雨掛り部の異種工事取合い部分はすべて二重シーリングまたは二重の止水処理とし外部側の止水が切れた場合でも中間層から排水される機構とする。

● 9.7.5
シーリング材の試験

(2) 接着性試験は下記による。
※簡易接着性試験　○引張り接着性試験

【追記】
(3)外部に面するシーリング材の接着性試験もしくは、同材料組み合わせによる試験成績書の確認は、塗料を含めたすべての被着体との組み合わせにおいて、実施する。
(4)シーリング上に塗装を行う場合は、ノンブリードタイプとし、塗装との相性を確認する。
(5)石材とシーリング材が接する場合は、石材の汚染性確認を行う。
(6)シーリング材と被着体の接着性及びシーリング材の打継ぎ性について、シーリング材製造者において性能確認がなされていない場合は、a 号によらず引張接着性試験を実施する。また、ガラス越しなど接着面が直接紫外線の影響を受ける場合は、すべての打継シーリング材からの影響を含み、支障がないことが確認されたものとする。未確認の組合せについては、促進試験を実施して支障がないことを確認する。

8 節　セメント系防水

【追加】
(1)種別と施工個所は、次による。

○ 9.8.1
施工一般

種別	施工箇所
○ ポリマーセメント系塗膜防水 ・PA-1 ・PA-2 ・PA-3 ・PB-1	図示
○ セメント防水	図示
○ エチレン酢酸ビニル系	図示

(2)防水材は、JIS A 1404 または JASS 8 T 301
(3)その他の材料は、防水材製造者の仕様に基づくものとする。
(4)立上り壁　塗膜防水面に保護層(モルタルラス張り)を見込むこと。

【追加】
○ 9.8.2
防水層の種別及び施工個所

(1)防水層の構成と調合は、防水材製造者の仕様による。
(2)防水材の調合及び塗り厚さ・塗布量は、防水材製造者の仕様による。

9 節　ステンレスシート防水・チタンシート防水

【追加】
○ 9.9.1
適用範囲

(1)この節は、屋根・ひさしなどにステンレスシート防水層・チタンシート防水層を施す場合に適用する。
(2)この節及び設計図に規定のない事項は、JASS 8 による。

【追加】
○ 9.9.2
材料

(1)ステンレスシート防水・チタンシート防水の材料
※次表による　○設計図による

施工箇所	種別	板厚(mm)	成型材の働き幅(mm)	表面仕上げ	備考
	○ステンレス SUS304 ○ステンレス SUS445J2 ○チタン TR270C	※0.4	○450 ○280	※2D 仕上げ ○ダル仕上げ	

(2)専門工事業者は、製造者の指定業者とする。
(3)下葺材
※軟質発泡ポリエチレンシートt=4mm＋ゴムアスシートt=1mm
○軟質発泡ポリエチレンシートt=4mm＋アスファルトルーフィング940
○軟質発泡ポリエチレンシートt=4mm
○計図による
(4)断熱材

施工箇所	断熱材の種別	板厚(mm)	備考
図示	硬質ウレタンフォーム保温板	30	

(5)取付け金物・付属品
(ア) 吊子の材質は、防水シートと同材とする。
(イ) 固定金物の材質は、JIS G 4305のSUS304とし、タッピンねじ・ドリルねじ類などの切削ねじ込み式固定金物は、SUS410とする。
(ウ)ドレンは、つば付きで防水層と一体化するものとし、材質は防水層と同材とする。
(エ)ジョイントキャップは、防水層と同材とする。
(6)耐火性能　※30分耐火　○なし
(7)材料試験　○行う

【追加】
○9.9.3
工法

(1) 施工条件
(ア)降雨・降雪時には、溶接作業を行わない。
(イ)強風により防水層のばたつき・折れ・飛散などが予想される場合は、施工を行わない。
(2) 下地
(ア)現場打ち鉄筋コンクリート・プレキャスト鉄筋コンクリートなどの下地は、平たんで目違い・突起物がなく、吊子の保持耐力に影響を与えるような浮き・ぜい弱部などの欠陥がないものとする。
(イ)鉄骨造フレームの屋根などにおいては、自走式シーム溶接機が走行可能な強さを有し、作業員が歩行する場合は、その荷重に耐える野地板などを設ける。野地板などに対する吊子の保持力が十分でない場合は、吊子は母屋などの構造部材に固定するか、それらの間隔が吊子の配置に適したものとする。
(ウ)(ア)から(イ)以外の下地の場合は、上記に準ずる条件を満足するとともに、吊子の保持力を十分に確保する。
(3)吊子
(ア)吊子の施工は、所定の耐力が得られるよう行う。
(イ)吊子の施工に伴って発生するコンクリート粉・金属くずなどが、溶接する吊子及び成型材の折上げ部に付着しないように十分に注意する。
(4)溶接条件の調整
(ア)1 日に 1 回以上吊子を含む溶接試験片を作り、良好な溶接状態を確認して電流・加圧力・自走速度などの溶接条件を調整する。
(5)防水層
(ア)割付け図に従って所定の長さに防水シートを切断し成型する。
(イ)隣り合う成型材の折上げ部を拝み合せにして所定の位置に敷き込み、吊子と折上げ部をスポット溶接機で仮付けする。なおスポット溶接による 仮付けは、シーム溶接予定位置よりも上部で行う。
(ウ)材質が SUS304 の場合は、最大長さを 15m以下とする。
(エ)成型材の拝み合せ部は、予想される防水層の伸縮に十分耐える形状とする。
(オ)仮付け溶接後、自走式シーム溶接機で溶接を行う。成型材の長手方向の端末を異なる方向の成型材と溶接する場合は、端末から約 150mm の折上げ部を倒し、接続する成型材と平行に折り上げてシーム溶接する。
(カ)防水シートを成型材の長手方向に直交して折り曲げる場合は、溶接済みの折上げ部約 300mm を倒し、半径 30～50mm 程度の曲面で折り曲げる。
(キ)防水立上りの出隅・入隅部は、一方の防水シートをやちよ折りにし、所定の形状に切断成型した他方のシートとシーム溶接して一体化する。
(ク)貫通材周りは、その大きさに合わせた役物部材を作り、防水層と溶接またはシーリングなどで止水する。
(ケ)ドレンは防水シートと溶接またはシーリングなどで止水する。
(コ)防水シート端末部の処理は、水切り及びシーリング材で入念に行う。
(サ)防水シート施工後、目視検査によりシーム溶接部に未溶接部や溶接線の穴などの欠陥のないことを確認する。
(シ)防水層シート施工後、他の作業を行う場合は、防水層を損傷しないよう十分注意する。

10 節　FRP 防水

【追加】
○ 9.10.1
FRP 防水

(1)仕様は JASS8 の FRP 系塗膜工法・密着仕様(L-FF)
(2)使用材料は JASS8 によるほか JISR3 判、JISk6919 による。

11 節　その他

【追加】
○ 9.11.2
その他の止水処理

(1)内部水周りの防水処理
洗面、シンクなどの水栓廻り及び水の被害が予想される個所では、全面的に次の下地処理または防水処理を行う。
(ア)コンクリートブロック積の間仕切または軽量鉄骨間仕切は、コンクリートの立上り 100mm 程度の上に設ける。(立上りは設計図による)
(イ)地下コンクリートスラブと立上りとの打継ぎ部には、塗り幅 500mm 程度で塗膜防水を施工する。
(ウ)EPS では、コンクリート床レベルを周囲より 50mm 以上高くするか、周辺間仕切り下部で高さ 50mm 以上の防水対策を行う。
(エ)外装カーテンウォール内側の層間塞ぎは、下階への漏水対策としてコン止め、などで H=50mm 程度の防水堤(RC 立上り又はその止水金物 L50×50)を設けるほか、設計図による。
(オ)石膏ボード壁においては 防カビ・防水石膏ボードの増張りを行う。
(2)外壁などの防水処理
(ア)土に接する外壁などのコンクリートで、防水を施した部分については漏水のないように施工する。竣工後引渡後、漏水が生じた場合は、1.1.19 に準じてで止水処理を行う。
(イ)土に接するコンクリート面の型枠緊張材にはコーンを使用し、型枠解体後防水処理を施す。ただしフーチングの類、地下室のない地中梁など漏水の影響がない場合を除く。
(ウ)土に接する外壁や地下室の耐圧盤など、地下の部屋に面して漏水の影響のある部分では、次の止水処理を行う。ただし全面的に外防水層を施工する場合を除く。
(a)型枠緊張材には、止水セパレーター(止水リング2重)を使用する。
(b)
①不良部分を取り除き、コーン底部に高分子系セメント防水剤を塗布する。
②樹脂エマルジョンやプラスチックを混入したポリマーセメントモルタルで外壁面まで埋める。
(c)ひび割れのある個所は、次による。
ひび割れの幅が 0.3mm 未満の場合は、合成ゴム系防水剤を幅 50mm でパテかいする。ひび割れの幅が 0.3mm 以上の場合は、ひび割れにエポキシ樹脂注入を行い、合成ゴム系防水剤を幅 50mm でパテかいする。
(オ)防水のない外部床と外壁の取合い部は、入隅から床と外壁にポリマーセメント系防水をそれぞれ幅 300mm 施す。
(カ)屋内の雨水槽では、必要量を処理可能なオーバーフロー管を設置して、近接する湧水槽をバックアップ水槽として利用する。

(キ)ドライエリア及びバルコニー等、外部雨水が入る部分における出入口扉くつずり下には、止水のための段差を設けて外部床面より高くし、雨水の室内への流入を防ぐ。段差の高さは(※150mm ・300mm)とする。

(3)屋上パラペット周りの防水

(ア)カーテンウォールと防水立上がりコンクリートとの隙間は、EXP-J 扱いとし、止水用合成ゴムシートでたるみを持たせて天端をふさいだ後、笠木を設ける。

10章 石工事

● 10.1.3 施工一般

1 節　共通事項

(1) 石材の割付けは下記による。
※設計図による　○_____
(2)(ア) 合端の見え隠れ部分はひき肌又は製作のままとし、入隅などでのみ込みとなる部分は、原則として 15mm 以上を見え掛りと同程度の仕上げとする。
ただし、、粗面仕上げの場合は監理者と協議する。

【追記】
(4)仕上り精度
(ア)仕上り面の凹凸・高低の仕上り精度は、壁にあっては 3m につき±1.5mm 以内、床にあっては 3mにつき±3mm 以内とする。
(イ)合端は糸面取り、出隅部は丸面取りまたは角面取りの仕上げとする。
(ウ)浴室・プールなどの床に使用する場合のジェットバーナー仕上げは、ブラシによる回転仕上げ作業を行い、鋭利な部分が残らないように仕上げる。
(5)目地
(ア)一般目地(乾式工法は除く)
(a)設計図に記載なき目地幅は、次による。

石種	仕上げ	壁用 外部(mm)	壁用 内部(mm)	床用 外部	床用 内部
花崗岩	磨き	6	6	6	4
	ジェットバーナー	8	6	6	4
	ウォータージェット	8	6	6	4
	叩き	8	6	6	4
大理石	磨き	−	ねむり	−	4
テラゾブロック	磨き	−	ねむり	6	4
テラゾタイル	磨き	−	ねむり	4	4
擬石ブロック	叩き	8	8	−	−

(b)ねむり目地は目地幅 0.5mm 程度とし、石小口に糸面をつける。石小口にはテープ（塩化ビニルなど）を張り、石の伸縮などによる小口の破損を防止する。
(c)目地は空隙がないように十分充填し、1～2mm の沈み目地とする。
(d)化粧目地に普通セメントまたは白セメントを使用する場合は、色合いにより寒水砂または洗い細砂を使用する。
(イ)伸縮調整目地
(a)防水保護コンクリートの上または温度影響を受ける場所に施工する屋外敷石の場合は、根石ぎわに伸縮調整目地(シーリング材充填)を設ける。
(b)敷石の伸縮調整目地は、下地コンクリート目地に合わせてシーリング目地とする。
(c)コンクリートのひび割れ誘発目地部及び壁の入隅部・異種下地と接する部分・サッシなどの取合い部には、伸縮調整目地(シーリング材充填)を設ける。
(ウ)石材での汚れ防止
※使用しない　　○使用する　(浸透性吸水防止材)

● 10.2.1 石材

2 節　材料

(1) 天然石材の品質、種類、形状、寸法及び表面仕上げは下記による。

施工箇所	品質	種類	産地・名称	厚さ・大きさ(mm)	仕上げの種類	見本
ステージ壁	※1等品 ○_____	花崗岩	メーカーリストによる	メーカーリストによる	ｼﾞｪｯﾄﾊﾞｰﾅｰ	※提出
	※1等品 ○_____					※提出
	※1等品 ○_____					※提出
	※1等品 ○_____					※提出
	※1等品 ○_____					※提出

【追記】
(エ) 石材の形状および寸法は特記による。
ただし、形状は矩形とし、石材1枚の面積が 0.8 ㎡以下とする。また、外壁乾式工法の場合は、幅及び高さ 1,200mm以下、重量 70kg 以下とする。
(オ) 見本の大きさは、特記なき限り、大きさは 600×600(mm)とする。
(カ) 石材全体の色調はできるだけばらつきなく統一する。
(キ) 原則として外部及び内部の床面、水を扱う箇所の石材の裏面及び小口については裏面処理等防汚対策を行う。なお、乾式工法の場合は裏打ち処理を行う。詳細処理範囲については監理者と協議を行う。
(ク) 床面及び水掛かりとなる壁面は、表面撥水処理を行う。
(ケ) 監理者の指定する範囲(床、壁 200 ㎡程度ごと)において、加工工場にて敷き並べを行い、ばらつきによる配置方針を監理者と協議の上、決定すること。
(コ) 軒天、上げ裏及び FL＋2000 以上の壁の石材は、ガラス繊維メッシュ等による裏打ち処理を行った上で、落下防止ファスナーを 1 枚当たり石材重量に対する必要数量+1 箇所以上設ける。また、シアコネクターはリング状のものを用い、リング内に鉄筋を通して施工する。
(サ)床面で使用する石材は CSR 値(滑り係数)0.45 以上とする。

(2) テラゾの種石の種類・大きさ、形状、寸法及び表面仕上げは下記による。

施工箇所	種類	大きさ	形状・寸法	仕上げの種類	見本
	※大理石 ○_____	※ 1.5 ～ 12 mm ○_____			※提出
	※大理石 ○_____	※ 1.5 ～ 12 mm ○_____			※提出
	※大理石 ○_____	※ 1.5 ～ 12 mm ○_____			※提出

【追記】
(3) 外装用石材の物性
(ア)物性は JIS A 5003 石材の硬石によるほか、次を標準とする。
吸水率　0.35%以下
(イ)同品種石材における既存の測定値(原則として 3 回分以上の実施データ)を監理者に提出する。
(ウ)物性値の確認試験
※　実施しない　　○　実施する(項目は次による)
試験項目
※比重　　※圧縮強度　　※曲げ強度　　※吸水率
○耐凍害性　○透水性　　○潜在変色性　　○浸食性
○だぼ部の固定耐力試験　　○溝強度試験
○石先付 PCa 用シアコネクタの固定耐力試験
○ストーンアンカー固定耐力試験
試験機関　　※公的試験機関
(エ)国内における使用事例が少ない石材の場合は、上記による確認試験の実施要否に関わらずすべての項目及び硬度、偏光顕微鏡などによる詳細調査を実施し、品質及び将来的に発錆など不具合の発生がないことの確認を行う。

● 10.2.2 取付け金物

(1)(イ) 受金物の材質、形状及び寸法は下記による。
※SS400　L-75×75×6 加工　ℓ=100mm 又は 150mm 程度
○_____
(2) 外壁乾式工法用の金物は下記による。
金物の種類、形状、寸法は下記による。
○_____
※下記方式による(標仕 10.2.2(2)表 10.2.4)
○ スライド方式　　● ロッキング方式
(3) 特殊部位用金物
(ア) 特殊部位に使用する引金物、だぼ及びかすがい及び受金物は下記による。
※標仕 10.2.2(1)(ア)による　○_____
(イ) 特殊部位に使用するファスナーは下記による。
※標仕 10.2.2(2)に準ずるスライド方式(だぼの形式は通しだぼ)
○_____

【追記】
(エ) 吊金物及び化粧吊りボルトの材質及び形状は下記による。
吊金物　※SUS304　6mmφ　ℓ=80mm　加工　○_____
化粧吊りボルト　※SUS304　M10 化粧ナット付き　○_____
(4) アンカーの材質及び寸法は下記による。
外壁湿式工法及び内壁空積工法　※SS400　M12　○_____
外壁乾式工法及び特殊部位　※SUS304　M10　○_____
(5) あと施工アンカーの材質及び寸法等は下記による。
● SUS 製　図示による
(6) その他の金物の材質、形状及び寸法は下記による。
○ 設計図による　　※見本資料等を提出
(7)外部または水掛かり部分では、溶融亜鉛めっきまたは SUS とする。

●10.2.3 その他の材料

(1) セメントモルタル
(エ) 取付け用モルタルは下記による。
※石材施工業者の指定する製品とし、実績等の資料を監理者に提出する
○_____
(オ) 目地用モルタルは下記による。
※石材施工業者の指定する製品とし、実績等の資料を監理者に提出する
○_____
(2)浸透性吸水防止剤は下記による。
※専門工事業者の指定する製品とし、実績等の資料を監理者に提出する
○_____

(3) 石裏面処理材(濡れ色、白華防止)は下記による。
※石材施工業者の指定する製品とし、実績等の資料を監理者に提出する
○ ポリマー変性エポキシ系とする
○_____
表面処理材(表面汚れ防止)は下記による。
※石材施工業者の指定する製品とし、実績等の資料を監理者に提出する。
○_____
(4) 裏打ち処理材は下記による。
※石材施工業者の指定する製品とし、実績等の資料を監理者に提出する。
○_____
(6) 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質は下記による。
※SUS304
○_____
(7) 金物の固定に使用する充填材料等は下記による。
※石材施工業者の指定する製品とし、実績等の資料を監理者に提出する。
○_____
【追記】
(8) 外壁及び内壁の水がかり部の、石材取付金物まわりに充填材を使用する場合は、
石膏系は使用しない。

3 節　外壁湿式工法

○ 10.3.2 材料

(1) 石材の厚さは下記による。
※25mm 以上　　○ 10.2.1(1)による
(2)(ウ) 石裏面処理及び裏打ち処理は下記による。
○ 10.2.1(1)(カ)による　　○_____
【追記】
(3)濡れ色・白華防止処理
※行う(小口とも)(・最下段の石のみ ※すべて)
○行わない

○ 10.3.3 施工

(2)(ア) 下地ごしらえは下記による。
・流し筋工法　　・あと施工アンカー工法　　※あと施工アンカー・横筋流し工法
(5)目地
(ア) 一般目地
(a) 目地幅は下記による。
※6mm 以上　○_____
(イ) 伸縮調整目地
(a) 伸縮調整目地の位置は下記による。
※標仕 表 11.1.1 による　○_____
(b) シーリング材の目地寸法は下記による。
※標仕 9.7.3(1)(ウ)による　○_____

4 節　内壁空積工法

○ 10.4.2 材料

(1) 石材の厚さは下記による。
※20mm 以上　　○ 10.2.1(1)による
(2)(ウ) 濡れ色、白華防止処理は下記による。
○ 10.2.1(1)(7)による　　○_____
表面汚れ防止処理は下記による
○ 実施する　　○ 実施しない
裏打ち処理は下記による
○ 実施する(床上 0.5m 内外)　　○ 実施しない

○ 10.4.3 施工

(2)(ア) 下地ごしらえは下記による。
※あと施工アンカー・横筋流し工法　○・あと施工アンカー工法
(5)目地
(ア) 一般目地
(a) 目地幅は下記による。
※6mm 以上　○_____
(イ) 伸縮調整目地
(a) 伸縮調整目地の位置は下記による。
※6m 程度ごと　○・_____
(c) シーリング材の目地寸法は下記による。
※標仕 9.7.3(1)(ウ)による　○_____

5 節　外壁乾式工法

● 10.5.2 材料

(1) 石材の厚さは下記による。
外壁　※有効厚さ 30mm 以上　○ 10.2.1(1)による　○ _____
(2) 石材の加工
(ア) だぼ用の穴の位置は下記による。
○_____
(イ) 濡れ色、白華防止処理は下記による。
● 10.2.1(1)(キ)による　○_____
表面汚れ防止処理は下記による
● 実施する　　○ 実施しない
裏打ち処理は下記による
● 10.2.1(1)(キ)による　○_____

● 10.5.3 施工

(1) 建築基準法に基づき定まる風圧力は構造概要書による。その風圧力に対応した工法は下記による。
○_____
(2)取付け代は下記による
※石材の裏面とコンクリート面の間 70mm 程度　○ _____
(6) 目地
(ア) 目地幅は下記による。
○ 8mm 以上　　※9.7.3(1)(ウ),(エ)による
【追記】
(7)原則として最下段より H=1000mm は、衝撃による石の破壊を防止するためのモルタル等を裏込めする。
(8)幅木の上端部分に塗膜防水を施し、石の裏側に浸入した水を幅木上で外部に排出する機構とする。また、前 4 号の場合も同様に裏込モルタル上端部にて類似の対応を行う。幅木がない場合は、塗れ色・エフロ防止対策として点付けボンド工法で水を下に流す
(9)だぼ用穴の位置　　※標仕[10.5.2(2)(ア)]による　○

【追加】
● 10.5.4 性能

(1)耐震性:
設計用震度に対し、石材及び取付金物の強度が短期許容応力度内にあり、石材の破損や脱落、金物に有害なひずみの残留がないものとする。設計用震度は構造概要書による。
層間変位追従性能は、中地震時の層間変形角に対し、石材の破損・脱落、金物に有害な残留がないものとし、大地震時の層間変形角に対し、石材の脱落が生じないものとする。層間変形角は構造概要書による。
(2)耐風圧性:
設計用風圧力に対して、石材及び取付金物の強度が短期許容応力度内にあり、何ら損傷を生じないものとする。
(3)耐温度差性能:
温度変化Δ75℃(+60～-15℃)に対して、構造上、美観上有害な欠陥が生じないものとする。
(4)衝撃により破損が予想される高さ(H=1m 程度)まで、対策を講じる。

6 節　床及び階段の石張り

○ 10.6.2 材料

(1) 材料
(ア) 石材の厚さは下記による。
○ 10.2.1(1)による　　○_____
(イ) 石裏面処理は下記による。
○ 10.2.1(1)(カ)による　○・_____
浸透性吸水防止剤は下記による。
○_____
(5) 目地
(ア) 一般目地
下地に目地を設ける部分については、床石目地と、下地目地の位置を合わせる。
(a) 目地幅は下記による
屋外　※4mm 以上　○_____
屋内　※3～6mm　○_____
(イ) 伸縮調整目地
(a) 伸縮調整目地の位置は下記による。
※床面積 30 ㎡程度ごと、細長い通路の場合は 6m 程度ごと及び他の部材と取り合う箇所
○_____
【追記】
(6) 屋内の防滑材塗り
○ 実施する　　○ 実施しない
(7)車両重量　13t 程度の大型車両が通行可能な工法とする

○ 10.6.3 階段の石張り

(1) 材料
(ア) 石材の厚さは下記による。
○ 10.2.1(1)による　　○_____
(ウ) 石裏面処理は下記による。
○ 10.2.1(1)(カ)による　○_____
表面汚れ防止処理は下記による
○ 実施する　　○ 実施しない
(4) 屋内の防滑材塗り
○ 実施する　　○ 実施しない
ABC 商会　EX ガード同等品
不特定多数の者が歩行する部分の床では、斜め引張法による水濡れ時での滑り抵抗係数(C.S.R 値)が 0.45～0.9（傾斜路(傾斜角：θ)においては C.S.R－sinθ=0.5～0.9）の材料を使用すること。

【追記】
(5)外部階段の石張部の水抜きは、ビニル製メッシュパイプを縦横方向とも約 1.0m 間隔に配置し、端部を最寄の排水溝に接続する。

7 節　特殊部位の石張り

○ 10.7.1 一般事項

【追記】
(2) 石材の取付け工法は下記による。
○ 外壁湿式工法　　○ 内壁空積工法　　○ 乾式工法

○ 10.7.2 笠木、甲板等の石張り

(2) 材料
(ア) 石材の厚さは下記による。
○ 10.2.1(a)による　　○_____
(ウ) 石裏面処理は下記による。
○ 10.2.1(a)(8)による　　○_____

(3) 取付け代
(イ) 乾式工法の場合の取付け代は下記による。
○ 10.5.3.(2)による　○_____
(5) 石材の取付け
(イ) 乾式工法の場合の石裏の補強用モルタルの適用は下記による。
○適用する　○適用しない

13章 屋根及びとい工事

○ 13.1.2 基本要求品質

1節 共通事項

【追記】
(4)とい及びドレンは以下の設定降雨量で溢水しないものとする。
○○.○mm/h（建設地の 1 時間最大降雨量×1.2 倍。なお 10 分間最大降雨量が 30mm を超える場合割増し係数αを設ける。(α=10 分間最大雨量 mm/30mm)）
壁面に降りつける雨量は、外壁面積の 50%を屋根面積として加算する。
(5)荷重条件は、「必要構造設計概要書及び 2-2 総合耐震クライテリア」による。
(6)金属等電位差のある導電性物質同士が接する箇所は、適切な電位差腐食防止処置を行う。
(7)落雪対策　○行う　○行わない
(8)といその他は、各部のおさまりは適切で、13.1.2(4)により定まる雨、「必要構造設計概要書」により定まる風・雪、想定される環境下における熱等の外力に対して安全性を確保する。
(9)といには保守・点検を容易に行えるよう、必要に応じてオーバーフロー・清掃口等を設ける
(10)金属屋根の場合、雨音防止対策材（㈱古河電工　しずかエースフネン SD 同等品）裏打ちを施すこと

【追加】
○ 13.1.4 雨水排水計画書
(1)着工後速やかに敷地全般を含めた雨水排水計画書を作成し、監理者の確認を受ける。関連別途工事の取り合いとなる部分を確認・調整し雨水排水計画書を作成する。
(2) 雨水排水計画は「13.1.2 基本要求品質」により、受注者にて再計算し、施工に反映する。

2節 長尺金属板葺

○ 13.2.2 材料
(1)長尺金属板は下記による。
※次表による　○設計図による

形式	○瓦棒葺　○立はぜ葺　○平葺　○横葺　○縦葺
形状(mm)	働き幅(　　)　板厚 ※0.4 ○0.5 ○0.6
材料（規格等）	※塗装溶融 55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の屋根用コイル (CGLCCR-20-AZ150)-天井裏防水パン ○チタン亜鉛合金-B-C 間庇
下葺材	※アスファルトルーフィング 940 ○ゴムアスファルト系シート(釘穴シール性有り t= ○1.0 ○1.2) ○アスファルトルーフィング 1500　○図示
断熱材	○あり(種別:　厚さ:　mm)　○なし
耐火性能	※30 分耐火　○なし

(ア)専門工事業者は、製造者の指定業者とする。
(イ)捨板は、上葺材と同材とする。
(ウ)絶縁塗装・切口塗装
(a)アルミニウム板に接する鉄部の面には、鉛酸カルシウム錆止めペイントを塗装し絶縁する。
(b)塩化ビニル被覆金属板などの切断面は、塩化ビニル樹脂系塗料で防錆する。
(c)着色亜鉛めっき鋼板などの切断面は、専用塗料で防錆する。
※屋根葺形式には、横葺、瓦棒葺、平葺等を記載する。
(3) 下葺材料の種類は下記による。
○_____

○ 13.2.3 工法
(1) 屋根葺形式は下記による。
○_____
(2)建築基準法に基づき定まる耐風圧力は構造概要書による。
その風圧力に対応した工法は下記による。
○_____
(3)屋根葺形式に応じた葺板の寸法・厚さ、下地、留付け方法等は下記による。
○_____

3節 折板葺

○ 13.3.2 材料
折板葺は下記による。

形　式	※重ね形　○はぜ締め形　○かん合形
形状(mm)	山高(　　) 山ピッチ(　　) 板厚
材　料（規格等）	※塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯(CGLCCR-20-AZ150) ○
軒先面戸板	○ 有り ○ 無し
断 熱 材	○ 有り(種別:　厚さ:　mm)○ 無し
耐火性能	○ 30 分耐火　○ 無し

○ 13.3.3 工法
(1)建築基準法に基づき定まる耐風圧力は構造概要書による。
その風圧力に対応した工法は下記による。
○_____
(2) 建築基準法に基づき定まる耐雪荷重は構造概要書による。
その耐雪性能にに対応した工法は下記による。
○_____
(3) 折板葺の工法で(1)及び(2)以外の工法は標仕 13.3.3(2)による。

○ 13.4.2 材料

4節 粘土瓦葺

(1) 粘土瓦は下記による。
(ア) 粘土瓦　種類:_____大きさ:_____産地:_____
(イ) 役物瓦 ・ 有(種類:_____)　○ 無
雪止め瓦の使用 ○ 有　○ 無
(2) 瓦桟木は下記による。
(ア) 材質 ※杉又はひのき ○_____
寸法 ※幅 21mm×高さ 15mm 以上　○_____
その他 ※標仕 12.3.1 による防腐処理を施したもの
(3) 棟補強用心材は下記による。
(ア) 材質 ※杉又はひのき ○_____
寸法 ※幅 40mm×高さ 30mm 以上　○_____
その他 ※標仕 12.3.1 による防腐処理を施したもの

○ 13.4.3 工法
(1) 建築基準法に基づき定まる耐風圧力又は地震力は構造概要書による。その風圧力及び地震力に対応した瓦の緊結方法等の工法は下記による。
○_____
(3)(イ) 桟木の留付け工法は下記による。
○_____
(4) 棟の工法は下記による。
○_____

5節 とい

● 13.5.2 材料
(1) といその他の材種等は表 13.5.1 または、下記による。

	材種	呼び径	摘要
たてどい(屋内) 横走り管(屋内)	※配管用鋼管 ○硬質塩化ビニル管 ○_____	設計図による	
たてどい(屋外) 横走り管(屋外)	※配管用鋼管 ○硬質塩化ビニル管 ○ステンレス製 ○アルミ製	設計図による	・塗装(2-UE) ○積水ファインメタリック VU
ルーフドレン	※鋳鉄製 ○ステンレス製	設計図による	※ハイキャップ型 ○一般型
フロアドレン	※ステンレス製 ○鋳鉄製	設計図による	
オーバーフロー	※ステンレス製 ○_____	設計図による	
取付け金物	※めっきスチール		○硫化イブシ風フッ素樹脂焼付塗装
飾り桝	※溶融亜鉛めっき鋼板 0.4mm 以上 ○ステンレス製 ○アルミ製		○塗装(　)
呼びどい	※鋼管用炭素鋼管亜鉛めっき品 ○ステンレス製 ○塩ビライニング鋼管 ○アルミニウム製		○塗装(　)
谷どい	○_____	－	
軒どい	－	－	

屋内隠蔽部及び屋内露出の呼び樋・たて樋・横走り樋には防露被覆を施す。
オーバーフローを考え、必ず 2 箇所以上ドレンを設置する。2 箇所以上設置できない場合はオーバーフロー管を設置する。
(3) 防露材のホルムアルデヒド放散量は下記による。
※F☆☆☆☆　○_____(mg/L)
※一般部分、防火区画等の貫通部分とも全て JSI A9504 ロックウール保混筒又はグラスウール保温筒
硫化イブシ仕上(HL)の上トップコート:フッ素クリア塗装

【追記】
(4) ルーフドレン
掃 除 口　※有り　○無し
竪樋遮断弁　○遮断弁を取付ける。
鋳鉄製とし、15m 程度毎に設置する。
落葉等によるドレン詰まりが起こらないよう、十分な立上りをもったストレーナーとし、落葉侵入防止ネットを設ける。
(5)オーバーフロー管
保護防水用のステンレス製 50φとする。(施工箇所はドレインが一カ所しかない屋根)

○ 13.5.3 工法
(1)(イ) 鋼管製といの防露巻は下記による。
※標仕 表 13.5.4 による　○_____
(6) 掃除口
○ あり　○ なし

【追記】
(7) 落ち葉などによりルーフドレンが詰まる恐れがある箇所は、詰まり防止用のSUS塵網(15mm メッシュ・平織り程度)をかぶせる。
適用箇所(全てのルーフドレイン)
(8) 頂部には通気孔キャップを設置
(9) 軒とい(各部庇)
(ア) 内部結露防止のため、充分に断熱する。
(イ) 全ての樋はドレイン部分を塞いだ後、天端まで水張し、24 時間の張り試験を行う。

14章 金属工事

○ 14.1.2 基本要求品質

1節 共通事項

【追記】
(4)施工計画書は、外部天井など風圧を受ける部分・大きな吊荷重その他特殊な荷重をける部分については構造図『構造概要書』に基づく強度計算書を添付する。
(5)表面処理・仕上げ(めっきの色合い、ツヤなど)については、あらかじめ見本を提て、監理者の確認を受ける。
(6)温度伸縮や地震や強風による層間変形時の挙動に対して、異音発生を防止する の対策は図示し受注者でも検討し対策を施す。完成引渡後、異音が発生し場合は 注者の責任で防止措置を行う。
(7)金属材料は、温度伸縮や地震、強風等の現場及び経年変化に対して、破損、脱落 みが無いよう、使用箇所や状況に応じて必要な処置を講じ、十分な安全性を確保す また、異種金属の接触腐食防止処理を行ったうえで、有害な水分等が滞留しないよ 切な対策を講じる。
(8)取付下地を含む構成部材は、設置状況に応じ、60～80℃程度の年間湿度差に対 性能・構造・美観上有害な欠陥が発生しないものとする。ただし、シーリング材は、 による。
(9) 笠木は、各部の収まりが適切で 13.1.2(d)により定まる雨、『構造概要書』により る風・雪・想定される環境下における熱などの外力に対する安全性を確保する。
(10)人の手の振れる可能性のあるフラットバーは糸面取り(0.03mm 程度)を施すこと。

● 14.1.3 工法
(1)(エ) あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験は下記による。
○ 行う 適用範囲_構造耐力又は安全上重要な部分_　○行わない

【追記】
ただし、軽微な場合は監理者の確認を受けて試験を省略することができる。
(h) 設計用引張強度
躯体コンクリートの圧縮強度、アンカーの材料強度を考慮し、(社)日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説(2010 年改訂)に基づき、許容引張強度を求め、監理者の確認を得ること。
(3)アルミニウムの切板仕上げは、小口をソー切断またはブレーナー切断とし、手の触れる金属切断面は糸面取りする。
(4)外部に面する金属パネル裏面の防露材吹付
※行う　○行わない
(5)ボルト・小ねじ・釘・座金などの結合用材・取付け金物でステンレス・アルミニウム・銅などと接触するものはステンレス製とし、接する金属により必要な接触腐食防止剤処理を行う。
(6) 風や機械等の振動を受ける部分に使用する全てのボルト、ねじは二重ナット・ゆるみ止めワッシャーなど緩み止め処置を行う

2節 表面処理

○ 14.2.1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理
(1) アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理は下記による。
種別及び皮膜又は複合皮膜の種類
設計図に記載なき場合は、BA-2 種とする。

表面処理の種別	皮膜または塗装の種類	色調など	使用個所 ○_____	備考
○AB-1 種 無着色陽極酸化皮膜	※AA15 ○AA20	※シルバー ○_____		皮膜 ※マット処理
○AB-2 種 着色陽極酸化皮膜 ○自然発色 ※2 次電解着色 ○_____	※AA15 ○AA20	○ブラウン系 ○ブラック ○ステンカラー		皮膜 ※マット処理 ○_____
○AC-1 種 無着色陽極酸化皮膜	※AA6	※シルバー ○_____		皮膜 ※マット処理
○AC-2 種 着色陽極酸化皮膜 ○自然発色 ※2 次電解着色 ○_____	※AA6	○ブラウン系 ○ブラック ○ステンカラー		皮膜 ※マット処理 ○_____
○BA-1 種 無着色陽極酸化塗装複合皮膜	※A2(9＋12) ○B(9＋7) ○C(6＋7)	※シルバー ○_____		塗膜 ※つや消し ○つやあり 皮膜 ※マット処理
○BA-2 種 着色陽極酸化塗装複合皮膜 ○自然発色 ※2 次電解着色 ○_____	※A2(9＋12) ○B(9＋7) ○C(6＋7)	・ブラウン系 ・ブラック ○ステンカラー		塗膜 ※つや消し ○つやあり 皮膜 ※マット処理 ○_____
○BB-1 種 無着色陽極酸化塗装複合皮膜	○A2(9＋12) ※B(9＋7) ○C(6＋7)	※シルバー ○_____		塗膜 ※つや消し ○つやあり 皮膜 ※マット処理 ○_____
○BB-2 種 着色陽極酸化塗装複合皮膜 ○自然発色 ※2 次電解着色 ○_____	○A2(9＋12) ※B(9＋7) ○C(6＋7)	・ブラウン系 ・ブラック ○ステンカラー		塗膜 ※つや消し ○つやあり 皮膜 ※マット処理 ○_____
○BC-1 種 無着色陽極酸化塗装複合皮膜	○A2(9＋12) ○B(9＋7) ※C(6＋7)	※シルバー ○_____		塗膜 ※つや消し ○つやあり 皮膜 ※マット処理 ○_____
○BC-2 種 着色陽極酸化塗装複合皮膜 ○自然発色 ※2 次電解着色 ○_____	○A2(9＋12) ○B(9＋7) ※C(6＋7)	・ブラウン系 ・ブラック ○ステンカラー		塗膜 ※つや消し ○つやあり 皮膜 ※ マット処理 ○_____
○C 種 化成皮膜の上に塗装	－	○_____		
○着色塗装	○A-BE	※ソリッド ○_____	内装	塗装仕様は 18 章塗装工事参照
	○U-BE	※ソリッド ○メタリック	図示	
	○F-BE	○ソリッド ○メタリック(硫化イブシ風焼付塗装) ○ハイスパークルメタリック ○防汚タイプ	外部に面する箇所(設計図による)	

常温乾燥形の塗装の適用 ○ 有_____ ○ 無
(2) 陽極酸化被膜の着色方法は下記による。
※二次電解着色　○_____
色合等は○_____

○ 14.2.2 鉄鋼の亜鉛めっき（表 14.2.1）
(2)外気に接する鋼材で、塗装仕上げとする部材は、別記により重防食塗装下地とする場合を除き溶融亜鉛めっき(※C 種 ・)を施す。
外気に接するボルト・ナットは、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製とする。
(4) 溶融亜鉛めっき鋼材の加工後の切断、穴あけはおこなわない。万が一、あと加工が必要な場合の処置は、監理者の指示による。

【追加】
● 14.2.3 ステンレスの表面仕上げ
ステンレスの表面仕上げは
・ 下記による。記述がないときはHL仕上げ程度とする。
・ 設計図による。設計図に記述がないときはHL仕上げ程度とする。

種類	施工箇所
※HL	手摺、点検口
○鏡面	設計図による
○フッ素樹脂塗装	設計図による
○バイブレーション	設計図による
○ブラスト	設計図による

4節 軽量鉄骨天井下地

○ 14.4.2 材料
(2)野縁等の種類は下記による。
屋内 ※19 形　○_____
屋外 ※25 形　○_____

【追記】
(5)軒天天井下地などの外気が接する部分及び、地下 2 重壁など、高湿度が予測される部分は高耐食性下地を使用する。
(6)アルミスパンドレル・パネルなどの金属製天井材の締結材は、ステンレス製(@200 以内)金属製重量天井または外部軒天などの場合は、ステンレスボルトを用い、吊下げ式の場合は U ナット留めなどの緩み止め対策を施す。
(7)プール、浴室等高湿度となる諸室における天井はステンレス以外に高耐食性めっき鋼板(吊りボルトはステンレス)とする。天井下地をステンレスとする場合は JIS 規格と同等以上の強度を有するものとする

○ 14.4.3
形式及び寸法

(1) 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔は下記による。
屋内 ※標仕 14.4.3(1)による ○_____
屋外 ○14.4.6 による
(2) 野縁の間隔は下記による。
屋内 ※標仕 表 14.4.2 による ○_____
屋外 ○14.4.6 による

【追加】9 節 接触腐食の防止

【追加】
● 14.9.1

異種金属で構成されている製品又は取り付けで、接する面の材質により、接触腐食の恐れのある場合は以下により適切な防食処理を行う。

接触材料			接触腐食防止処理
アルミ	鉄	鉄側	溶融亜鉛めっき+錆止め塗料 2 回塗(30μ以上)
		アルミ側	陽極酸化被膜(9μ以上)+クリア塗装(7μ以上) 塗装(20μ以上) 合成樹脂パッキン等による緩衝材
	ステンレス	アルミ側	陽極酸化被膜(9μ以上)+クリア塗装(7μ以上) 塗装(20μ以上) 合成樹脂パッキン等による緩衝材
		ステンレス側	無処理
銅		銅側	無処理
	鉄	銅側	クリア塗装(20μ以上)
		鉄側	溶融亜鉛めっき+錆止め塗料 2 回塗(30μ以上)
チタン		チタン側	無処理
	アルミ	チタン側	無処理
		アルミ側	陽極酸化被膜(9μ以上)+クリア塗装(7μ以上) 合成樹脂パッキン等による緩衝材
アルカリ性材料		アルミ側	陽極酸化被膜(9μ以上)+クリア塗装(7μ以上) 塗装(耐アルカリ塗料 20μ以上) 合成樹脂パッキン等による緩衝材

臨海地域や車寄の軒天等の屋外雨がかりについては別途規定要

15 章 左官工事

1 節 共通事項

● 15.1.3
見本

【追記】
(2)仕上塗材などは、必要に応じ、工程・工法・性能・配色・つや・仕上げ程度などを検討するために、監理者の指示により現場で試し塗りを行う。試し塗りは、原則として実際の施工条件で行うものとする。
(3)せっこうラスボード下地
平頭釘、その他の金物の防錆処理を行う。
(4)コンクリート床版下面などに直塗りする場合は、ポリマーセメントモルタル薄塗り工法とする

3 節 モルタル塗り

● 15.3.2
材料

(1)モルタルの調合は下記による。
※現場調合材料 ○既調合材料

(3) 混和材
・ 防水材(防水モルタル塗りの混和材)については下記による。
防水材の種類:建築用のモルタルに用いるセメント防水材

混合割合	凝結時間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の5%以下	JIS R 5201 の試験において 始発 1 時間以上 終結 10 時間以内	70%以上	95%以下	80%以下

膨張性のひび割れ及びそりがないこと。
(a)外部に面する建具枠周りに充填するモルタルは、防水材入りとする。

(6) 既成目地材の適用は下記とする。
※適用する ○適用しない
既成目地材を適用する場合、その仕様は次による。

既製目地材の形状	材料	幅	適用箇所
※S 式溝目地 ○_____	※ポリ塩化ビニル ○_____	※10mm ○_____	※設計図による ○_____

● 15.3.4
下地処理

【追記】
(6) コンクリート下地に有害なひび割れがある場合は、タイル下地のモルタルの施工に先立ってシール補修する。補修材料は、次による。
○エポキシ樹脂注入 ○シーリング ○( )
(7) 室内の柱型及び壁の見え掛り出隅の面取り幅(角度 45°)
○見付(15mm) ○_____

● 15.3.5
工法

(2)(ウ) 床塗りにおける目地の設置及び工法は下記による。
※押し目地 ●__製造所、製品の仕様による____
割付間隔 縦横_____mm 程度
(4)(イ)(C)③ 外壁タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験は下記による。
○_____

【追加】

(1)下地への接着強度は、屋外においては 1N／mm2 以上、屋内においては 0.7N／mm2 以上とする。

● 15.3.6
接着強度

4 節 床コンクリート直均し仕上げ

● 15.4.2
床面の仕上り

下表以外は、標仕 表 6.2.5 及び標仕 15.3.2 による。

施工箇所	平たんさ(mm)	備 考
フリーアクセスフロア(パネル構法)範囲	1m につき 10 以下	塗料塗りの場合も含む
フリーアクセスフロア(溝構法)範囲	3m につき 7 以下	
壁、巾木廻り、ビニル系床仕上げ部分	3m につき 3 以下	塗料塗りの場合も含む

5 節 セルフレベリング材塗り

○ 15.5.2
材料

(1) セルフレベリング材の種類及び品質は下記による。
○せっこう系 ○セメント系

6 節 仕上塗材仕上げ

○ 15.6.2
材料

(1) 仕上塗材
(ア) 内装仕上げに用いる塗材のホルムアルデヒド放散量は下記による。
※F☆☆☆☆ ○_____kg/L
(イ) 仕上塗材の種類(呼び名)、仕上げの形状及び工法は下記による。

種類	呼び名	仕上げの形状等	特性
○薄付け仕上塗材	○ 外装薄塗材Si	○	
	○ 可とう形外装薄塗材Si	○	
	○ 外装薄塗材E	○砂壁状 ○着色骨材砂壁状	
	○ 可とう形外装薄塗材E	○ 砂壁状 ○ゆず肌状 ○さざ波状	
	○ 防水形外装薄塗材E	○ ゆず肌状 ○さざ波形 ○凹凸状	
	○ 外装薄塗材S	○ 砂壁状	
	○ 内装薄塗材 C	○	
	○ 内装薄塗材L	○	
	○ 内装薄塗材Si	○	
	○ 内装薄塗材E	○ 砂壁状じゅらく	
	○ 内装薄塗材W	○ 京壁状じゅらく	
○厚付け仕上塗材	○ 外装厚塗材C	○	
	○ 外装厚塗材Si	○	
	○ 外装厚塗材E	○	
	○ 内装厚塗材C	○	
	○ 内装厚塗材L	○	
	○ 内装厚塗材G	○	
	○ 内装厚塗材Si	○	
	○ 内装厚塗材E	○	
○複層仕上塗材	○複層塗材CE	○ ゆず肌状 ○ 凸部処理 ※凹凸模様	
	○可とう形複層塗材CE ○複層塗材Si ○複層塗材E ○複層塗材RE ○複層塗材RS ○防水形複層塗材CE ○防水形複層塗材E ○防水形複層塗材RE ○防水形複層塗材 RS	耐候性 ※3 種 ○ 1 種 上塗材 溶媒 ※水系 ○溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ○フッ素系 外観 ※つやあり ○つやなし ○メタリック 防水形の増塗材 ※行う	
○軽量骨材仕上塗材	○吹付用軽量塗材	○ 砂壁状	
	○こて塗用軽量塗材	○ 平たん状	

※れき青系以外の接着剤を使用する場合の室内空気汚染対策は以下とする。
*「室内空気汚染対策建材リスト」から選定する。
* F☆☆☆☆表示品を適用する。
・ F☆☆☆表示品以上を適用する。
(エ)内装薄塗材及び内装厚塗材のうち吸放湿性を有する塗材は下記とする
○_____
(キ)複層仕上げ塗材の耐候性の指定は下記とする。
○_____

(コ) 防火材料の指定がある場合には下記による。
○_____

○ 15.6.4
下地処理

(4) ALCパネルの内装目地部の形状は下記による。
※V形目地付き ○_____

○ 15.6.7
所要量等の確認

所要量等の確認は下記による。
※標仕 表 15.6.4 による ○_____

7 節 マスチック塗材塗り

○ 15.7.2
材料及び工法

(1) マスチック塗材塗りの種別は下記による。
○ A種 ○ B種
仕上材塗りのつや有合成樹脂エマルジョンペイントと種別と適用は下記による。
○_____

12 節 ロックウール吹付け

○15. 12. 2
材料

(1) ロックウールのホルムアルデヒド放散量は下記による。
※F☆☆☆☆ ○_____mg/L
(4) 接着剤のホルムアルデヒド放散量は下記による。
※F☆☆☆☆ ○_____mg/L

【追記】
(5) 露出する部分は、スラリー2度吹きの上、コテ押えを行う。

○ 15.12.3
配合及び密度等

(2) 仕上げ吹付け厚さは下記による。

適用箇所	仕上げ吹付け厚さ
※設計図による	※設計図による

【追加】 14 節 その他の左官仕上げ

【追加】
●15. 14. 1
下地調整

監督員の指示による他、コンクリート下地の調整は、コンクリート面の木屑、セパレーター等は取除き、 じゃんか等の欠陥を補修する。コンクリート面の精度の不良な箇所は、はつり、またはモルタルの付送りを行う。付送りが 50mmを超える場合は、溶接金網(3.2mmφ、50mm×50mm)等を躯体に緊結してから行う。

【追加】
● 15.14.2
版築

塗版築 厚10mm 積層巾 30～100mm 程度。
10 色程度施工に先立ち巾900×1800 程度の試塗を行うこと。

16 章 建具工事

1 節 一般事項

● 16.1.2
基本要求品質

【追記】
(4)片引戸、両引戸、引違い戸・軸吊開き扉などのかまち戸は、引残しを確保する。または同面納まりとするなど、適切な指挟み防止処置を施す。
(5)金属など電位差のある導電性物質同士が接する個所は、適切な接解防止処置を施す。
仕様は、14.10.1 による。
(6)外部に面する建具材の周囲取合い部のヒートブリッジ個所には、適切な断熱処置を施す。

○ 16.1.3
防火戸

(1) 防火戸の指定は下記による。
※設計図による ○_____
(3) 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸をヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器と連動させる場合は下記による。
※設計図による ○_____

○ 16.1.4
見本の製作等

(1) 建具見本の製作は下記による。
※行わない ○ 行う(建具符号:)
(2)(ア) 特殊な建具の仮組は下記による。
※行わない ○ 行う(建具符号:)

● 16.1.6
その他

(2)「防犯建物部品」の適用は下記による。
● 適用しない ○適用する
【追記】
(3) ダクトには、ダクト接続の有無に関らず防鳥網を設置する。
(4)一枚戸及び折り戸の面積が 3 ㎡を超える場合は、骨組、金物、取付けの安全性を構造計算により確認する。
(5)電気錠の遠隔操作(停電時施錠保持、避難経路施錠開、管理戸の施錠開)機能は、次による。
※防災センターで行う ○行わない ○_____
(6)くつずりの材質は、次による。
※ステンレス鋼製 ○黄銅製 ○木製 ○アルミニウム合金の押出し形材
○設計図による
(7)くつずりの形状は、次による。床面との段差は 20 mm以内とし不特定多数が通行する部分については 5 mm以内とする。
(ア) 床仕上材、仕上色が異なる個所
※ST-1 ○建具表による ○設計図による
(イ) 床仕上高さが異なる個所
※ST-2 ○建具表による ○設計図による
(ウ) 外部出入口
※ST-3 ○建具表による ○設計図による
(エ) PS･EPS 出入口
※ST-4 ○建具表による ○設計図による ○下枠
(8)ドアガラリの仕様は、次による。
(ア) 内部のガラリの形状
※3 型 ○建具表による ○設計図による
(イ)材質:内部扉付きガラリの材質
※スチール製 ○アルミニウム製 ○_____
(9)壁面・建具面等からの出寸法が(※150mm)を超える、建具に付随する金属製のフィン・水切り(既成水切り皿板を除く)等の水平部材は、雨滴音対策として次の対策を施す。
※上面部材厚 (※2mm 以上)
・緩衝材 (塗布吹付け制振材 3mm 以上又は成形制振材張付け)
(10)支持点間隔が 2m を超える建具の枠・方立・無目等は、支持部の熱伸縮吸収機構又は緩衝材設置等により、熱伸びによる材伸びによる材軸方向外への変形(はらみ出し)を防止する。

【追加】
○ 16. 1. 7
性能の確認

(1)性能試験
(ア) 性能確認試験 ※行わない ○行う(建具の種別:)
(イ) 試験の種類 ○耐風圧 ○水密 ○気密 ○遮音 ○
(ウ) 試験体の製作 ※製作しない ・製作する(範囲・寸法:)
(2)結露受検討
下記条件に基づき算定した結露水 48 時間分を貯めることができる結露受を設けること。
・夏期 24℃ 湿度 40%
・冬期 22℃ 湿度 40%
(9)高所に設置する可動の建具には、次による転落防止処置を講ずる。
※開放制限装置設置(有効開口幅 110mm 以下)(周囲 ※設計図による)
・転落防止手摺設置(範囲・仕様・※設計図による)
・設計図による
(10)引戸建具では、障子が脱落しないよう適切な脱落防止策を講ずる。

2 節 アルミニウム製建具

○ 16.2.2
性能及び構造

(2) アルミニウム製建具の性能値等
(ア) 耐風圧性、気密性及び水密性の等級は下記による。

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
○ A種	S－4	※A－3	※W－4	※ 70	※図示 ○
○ B種	S－5	○	○	○ 100	※図示 ○
○ C種	S－6	A－4	W－5	100	※図示 ○

○風洞試験結果による値。
(日本建築学会「建築物荷重指針・同解説」の設計用再現期間 100 年を用いた値)
○設計図による
(イ) 防音ドアセット、防音サッシの適用及び遮音性の等級は下記による。
○建具表による ※性能値 (T－2)
(ウ) 断熱ドアセット、断熱サッシの適用及び断熱性の等級は下記による。
※建具表による ・性能値 (H－)

【追記】
(エ) 耐震ドアセットの適用及び内面変形追随性の等級は下記による。
※建具表による ・性能値 (D－)
(オ) 操作性能は、片引きサッシ 30N以下、回転サッシは 50N以下とする。
(3)耐震性能は、17. 1. 3 による。
(4)耐温度差性能は、17. 1. 3 による。
(5)耐火性能は、17. 1. 3 及び建築基準法第 64 条(延焼のおそれのある部分に設ける防火設備)の規定による。
(6)耐久性能は、次による。
(ア)シーリング部は、完成引渡後 10 年間は、大掛かりな補修を要しないものとする。
(イ)塗装面は、完成引渡後 5 年間は、はく離・色むら・浮き錆などが生じないものとする。
(ウ)可動部のエアタイト材などは、有効な性能の保障期間を 5 年間以上とする。
(7)発音・摩擦音の防止
(ア)建具は、予想される風圧力・躯体の変形・外気温の変化や日射による部材の温度伸縮・外気温の変化などにより生ずる有害な発音・金属摩擦音などの発生を抑える処置を施す。
(イ)外装建具が内装材に接する部分は縁を切り、湿度伸縮・層周変位・風圧力等による異音の発生を抑える。
(ウ)部材間をボルトを緊結するなど、部材の音と伸縮による有害な発音の恐れがある部分やすべりを必要とする部分には、摩擦低減材を設置する。

○ 16.2.3
材料

(5) 網戸等
(イ) 網戸に使用する防虫網は下記による。
※合成樹脂製 ○ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ステンレス製(SUS316)
【追記】
(エ) 網戸の形式は下記による。
※外部可動式 ○固定式 ○_____

○ 16.2.4
形状及び仕上げ

(2) 建具の枠の見込み寸法は下記による。
外部に面する建具 ※16.2.2(2)(ア)表による ○_____
屋内建具 ○_____
(3) アルミニウムの表面処理は表 14.2.1 によるほか、下記による。

外部に面する建具※B-1 種 ○ B-2 種(・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー)
○D－1 種(フッ素樹脂塗装)
※標準色 ・特別色

屋内建具 ※C-1 種 ○ B-1 種
○ C-2 種
○ B-2 種(○ブラウン系 ○ブラック ○ステンカラー)
○D－1 種(フッ素樹脂塗装)
※標準色 ・特別色

(6)結露水の処理は下記による。
※結露受けを設け、外部排水方式とする。見込み、深さは監理者の確認を受ける
○_____

【追記】
複合皮膜の種類は、A(陽極酸化皮膜 9μm, アクリルクリアー塗膜 12μm)とする。
○ ダイスマークレス仕上げ

(7) 撥音及び金属摩擦音の発生を最小に抑えるため、テフロンなど摩擦係数の低い材料をジョイント部に用いるか、又はクッション材を挟むなどの処置を行うこと。

(8)外部ガラリにおいて、内部側からチャンバー等の接続がない部分に関しては、断熱を施した防錆性のある表面塞ぎパネルを設置する。

○ 16.2.5
工法

(1)(ウ)水切り板、ぜん板等は下記による。
水切り板 ※サッシ同材、同仕様 ○設計図による ○
ぜん板 ※鋼板厚 1.6mm アクリル樹脂焼付塗装 ○設計図による
(2)(ウ)(b) 内付け建具を有する場合の止水処理は次による
※建具の製造所の仕様による ○設計図による ○その他( )

【追記】
(3)寒冷地における結露水の排水は、氷結による落下事故を防止するために、室内側排水経路 (設備ドレン配管など)に接続するか、十分な滞留部分を確保する。
(4)型材の長手方向ジョイント部には、シーリング受けの端部ふさぎアルミニウム板を使用し、水密溶接を行う。ふさぎ材に合成樹脂は用いない。
(5)連窓建具の長手方向の枠には、熱伸縮に対応できる伸縮継手を設けるとともに、上・下枠のアンカー金物は接合部でスライドできる機構とする。また、すべり材をはさむなどの発音防止措置を施す。
(6)サッシのジョイント部にはキャッチパンを設けて、万が一の漏水時にも建築物内に水が浸入することを防止する。
(7)排水孔には、風圧による逆流を防止するバッフルを設ける。
(8)排水孔の径は、最小 8mm とし、内外とも原則 2 カ所以上設ける。
(9)片引き窓・バイパス窓での、隠しかまちタイプの適用。
○適用する ※適用しない
(10)片引き・引違いサッシへの、ファスナーロック(錠付)設置の適用
○適用する(開放制限幅) ※適用しない
(11)サッシとぜん板・額縁などの接触部分に設置する結露防止断熱材
※設ける(※ブチルゴム ○プラスチック板 ○)
○設けない

3 節 樹脂製建具

○ 16.3.2
性能及び構造

(2) 樹脂製建具の性能値等
(ア) 耐風圧性、気密性及び水密性の等級は下記による。

種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠 見 込 み(mm)	施工箇所
○ A種	S－4	○ A-4	○ W-4	○	※図示 ・
○ B種	S－5	○	○ W-5		※図示 ・
○ C種	S－6				※図示 ・

(イ) 防音ドア、防音サッシの適用及び遮音性の等級は下記による。

性能等級	
○ T-1	
○ T-2	

(ウ) 断熱ドアセット、断熱サッシの適用及び断熱性の等級は下記による。

断熱性の等級	熱貫流率(W/(㎡・K))
○ H-4	2.9 以下
○ H-5	2.3 以下
○H-6	1.9 以下
○H-7	1.5 以下
○H-8	1.1 以下

(エ)外部に面する建具の日射熱取得性の等級は下記による
○_____

○ 16.3.3
材料

(7)ガラスの種別は下記による。
※複層ガラス ○単層ガラス ○三重ガラス

○ 16.3.4
形状及び仕上げ

(2) 建具の枠の見込み寸法は下記による。
※16.3.2(2)(ア)表による
(5) 表面色は下記による。
○ 標準色 ○特注色

○ 16.3.5
工法

【追記】
(1)(ウ) 水切り板、ぜん板等は設計図による。

4 節 鋼製建具

● 16.4.2
性能及び構造

(2) 鋼製建具の性能値
(ア) 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級は下記による。
○ 標仕 表 16.4.1 による ○ 設計図による ○_____
(イ) 防音ドア、防音サッシの適用及び遮音性の等級は下記による。

性能等級	
○ T-1	
○ T-2	

【追記】
(エ)断熱ドアセット、断熱サッシの適用及び断熱性の等級は 16.2.2(2)の(イ)及び(ウ)に寄らない場合下記による。

断熱性の等級	熱貫流率(W/(㎡・K))
○ H-4	2.9 以下
○ H-5	2.3 以下
○H-6	1.9 以下
○H-7	1.5 以下
○H-8	1.1 以下

(3)外部に面する鋼製建具の性能値
(ア)鋼製ドアの耐風圧性能
※構造図「構造概要書」により定まる設計用風圧力に対して、破損・脱落がなく安全であること。
○風洞実験結果に従う(100 年再現)
(イ) 鋼製窓の性能
※種別は標仕[表 16.2.1](○A 種 ○B 種 ○C 種)による。
○耐風圧性(S-6) 気密性(A-4) 水密性(W-5)
(4) 耐震ドアセットの変形追従性の等級
※適用は建具表による。 ○性能値 (D－)
(5) SAT の性能は次により、適切な設計図による。
※遮音性 T-1
(6) AT の性能は次により、適用は設計図による。
(ア)フラッシュ戸の場合
※気密性 A-3、遮音性 T-2
(イ)片面フラッシュの場合
※気密性 A-3
(7) PAT の性能は次により、適用は設計図による。
※気密性 A-4、遮音性(※T-3・T-4)
(8)防火・防煙区画部における扉で天井までのクリアランスが 500 ㎜未満の扉は自閉装置付きとし、天井までのクリアランスが 300 ㎜未満の場合は更に取り外し可能な防煙たれ鋼板を天井から 300 ㎜の範囲設置する

● 16.4.3
材料

(1)鋼板類
(ア)鋼板の適用は設計図による。
(a) JIS G 3302 によるめっきの付着量は下記による。
※Z12 又はF12 ○_____
(b) JIS G 3317 によるめっきの付着量は下記による。
※Y08 ○_____

● 16.4.4
形状及び仕上げ

(1) 鋼板類の厚さは下記による。
※標仕 表 16.4.2 による ○設計図による ○_____
(5) くつずりはステンレス鋼板とし厚さは次による。
※1.5mm ○2.0mm

【追記】
(6) 外部周りの三方枠の厚さ
※1.6mm ○2.3mm(適用場所 外部石貼建具)
(7) 鋼製建具の戸の見込み寸法は次による。

建具の戸の大きさ	戸の見込み寸法(mm)
2.5 ㎡以下	40
3.0 ㎡以下	45
5.0 ㎡以下	50
5.0 ㎡を超えるもの	60

注)ヒンジクローザ(ピボット形)を用いる戸の見込み寸法は、50mm 以上とする。
(8) 特定防火設備の適用 ○適用あり ○適用なし
防火設備は、遮煙性能を有する防火設備とする。(建設省告示第 2564 号参照)

● 16.4.5
工法

【追記】
(3)開き戸の枠当たり、引戸のレール部または枠当たりには、クロロプレンゴム製などの受け座を取り付ける。工事中に塗料が付着したものは新品と交換する。
(4)外部に面する戸、気密型・防音型建具の表面板の端部は、四周とも包み込む。
(5)外部に面する戸の丁番切欠き部周りには、止水処理として不定形シーリングを充填する。
(6)気密型建具・防音型建具の構造は次による。
(ア)建具表に AT・PAT と記す建具は、枠の四周にシリコーンスポンジゴムなどの気密材を設置する。
(イ)PAT とある場合には、上記に加え、把手はグレモン多点締りハンドルとする。戸内部にロックウール(80kg/m3)を充填し、また、内部には分割材を入れる。また、気密材に接する戸の四周はステンレス(SUS304・2B 仕上げ)とする。
(7)外部に面する戸は、特例が無ければ SAT 型とし、ロックウール(80kg/ ㎥)を充填する。また、経年劣化により充填材のずれが生じないようにし、必要に応じて内部に分割材を入れる。
(8)外部に面する戸枠は、次による。
※四周ともステンレス(SUS304)製溶接接合とし、厚 1.5mm 以上、戸と同色塗装仕上げとする。
○枠下端より 300mm までをステンレス(SUS304)製 厚 1.5mm 以上とし、上部枠と面合わせ溶接接合、同色塗装仕上とする。
○ _
(9)床防水を行う室の戸枠は、下端より 300mm までをステンレス(SUS304)製とする。また、防水層が取り合う部分には、ステンレス製フラッシング W100 以上を溶接で取り付ける。
(10)雨掛り個所の戸枠上端には、ステンレス厚 1.5mm、出 25mm、塗装仕上げの水切り板を設ける。また、下枠には水返しの立上り 10mm を設ける。

5 節 鋼製軽量建具

○ 16.5.2
性能及び構造

(2) (ア) 簡易気密型ドアセットの適用は設計図による。
(イ) 耐震ドアの適用は設計図による。

○ 16.5.3
材料

(1) (ア)鋼板の材質は下記による。
※溶融亜鉛めっき鋼板 ○電気亜鉛めっき鋼板
(イ) ビニル被覆鋼板の適用は設計図による。
※溶融亜鉛めっき鋼板 ○電気亜鉛めっき鋼板
(ウ) カラー鋼板の適用は設計図による。
※溶融亜鉛めっき鋼板 ○製造所の仕様による
(3) くつずりは、ステンレス鋼板とし厚さは、次による。
※1.5mm ○2.0mm
(5)召合せ、縦小口包み板等の材質は下記による。
※鋼板 ○ステンレス鋼板 ○アルミ押出型材

【追記】
(13) ガラス押え金物の材質は、次による。
※戸と同材同色仕上げ ○既製押縁

○ 16.5.4
形状及び仕上げ

【追記】
(7)特定防火設備の適用 ○適用あり ○適用なし
耐風圧性能の適用は建具表による。
防火設備は、遮煙性能を有する防火設備とする。(建設省告示第 2564 号参照)
(1) 鋼板類の厚さは下記による。
※標仕 表 16.5.1 による ○設計図による ○_____

6 節 ステンレス製建具

○ 16.6.2
性能及び構造

【追記】
(2)簡易気密型ドアセットの適用は建具表による。
(3)外部に面するステンレス製建具の性能値
(ア) ステンレス製ドアの耐風圧性能
※構造図「構造概要書」により定まる設計用風圧力に対して、破損・脱落がなく安全なもの
○風洞実験結果に従う(100 年再現)
(イ) ステンレス製窓の耐風圧性能
※種別は標仕[表 16.2.1](○A 種 ○B 種 ○C 種)による。
○耐風圧性(S-6) 気密性(A-4) 水密性(W-5)
(4)防音ドアセット・防音サッシの遮音性の等級
※適用は建具表による。 ○性能値 (T－)
(5)断熱ドアセット・断熱サッシの断熱性の等級
※適用は建具表による。 ○性能値 (H－)
(6)耐震ドアセットの変形追従性の等級
※適用は建具表による。 ○性能値 (D－)

○ 16.6.3
材料

(1) ステンレス鋼板は下記による。
○SUS304 ○SUS430J1L ○SUS443J1 ○SUS430
○_____ なお SUS430 は屋外に適用しない。

【追記】
(9)くつずりの厚さ
※1.5mm ○2.0mm

○ 16.6.4
形状及び仕上げ

【追記】
特定防火設備の適用 ○適用あり ○適用なし (表 16.5.1)
(4) 表面仕上げは下記による。
※HL仕上げ ○鏡面仕上げ ○バイブレーション
○フッ素樹脂焼付塗装適用箇所は設計図による。

○ 16.6.5
工法

(1)(ア) ステンレス鋼板の曲げ加工は下記による。
※普通曲げ ○角出し曲げ(補強あり) (○a 角 ○b 角)

○ 16.7.2
材料

7 節 木製建具

(1) 建具材の加工、組立時の含水率は下記による。
※A種 ○B種
(2)(ア) フラッシュ戸の表面材の合板の適用及び品質は下記による。
※標仕 16.7.2(2)(ア)(イ)による ○_____
(3)(1) かまち戸のかまち及び鏡板の樹種は下記による。
○ かまち( ) ○ 鏡板( )
(4) ふすまの上張りの種類は下記による。
※新鳥の子程度又はビニル紙程度(押入等の裏面を除く)
○鳥の子 ○_____
(7) 接着剤のホルムアルデヒド放散量は下記による。
※F☆☆☆☆ ○_____mg/L
(9) 枠及びくつずりの材料は下記による。
○_____
○SUS FB6t HL
・性能:防火設備戸(20 分遮災)
遮音 T-3
・適用範囲:客室扉
・材料・仕上
枠:上枠 ナラ
塗装 ポリウレタン樹脂塗装
扉:下貼 合板 5.5t
表面材 合板 5.5t の上ナラ 1.0t
大手 ナラ
塗装 ポリウレタン樹脂塗装
金物 建具表による

○ 16.7.3
形状及び仕上げ

(1)(イ) フラッシュ戸の表面板の厚さは下記による。
※標仕 表 16.7.6 による ○_____
(2) かまち戸の見込み寸法は下記による。
※36mm ○設計図による
ふすまの見込み寸法は下記による。
※19.5mm ○設計図による
戸ぶすまの見込み寸法は下記による。
※30mm ○設計図による
紙張り障子の見込み寸法は下記による。
※30mm ○設計図による

8 節 建具用金物

● 16.8.1
一般事項

【追記】
(2) 既製又はこれに準ずる金物のうち、機能上必要な最小限のものは下記による。
※建具製造所の仕様による ○設計図による

● 16.8.2
材質、形状及び寸法

(3) 金物の種類及び見え掛り部の材質は下記による。
※特記なき限り 標仕 表 16.8.1 による ○設計図による
(10)(ア) 樹脂製建具に使用する丁番は下記による。
※標仕 表 16.8.3 による ○設計図による
(11)(ア) 木製建具に使用する丁番は下記による。
※標仕 表 16.8.4 による ○設計図による

● 16.8.3
取付け施工

(1)握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は設計図による。

【追記】
(6)金物取り付け部は補強を行う。開き窓などのあおり止め金物は風圧に耐えうる強度とし、窓枠など補強のうえ、取付ける。
(7)室内の PS・DS 戸のは隠しヒンジとする。
(8)外部戸には、ドアクローザーおよびあおり止めを設ける。
(9)二つ折り防火戸には、中心吊り型ヒンジクローザー・丁番型ヒンジクローザー及び戸外ロック装置を用いる。
(10)機械排煙の部屋の戸は、排煙時の閉じ力が 150N 以下になるよう戸の大きさを検討し、閉鎖トルクを決定する。
(11)戸の開閉力は、車椅子での利用を配慮して決定する。
(12)ドアクローザーは、室内側(大部屋内にあたっては小部屋側)取付けを原則とし、仕様は次による。
形状:※一般居室(※薄型(55mm 以下) ○_____)
○建具表による
色 : ※指定色焼付け塗装 ○図示以外は製造者標準色とする。
(13)コンシールド形ドアクローザーを用い、かつ、気密パッキングを用いる場合は、光漏れ防止のため上枠の見付け寸法は 20㎜ 以上とする。
(14)鋼製建具の開き戸の丁番は、旗丁番・堀込み形とする。
(15)建具金物を取り付ける個所は、裏面に補強板を設ける。
(16)開閉サッシの締付け開閉機構の部材は、ビス・バネ及び高応力部とも、ステンレス(SUS304)とする。
(17)フロアヒンジは、プレート落とし込みとし、床仕上げ同材を張った化粧プレートとする。
(18)壁面全高に及ぶ 2.4m 以上の大型の点検パネルは、ひずみがたつきがないものとする。特に EPS・PS 等で片面フラッシュ扉の場合は、上下を連動 (2 点締り) させてロックできる装置を設ける。

(19)外部及び水掛りの建具金物は、ステンレス(※SUS304　○SUS316)製とする。
また丁番の切欠き部分は、十分な止水処理を行う。
(20)特定防火設備，防火設備の両開き扉，親子扉には、コンシールドタイプの順位調整器を設ける。特定防火設備，防火設備に取り付くフロアーヒンジ，ドアクローザー，オートヒンジはストッパー無しとする。

● 16.8.4
鍵

建具作成に先立ち、キーシステム、電気錠種別、配置について、鍵計画図を作成し、監督職員と協議し、確認を受けること。
(1) マスターキーの製作は下記による。
※製作する　● 製作しない
(3) 鍵の本数は以下による。キーシステム
○グレートグランドマスターキー(GGMK) 3 本/組
○グランドマスターキー(GMK) 3 本/組
○ゾーンマスターキー(ZMK) 各ゾーン 3 本/組
○エンジニアリングマスターキー(EMK) 3 本/組
○テナントマスターキー(TMK) 各テナント区分毎 3 本/組
○マスターキー(MK) 3 本/組
○_____
(ア)エンジニアリングマスターキー(EMK)は常駐管理要員用に、空調、衛生、電気室、EPS、PS、DS、MDF、屋上出入口等全ての機械室を開閉可能なものとする。ただし専有部・貸室・屋上を除く外部出入口は開閉不可とする。
(イ) 管理業種別にエンジニアリングキー(EK)のグルーピングを行う。各グルーピング内の各扉の鍵は同一キーとする。
(ウ) 工事期間中に建物全ての鍵を施解錠することが可能なコンストラクションキーを製作する場合は、発注者の了解を得ること。
(エ) 同じ用途の室等のキーは、同一キーとする。同一キーとする扉の選定は、監理者の指示による
(オ) グランドマスターキー以下のマスターキーの種別は、監理者の指示による。
(カ) 監理者及び鍵メーカーと協力して事前にキーツリーを作成し、発注者の確認を受けること。
(キ) 外部及び水がかりは、すべてステンレス製とする。

【追記】
(4)鍵箱は、工事完成時に鍵ごとに室名または建具位置を示す札を付け、目録書及び縮小判平面図による鍵の種別図を添え、鍵箱に収納し提出する。必要により設備関係、操作ボックス関係の鍵類も併せて収納する。
(5)コンストラクションキー
※採用する　●採用しない
(6)錠類は特記がなき限りシリンダー箱錠（レバーハンドル）とするなお、錠前類は建具製作所の指定するものとし、監督職員の確認を受ける。
シリンダーは美和ロック U9 シリンダー同等品とする。
(7)電気錠は、美和ロック AUTA 同等品とし、入退両面監視の扉は、美和ロック AUTEP 同等品とする。外部に設置する電気錠は、常時の雨掛りを避けるため鍵建具上部にステンレス製の霧除けを設置し、ブルボックスは室内に設ける。
(8)電気錠の工事区分は電気設備図の工事区分図による。
(9)鍵の防犯性能
(ア)鍵の防犯性能は、『特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律』第 7 条に基づく指定建物錠の犯罪性能の表示により、防犯性能あり及び各性能の最高グレードを原則とする。
※適用する(※屋外に面する全ての扉・設計図による)
・適用しない
(イ)16.1.6 により『防犯建物部品』を適用する場合は、『防犯性の高い建物部品目録』に掲載された製品とする。

【追加】
● 16.8.5
吊金物

●丁番(内部建具については、軸を鉄芯としてもよい)外部建具は全て SUS 製丁番とする。
○ピボットヒンジ
○コンシールド(建具表による)
○電気錠通電金物

9 節　自動ドア開閉装置

○ 16.9.2
性能・機構

(2) 戸の開閉方法は下記による。
※スライディングドア　○スイングドア

(3) 自動ドア開閉装置の性能値
(ア) スライディングドア用自動ドア開閉装置の性能値は下記による。
※標仕 表 16.9.1 による　○_____
(イ) スイングドア用自動ドア開閉装置の性能値は下記による。
※標仕 表 16.9.2 による　○_____
(ウ)スライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
(a)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(○150 ㎜　※500㎜)を加えた寸法以上とする。
(b)奥行き方向は、戸中心より 1,000㎜ 以上とする。
(c)戸際において斜めからの飛込みを防止できるよう、センサー範囲を設定する。
(9) 寒冷地における凍結防止措置は下記による。
※適用しない　○適用する(適用箇所は設計図による)

【追記】
(10)本節に記載のない安全上の諸性能は、「自動ドアの安全ガイドライン」(全国自動ドア協会)によるほか、製造者の基準による。
(11) センサーの種類は設計図によるほか下記による。
○ マットスイッチ　○ 電子マットスイッチ
※光線スイッチ　○音波スイッチ
○熱線スイッチ　○光電スイッチ
○電波スイッチ　○タッチスイッチ
○ペダルスイッチ　○押しボタンスイッチ
○多機能便所スイッチ

(12)自動ドア全てにバッテリー内蔵式のパニックオープン機構またはパニッククローズ機構を設置する。
(13)特記なき限り、各自動ドアには補助光電スイッチを設置する。
(14) スライディング自動ドアの巻込まれ防止、衝突防止対策
※設ける（対策の範囲　○すべてのドア　※設計図による）
○設けない
(15) 巻込まれ防止、衝突防止対策
○天井までのガラスサッシュ設置方式(メンテナンス用前面開閉式)
仕様(※設計図による　○　　)
○手すりガード(防護柵)方式(高さ FL+750㎜)
ガード仕様(※ガラス:種別　○ステンレス　○設計図による)
戸尻感知センサー(※設置しない　○設置する)
○設計図による
(16)自動ドアは、パニックオープン機構とし、仕様は次による。
※自火報連動・施錠解・開いて開放状態保持(バッテリー内臓式)
○設計図による
(17)身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付きとする。
(18)スライディング自動ドアには、存在検出機能を設ける。
(19)スライディング自動ドアに使用するガラス
※強化ガラス　○合せガラス　○　__
(20)スライディング自動ドアの戸先及び戸尻は、角出し曲げを行わない。
(21)スライディング自動ドアは、指挟み防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立のすき間及び戸尻と近接する壁　面などとのすき間は、それぞれ 30 以上とする。
(22)スライディング自動ドアは、製造者の安全基準を満足したうえで、使用個所、用途により、次の安全対策を講ずる。
(1)適切な閉じ速度、開き保持時間
(2)補助センサー2 段の適切な設置
(3)軽量化
(4)透明ガラスへの衝突防止表示
(23)自動ドアが外部に面する場合はガイドレールには SUS10.0Φの排水管を設置し側溝に接続すること。
(24)自動ドアのレールはバリアフリーとする。
(25)警告表示ラベル(意匠は特注品)を取り付けること。

10 節　自閉式上吊り引戸装置

○ 16.10.3
性能等

(2) 自閉式上吊り引戸装置の性能は下記による。
※標仕 表 16.10.1 による　○製造所標準仕様による
トイレなどバリアフリー対応箇所は手動開き力7N 以下とする。
○標仕表 16.10..1 によるが手動開き力は 7N 以下とする(バリアフリー対応)

11 節　重量シャッター

○16.11.2
形式及び機構

(1)(2) シャッターの種類等は下記による。

シャッターの種類	備　考
○ 一般重量シャッター	○ 耐風圧性能は構造概要書による
○ 外壁用防火シャッター	○ 耐風圧性能は構造概要書による
○ 屋内用防火シャッター	監視室窓口、シャッターケースは天井内とする
○ 屋内用防煙シャッター	シャッターケースは天井内とする
○袖壁連動防火防煙シャッター	シャッターケースは天井内とする

(3) 開閉機能による種類は下記による。
※上部電動式(手動併用)　○上部手動式

(4)安全装置は下記による
(ウ)(a)危害防止機構
※障害物感知装置(自動開鎖型)
○シャッターの二段降下方式

(6) 防火シャッター及び防煙シャッター以外のシャッターケース
※設ける　○設けない

【追記】
(7)外気に面するシャッターの耐風圧性能
※構造概要書の設計用風圧力に対して、レールからの脱却がなく、開口幅の 1/200 以下かつ使用上有害な変形の残留がない。

(8)手動時の巻上げ操作は、いずれの場合も鎖によるものとし、床上での操作ができる高さに設置する。

○ 16.11.3
材料

(1) スラット及びシャッターケース用鋼板の種類及びめっきの付着量は下記による。
鋼板の種類
めっき付着量　※Z12 又はF12　○_____

○ 16.11.4
形状及び仕上げ

【追記】
(4)ガイドレール・まぐさ・座板の材質は、屋外に面するシャッターにあってはステンレス製とし、屋内に設置するシャッターは、次による。
(ア)ガイドレール
※ステンレス製　○ガイド部分をステンレス製、見え掛りを鋼製焼付け塗装
○設計図による
(イ)まぐさ
○ステンレス製曲げ加工　※鋼製焼付け塗装　○設計図による
(ウ)座板
○ステンレス製　※鋼製焼付け塗装　○設計図による
(5)管理用シャッターを除く防火シャッターのスラットは、亜鉛めっき鋼板のままとし、錆止め塗装は施さない。
(6)操作ボックスの仕様は次により、取扱い方法を明示する。
※ステンレス製 HL 仕上げ　○鋼製焼付け塗装仕上げ
○ガイド部分見え掛かりと同材・同色仕上

12 節　軽量シャッター

○ 16.12.2
形式及び機構

(1)(ア) 開閉形式による種類は下記による。
※上部電動式(手動併用)　○上部手動式
(2) 耐風圧強度は構造概要書による。

○ 16.12.3
材料

スラットの材質は下記による。
(ア) JIS G 3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板
めっき付着量:・ Z06 又はF06 ○_____
(イ) JIS G 3322 塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板
めっき付着量:・AZ90　○_____

○16.12.4
形状及び仕上げ

(2) スラットの形状は下記による。
○インターロッキング形　○オーバーラッピング形

【追記】
(5) ガイドレール等の材質は下記による。
※鋼板製　○ステンレス製 SUS304(厚さ 1.5㎜)

13 節　オーバーヘッドドア

○ 16.13.2
形式及び機構

セクション材料	開閉方式	収納形式
※スチールタイプ	※バランス式	○ スタンダード形
○ アルミニウムタイプ	○ チェーン式	○ ローヘッド形
○ ファイバーグラスタイプ	○ 電動式	○ ハイリフト形
		○ バーチカル形

(2) 耐風圧性能下記による。
耐風圧性能(　　)N/㎡

○ 16.13.3
材料

(2) ガイドレールに使用する材料は下記による。
※溶融亜鉛めっき鋼板(めっき付着量:Z27)　○ステンレス鋼板

14 節　ガラス

● 16.14.1
一般事項

【追記】
(2) 共通事項
・ はめ込みガラスの耐震性能については、JASS17 2.2.4 耐震性能に従う。
・ 風圧力については、建築基準法及び関連施行令・告示に基いて下記の風速等により算定し、ガラスが破損しないものとする。風圧力は構造概要書による。ただし、最小風圧力 2000Pa(N/㎡)とする。
・ 浸水時の水圧については想定冠水レベルにおける静水圧・流水等の外圧は除く)に対してガラスが破損しないものとする。

● 16.14.2
材料

【追記】
外部に面するガラス(風除室内扉含む)の耐風圧性能は下記による。
性能値
※建築基準法施行令第 87 条及び建設省告示第 1454 号に定められた風圧力に対して安全であること。
正圧　N/㎡ 以上及び
負圧　N/㎡ 以上に対して安全であること。
○風洞実験結果に従う
ガラスに対する設計用風速の割増し
○なし　○再現期間 100 年相当　○再現期間 200 年相当
○再現期間___年相当
(1) 板ガラスの厚さ及び種類は設計図によるほか、以下を適用する。

種別	種類、仕様など
○高透過 Low-E ガラス	○ガラスの種類　・高透過ダブル Low-E ガラス ○可視光透過率:　55　%以上　○可視光反射率 13%以下 ○熱貫流率: 1.65W/㎡ K 以下○ガラスの色味:シルバーグレー
○熱線吸収ガラス	○色: ○日射取得:　%
○熱線反射ガラス	○色: ○日射取得:　%
●合せガラス	○ガラスの種類:設計図による ○中間膜:
○複層ガラス	○ガラスの種類:設計図による　NS-1867 ○熱貫流率: 1.65W/㎡ K 以下可視光透過率 70%　SC 値 0.8
○Low-E ガラス	○ガラスの種類:透明ダブル LOW-E またはシングル LOW-E 可視光透過率:70%以上　可視化反射率:15%以下 ○熱貫流率:　1.8W/㎡ K 以下　SC 値 0.44 程度 ○ガラスの色味:シルバー
○真空ガラス	○ガラスの種類:　NS-1867 ○熱貫流率:　W/㎡ K
○特殊ガラス	○耐火ガラス　○耐熱ガラス　日本電気硝子ファイヤライト同等品 ○電磁遮蔽ガラス　○合わせガラス(手すき和紙入り)

※外装ガラスは、熱割れ防止を検討する。なお、ガラスに近接した壁などがある場合や、熱だまりになる部分については、ガラスのみならず、周辺の状況も計算要素に加える。
※強化ガラスはヒートソークテスト済みのものとし、メーカー仕様による。
※網入りガラスの四周には防錆処理を行う。防錆処理はブチルゴムテープとアルミテープの併用と同等以上の処理とする。
※各種熱処理ガラスに用いる素板ガラスは、熱処理を行うことを前提とし、硫化ニッケルなどの不純物の混入を極力防止して製造されたものとする。
※倍強度ガラスは、JIS R 3222 による。ただし表面圧縮応力は、規定値の範囲の低めとするよう管理し、52MN/㎡を上限とする。(全ての倍強度ガラスに適用)
※ガラスとバックパネル間の空気層の温度上昇による熱割れを検討し対策を向じること
(2) ガラス留め材

建具の種類	材　種
○アルミニウム製	※シーリング材　○ ガスケット(FIX部はシーリング材)
○鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材
○ステンレス製	※シーリング材

防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。

【追記】
(4)複層ガラスのスペーサー
※指定色(※黒色　○　　)　○製造者の仕様による
(ア)次の部位に用いるガラスは、日本建築防災協会編『改訂版ガラス開口部の安全設計指針』を満たすものとする。
①対象範囲　※同指針により、安全設計が求められるとして例示された部分
②対象開口部　※出入口　※出入口の周辺部　・その他の開口部
③ガラス種別　※強化ガラス・設計図による
(イ)ガラス風圧力によるたわみは、次による。
※有限要素法又は、板硝子協会の定める計算式で算出し、部材料の 1/100 以下とする。
(ウ)複層ガラスを含むガラス表・裏は、原則揃える
(エ)強化ガラス・倍強度ガラス・セラミックプリントを施したガラス等、熱処理を加えたガラスは、ローラーウェーブの方向を揃えて設置する。

(5) 下記条件において熱割れしないこと。
夏期　室内温度 ____℃　室外温度 ____℃
冬期　室内温度 ____℃　室外温度 ____℃
(6)(財)日本建築防災協会 「安全・安心ガラス設計施工指針」に基づき、下記の範囲において安全性を判定する資料、計算書を工事監理者に提出し、確認を受ける。

● 16.14.3
ガラス溝の寸法、形状等

(1) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ(面クリアランス、エッジクリアランス及び掛り代)は下記による。特記のないアルミニウム製建具、鋼製建具及びステンレス製建具の場合は、表 16.14.1 による。
(ア)排水機構を設けた場合の面クリアランス
※5.0㎜ 以上　○3.5㎜ 以上　○
(イ)排水機構のないアルミニウム製建具のフラッシュ戸、鋼製建具及びステンレス製建具の開き戸及び引戸の面クリアランス
※5.0㎜ 以上　○3.5㎜ 以上
標仕 16.14.3 以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は(社)日本建築学会 JASS 17 ガラス工事「3.1 納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監理者に提出する。

● 16.14.4
工法

【追記】
(4)ガラス全般に関し、受注者等はガラスの現場搬入時及び建入れ後に、ガラス小口の状況検査を実施し、監理者に報告する。

○ 16.14.5
ガラスブロック積み

(1) 材料
(ア) ガラスブロックの表面形状及び呼び寸法並びに厚さは下記による。

表面形状	呼び寸法(㎜)	厚さ(㎜)	色調	防火性能
○ 正方形 ○ 長方形	○_____	○_____	※クリア ○____	※無し ○ 有り

(イ) 壁用金属枠及び補強材は設計図による。
(カ) 力骨の材質、寸法、形状は下記による。
※SUS304 5.5㎜φ はしご形状複筋及び単筋　○設計図による
(コ) 化粧目地モルタルの色は下記による。
○_____
(サ) シーリング材の種類は下記による。

○＿＿＿＿
(シ) 金属製化粧カバーの材質、寸法、形状は設計図による。
(2) 工法
(ア) 建築基準法に基づき定まる風圧力は構造概要書による。その風圧力に対応した工法は下記による。
○＿＿＿＿
(ウ)(a) ガラスブロックの目地幅の寸法は下記による。
平積み ※8mm 以上、15mm 以下 ○＿＿＿＿
曲面積 ※曲率半径をガラスブロックの幅寸法の 10 倍以上とし、外側 15mm 以下、内側 6mm 以上 ○＿＿＿＿
(ウ)(b) 伸縮調整目地の位置は設計図による。
(ウ)(i)目地部の力骨の補強方法は下記による。
※ガラスブロック製造所の仕様による ○ 設計図による

【追加】
● 16.14.6
ガラス用フィルム

下記の範囲に適用する
○全ての強化ガラス ○全てのドアガラス
○外部に面するガラス(合わせガラス以外)
●その他(既存ガラス手摺り:図示)
※外部に面する部位は、熱割れ防止を検討する。なお、ガラスに近接した壁などがある場合や、熱だまりになる部分については、ガラスのみならず、周辺の状況も計算要素に加える。
(1)ガラス用フィルムは下記による。

名称	種類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	第 2 種	※内張り ○外張り	飛散防止率 D1
○			

品質 JIS A 5759 による。
(2)フィルムのメンテナンスなど
(ア)取扱い説明書に耐用年数、張り方、メンテナンスなどの留意点を明記し、完成引渡時に発注者及び建築物管理者へ適切な説明を行う。
(イ)飛散防止フィルム張りは、ガラス破損時に容易に確認及び張り替えが可能な部位に用いる。
(ウ)飛散防止フィルム張りには、原則脱落防止性能を期待しない。

【追加】
● 16.14.7
ガラススクリーン構法

○ 自立型ガラススクリーン構法
○ 吊下げ型ガラススクリーン構法
○ DPG構法
● MPG構法
○ 強化ガラス構法
● ガラス手すり構法
※上記は専門工事会社による責任施工とし、施工に先立ち、ガラス厚、支持部材の構造計算を行い、監理者の承諾を得ること
(1) 外壁等に使用する場合の性能は下記による。
17 章カーテンウォールの 17.1.3(a)性能による耐風圧性能、耐震性能とする。
層間変位追従性能は、地震時、耐風時において、破損や脱落が生じないものとする。
鉛直相対変位追随性能については、地震時における上下階の変位に追随するものとする。
(ア) 対熱性能
(a) 対温度差性能については下記による。
※17 章カーテンウォール工事による
(b) 耐熱性能については下記による。
(c) 対結露性能は下記による。また結露水の処理方法は下記による。
結露水の処理方法 ○ ふき取り ○ 排水
(イ) 水密性能、気密性能、遮音性能は下記による。
※17 章カーテンウォール工事による
(ウ) 耐久性能は下記による。
○ジョイント部のシーリング性能保証期間＿＿年
(エ) 安全対策は下記による。
※衝突防止シール張り ○飛散防止ガラスフィルム張り
(オ) 避雷対策は下記による。
※不要 ○＿＿＿＿＿
(カ) 光の反射防止は下記による。
※不要 ○＿＿＿＿＿
(キ) 電波の反射防止については下記による。
※不要 ○＿＿＿＿＿
(ク) 実大実験の要否は下記による。
※行わない
○行う(部位: サイズ: 実験項目:)
(2) 間仕切に使用する場合の性能は下記による。
(a) 層間変位追従性能は下記による。
※1/300 で被害なく継続使用可能
(b) 遮音性能は下記による。
※T-2
(c) その他耐火性能、耐衝撃性能、断熱性能等が必要な場合は下記による。
(3) ガラス手すりに使用する場合の性能は下記による。
(a) 対水平荷重性能は下記による。
1,960N／m 以上
(b) 対衝撃性能は下記による。

18章 塗装工事

1 節 一般事項

○ 18.1.3
材料

(1) 塗料のホルムアルデヒド放散量は下記による。
※F☆☆☆☆ ○＿＿＿mg/L
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外 ○第三種

【追記】
(5)特記により防火材料の指定がある場合は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。
(6)屋内で塗布する塗料は、原則としてトルエン・キシレンを含まないものとする。ただし、キシレンは塗料の種類により配合が必要な場合、極力少ないものを選定する。
(7)内装塗装仕上げに使用する塗料は、原則として防汚染型とする。
(8)塗料は、極力鉛を配合しないもの、あるいは配合量の少ないものから選定する。
(9)次により建築物全般について鉛フリーの塗料を適用する場合は、該当部位に用いる塗り仕様すべての塗料を、原則として鉛を配合しないものとする。塗料の種類により配合が必要な場合は、塗膜中の鉛含有量が 0.06%以下のものとする。指定した色調により着色顔料に鉛が含まれるおそれがある場合は、塗料製造者の安全データシート(SDS)により確認をする。
※適用しない
○適用する(○すべての塗料 ○隠ぺい部以外の部分 ○設計図による)

○ 18.1.4
施工一般

【追記】
(5)(エ)壁面及び天井の塗装は、ローラーブラシ塗り仕上げを原則とする。ただし、ロックウール化粧吸音板に塗装する場合は、シーラー処理のうえ吹付け塗りとする。
(オ)コンクリートブロック下地でモルタル塗り塗装仕上げの場合は、寒冷紗張りのうえ塗装する。
(カ)溶接個所、ボルト廻り、エッジ部分などについては塗増し等を施し、十分な塗厚を確保すること。また、塗料の溜まりやたれなどが無いように入念に下地処理、塗装を行うこと

● 18.1.5
見本

(1)見本は、原則として基材・各塗装種別・色調ごとに色見本塗板を作成する。監理者の指示により見本帳に替えることができる。

【追記】
(2)各塗装種別ごとに塗装工程表・使用材料表を作成する。
(3)監理者の指示により、工法・技能・色・つや・配色・仕上げ程度及び仕上げ面の状態などを検討するために、試験塗りを行う。

【追加】
● 18.1.8
専門工事業者の選定

(1)塗装専門工事業者
※日本塗装工業会の会員 ○設計図による ○監理者の確認する業者
(2)工事指導者は、必要に応じ危険物取扱い者の有資格者とする。

2 節 素地ごしらえ

○ 18.2.2
木部の素地ごしらえ

(1) 木部の素地ごしらえの種別は下記による。
○A種(不透明塗料塗り) ※B種(透明塗料塗り)

●18.2.3
鉄鋼面の素地ごしらえ

鉄鋼面の素地ごしらえの種別は下記による。
○ A種
● B種(耐候性塗料塗部)
※ C種(耐候性塗料塗部については B 種とする。)

○18.2.4
亜鉛めっき面の素地ごしらえ

亜鉛めっき面の素地ごしらえの種別は下記による。

種別	施工部位及び塗料種別
○ A種	※亜鉛めっき鋼面への錆止め塗料塗り(A 種)、耐候性塗料塗りの場合 ○＿＿＿
○ B種	鋼製建具等、A種以外

○ 18.2.5
モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ

モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別は下記による。
○A種 ※B種

○ 18.2.6
コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ

(1) コンクリート面及びALCパネル面の素地ごしらえの種別は下記による。
○ A種 ※B種
ただし、耐候性塗料塗り(DP)の場合は、標仕 表 18.2.6 のA種による。

○ 18.2.7
せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ

せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえの種別は下記による。
○ A種(せっこうボードの目地工法が継目処理工法の場合)
(施工箇所:)
※B種

【追加】
● 18.2.8
アルミニウム面及びステンレスの素地ごしらえ

(1)アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえは表 18.2.8 により、種別は塗り工法に応じた節の規定による。
(2)特に金属面に有害な傷をつけないようにする。
表 18.2.8 アルミニウム面及びステンレス鋼面の素地ごしらえ

工程	種別		塗装	面の処置	備考
	A 種	B 種	その他		
汚れ・付着物除去	○	○	―	スチールウール・研磨布などで除去する。	
油類除去	○	○b	―	a)苛性ソーダなどで油分を除去する。 b)溶剤拭きで除去する。	放置せず、直ちに次の工程に移る。
化学処理	○	―	―	クロム酸塩溶液に浸漬し表面処理を行ったのち、水洗いして乾燥させる。	放置せず、直ちに次の工程に移る

注)(1)A 種は工場塗装、B 種は現場塗装を標準とする。
(2)ステンレス鋼の素地ごしらえは B 種とし、ヘアラインを施したものとする。

3 節 錆止め塗料塗り

○ 18.3.2
塗料種別

(2) 亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料の種別は下記による。
※A種 ○B種 ○ C種
つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの場合はC種とする。
【追記】
(3) 下地となる塗膜と錆止め塗料の適合性・密着性については、事前に十分確認を行う。

● 18.3.3
錆止め塗料塗り

(1) 鉄鋼面の錆止め塗料塗りの種別は下記による。
見え掛り部分 ※A種 ○＿＿＿＿
見え隠れ部分 ※B種 ○＿＿＿＿
(3) 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別は下記による。
※鋼製建具はA種、その他は B 種 ○＿＿＿＿

4 節 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

○ 18.4.1
一般事項

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種類は下記による。
※1種 ○＿＿＿＿

○ 18.4.2
木部の合成樹脂調合ペイント塗り

木部合成樹脂調合ペイント塗りの種別は下記による。
屋外 ※A種 ○＿＿＿＿
屋内 ※B種 ○＿＿＿＿

○ 18.4.3
鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り

鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗りの種別は下記による。
○ A種 ※B種

5 節 クリヤラッカー塗り(CL)

○ 18.5.2
クリヤラッカー塗り

クリヤラッカー塗りの種別は下記による。
○ A種 ※B種

6 節 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)

○ 18.6.2
アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り

アクリル樹脂系非水分散形塗料塗りの種別は下記による。
○ A種 ※B種

7 節 耐候性塗料塗り(DP)

● 18.7.2
鉄鋼面の耐久性能塗装

(1)(ア)上塗りの等級は下記による。
○ 1 級 ○ 2 級 ● 3 級
(イ)上塗りは、親水化方式等による汚染防止タイプを原則とする。

● 18.7.3
亜鉛めっき鋼面の耐候性塗装

(1)(ア)上塗りの等級は下記による。
○ 1 級 ○ 2 級 ● 3 級
(イ)上塗りは、親水化方式等による汚染防止タイプを原則とする。

○ 18.7.4
コンクリート面及び押出成形セメント板面耐候性塗料塗り

(ア)コンクリート面及び押出成形セメント板面耐候性塗料塗りの種別は下記による。
○ A種 ○ B種 ○ C種
(イ)上塗りの等級は下記による。
○ 1 級 ○ 2 級 ○ 3 級
(ウ)上塗りは、親水化方式等による汚染防止タイプを原則とする。

【追加】
○ 18. 7. 5
PC パネル面・GRC パネル面の耐候性塗料塗り
(工場塗装)

(1) PC パネル面・GRC パネル面の耐候性塗料塗り(工場塗装)は、表 18.7.4 による。
※ソリッドカラー ○メタリックカラー
表 18.7.4 PC パネル、GRC パネル面の耐候性塗料塗り

	工程	塗料・その他	塗付け量 (kg/m2)	備考
1	素地ごしらえ	標仕[表 18.2.6]A 種	―	
2	下塗り	エポキシ樹脂プライマー	0.12～0.14	
3	中塗り	製造者の仕様による中塗り用塗料	0.13～0.16	
4	上塗り	建築系耐候性上塗り塗料(1 種)	0.14～0.17	

注)(ア)塗装は原則としてスプレー方式とする。はけ塗りによる場合は監理者と協議する。
(イ)メタリック塗装の場合は、上塗りを 2 回塗りとし、1 回目はメタリック、2 回目はクリヤコートとする。
(ウ)塗装作業は、室内または専用の作業テント内でおこなう。
(エ)素地の状態(含水率・PH)・塗装条件(温湿度)などは厳守し、作業ヤード内の通風管理・温度管理を適切に行う。
(オ)素地ごしらえに用いる材料は、ふっ素樹脂塗料製造者の仕様または同製造者の確認を得たものとする。
(カ)PC パネルの場合に用いる下地調整材は微細ひび割れ追従性を有するものとする。GRC パネルの場合は、素地ごしらえの工程 3 を省略する。
(キ)コンクリート表面に隠れたピンホールが存在しないよう、脱型後のパネル洗浄において、高圧水洗などにより確実に処理する。ピンホールなどは、素地ごしらえに先立って確実に補修をおこなう。
(2)塗装は、PC 工事または GRC 工事に含み、各製造工場において塗装することを原則とする。
(3)塗装前後の保管・運搬時に用いるりん木保護材の材質にも留意し、塗膜への影響が無いことを確認したものを用いる。

8 節 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)

○ 18.8.2
コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等つや有合成樹脂エマルションペイント塗り

(ア)コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの種別は下記による。
○ A種 ※B種
(イ) 厨房、浴室など高湿度となる室に用いる場合は、耐水・耐湿性に優れるものとする。

○ 18.8.4
鉄鋼面つや有合成樹脂エマルションペイント塗り

鉄鋼面つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの種別は下記による。
○ A種 ※B種

9 節 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)

○ 18.9.2
合成樹脂エマルションペイント塗り

合成樹脂エマルションペイント塗りの種別は下記による。
○ A種 ※B種
合成樹脂エマルションペイントの VOC 含有量
※1%未満 ○5%未満

10 節 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)

○ 18.10.2
ウレタン樹脂ワニス塗り

ウレタン樹脂ワニス塗りの種別は下記による。
○ A種 ※B種

【追加】
○ 18. 10. 3
着色ウレタン

(1)木部の着色ウレタン樹脂ワニス塗りは、表 18.10.3 による。

	工程	塗料・その他	塗付け量 (kg/m2)	適用
1	素地ごしらえ	標仕[表 18.2.1]B 種	―	
2	目どめ	ウッドシーラー	―	回数:1～2
3	色つけ	着色剤	―	回数:1～2
4	色押え	ウレタン樹脂系ウッドシーラー	0.09～0.10	回数:1
5	下塗り	ウレタン樹脂系サンディングシーラー	0.09～0.10	回数: 2
6	研磨紙ずり	空研ぎまたは水研ぎ(P120～P220)	―	回数: 2
7	上塗り	ウレタン樹脂ワニス	0.10～0.13	回数: 2
8	研磨紙ずり	空研ぎまたは水研ぎ(P120～P220)	―	回数:1

9	仕上げ塗り	ウレタン樹脂ワニス	0.08～0.10	回数:1

注)(1)塗装は、工場塗装または現場塗装とする。

12 節　木材保護塗料塗り(WP)

○ 18.12.2
木材保護塗料塗り

木材保護塗料塗りの種別は下記による。
○ A種　※B種　○下記による
不燃処理
リン酸:リン酸系不燃処理用ウレタン塗装
ホウ酸:ホウ酸系不燃処理用塗装
無処理
浸透型木材保護塗装 2 回塗り

【追加】16 節　金属面のクリヤー保護塗装

【追加】
●18.16.1
適用範囲

(1) この節は、金属面のクリヤー保護塗料塗りに適用する。

【追加】
○18.16.2
ステンレス面の
アクリルシリコーン樹脂クリヤー塗り(2-ASC)

表 18.17.2 ステンレス面のアクリルシリコーン樹脂クリヤー塗料塗り
(2-ASE-B 腐食環境・海岸雰囲気・屋内プール)

	工程	塗料・その他	塗付け量 (kg/m2) (標準膜厚(μm))	適用
1	素地ごしらえ	標仕[表 18.2.2]A 種,[表 18.2.9]A 種	―	工場塗装または現場塗装
2	上塗り 1 回目	アクリルシリコーン樹脂(クリアー)	0.12～0.16 (15～20)	
4	上塗り 2 回目	アクリルシリコーン樹脂(クリアー)	0.12～0.16 (15～20)	
	合計膜厚		(30 以上)	

注)(ア)塗装は、原則としてスプレー方式とする。はけ塗りによる場合は、監理者と協議する。
(イ)裏面コートは、原則として上表の上塗り(1 回目)までとする。(見え掛り以外も同じとする)
(ウ)強制乾燥は、塗膜性能を考慮して塗料製造者の指示または事前確認で条件を設定する。自然乾燥とする場合は、監理者と協議のうえシート掛けなどの養生を行う。

【追加】
●18.16.3
ステンレス面の
ふっ素樹脂クリヤ塗り(2-FUC)

(1) ステンレス面のふっ素樹脂クリヤー塗料塗り(2-FUC)は、次による。
※表 18.17.3　・表 18.17.4
(2) 上塗りは、親水化方式などによる汚染防止タイプを原則とする。

表 18.17.3 ステンレス面のふっ素樹脂クリヤー塗料塗り(2-FUC-A 一般環境屋内外)

	工程	塗料・その他	塗付け量 (kg/m2) (標準膜厚(μm))	適用
1	素地ごしらえ	標仕 [表 18.2.9]B 種	―	工場塗装または現場塗装
2	下塗り	反応硬化形ウレタン樹脂(クリアー)	0.12～0.16 (15～20)	
2	上塗り 1 回目	反応硬化形ふっ素樹脂(クリアー)	0.12～0.16 (15～20)	
3	乾燥	強制または自然乾燥	―	
	合計膜厚		(30 以上)	

注)(ア)反応硬化形ふっ素樹脂塗装は、ルミフロン同等配合品とする。
(イ)塗膜の光沢は、30～80 グロスとする(60°鏡面反射)。
(ウ)強制乾燥は、塗膜性能を考慮して塗料製造者の指示または事前確認で条件を設定する。自然乾燥とする場合は、監理者と協議のうえシート掛けなどの養生を行う。
(エ)裏面コートは、原則として上表の下塗りまでとする(見え掛り以外も同じとする)。

表 18.17.4　ステンレス面のふっ素樹脂クリヤー塗料塗り
(2-FUC-B 腐食環境・海岸雰囲気・屋内プールなど)

	工程	塗料・その他	塗付け量 (kg/m2) (標準膜厚(μm))	適用
1	素地ごしらえ	標仕 [表 18.2.9]B 種	―	工場塗装または現場塗装
2	下塗り	反応硬化形ウレタン樹脂(クリアー)	0.12～0.16 (15～20)	
2	上塗り 1 回目	反応硬化形ふっ素樹脂(クリアー)	0.12～0.16 (15～20)	
3	乾燥	強制または自然乾燥	―	
4	上塗り 2 回目	反応硬化形ふっ素樹脂(クリアー)	0.12～0.16 (15～20)	
5	乾燥	強制または自然乾燥	―	
	合計膜厚		(30 以上)	

注)(ア)反応硬化形ふっ素樹脂塗装は、ルミフロン同等配合品とする。
(イ)塗膜の光沢は、30～80 グロスとする(60°鏡面反射)。
(ウ)強制乾燥は、塗膜性能を考慮して塗料製造者の指示または事前確認で条件を設定する。自然乾燥とする場合は、監理者と協議のうえシート掛けなどの養生を行う。
(エ)裏面コートは、原則として上表の下塗りまでとする(見え掛り以外も同じとする)。

20章 ユニット及びその他の工事

1 節　一般事項

○ 20.1.2
基本要求品質

【追記】
(4) 施工計画書は下記の事項に留意して作成する。
(ア) フリーアクセスフロアの割付け(配線・配管などの開口部を含む)・柱周り及び周辺部の固定床との納まり・支持脚の固定方法と耐震計算書など

(イ) システム天井の下地組補強と耐震計算書など

2 節　ユニット工事等

○ 20.2.2
フリーアクセスフロア

(2) 材料等
(ア) フリーアクセスフロア及び表面仕上げ材の寸法、フリーアクセスフロア高さ、耐震性能、所定荷重、帯電防止性能、漏えい抵抗値は下記による。

施工箇所	パネル寸法	表面仕上材寸法	仕上り高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗値

構成材はスチール（無機質充填）とする。

表 20.2.2 フリーアクセスフロアの構成材及び表面仕上材の材質・寸法

種別	○Aフロア A
施工個所	内部仕上表による
工法・構成	※パネル工法 ○支柱一体型　※支柱分離型 ○溝工法 ○線点支持型　・面支持型
パネル材質	○中実スチール(ウッドコア) ○中空スチール ○GRC 系 ○けい酸カルシウム系 ○アルミダイキャスト
パネル仕上げ	○なし(仕上材置き敷きなど) ○帯電防止タイル ○メラミン樹脂化粧板
パネル固定	○なし ※あり
パネルサイズ(mm)	※500×500 ○600×600
床高さ(mm)	○3,000N タイプ　○5,000N タイプ ○6,000N タイプ　○設計図による
タイプ	※工場加工品(パネル標準品) ○パネルカット
配線取出し口	○FLP-1　○FLP-2　○FLP-3 ※設計図による
下地コンクリートの仕上げ	※製造者の標準仕様 ○パネルカット ○設計図による
スロープ・ボーダー	○(　　)
その他	

注)(1)ボーダー調整材などに用いる合板・パーチクルボードは、F☆☆☆☆とする。
支持脚の固定などに用いる接着剤は、F☆☆☆☆とする。

表 20.2.3 フリーアクセスフロアの耐荷重性能・耐震性能ほか

タイプ	3,000N タイプ	
耐荷重性能 中央載荷試験	載荷荷重	
	たわみ	
	最大荷重	
耐震性能	※1.0G ○0.6G	
積載荷重	※適用(3,000N 以上) ○適用(1,000N 以上) ○製造者の仕様による	
床仕上材の帯電防止性能	人体帯電圧　2kV 以下	
感電防止性能	漏洩抵抗　1×10　6Ω以上	
その他	防災センター、リレー盤室、MDF 室はウィスカ対策品	

注)(1)各性能は、公共建築協会「建築材料等評価名簿最新版」により、表記外の性能項目も満足すること。6,000N タイプもこれに準じて荷重を割増したものとする。
(2) 帯電防止性能・感電防止性能は、使用する床仕上材における数値とする。

【追記】
(キ) ・スロープ及びボーダー
※製造所の標準仕様　○図示

○ 20.2.3
可動間仕切

○ 同材もしくは不燃材とし、適切な強度を確保する。
・コンセント等の取付け対応
※製造所の標準仕様（コンセント本体は別途設備工事）
コンセントの箇所数は図示
・配線用取り出しパネル　配線取り出し開口：パネル 1 枚につき 40mm×80mm 程度の開口 2 ヶ所以上
・フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合
※20～30%　○ 50%
・空調用吹き出しパネル
※無し
・表面仕上材の品質・規格等は帯電防止床タイル張り、タイルカーペットに依る。
・電算室対応の場合および EPS 内は、ウイスカが発生するため亜鉛の電気めっきが施された溝成材を使用しない。
・配線取出口は廊下及び ELV ホール等、EPS 内、石張り床を除き、パネル全数に設けること。
・事務室以外の共用部(基準階廊下、ELV ホール等)に敷設する場合はセキュリティー対策品(専用ねじ等でロックできる機構)とする。
・石張り下地の場合
○ニチアスシグマフロア M5000AR (0 タイプパネル) 同等品
○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
・電算対応は、防災センター、MDF 室等に適用する。
○有り(※固定式　○可変式　:施工箇所は図示)

(2) 材料等
(ア)(イ) 可動間仕切の構造形式による種類、構成基材の種類及び遮音性能等は下記による。

構造形式	パネル部の総厚さ (mm)	表面材種厚さ (mm)	表面仕上げ	遮音性能	防火性能	耐震性能
○スタッド式 ○スタッドパネル式 ○パネル式	○＿＿	※鋼板 (○0.6 ○0.8) ○＿＿＿	※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付け	○あり (　) ○なし	○あり ○なし	※標準 ○高耐震

※適用箇所は設計図による。
(・ 錠前、ドアクローザー、戸当り、あおり止めなどは建具工事において選定されるものと同種とする。)
※パネルと幅木・笠木の取合い部分には、パッキング材を使用し、遮音性能は標準タイプで 500Hzにおいて 40dBの透過損失とする。
※遮音型の場合、取合う天井やペリカウンター内の遮音壁も可動間仕切と同等以上の性能を有すること。

(エ) パネル内に取り付ける建具の寸法及び形状は下記による。
※設計図による　○＿＿＿

○20.2.4
移動間仕切

(2) 材料等
(ア) パネルの操作方法による種類並びにパネル表面材の材質及び仕上げは下記による。

遮音性能	厚さ (mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
○一般タイプ	○＿＿	※鋼板 ○	○ 焼付け塗装 ○ 壁紙張り	○ 手動式　○電動式 ○ 部分電動式
○遮音タイプ (36dB以上)	○＿＿	※鋼板 ○	○焼付け塗装 ○ 壁紙張り	○ 手動式　○電動式 ○ 部分電動式

表面仕上げの壁紙張りの仕様は 19 章内装工事による

(3) 性能等
(ア) パネル圧接装置の操作方法は下記による。
○ 製造所の仕様による　○＿＿＿
(イ) 遮音性能は下記による。
※遮音性能は JIS A 6512 の遮音試験に準拠する　○＿＿＿
(ウ) ハンガーレール取付け下地補強は下記による。
※取付け全重量の 5 倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるよう補強する
・設計図による　○＿＿＿

(4) 工法
(イ) あと施工アンカーの材質、寸法等は下記による。
・ 設計図による　○＿＿＿

○ 20.2.5
トイレブース

(2) 材料
(ア) パネル表面材は下記による。
※メラミン樹脂系化粧板(標準色　アルミ製コーナーエッジ付)
○メラミン樹脂系化粧板(面材同色コーナーエッジ付・木目調)
○ポリエステル樹脂系化粧板
○化粧塩ビシート貼り
○＿＿＿
(ウ) 脚部の形状は下記による。
※幅木タイプ　○足金物型
(エ) ドアエッジ
R 形状とし、表面材と同材仕上げとする。

○20.2.6
手すり

(a)(1) 材料の種別は下記による。

種類	材料の種別	表面処理	側圧力(kgf)
手すり	○ ステンレス SUS304	○ HL程度　○ 鏡面程度 ○	
	○ 鉄	亜鉛めっき 外部　○ C種　○ 内部　○ E種　○	

耐荷重性能	適用箇所
○300kgf/m	○不特定多数の利用者が滞留する箇所
※150kgf/m ※125kgf/m	※一般利用者用　○ ※メンテナンス階段、通路　○
※75kgf/m	※メンテナンス通路　○

手すり支柱の耐荷重に対する最大変形角は 1/100 以下とすること。

耐風圧性能	目標性能	※建築基準法施行令第 87 条及び建設省告示第 1454 号に定められた風圧力に対しての安全性を確保する。 ○風洞実験により算出された風圧力に対して安全性を確保する。
	設計用風圧力	風圧力は必要構造性能概要書による
		設計用風圧力の最小値　※2000Pa　○＿＿＿Pa

・ 手すりは、下記の温度差に対し温度伸縮を検討し適切な位置に伸縮継手を設ける。
直射日光の当たる暗色の金属材　○＿＿＿℃　※70℃
直射日光の当たる明色の金属材　○＿＿＿℃　※55℃
その他材料　○＿＿＿℃
・ 強化ガラスが露出する箇所は小口保護材(SUS t=1.5)を設置する。
・ 高さ 3m 以上の箇所にガラス手摺を設置する場合は飛散防止フィルム貼りとする。
・手すりは上記側圧力・風圧力に耐えられる構造とし構造計算を行い安全性を確認すること

○20.2.7
階段滑り止め

(1) 材質、形状、寸法、取付工法等は下表による。

材種・形状	幅寸法	取付工法	施工個所
※ステンレス製ビニルタイヤ入フラットエンド型	※35 ○40 ○50	※接着工法 ○埋込工法	図示
○アルミニウム製ビニルタイヤ入フラットエンド型			
○ステンレス製			
○磁器質タイル垂れ付段鼻	垂れ寸法 ※30 ○	※床タイル張り	

○蓄光タイプは高硬度石英成形板アベイラス　(株)ドベル　同等品とする

また、ビニールタイヤ部のズレ止め対策を施すこと。
・ 踏板が石材の場合、滑り止溝加工の上、SUSFB HL 埋込とする。

○ 20.2.9
黒板及びホワイトボード

黒板及びホワイトボードは下記による。

種類		寸法(mm)	色彩	
○ 黒板	※焼付け		※緑 ○ 黒	※平面 ○曲面 ○スクリーン付引分
			※緑 ○ 黒	※平面 ○曲面 ○スクリーン付引分
○ ホワイトボード	○ ほうろう ○ 塩ビシート		※白	※平面 ○曲面 ○スクリーン付引分
				※平面 ○曲面 ○スクリーン付引分

設置場所　設計図による

○ 20.2.10
鏡

(1) 鏡の厚さは下記による。
※5mm　○＿＿＿
枠:SUS HL t1.5　壁面設置の場合、鏡面は壁面と面一とする。
・特記なき限り大きさは W600×H1800 とし、防湿型、面取りを行う。
・設置位置は各トイレ、休憩室、ロッカー室、基準階トイレ(一部エッチング処理)、その他図示部分

○ 20.2.11
表示

(1) 衝突防止表示
ガラススクリーンに対する対人衝突防止表示の形状、寸法、材質等は下記による。
※設計図による
○ 市販品　※ステンレス製　径約 30mm　○＿＿＿
○ 両面　○ 片面
○ なし

(2) 法令に基づく表示
非常用進入口等の表示は市販品とし、適用は下記による。
○ 適用する　○ 適用しない
(3) 室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等は、設計図による。

○ 20.2.12
タラップ

(1)(ア)(イ) 材料の種別、表面処理は下記による。

種類	材料の種別	表面処理
タラップ	○ ステンレス SUS304	※研磨無し　○ HL仕上げ
	○ 鉄	亜鉛めっき　内外部　※C種 ○

・ タラップ高さが 2m を超える場合は原則背カゴ付きとする。

○ 20.2.13
煙突ライニング

(1) 材料
(ア) 煙突用成形ライニング材の適用及び安全使用温度は下記による。
○ ゾノライト系珪酸カルシウム　○ 心材付き繊維積層ライニング材
最高使用温度　※650℃　○ 400℃
(イ) キャスタブル耐火材の工法及び適用安全使用温度は下記による。
工法　※こて押え
最高使用温度　※400℃
材料にゾノライト系けい酸カルシウム板を使用し、排気風速が 20～26m/s 以上となる場合は、内張りのステンレスは全面張りとし、耐熱塗料塗りとすること。排熱が屋上機器等に与える影響について熱シミュレーションを行い監理者の確認を得ること。
フジモリ産業ハイスタック同等品以上

○ 20.2.14
ブラインド

(1) 材料等は下記による。

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅(mm)
※横型	※ギヤ式　○ コード式 ○操作棒式○ワンタッチ降下式 ○グラデーションタイプ	※アルミニウム合金製 ○ 遮熱タイプ	※25 ○35
○縦型	○ 1 本操作コード方式 ※2 本操作コード方式	○アルミスラット ○クロススラット	○ 80 ○ 100

※幅、高さは設計図による
操作方法　※手動　○ 電動(○ 単独　○一斉操作(グルーピング))
○2モータ)太陽追尾センサーによる集中制御(周囲建物データ入力制御)

(ウ) 縦型ブラインドの開閉方式は下記による。
○片開き方式　○ 両開き方式
【追記】
(3) 電動式の場合の電源装置は下記による。
※電動装置はAC100V対応型とし、ボックス内に納める。
※振動による騒音対策として、電動装置に取付用合成ゴムパッキンを用いる。

○ 20.2.15
ロールスクリーン

(1)(2) ロールスクリーンの操作方式、幅及び高さは下記による。

施工箇所	操作方式	材種・品質等
	○ スプリング式　○ コード式 ○ 電動式	

※幅及び高さは、設計図による
防炎性能　※有　○ 無
(4) 巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料の仕様は下記による。
※製造所の仕様による　○_____

○ 20.2.16
カーテン及びカーテンレール

(1) カーテンの形式等は下記による。

施工箇所	形式		装置			ひだの種類	性能(遮光等)	備考(シングル・ダブル等)
	片引	引分	電動	手引	ひも引			
	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○			

(2)(ア)(a) カーテン用生地の種別、品質、特殊加工等は下記による。
○ ポリエステル、防汚加工品、防炎物品
(2)(イ)(a) カーテンレールの材種、形状等は下記による。
材種　※アルミニウム製　・ ステンレス製
形状　※角型　○_____
形式　○ 片引き　○引分け
(3)(ア)(a)⑥ 暗幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重なりは下記による。
※300mm 以上　○_____

【追加】
● 20.2.19　形状　○据置式　○壁張り式　○ 差込式　●水膨張型止水材

止水板
寸法
製造所

21章 排水工事

1節　共通事項

2節　屋外雨水排水

○ 21.2.1
材料

(1) 排水管用材料の材種、管の種類、呼び径等は設計図によるほか下記による。

材種	管の種類	管形状(接合方法)
※遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管(※1種　・ 2種)	B 形(ゴム接合)
○硬質ポリ塩化ビニル管	※VP　○・ VU	
○排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	○ REP-VU　♻	

●21.2.2
施工

(6) 側塊の形状及び寸法は下記による。
○ 斜壁(上内寸____×下内寸____×高さ____)
○ 直壁(内寸____×高さ____)
足掛け金物　○ 設ける　○ 設けない
(b) 排水桝及びふたの種類等は設計図による。
鋳鉄製マンホールふたは下記による。

種類	適用荷重
○ 水封形　○ 密閉形(テーパー○パッキン式) ○ 簡易気密形(パッキン式)　● 中ふた付密閉形	○ T-2 用 ● T-6 用 ○ T-14 用 ○ T-20 用

(c) グレーチングの材質、用途、適用荷重、メンバーピッチ等は下記による。

材質	形式	種類	適用荷重	メンバーピッチ	上面形状
○鋼製 ○ステンレス製	※受枠付 ○ボルト　固定 ○図示	○溝ふた用 ○桝ふた用 ○かさ上げ用 ○U字溝用	○歩行用	※細目	※凸凹形
			○T-2 用 ○T-6 用 ○T-14 用 ○T-20 用	※普通目 ○ 細目	※平形 ○ 凸凹形

側溝:図示
集水桝:図示
その他図示
【追記】
(11) 遠心力鉄筋コンクリート管の基床の厚さ及び種類は下記による。
厚さ　呼び径 300 以下の場合は 100mm 程度、
呼び径 300 を超える場合は 150mm 程度
種類　再生クラッシャラン、切込砂利、クラッシャラン又は山砂の類
(12) 硬質ポリ塩化ビニル管
(1) 基床の厚さ及び種類は下記による。
(2) 継手は下記による。
※接着剤　○ゴム輪
(13) 勾配
雨水が溜まることがないように排水管の経路には、1/50～1/300 の勾配をつける。
雨水たてといから第一会所桝までの距離は原則 1m 以内とする。
場所打ち側溝などの場合は、所定の伸縮目地を有することとする。
(14) 鋼管はねじ込み式排水継手とし、土中配管とする場合は防食処理を施す。
(15) 在来設備に連結する場合は、在来設備に支障のないように取り合わせ、その接合部を補修する。

(16) 車道部の排水管の敷設は下記による。
※図示
○ 砂基礎(地業厚さ 20cm 以上　材料　山砂の類)

【追加】
○ 21.2.4
その他の材料

(1) 地業の材料の適用は下記による。
○ 砂地業　(○ 山砂　○ 川砂　○　砕砂)
○ 砂利地業　(○ 再生クラッシャラン　○ 切込砂利　○ 切込砕石)
(○C-40　○C-30　○C-20)
(2) コンクリートは下記による。
※標仕 6.4 無筋コンクリート Fc=18N/ mm²　○_____
(3) 埋戻しに用いる材料は下記による。
※B種　○_____
(4) 浸透管及び浸透桝を用いる場合は下記による。
製造所:

3節　街きょ、縁石及び側溝

○ 21.3.1
材料

(1) コンクリート縁石及び側溝の形状、寸法等は下記による。
(3) 地業の材料は下記による。
※標仕 4.6.2(1)による　○_____

○ 21.3.2
施工

(1) 砂利地業の厚さは下記による。
※100mm　○_____

29章 エスカレーター工事

1節　一般事項

●29.1.1
基本要求品質

この章は、エスカレーター工事における、国交省告示第 1046 号「地震その他の振動によってエスカレーターが脱落する恐れがない構造方法を定める件」に関連する事項に適用する。
(a)国交省告示第 1046 号に規定される構造計算の方法、構造的な必要性能は、構造概要書に示す「非構造部材の構造的な必要性能」による。
(b)ここに特記する事項以外は、関連各章・各項の該当事項による。

30章 撤去工事

1節　一般事項

●30.1.1
適用範囲

本章は、建物等の撤去およびその部分(地中障害)撤去の工事に適用する。
(a)内装工事の撤去については、19 章 1 節(〔改標仕-6.2～6.4〕)および「解体共仕-3.5」によるほか本章による。

●30.2.1
撤去範囲

(a)撤去範囲は下記による。なお、設計図において明確でない部分や土地の保全、近隣及び残置建物で使用している工作物等は、事前に監理者と協議する。
※設計図によるほか、地中部分の建物、建物付属設備、構築物(割栗石等の地業を含む)は、撤去する。
○設計図による。(基礎等を残置する場合)
○建物以外の範囲を GL-600 まで撤去範囲とする。
(b)撤去対象物以外の地中障害物が発見された場合には、ただちに監理者へ報告する。
撤去工程で不明配管または残置配管や配線類が発見された場合、すみやかに調査し確認の上、監理者に報告し指示を仰ぐこと。
(C) 内装工事による撤去の範囲は下記による。
＊設計図による　○_____

●30.3.1
撤去計画

既存建物等の撤去については、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」(国土交通省　平成 15 年 7 月 3 日　国住防第 4 号)に基づき、内装材、地上部分、土間、基礎部分の撤去方法および躯体の補強方法について、撤去工事施工計画書を作成する。

●30.4.1
撤去工法と撤去機械

撤去工法および使用する機械器具は下記による。指定がなければ、当該撤去に適したもので、騒音・振動・塵埃などの発生が少なく、安全性の高いものを選定する。
○_____

●30.5.1
安全対策と仮設

2章　仮設工事「解体共仕-1.3」および建築工事共通仕様書追補版(安全・品質管理編)の該当各項によるほか、下記により適切な安全対策と仮設設備を施す。
(1)道路に面した部分の撤去にあたっては、歩行者及び通行車両などの安全を確保するため、道路側に必要かつ適切な安全設備を施す。
(2)撤去解体に伴う塵埃の発生を防止するため、必要に応じて場内に散水設備を設置し散水する。
(3)塵埃から作業員を保護するため、場内には適切な換気設備および防塵マスクなどを準備する。
(4)場内は、常に整理および片付けを行う。なお、危険な部分には表示を行い、ロープまたは手摺りで区画し安全を確保する。

●30.6.1
火気使用上の注意

火気については十分注意し、下記により火災の防止に努める。
(1)内部造作材および付帯設備の撤去作業には、原則として火気の使用を禁止する。ただし、通信機器収容室内およびこれに接する場所以外でやむを得ず下記を使用するときは計画書を作成し、監理者の確認を受けた上で実施する。
(2)火気を使用した箇所は、作業後広範囲にわたり点検し残り火による火災防止措置を確実に行う。
(3)撤去材は、現場内で焼却してはならない。

●30.7.1
撤去作業

(a)鉄筋・鉄骨・防火層など既存部分に接続を行う部分のはつり出しは、それらを損傷しないように行う。

(b)左官仕上・タイル・吹付け仕上等の撤去で、既設仕上と取合せになる部分は、既設仕上げに浮き等の影響をおよぼさないように撤去する。

●30.8.1
あと片付けその他

(a)撤去完了後はあと片付けを十分行う。必要により危険行事を行い、転落の恐れがある場所にはロープまたは手摺などを設置する。
(b)埋戻しをする場合は 3.2 根切りおよび埋戻しにより後続作業に支障がないようにする。
(c)撤去工事完了後、必要により周辺関係者および当該建物の建物管理責任者に対し、撤去工事完了を通知し必要な挨拶などを行い、後続工事に支障がないように処理する。

○30.9.1
工事の記録

地盤面下に残置する建物の一部等は設計図によるものとし、工事にあたってはそれらの種別・位置・大きさ・深さなどを記録した報告書を作成し、監理者に提出する。
※撤去工事報告書には、掘削範囲図、残置物配置図、残置物写真、その他必要資料を添付すること。

31章 撤去材の処理方法

1節　一般事項

●31.1.1
撤去材の処理等

撤去工事による撤去材の処理については、1.3.11 によるものとし、その適用は下記による。
(1)発注者に引渡しを要する撤去品は、下記によるものとし、破損又は汚損がないよう取外し、下記または監理者の指示する場所に運搬し保管する。

発注者に引渡しを要する撤去品	保管場所

(2)特別管理産業廃棄物の有無および処理方法は下記による。
○有　○無

対象物名	処理方法等
廃石綿等	安定型最終処分等で当該廃棄物の処理場として許可を受けている処分場に埋め立て処分する。

(3)現場において再利用を図るものは下記による。

材料等名	再利用の方法等

(4)特に指定する再資源化を図るものは下記による。

材料等名	再利用の方法等

(1)上記以外の撤去材の処理は下記による。
上記以外の撤去に伴い発生した解体はつりくずなどは、発生後速やかに場外に搬出し、関連法令に基づき受注者が処分する。
特に指定する処分方法および処分場所は下記による。
処分方法　:
処分場所　:
(2)産業廃棄物は廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき処分する。
また、排出事業者として保管対象のマニフェストの写し及び所定の報告書を完成検査時に監理者へ提出する。
(3)地中部分の撤去完了後、盛土および整地を行う前に、監理者立会いの上、試掘等により、地中部分に撤去材等の残存がないことを確認する。
(4)建物撤去工事(延べ面積 80 ㎡以上)の撤去材については、必ず台貫計量を行い、計量伝票を監理者へ提出する。

●31.1.2
整理品

下記の整理品売却調書に示す整理品は、受注者が買い取る。整理品は、撤去後速やかに場外に搬出する。また運搬・保管・返納などに要する費用は、請負費または売却費に含む。
整理品売却調書

種別	単位	数量

●31.3.1
石綿含有建材の調査

3節　石綿含有建材の調査　〔改標仕－1.5.1〕
(ア)(a)調査範囲
工事範囲全てとし、石綿含有が疑われる建材全てとする。調査範囲が明確でない場合は、監理者と協議し範囲を決定する。工事範囲に煙突が含まれる場合及び天井裏蔽部等は、調査範囲から除外してはならない。
ただし、石綿が含有しているものとみなし行政確認を行った上で施工計画を立てる場合は、施工調査を行わなくてもよい。
(b)調査報告書の貸与
※貸与する　●貸与しない
(c)分析方法は下記による。
＊JIS A 1481-2(定性分析)および JIS A 1481-3(定量分析)　○
分析する箇所は躯体、下地、主剤、仕上げ等、各層毎に分析を行う。
分析する成分は、従来のクリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)の3種類の他、新たに3種類の他、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトの3種類についても対象とし、含有の有無の分析を行うこと。
なお、分析結果は速やかに報告書にとりまとめ監理者へ報告することとし、指示があるまで工事を行ってはならない。
(イ) 石綿含有建材の有無の調査は次(a)～(e)の順序で行う。
なお、特に煙突内部や天井裏隠蔽部等については入念に確認を行う。
(a) (オ)の石綿含有の恐れのある建材確認
(b) 設計図書確認

過去の工事内容等で必要な情報が図面から確認できない場合は、
監理者と協議のうえ、図面を入手し確認する。

(c) 石綿含有建材の製造所ヒアリング

(d) 現地目視確認
調査結果は、工事対象の全建物・全室・全部位毎に製品名・製造所名・製造年・レベル分類・除去工法・設計時の調査との相違等を確認のうえ、とりまとめ監理者に報告する。

(e) 記録の提出
調査報告書を完成図書と合わせて監理者へ提出する。提出資料は次による。
①成分分析調査結果
②調査記録写真
③試料採取場所の確認できる図面

(ｳ)調査の結果、設計図書と異なる場合は監理者と協議する。石綿含有の有無が不明な建材の場合、分析による石綿含有調査は下記による。
※行う　○行わない

(ｴ)設計時の調査により確認した石綿含有の恐れのある建材は下記による。なお、特記された建材は設計時の調査により確認した内容であり、石綿含有の恐れのある建材の全数を示すものではないため、施工調査により確認する。

(a)石綿含有の吹付材(レベル1)

一般名称	対象箇所(階・室・部位)	確認資料
○吹付け石綿	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有吹付けﾛｯｸｳｰﾙ （乾式・半乾式）	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有吹付けﾛｯｸｳｰﾙ （湿式）	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有吹付けﾊﾞｰﾐｷｭﾗｲﾄ （ひる石）	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有吹付けﾊﾟｰﾗｲﾄ	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○

(b)石綿含有保温材等(レベル2)

	一般名称	対象箇所(階・室・部位)	確認資料
石綿含有 保温材	○石綿保温材	○縦樋の防露巻き部分 ○　階　室 ○設計図による	○改修図 ○
	○けいそう土保温材	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
	○ﾊﾟｰﾗｲﾄ保温材	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
	○けい酸ｶﾙｼｳﾑ保温材 ○水練り保温材	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
石綿含有耐 火被覆板	○耐火被覆板	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
	○けい酸ｶﾙｼｳﾑ板第２種	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
石綿含有 断熱材	○屋根折板用断熱材 （吹付材）	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
	○煙突断熱材	○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
	○排気筒パッキン	○設計図による	○新築図 ○改修図 ○

(c)石綿含有成形板(レベル3)

一般名称	対象箇所(階・室・部位)	確認資料
○石綿含有ｽﾚｰﾄ波板	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有ｽﾚｰﾄﾎﾞｰﾄﾞ	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有けい酸ｶﾙｼｳﾑ板第１種	○　階　室 ○　階　室	○新築図 ○改修図
	○設計図による	○
○石綿含有押出成形板	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有ﾊﾟﾙﾌﾟｾﾒﾝﾄ板	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有ｽﾗｸﾞ石膏板	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有住宅屋根用化粧ｽﾚｰﾄ	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有ﾛｯｸｳｰﾙ吸音天井板	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有ｾﾒﾝﾄ円筒	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有ﾘﾉﾘｳﾑ	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有可動式間仕切り壁等 （補強裏板材）	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○石綿含有ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ	○　階　室 ○　階　室 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○

(d)外壁塗装材に含まれる石綿(レベル1～3)

一般名称	工法	対象箇所	確認資料
○薄塗材 C （セメントリシン）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○薄塗材 E （樹脂リシン）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○外装薄塗材 S （溶剤リシン）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○可とう形外装薄塗材 E （弾性リシン）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○防水形外装薄塗材 E （単層弾性）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○内装薄塗材 Si （シリカリシン）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○内装薄塗材 E （じゅらく）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○内装薄塗材 W （京壁・じゅらく）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○複層塗材 C （セメント系吹付けタイル）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○複層塗材 CE （セメント系吹付けタイル）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○複層塗材 E （アクリル系吹付けタイル）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○複層塗材 Si （ｼﾘｶ系吹付けﾀｲﾙ）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○複層塗材 RE （水系エポキシタイル）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○複層塗材 RS （溶剤系吹付けタイル）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○防水形複層塗材 E （複層弾性）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○厚塗材 C （セメントスタッコ）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○厚塗材 E （樹脂スタッコ）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○軽量塗材 （吹付けパーライト）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○下地調整塗材 C （セメント系フィラー）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○下地調整塗材 E （樹脂系フィラー）	○ローラー工法 ○吹付工法 ○	○外壁 ○軒天 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○

行政毎に指導内容が異なるため、所管行政と協議を行いレベルを特定し、除去工法については監理者と協議の上決定する。
石綿含有調査は、仕上塗材、下地調整材等の材料毎に含有有無が分かるように調査を行う。

(e)その他の石綿含有材料

一般名称	部材	対象箇所	確認資料
●アスファルト防水材 （ルーフィング類・接着剤・コーチング類）	○アスファルト防水材 ○副資材	○防水層 ○油タンク外殻 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○折半屋根裏面断熱材	○裏張り ○	○部位 ○設計図による	○新築図 ○改修図 ○
○塗装	○	○設計図による ○	○新築図 ○改修図 ○
●ﾓﾙﾀﾙ	○	○設計図による ○	○新築図 ○改修図 ○
●下地調整塗材	○	○設計図による ○	○新築図 ○改修図 ○

● 31.10
環境配慮改修工事

石綿含有建材の除去工事　〔改標仕－9.1〕

この節は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)9章環境配慮改修工事」と併せて適用する。

○ 31.10.1
一般事項

(4)仕上げ工事
石綿含有建材除去後の仕上げ工事については設計図による。

【追記】
(5)(ｱ)石綿粉じん濃度測定は、〔改標仕－9.1.1(5)〕によるほか、下記による。
(a)石綿含有吹付材(レベル１)及び石綿含有保温材等(レベル2)の建材
＊行う　○行わない
(b)石綿含有成形板(レベル3)の建材
○行う　＊行わない
(ｲ)測定箇所および石綿粉じん濃度測定法は、自治体ごとに測定位置・測定数の条件が異なるため、実施方法は事前に管轄の自治体に確認する。具体的な測定位置等は監理者と協議のうえ決定する。
(6)吹付け石綿の封じ込めは下記による。
○行う　○行わない
(7)石綿含有の可能性がある建材について撤去まで見込むものは下記による。

石綿含有の吹付材(レベル1)　○見込む　＊見込まない
石綿含有保温材等(レベル2)　○見込む　＊見込まない
石綿含有成形板(レベル3)　＊見込む　○見込まない

○ 31.10.2
撤去工事共通事項

(1)石綿含有吹付材(レベル1)及び石綿含有保温材等(レベル2)の除去に関する専門工事業者は、建設技術審査証明協議会による「建設技術審査証明事業」を取得している者とする。

○ 31.10.3
石綿含有吹付材の除去

(3)除去作業者
作業者は、除去処理作業期間中において 6 ヶ月以内に石綿障害予防規則による特殊健康診断を受診し、その結果が無所見のものとする。
(5)施工区画
石綿含有建材の撤去を行う室内は、次の方法により養生を行う。窓等の開口部は閉め切って、外部との空気の流通を遮断する。また換気口、その他の開口部は、プラスチックシート等で養生し、アスベスト粉じんが外部に飛散しないようにする。
(10)工事管理者
(a)除去処理工事に関する総合的な技術管理を行う工事管理者を選任する。
(b)工事管理者は、平成 18 年 3 月 31 日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者、または石綿作業主任者技能講習を修了した者とする。
(c)工事着手前に受講証明等関係書類を監理者に提出し確認を受ける。
(11)石綿の飛散状況の監視
アスベスト粉じんの飛散状況の監視は、目視により行う。
(12)報告
運搬処分については、計画書に基づき確実に行われているか「建設廃棄物マニフェスト」等を使用し確認するとともに、「建設廃棄物処理実績書」を提出し、監理者の確認を受ける。

(2)除去工法
(7)石綿の除去工法は下記による。
※湿式工法
○乾式工法
湿式工法は建設技術審査証明事業を取得している工事業者の審査証明を受けたマニュアルに沿って除去し、乾式工法は工事に相応した技術を有することの証明書を提出し、監理者の確認を受ける。

吹付け石綿除去は、除去した石綿を落下させることなく直ちに吸引、捕集できる装置を用いて行う。装置は下記による。
吸引した空気は、HEPAフィルターでろ過した後、放出する。
その他、石綿の除去は施工業者の仕様による。
(ｲ)(a)固形化の適用は下記による。
○行う　※行わない
(3)(ｴ)除去した石綿含有吹付け材の処分は下記による。
※埋立処分　○中間処理
(4) (ｳ) 後片付け終了後の清掃
撤去作業を完了した作業区域の床面は、粉塵が残らないようにHEPAフィルタつきの掃除機等で清掃のうえ、濡れ雑巾等で拭き清掃する。

○ 31.10.4
石綿含有保温材等の除去

(1)作業場所の周辺の養生を行う場合は、下記による。
※原形のまま、手ばらしにて除去　○切断又は破砕して除去
作業場所の周辺の養生を指定する場合は、下記による。
指定のない場合は行政等確認の上適切に作業を行う。
※仮設指示図による　○＿＿＿＿＿＿

(3)除去した石綿含有保温材等処の分は下記による。
※埋立処分　○中間処理

● 31.10.5
石綿含有成形板の除去

(1)作業場所の周辺のの養生を指定する場合は、下記による。
指定のない場合は行政等確認の上適切に作業を行う。

※仮設指示図による　○＿＿＿＿＿＿

(3)(ｴ)(b)除去した石綿含有成形板の処分は下記による。
※埋立処分　○中間処理

特記仕様材料表(本工事で使用する製品・メーカーは以下同等品とする)

番号	項　目	使用部位	メーカー名	形式等
公共建築工事標準仕様書 9章 防水工事				
	ｱｽﾌｧﾙﾄ防水	ｽﾃｰｼﾞ・ﾌﾞﾗｻﾞ	田島ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ㈱	BANKS工法
			日新工業㈱	同等品
			㈱ｲｰﾃｯｸ	同等品
	改質ｱｽﾌｧﾙﾄ防水	ﾋﾟｯﾄ内	田島ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ㈱	ｶﾞﾑｸｰﾙ
			日新工業㈱	同等品
			ｼﾊﾞﾀ工業㈱	同等品
	伸縮目地	屋上・床	ｱｰｷﾔﾏﾃﾞ㈱	ﾄﾞﾗｲN　W=25
			白水興産㈱	同等品
			ﾄﾞﾗｰﾌﾗｲﾄ㈱	同等品
公共建築工事標準仕様書 10章 石工事				
	花崗岩	ｽﾃｰｼﾞ側壁	矢橋大理石㈱	ｽﾀｰｹﾞｰﾄ　JB仕上げ
				600×1200程度
			㈱ｽﾄｰﾝｵﾌｨｽ･ﾓﾘｼﾀ	同等品
			関ケ原石材㈱	同等品
公共建築工事標準仕様書 13章 屋根及びとい工事				
	ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ	ｽﾃｰｼﾞ	ｶﾈｿｳ㈱	WSK-2
			第一機材㈱	同等品
			㈱ﾆﾑﾗ	同等品
	ﾄﾞﾚｲﾝｷｬｯﾌﾟ	ｽﾃｰｼﾞ	ｶﾈｿｳ㈱	EPMDF-1
			第一機材㈱	同等品
			㈱ﾆﾑﾗ	同等品
公共建築工事標準仕様書 14章 金属工事				
	あと施工ｱﾝｶｰ		日本ﾋﾙﾃｨ㈱	HVUｶﾌﾟｾﾙ方式ｱﾝｶｰ
	(薬液固定形)		日本ﾃﾞｺﾗｯｸｽ㈱	ｹﾐｶﾙｱﾝｶｰ
			日本ﾄﾞﾗｲﾌﾞｲｯﾄ㈱(代理店)	ARｹﾐｶﾙｾｯﾀｰAP
			ｴｽﾊﾞｯﾄ㈱	ﾊﾟｰﾌｨｯｸｽﾚｼﾞﾝｶﾌﾟｾﾙ
	床点検口		ｶﾈｿｳ㈱	MSXM-M
			ﾅｶ工業㈱	同等品
			㈱ｸﾏﾓﾄ	同等品
	SUSﾀﾗｯﾌﾟ	ｽﾃｰｼﾞ内ﾀﾗｯﾌﾟ	淀川建材工業㈱	L-01 ｱﾝｸﾞﾙ付ﾀﾗｯﾌﾟ
			大和建工材㈱	同等品
			㈱ﾅｽﾀ	同等品
	手摺	照明付手摺	ﾅｶ工業㈱	S-43mH-S-H
				(電源ﾕﾆｯﾄ：NTC-E180CV0241)
			㈱遠藤照明	同等品
			㈱ｻﾝﾚｰﾙ	同等品
		ｶﾞﾗｽ手すり笠木	ｽｶﾞﾂﾈ工業㈱	146924-040-25-12角形
			㈱UNION	同等品
			ｱｻﾋ創建㈱	同等品
公共建築工事標準仕様書 16章 建具工事				
	壁点検口	ｽﾃｰｼﾞ側壁	三和ｼｬｯﾀｰ㈱	
			東洋ｼｬｯﾀｰ㈱	
			田村工業㈱	
	飛散防止ﾌｨﾙﾑ	ｶﾞﾗｽ手摺	ｽﾘｰｴﾑ　ｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱	ﾌﾛｱﾏｯﾄ
				透明飛散防止ﾌｨﾙﾑ　SH2CLAR
			㈱ｻﾝｹﾞﾂ	同等品
			ﾘｹﾝﾃｸﾉｽ㈱	同等品
	強化合わせ	ｶﾞﾗｽ手摺	㈱AGC	ﾃﾝﾊﾟﾗｲﾄSS工法　12t+12t
	ｶﾞﾗｽ手摺		日本板硝子S&S㈱	同等品
			㈱ｴﾇﾋﾞｰｴｽ	同等品
公共建築工事標準仕様書 20章 ユニット及びその他の工事				
	ﾃﾞｯｷ	だんだんﾃﾞｯｷ	ﾊﾝﾃﾞｨﾃｸﾉ㈱	ﾊﾝﾃﾞｨｳｯﾄﾞ　ﾑｸ材（下地材含む）
			ABC商会㈱	同等品
			㈱ｴｺｳｯﾄﾞ	同等品
	LED照明	だんだんﾃﾞｯｷ	ｺｲｽﾞﾐ照明㈱	TLSD-28K
				(電源ﾕﾆｯﾄ：HLG-320H-24)
			大光電機㈱	同等品
			㈱遠藤照明	同等品
	水膨張型止水材	止水材	早川ゴム㈱	ﾈｵｽﾊﾟﾝｼｰﾙ
		(打継ぎ部)	㈱ADEKA	ｱﾃﾞｶｳﾙﾄﾗｼｰﾙ
			ｽﾘｰﾎﾞﾝﾄﾞﾕﾆｺﾑ㈱	ﾎﾟﾘｽﾀｰUK

番号	項　目	使用部位	メーカー名	形式等
公共建築工事標準仕様書 22章 舗装工事				
	押型デザイン床	ﾌﾟﾗｻﾞ・	㈱ABC商会	ﾍﾟｰｽﾄﾃﾞｻﾞｲﾝｸﾘｰﾄ
		交流広場	日本道路㈱	同等品
			伊藤建材㈱	同等品
	擬石	階段	太平洋ﾌﾟﾚｺﾝ工業㈱	擬石階段
			㈱野邑工業	同等品
			関東ｺﾝｸﾘｰﾄ工業㈱	同等品

番号	項　目	使用部位	メーカー名	形式等

番号	項　目	使用部位	メーカー名	形式等

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録22（1）第　2404号	一級建築士登録　第　271087　号　山光　賢作 一級建築士登録　第　351998　号　中村　達哉	担当　金　晋瑛	特記 管理番号　4JS120KJ1

工事名　山口県国際総合センター屋外エスカレーター飾地改修工事	図面名　特記仕様材料表（1）	図面番号　特材－1	区分　建築
	縮尺　（A3）	年月　2025年 3月	

工事概要表

対象建物	対象部	工事内容
高層棟	屋外大階段	エスカレーター撤去（トラス含）
		側壁一部撤去
		だんだんベンチ新設（ライン照明、手すり照明含）
		ステージ新設（手すり照明含）

一般事項

内装仕上材料	特記なき限り内装材料は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	柱、梁の仕上げ	特記なき、柱及び梁の仕上は当該各室の
	放散等級がＦ☆☆☆☆を使用する。		壁仕上及び天井仕上による。
補修の方法	特記なき部分の模様替・改修に伴う補修及び、	撤去の範囲	模様替・改修に伴う撤去の範囲は
	破損箇所の補修は既存仕上に倣い補修する。		最小限に止めるものとする。
仕上の記入	仕上表には、各室の代表的な仕上が記入	幅木	特記なき限り〈2-11-1〉K h=100とする。
	されている。仕上が2種類以上ある場合の	軽量鉄骨間仕切	特記なき限り〈2-21-1〉Kによる。
	各仕上と適用範囲は一般図参照のこと。	間仕切り取合い部	特記なき限り〈2-24-○〉Kによる。
		天井仕上	特記なき限り〈3-01-1・4〉Kによる。
		天井目地	特記なき限り〈3-11-2・4・5・8〉Kによる。
		金属製天井下地	特記なき限り〈F-311.01-3・4〉による。
		室名ｻｲﾝ	特記なき限り〈0-051.01-1〉による。
		室名文字書き	特記なき限り〈0-051.01〉の
			室名文字部分のみを使用する。
		あと施工ｱﾝｶｰ	特記なき限りあと施工ｱﾝｶｰは抜張ABとする。

本図における表示方法以外は「建築工事詳細図集」の凡例による。

整備・改修 前後に用いる表示方法

注:整備前（改修前）図は現況図および撤去図を兼ねる。

整備後（改修後）	整備前（改修前）
1．仕上・下地・躯体から新設する場合 RC t=150 [EP-M-RC]	1．仕上・下地・躯体から撤去する場合 RC t=150 [EP-M-RC]
2．仕上・下地共新設する場合 [EP-M]	2．仕上・下地共撤去する場合 [EP-M]
3．仕上のみ新設する場合（塗装替も含む） [EP-(M)]	3．仕上のみ撤去する場合 [EP-(M)]
4．既存のままの場合 [(EP-M)]	4．既存のままの場合 [(EP-M)]

表示方法－1

(( ))	別途工事	《 》	本設計図における呼出し図面	M	床化粧改め口
( )	既存部分、名称および概略寸法		仕上・下地区分、施工区分等を示す		移動電源車接続口
〈 〉	NTT-F 建築詳細図集 2001		軽量鉄骨造間仕切り		騒音発生箇所
〈 〉90	NTT 建築詳細図集 90		乾式耐火間仕切り（旧2時間）	▼	室名札（持出）
〈 〉参	参考図		ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞ：新設	▽	室名札（平付）
〈 〉K	国交省営繕部監修 建築工事標準詳細図		ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞ：既存		室名札（絵文字を使用する場合）
<－>	災害時入退館ﾙｰﾄ		ﾋﾟﾎﾞｯﾄﾋﾝｼﾞ形ｵｰﾄﾋﾝｼﾞ		弾性ｼｰﾘﾝｸﾞ

表示方法－2

JIS	日本工業規格		寸法線（計り出し）	Ⓐ	空調整備用
JAS	日本農林規格		寸法線（わりこみ）	Ⓔ	電気整備用
W=○○	幅		寸法線（呼　び）	Ⓟ	衛生整備用
L=○○	長さ		半径寸法線	Ⓣ	通信ケーブル用開口
H=○○	高さ		主基準線	Ⓓ	通信電力用開口
○○t	厚さ		補助基準線	DS	ダクトスペース
φ	直径	Z_0	主基準レベル	PS	パイプスペース
r	半径	BM	ベンチマーク	EPS	電気配線スペース
@	間隔	TBM	臨時ベンチマーク	CS	通信用ケーブルシャフト
		GL・FL	基準地盤面・基準床面	ELS	エレベーターシャフト
	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ		ブロック壁		軽量鉄骨間仕切壁（遮音）
	無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ及び構造躯体以外の軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ		ALC壁		可動間仕切壁（両面）
	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ		軽量鉄骨間仕切壁（一般）		可動間仕切壁（片面）

表示方法－3

1. 仕上・下地材の表示

[DR-GB-LGS]
- 下地材の構成材又は躯体の略号
- 下地材（捨張材）略号
- 仕上材略号

2. 展開表示（展開図順序表示）

A B C D の順序に作図する。

3. 壁開口の表示

Zn+h1 / Wxh2 / D
- Ⓜ：機械設備用開口
- Ⓔ：電気設備用開口
- Ⓣ：通信ｹｰﾌﾞﾙ用開口
- Ⓓ：通信電力用開口

h1：Znから開口部下端迄の寸法
W：開口の巾
h2：開口部の高さ
D：開口補強詳細番号

4. 建具の表示

- 新設建具
- 撤去建具
- 改修建具

AW：ｱﾙﾐﾆｳﾑ製窓
AD：ｱﾙﾐﾆｳﾑ製扉
AG：ｱﾙﾐﾆｳﾑ製ｶﾞﾗﾘ
ASS：ｱﾙﾐﾆｳﾑ製ｼｬｯﾀｰ
SW：鋼製窓
SFW：鋼製防火窓
SD：鋼製扉
SG：鋼製ｶﾞﾗﾘ
SF：鋼製枠
SS：鋼製ｼｬｯﾀｰ
SSW：ｽﾃﾝﾚｽ鋼製窓
SSD：ｽﾃﾝﾚｽ鋼製扉
SSF：ｽﾃﾝﾚｽ鋼製枠
SSS：ｽﾃﾝﾚｽ鋼製ｼｬｯﾀｰ
LSD：鋼製軽量扉
SFD：防火扉
WD：木製扉

5. 建具付属装置の表示

X
Xに下記の文字を入れる
ﾎﾞ：電気式可変押ﾎﾞﾀﾝ錠
S：ｽｲｯﾁｽﾄﾗｲｸ
自：自動錠付
G：ｶﾞﾗﾘ付
非：非常錠
E：電気錠
CR：ｶｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ付電気錠
T：ﾃﾝｷｰ錠付電気錠
AT：ｴｱﾀｲﾄ
SAT：ｾﾐｴｱﾀｲﾄ

6. 模様替建具等の表示

X 模様替内容
nに下記の文字を入れる
移：移設建具
改：改造建具
清：清掃建具
再：再利用建具
塗：両面塗装替建具
片塗：片面塗装替建具
（片面とは工事対象室側とする）

7. 模様替可動間仕切り等の表示

MP- 模様替内容
nに下記の文字を入れる
移：移設可動間仕切り
改：改造可動間仕切り
清：清掃可動間仕切り
再：再利用可動間仕切り
塗：両面塗装替可動間仕切り
片塗：片面塗装替可動間仕切り
（片面とは工事対象室側とする）

8. 床ﾚﾍﾞﾙ表示（基準階からの高低差を示す）

±h 上段：設計ﾚﾍﾞﾙ・現況ﾚﾍﾞﾙ
±h 下段：既存ﾚﾍﾞﾙ

材料の略号・名称

略号	材料名称	略号	材料名称	略号	材料名称
打放しO	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上げ（○内にA～C種指定）	AS防水	ｱｽﾌｧﾙﾄ防水	V C	ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ
R C	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	塗防	塗膜防水（ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系）	塩ﾋﾞS	塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂系ﾌｨﾙﾑ
L C	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ	S防水	ｼｰﾄ防水	F S	無石綿ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板
無 C	無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	複合防水①	特記仕様書3.13 複合防水工法の各項による。	G W	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ
高圧B	高圧ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	複合防水②	特記仕様書3.13 複合防水工法の各項による。	G C	ｶﾞﾗｽｸﾛｽ
断熱B	断熱ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	複合防水③	特記仕様書3.13 複合防水工法の各項による。	P F	押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材・板
保護B	保護ﾌﾞﾛｯｸ	改A防水	改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水	F A	ﾌﾘｰｱｸｾｽ床
E C P	ｾﾒﾝﾄ中空押出成形板	改A防水DM①	特記仕様書3.14改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水DM工法の各項による。	K F A	簡易二重床
RCｺﾃ	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ金ｺﾞﾃ押ｴ	改A防水DM②	特記仕様書3.14改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水DM工法の各項による。	T F A	通信機械室用二重床（鋼板ﾊﾟﾈﾙ製）
C B	空洞ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	改A防水DM③	特記仕様書3.14改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水DM工法の各項による。	1 U	水性ｳﾚﾀﾝ樹脂
P C	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	P N	ﾋﾟﾝﾎｰﾙ工法	N A D	ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散形塗料
S	鋼製および鋼製下地	V T	ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	D P ○	耐候性塗料塗り（○内に1～3;種指定）
W	木製および木製下地	耐酸VT	耐酸ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾙ	S O P	合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ
L G S	軽量鉄骨下地（壁・天井）	帯電VT	帯電防止ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾙ	C L	ｸﾘｱﾗｯｶｰ塗り
S U S	ｽﾃﾝﾚｽ鋼（材質はSUS304とする。）	L M	ﾘﾉﾘｭｰﾑ	E P	合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ
2-FUC-B	ふっ素樹脂クリヤー塗料塗り	V S	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ	E P G	つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ
H L	ﾍｱﾗｲﾝ仕上げ	T C P	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	U C	ｳﾚﾀﾝ樹脂ｳｰｽ塗り
P L	鋼板	塗 床	塗床材	O S	ｵｲﾙｽﾃｲﾝ ｸﾘｱﾜｯｸｽ塗り
CPL	繊鋼板	防塵P	防塵塗装	特 P	特殊塗料
B-PL	ﾍﾞｰｽﾌﾟﾚｰﾄ	○○角 T	○○角ﾀｲﾙ	ﾘｼﾝS	外装用薄付け仕上げ塗材
f b	平鋼（ﾌﾗｯﾄﾊﾞｰ）	M T	ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ	ﾀｲﾙS	一般形複層仕上げ塗材
S G P（ ）	配管用炭素鋼鋼管（（ ）内に白又は黒ｶﾞｽ管指定）	人 造 石	人造大理石仕上げ	防水S	防水形複層仕上げ塗材（原則既往種指定）
V P	硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管	人 工 石	人工大理石仕上げ	R P	合成樹脂厚膜形ｴﾏﾙｼｮﾝ塗料塗り
M	ﾓﾙﾀﾙ	軟 V	軟質ﾋﾞﾆﾙ幅木	2TXE	2液形ﾀｰﾙｴﾎﾟｷｼ樹脂ｴﾅﾒﾙ
樹脂M	樹脂ﾓﾙﾀﾙ	G B R	せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	V B	ﾍﾞﾆｼｬﾝﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ
防 M	防水ﾓﾙﾀﾙ	G B D	化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	T B	縦型ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ
無 M	無収縮ﾓﾙﾀﾙ	G B S	ｼｰｼﾞﾝｸﾞせっこうﾎﾞｰﾄﾞ	R B	ﾛｰﾙﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ
拡張AB	あと施工ｱﾝｶｰ金属拡張形	G B F	強化せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	VBB・TBB・RBB	各種ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ
薬液AB	あと施工ｱﾝｶｰ薬液固定形	D R	ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板	C	ｶｰﾃﾝ
A B	ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ	F K	けい酸ｶﾙｼｳﾑ板	C R	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ
EXPJ	ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ			M P	可動間仕切り
R D	ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ			L P	ﾛｰﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝ
押出M	押型デザイン床			F H	ﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ

特記事項

- 軽量コンクリート：Ｆｃ18、スランプ18cm、軽量1種とする。
- 防水層保護コンクリートの溶接金網：Φ6-100×100とする。
- 防水層伸縮目地：@3,000内外とする。

案内図

N

工事場所：山口県下関市豊前田町3丁目3-1

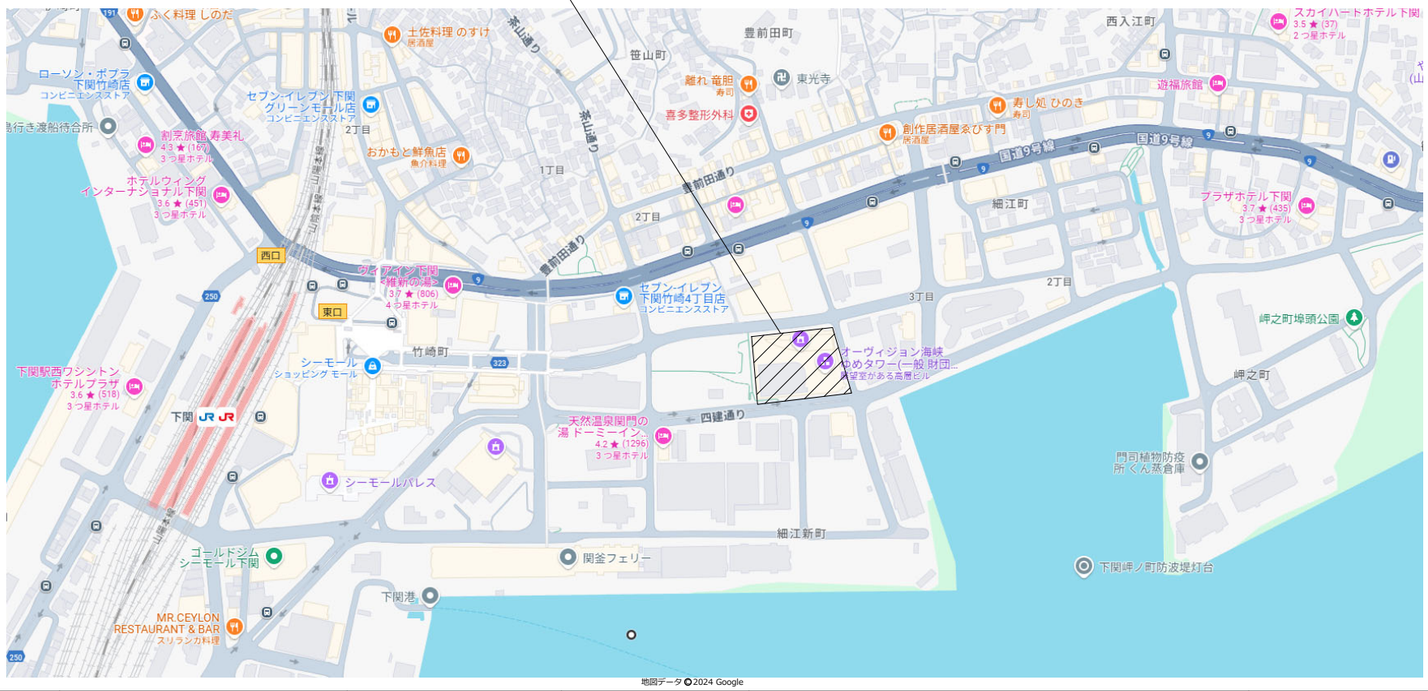

地図データ ©2024 Google

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録 第　２７１０８７ 号　山光　賢作 一級建築士登録 第　３５１９９８ 号　中村　達哉	担当 金　晋瑛	特記 管理番号 ４ＪＳ－１２－０ＫＪ－１	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 工事概要表・一般事項・表示方法・略号・名称・特記事項 縮尺 （Ａ３） 1/***	図面番号 D-01 区分 建築 年月日 2025年 03月

改修後　外部仕上表

部位	部分	仕上	部位	部分	仕上
プラザ１～３ ステージ１･２	床	[押型M10t-LC95t-断熱材25t-AS防水-RC150]新設	プラザ１～３	床	[(花崗岩-M-LC-断熱材-AS防水-RC)]水洗い
		[押型M10ｔ-(M-LC-断熱材-AS防水-RC)]新設	ステージ１･２	屋外だんだんベンチ１	新設 ※LED照明付
		[押型M10t-LC95t-断熱材25t-AS防水-(RC)]新設		タラップ	SUS製後付梯子タイプ:新設　W350×D150×H1,300
		ピット塞ぎ:[押型M50t-LC95t-断熱材25t-AS防水-RC150-フラットデッキ]新設		エスカレーターピット	[改AD防水-(塗防-RC)]新設
		SUS製ドレン75A:新設 竪樋:VP-75A		化粧点検口	化粧型点検口:新設 SUS製 600×600
		化粧型点検口:新設 SUS製 600×600　既製品	交流広場	床	手摺壁跡:[押型M50t-(LC-断熱材-AS防水-RC)]新設
	階段 踏面･蹴上	[擬石50t-M20t-(LC-断熱材-AS防水-RC)]再取付			
				屋外だんだんベンチ２	新設 ※LED照明付
	壁	[花崗岩25t-RC150]新設 乾式工法　〈2-02-06〉Ｋ(ロッキング工法、JB仕上)			
		[花崗岩25t-(RC150)]新設 乾式工法　〈2-02-06〉Ｋ(ロッキング工法、JB仕上)		手摺	ガラス自立式手摺:新設　※LED照明付 H=1,200
		フットライト:新設　※電気設備工事			手摺:新設　SUS42.7φ 支柱:新設　SUS FB-65×12@1,200
	手摺	ガラス自立式手摺:新設　※LED照明付 H=1,150 手摺LED照明用電源配線 立上げ用SUS配線BOX:新設		水路側立上り	天端破損部:[DP３-無収縮M25ｔ-(RC)]補修
		既設ガラス手摺笠木:新設　SUS製角型 既設強化ガラス：飛散防止フィルム新設			
		手摺:新設　SUS42.7φ ※LED照明付き・水路側手摺：LED照明無し 支柱:新設　SUS FB-65×12@1,200			

※床部には伸縮目地（@3,000内外）を設けること

改修後　建具表

記号	数量	(1/SD) (2/SD)	各1ヶ所
姿　図		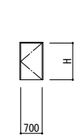	SD-1:H=1,000 SD-2:H=1,200
形　式	見　込	鋼製片開き扉	100
仕　上		扉外部：花崗岩張り t=25 内部：DP3塗	
硝　子			
金　物		丁番、ケースハンドル シリンダー本締り錠付き、標準金物一式	
備　考		SUS沓摺、三方枠見切りFB-6 扉:FB-1,6曲げ加工、石圧着張り 取付位置は石材割付に合わせること。	

キープラン ▨：工事対象範囲

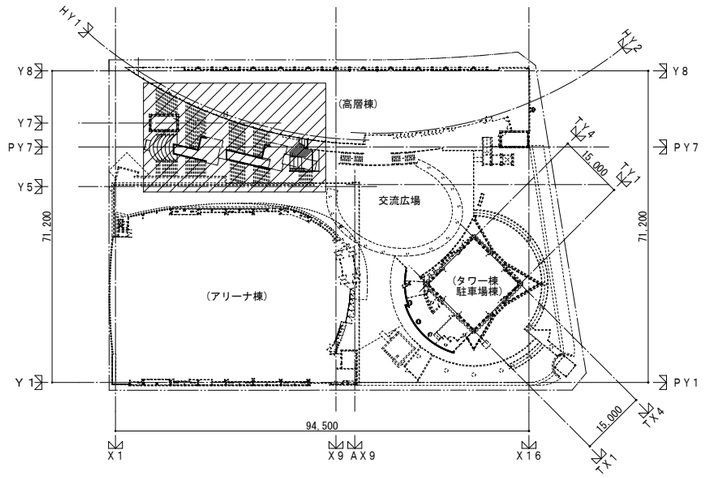

改修後　平面図　1／200

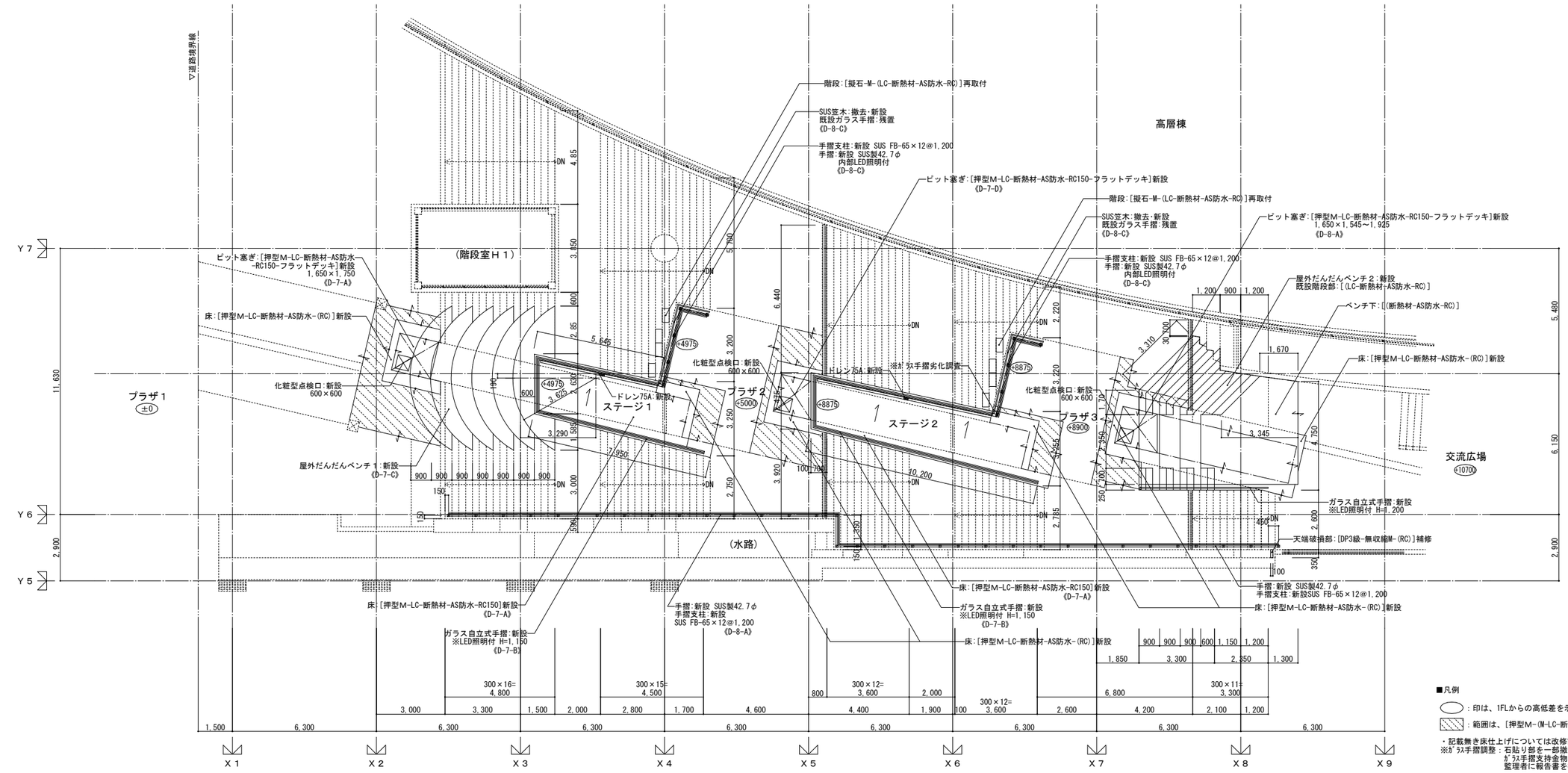

■凡例

◯：印は、1FLからの高低差を示す。

▨：範囲は、[押型M-(M-LC-断熱材-AS防水-RC)]新設を示す。

・記載無き床仕上げについては改修前図に倣う。
※ｶﾞﾗｽ手摺調整：石貼り部を一部撤去の上（調査後復旧）
ｶﾞﾗｽ手摺支持金物の劣化状況調査を実施し、
監理者に報告書を提出すること。

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録　第　２７１０８７　号　山光　賢作	一級建築士登録　第　３５１９９８　号　中村　達哉	担当 金　晋瑛	特記 管理番号 ４ＪＳ－１２－０ＫＪ－１	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 改修後　仕上表･平面図 縮尺 （Ａ３）　1／200	図面番号 Ｄ－２ 区分 建築 年月日 2025年　3月

改修前　外部仕上表

部位	部分	仕上	部位	部分	仕上
プラザ１～３	床	[花崗岩15t-(M35t-LC-断熱材-AS防水-RC)]撤去	プラザ１～３	エスカレーター	撤去　※H1：L=11,035・H2:L=11,135・H3:L=7,798
		[押型M10t-(LC-断熱材-AS防水-RC)]撤去		エスカレーターピット	[(塗防-RC)]
		埋込LED照明:撤去　※電気設備工事		光電管ポール	撤去　※SUS HL 139φ　H=950
				エスカレーター侵入防止柵	撤去　FB-50×15 W=900・500 支柱:SUS16φ H=100
				化粧点検口	残置　化粧用鉄蓋　450×450　既製品
	階段踏面・蹴上	[(擬石-M-LC-断熱材-AS防水-RC)]			
		[擬石-M-(LC-断熱材-AS防水-RC)]取外し　※取外し擬石:一部再使用			
	手摺壁	[(花崗岩25t-RC)]	交流広場	床	[(花崗岩-M-LC-断熱材-AS防水-RC)]
		[花崗岩25ｔ-RC150]撤去　乾式工法			[(押型M-LC-断熱材-AS防水-RC)]
		[花崗岩25ｔ-(RC150)]撤去 乾式工法			[花崗岩25ｔ-(M-LC-断熱材-AS防水-RC)]撤去
		フットライト:撤去　※電気設備工事			[押型M-(LC-断熱材-AS防水-RC)]撤去
					ボーダー:[(花崗岩本磨き-M-LC-断熱材-AS防水-RC)]
	手摺	楕円笠木:SUS75×35 撤去 飛散防止フィルム:撤去・強化ガラス12ｔ:残置		池・滝側立上り	立上り:[(花崗岩-M-RC)]
		壁付手摺:SUS50φ撤去			天端:[(花崗岩-M-LC-断熱材-AS防水-RC)]
					天端破損部:[花崗岩-M-(RC)]撤去　※カッター切断

キープラン

▨: 工事対象範囲

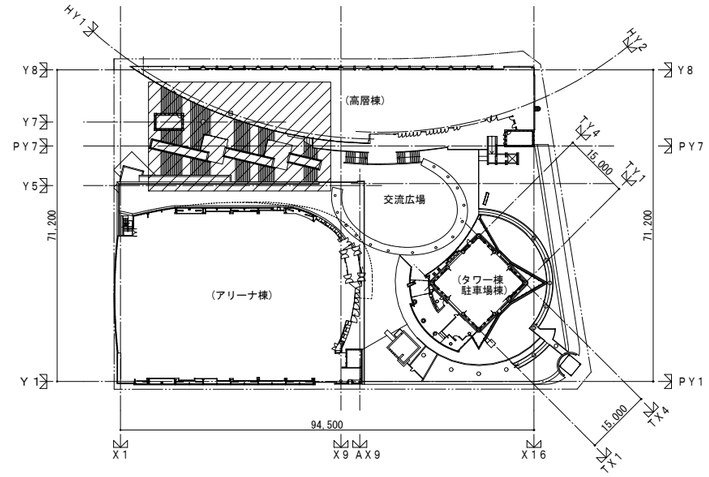

改修前　平面図　1／200

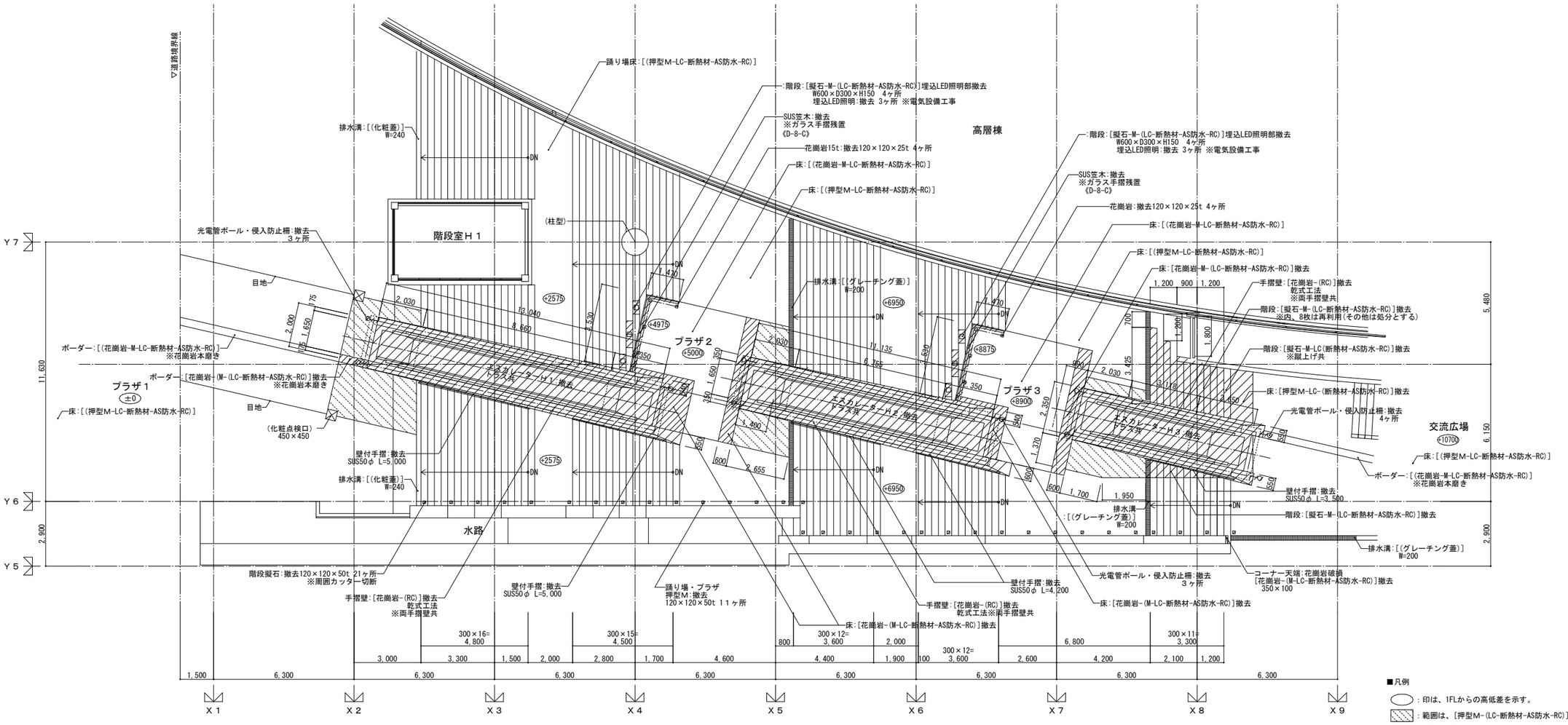

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録　第　２７１０８７　号　山光　賢作	一級建築士登録　第　３５１９９８　号　中村　達哉	担当 金　晋瑛	特記 管理番号 ４ＪＳ－１２－０ＫＪ－１	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 改修前　仕上表・平面図 縮尺　（Ａ３）　1／200	図面番号　Ｄ－３ 区分　建築 年月日　2025年　3月

改修後　断面図　1／100

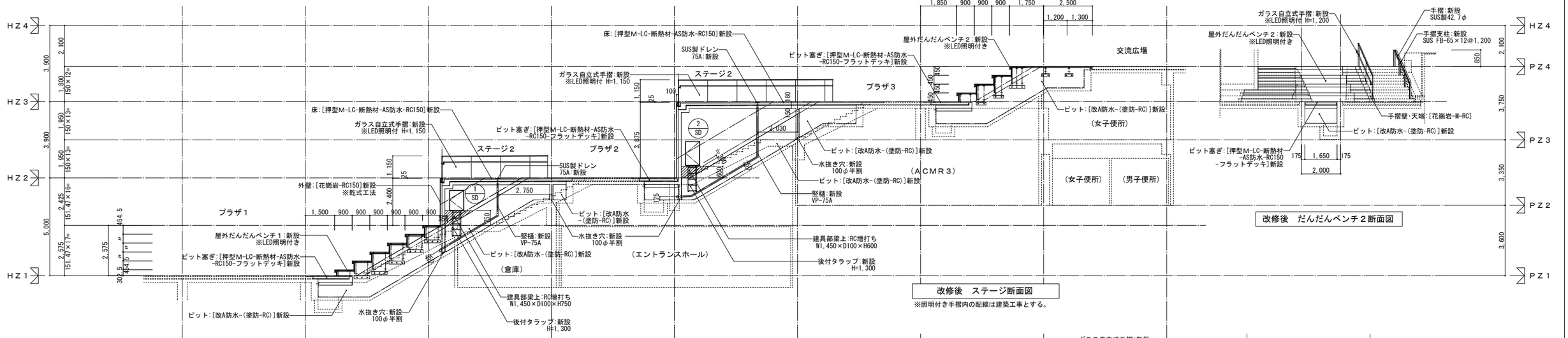

改修後　だんだんベンチ２断面図

改修後　ステージ断面図

※照明付き手摺内の配線は建築工事とする。

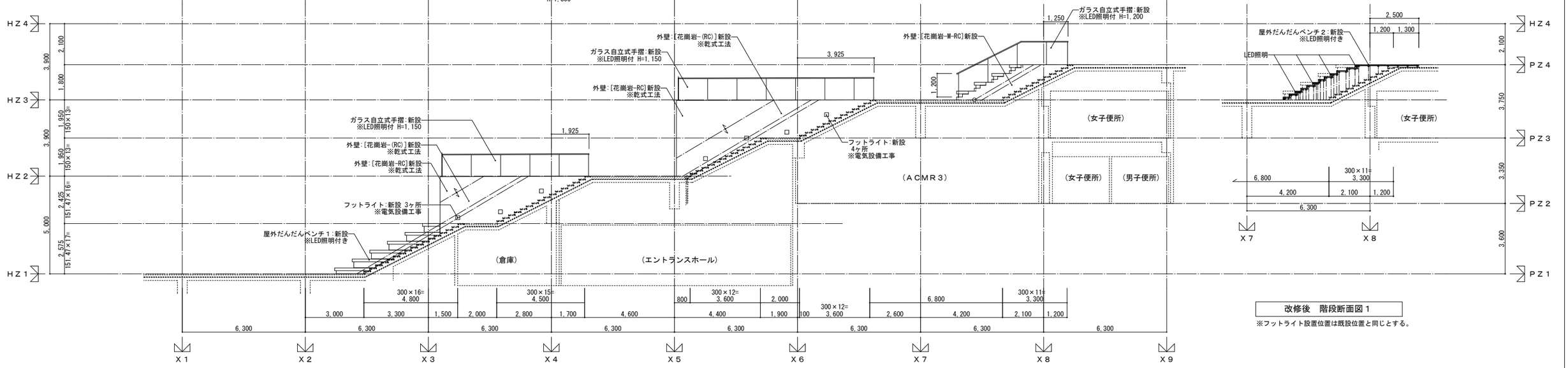

改修後　階段断面図１

※フットライト設置位置は既設位置と同じとする。

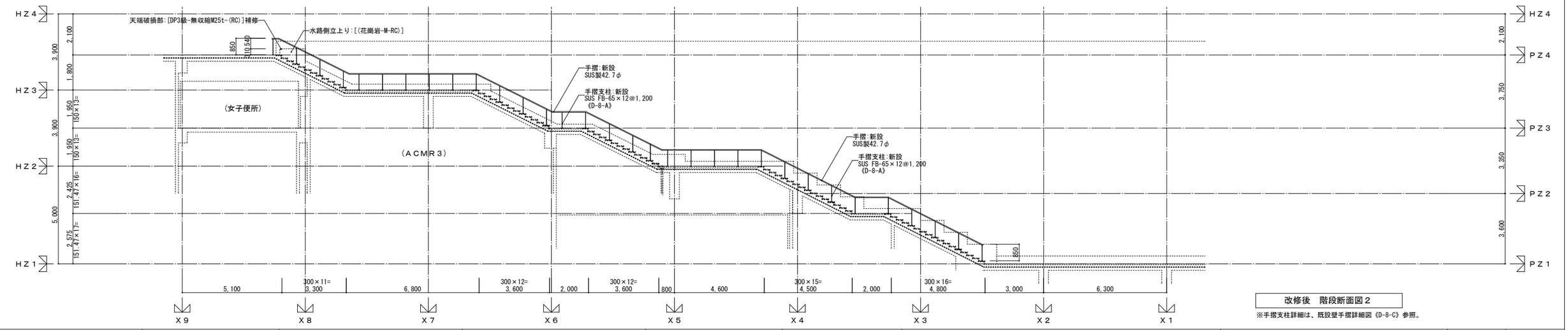

改修後　階段断面図２

※手摺支柱詳細は、既設壁手摺詳細図《D-8-C》参照。

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録　第　２７１０８７　号　山光　賢作	一級建築士登録　第　３５１９９８　号　中村　達哉	担当 金　晋瑛	特記 管理番号 ４ＪＳ－１２－０ＫＪ－１	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 改修後　断面図 縮尺 （Ａ３）　1／200	図面番号 Ｄ－４ 年月日 2025年　3月	区分 建築

改修前　断面図　1／100

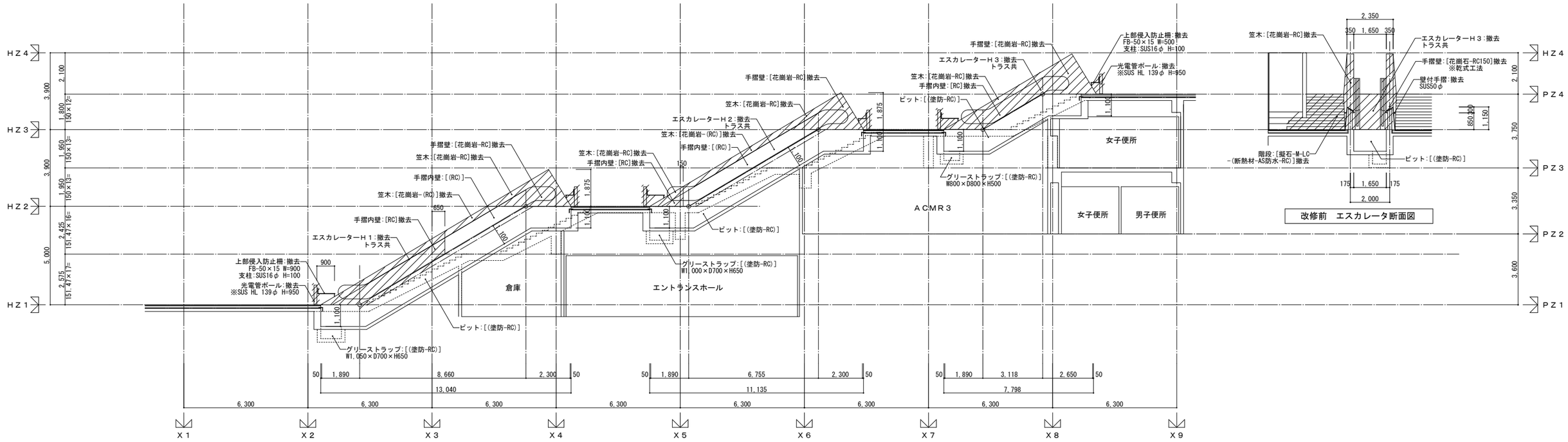

改修前　エスカレータ断面図

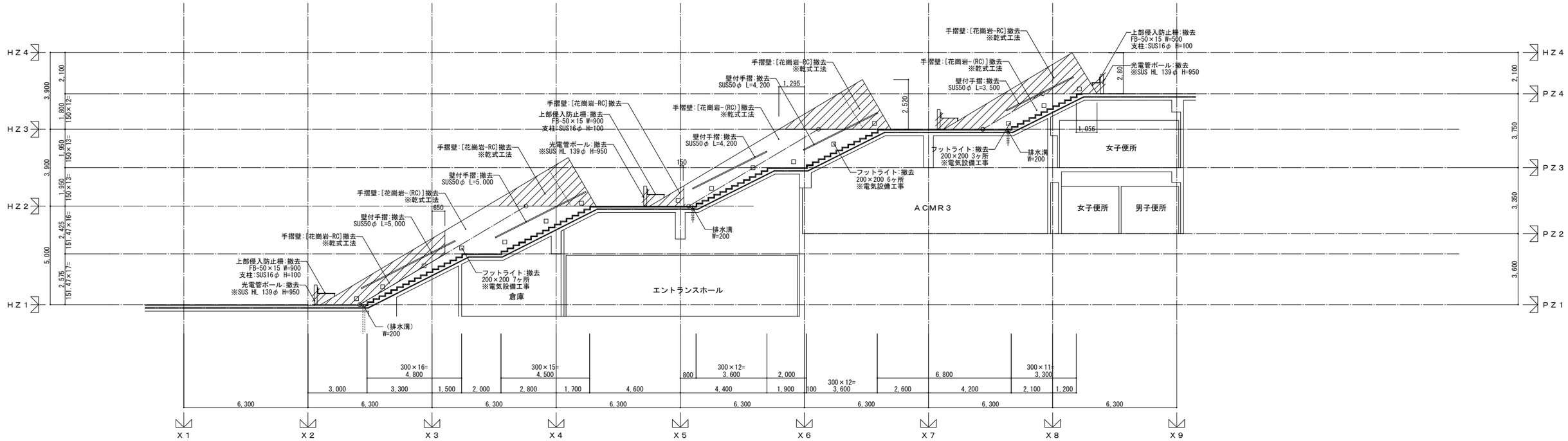

改修前　階段断面図

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録　第　２７１０８７　号　山光　賢作	一級建築士登録　第　３５１９９８　号　中村　達哉	担当 金　晋瑛	特記 管理番号 ４ＪＳ－１２－０ＫＪ－１	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 改修前　断面図 縮尺 （Ａ３）　1／200	図面番号 Ｄ－５ 年月日 2025年　3月	区分 建築

A　防水改修範囲図

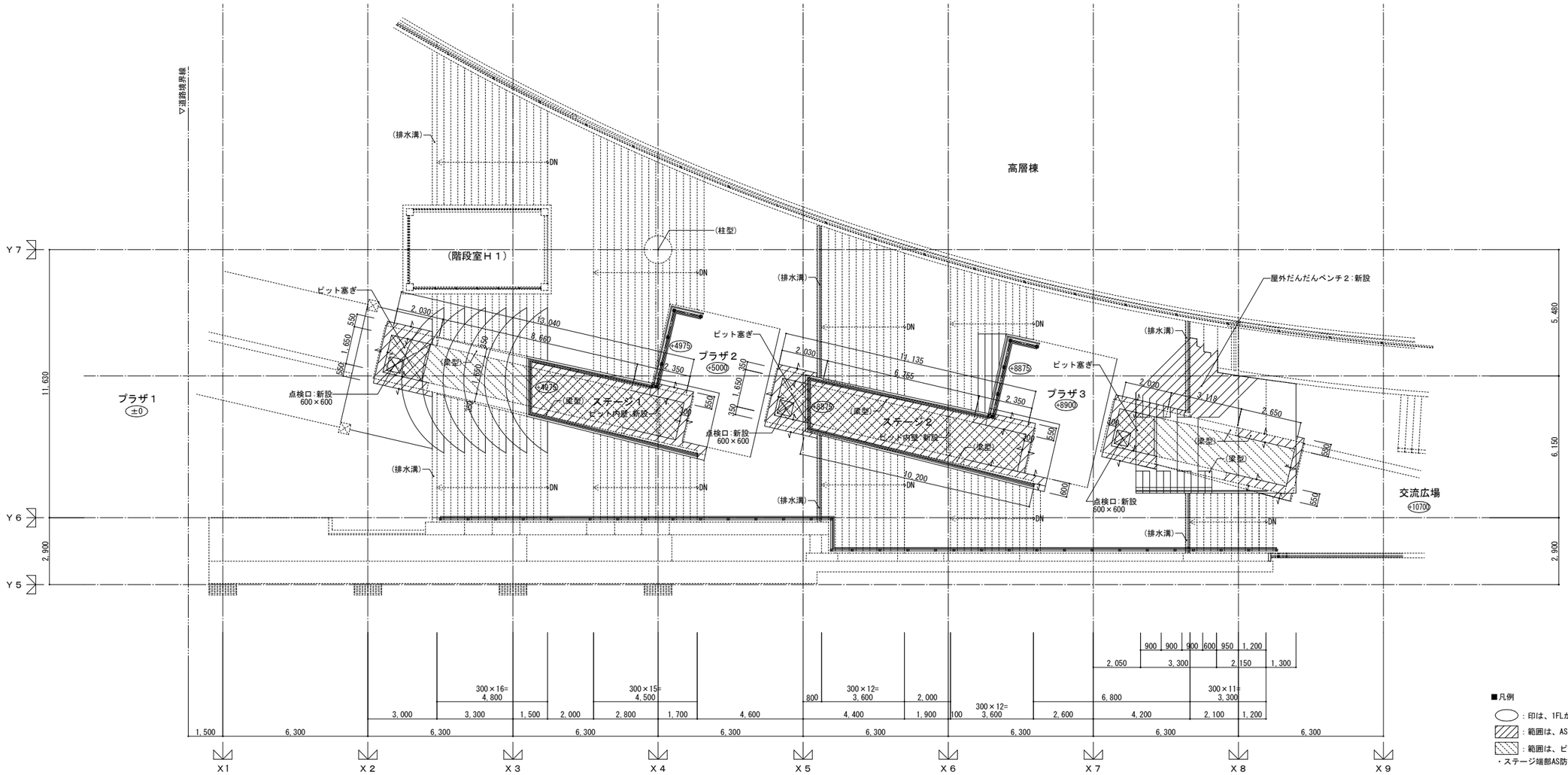

B　ステージ　下部平面図　1/200

※デッキ下地・束は現場確認の上、位置調整を行う事。
受材鉄骨・鋼材は亜鉛メッキとする。

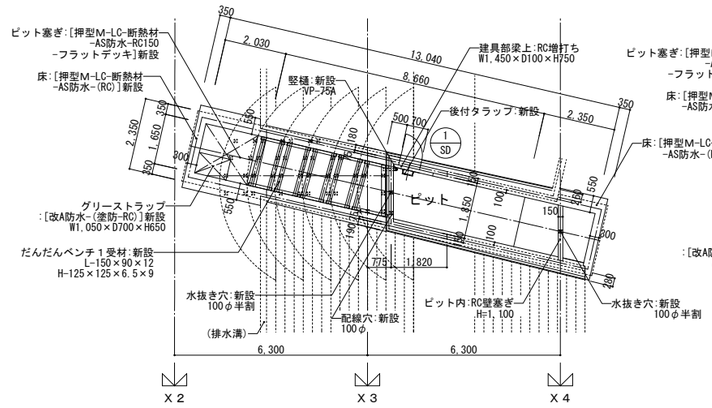

だんだんベンチ１・ステージ１　下部平面図

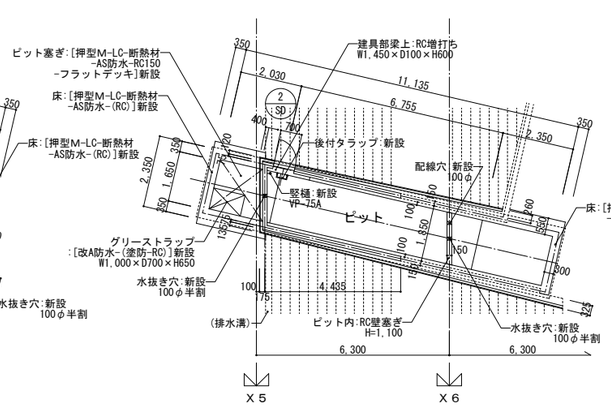

ステージ２　下部平面図

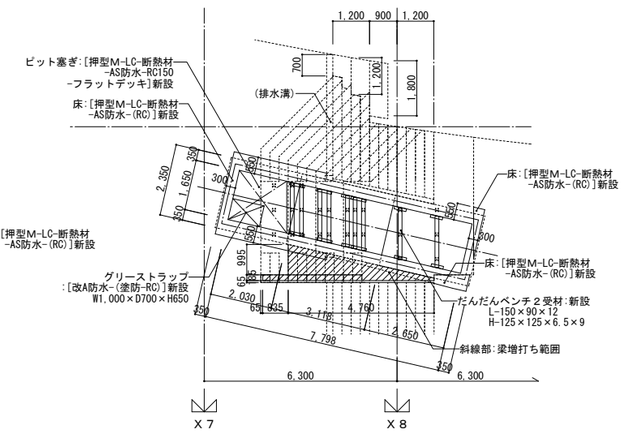

だんだんベンチ２　下部平面図

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録　第　２７１０８７　号　山光　賢作	一級建築士登録　第　３５１９９８　号　中村　達哉	担当 金　晋瑛	特記 管理番号 ４ＪＳ－１２－０ＫＪ－１	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 防水改修範囲図 縮尺 （Ａ３）　1/200	図面番号 Ｄ－６ 区分 建築 年月日 2025年　6月

A　改修前後　ステージ１・２　断面詳細図　1/60

※床花崗岩撤去･新設範囲は平面図参照。
・鉄骨・鋼材は溶融亜鉛メッキとする。
・コンクリート強度、配筋等は構造図による。

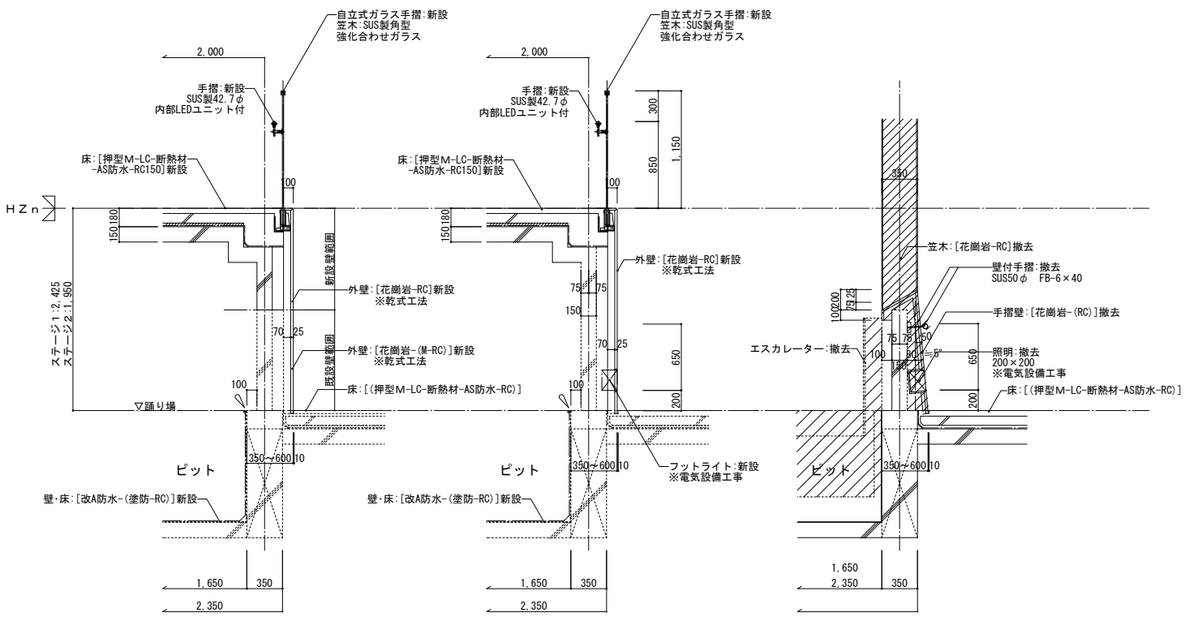

新設壁部　　既設壁部　　撤去図

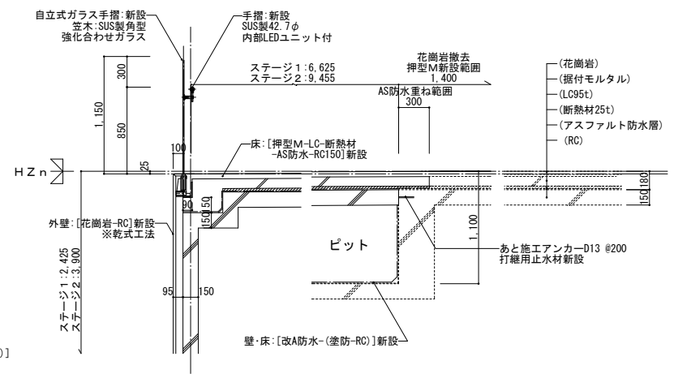

B　ガラス自立手摺　詳細図　1/20

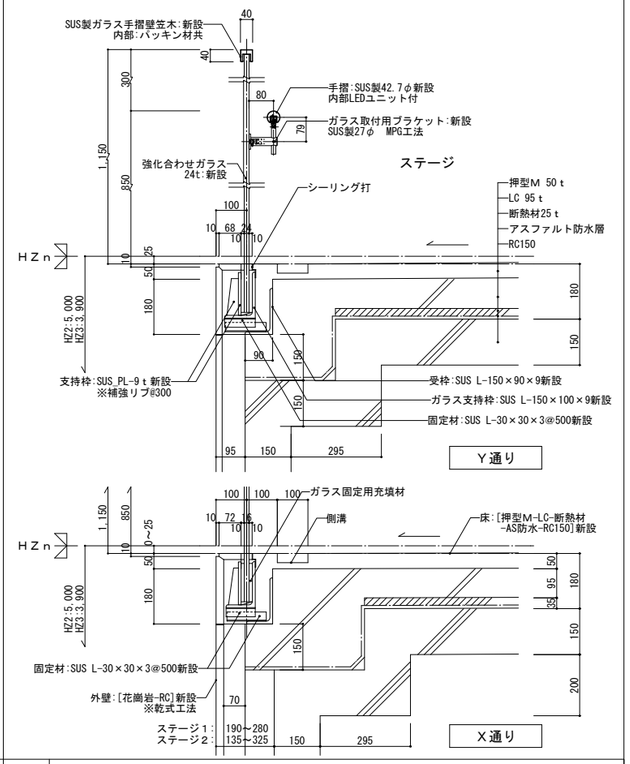

C　改修後　ステージ１ 屋外だんだんベンチ１　断面詳細図

※デッキ下地・東は現場確認の上、位置調整を行う事。
・受材鉄骨・鋼材は溶融亜鉛メッキとする。
・コンクリート強度、配筋等は構造図による。

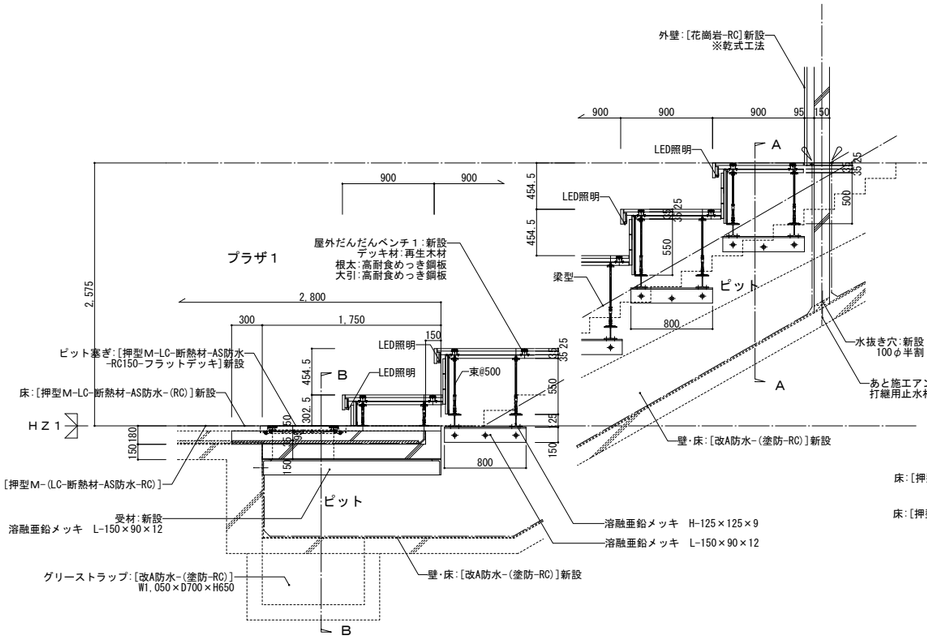

改修後　断面詳細図　1/60

※照明付き手摺内の配線は建築工事とする。

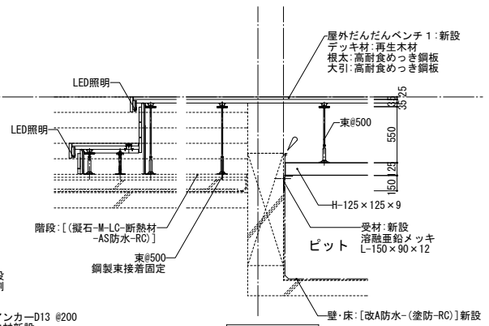

Ａ－Ａ断面

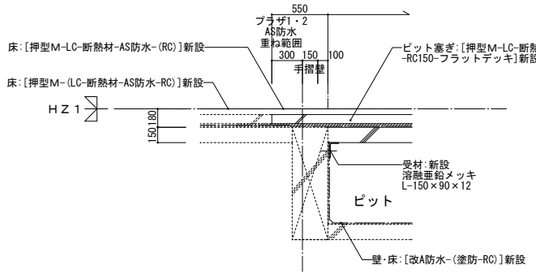

Ｂ－Ｂ断面

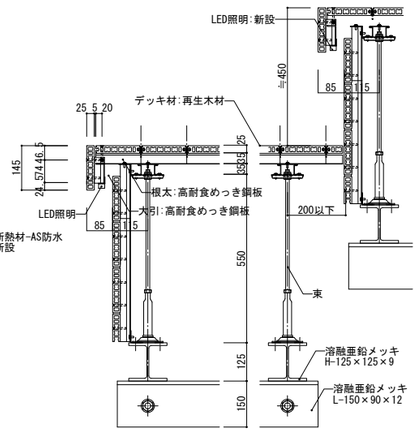

ベンチ断面詳細図　1/20

※鉄骨は建築工事とする。

D　改修後　ステージ２　ピット断面詳細図　1/60

※床花崗岩撤去･新設範囲は平面図参照。
・受材鉄骨・鋼材は溶融亜鉛メッキとする。
・コンクリート強度、配筋等は構造図による。

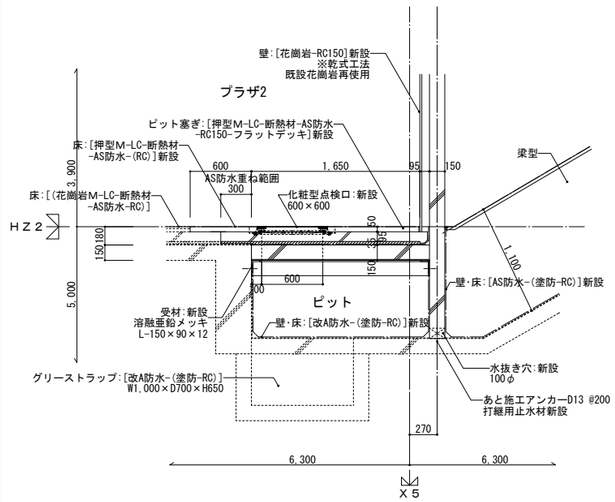

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録　第　２７１０８７　号　山光　賢作	一級建築士登録　第　３５１９９８　号　中村　達哉	担当 金　晋瑛	特記 管理番号 ４ＪＳ－１２－０ＫＪ－１	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 部分詳細図１ 縮尺　（Ａ３）　1/10・20・60	図面番号　Ｄ－７ 区分　建築 年月日　2025年　6月

A　改修後　だんだんベンチ２　断面詳細図

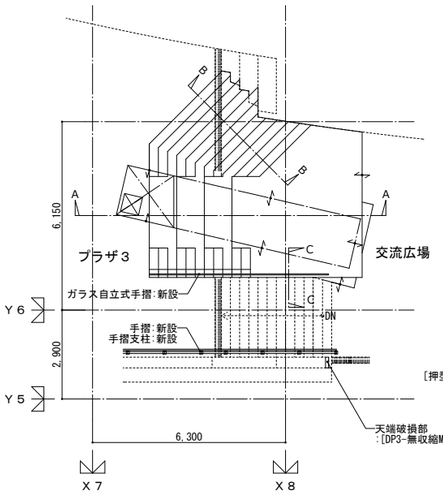

改修後　だんだんベンチ２　平面図　1/200

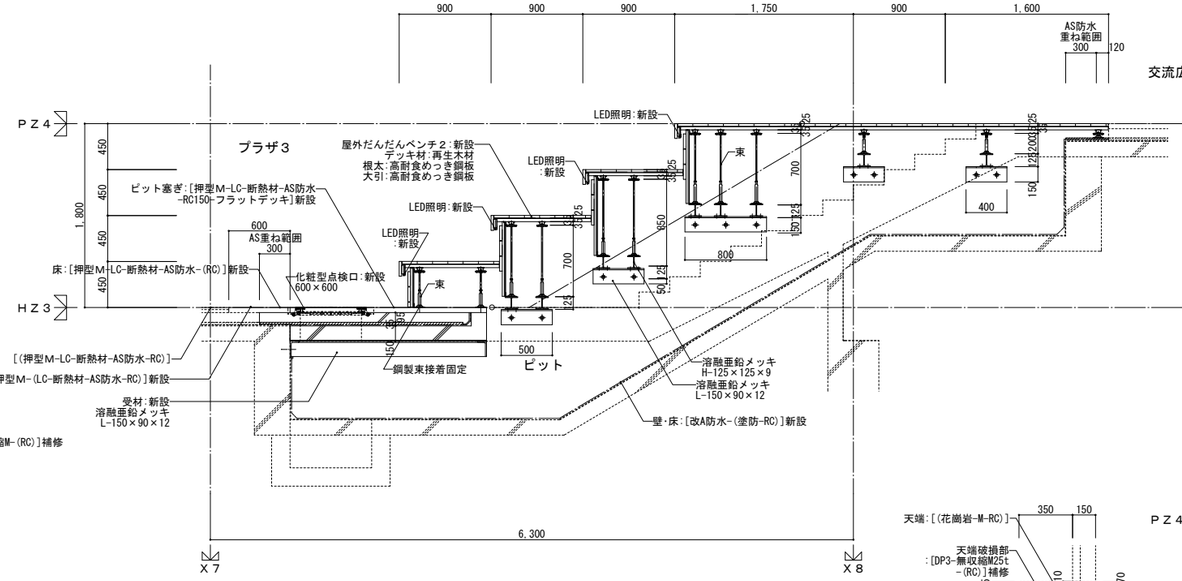

改修後　Ａ－Ａ　断面詳細図　1/60

※デッキ下地・束は現場確認の上、位置調整を行う事。
・受材鉄骨・鋼材は溶融亜鉛メッキとする。
・コンクリート強度、配筋等は構造図による。

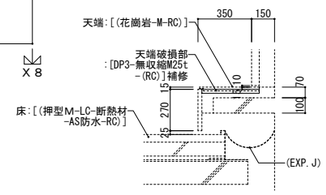

天端破損部　詳細図　1/40

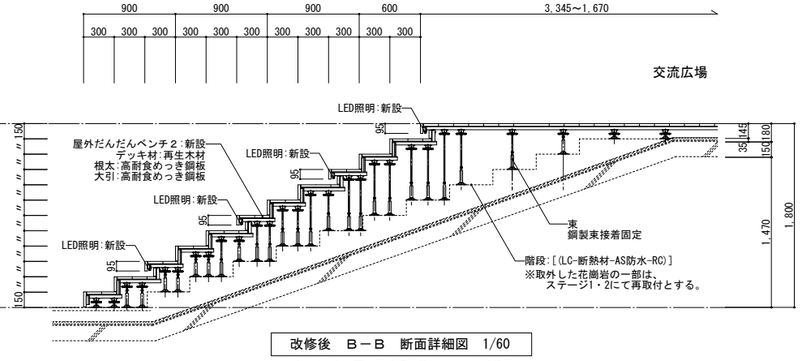

改修後　Ｂ－Ｂ　断面詳細図　1/60

※デッキ下地・束は現場確認の上、位置調整を行う事。
・受材鉄骨・鋼材は溶融亜鉛メッキとする。

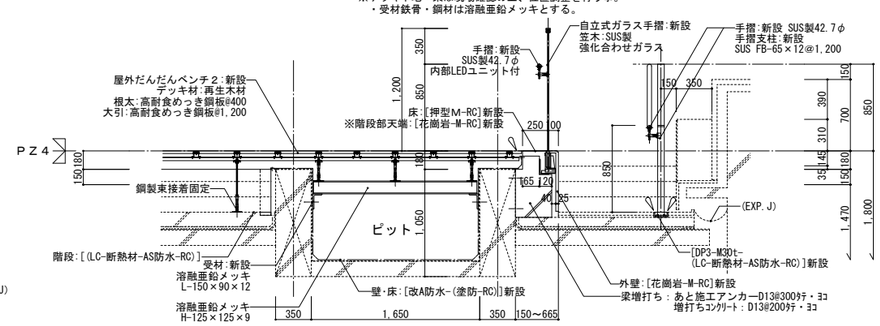

改修後　Ｃ－Ｃ　断面詳細図　1/60

※デッキ下地・束は現場確認の上、位置調整を行う事。
・受材鉄骨・鋼材は溶融亜鉛メッキとする。

B　改修後　ステージタラップ　断面詳細図　1/60

※鉄骨・鋼材は溶融亜鉛メッキとする。
・コンクリート強度、配筋等は構造図による。

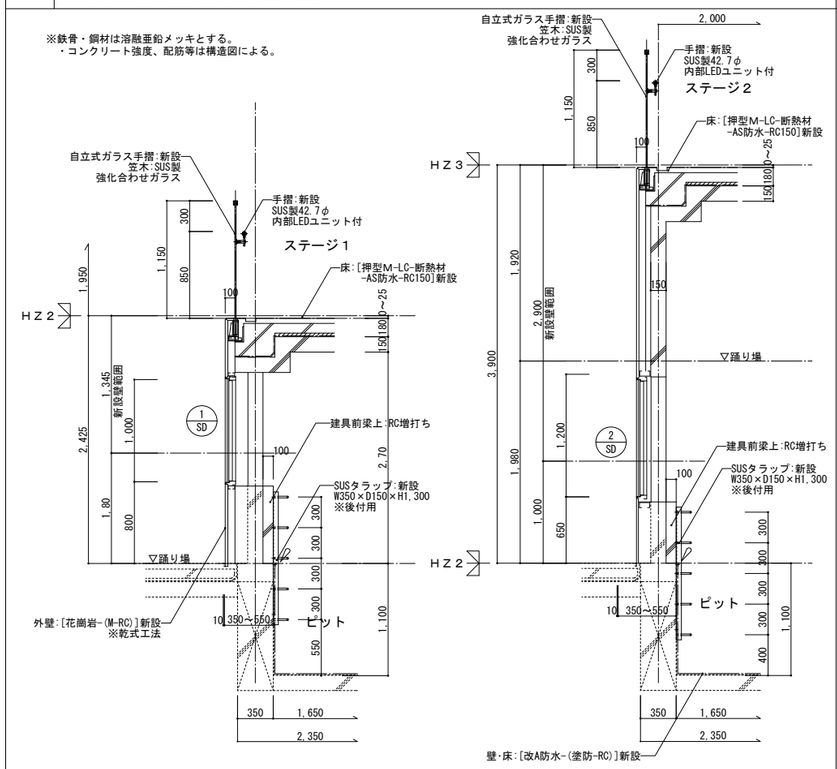

C　改修後　既設壁手摺　詳細図

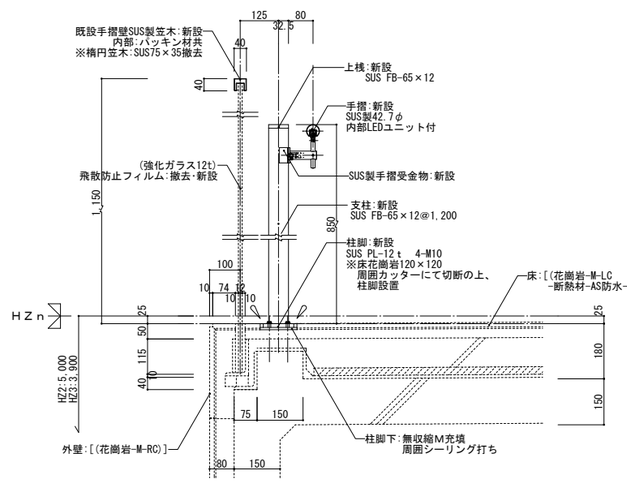

改修後　断面詳細図　1/20

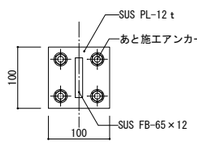

柱脚　平面詳細図　1/10

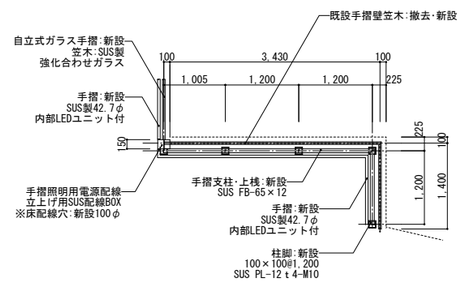

平面図　1/100

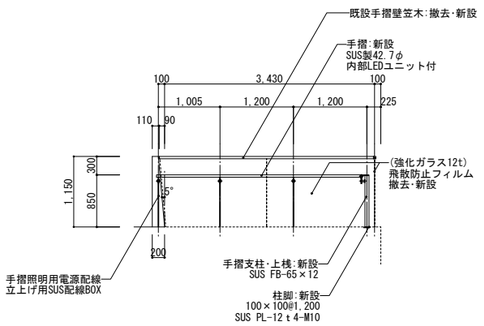

姿　図　1/100

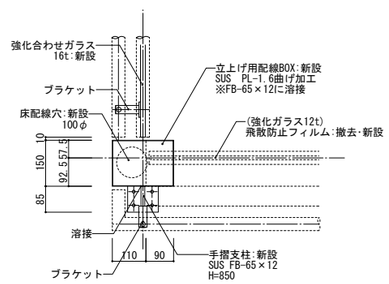

配線BOX　平面詳細図　1/20

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録　第　２７１０８７　号　山光　賢作	一級建築士登録　第　３５１９９８　号　中村　達哉	担当 金　晋瑛	特記 管理番号 ４ＪＳ－１２－０ＫＪ－１	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 部分詳細図２ 縮尺　（Ａ３）　1/10・20・40・60・100

図面番号	区分
Ｄ－８	建築
年月日 2025年　6月	

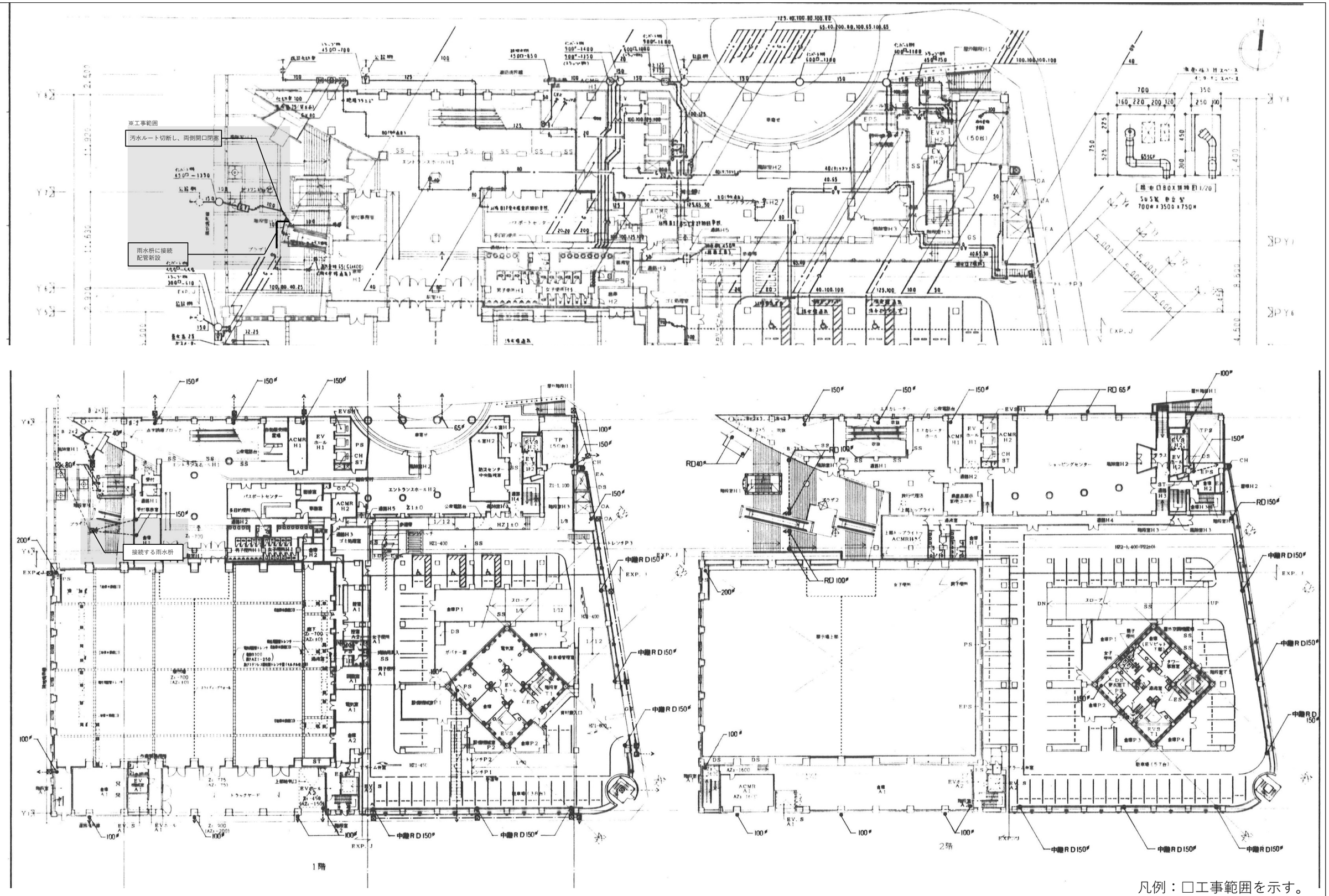

NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 中国支店 広島県知登録22(1)第2404号	一級建築士登録 第271087号 山光 賢作 一級建築士登録 第351998号 中村 達哉	担当 金 晋瑛	特記 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 エスカレーターピット内雨水計画図 縮尺 NON SCALE	図面番号 D-9 年月(西暦表示) 2025年3月 区分 建築

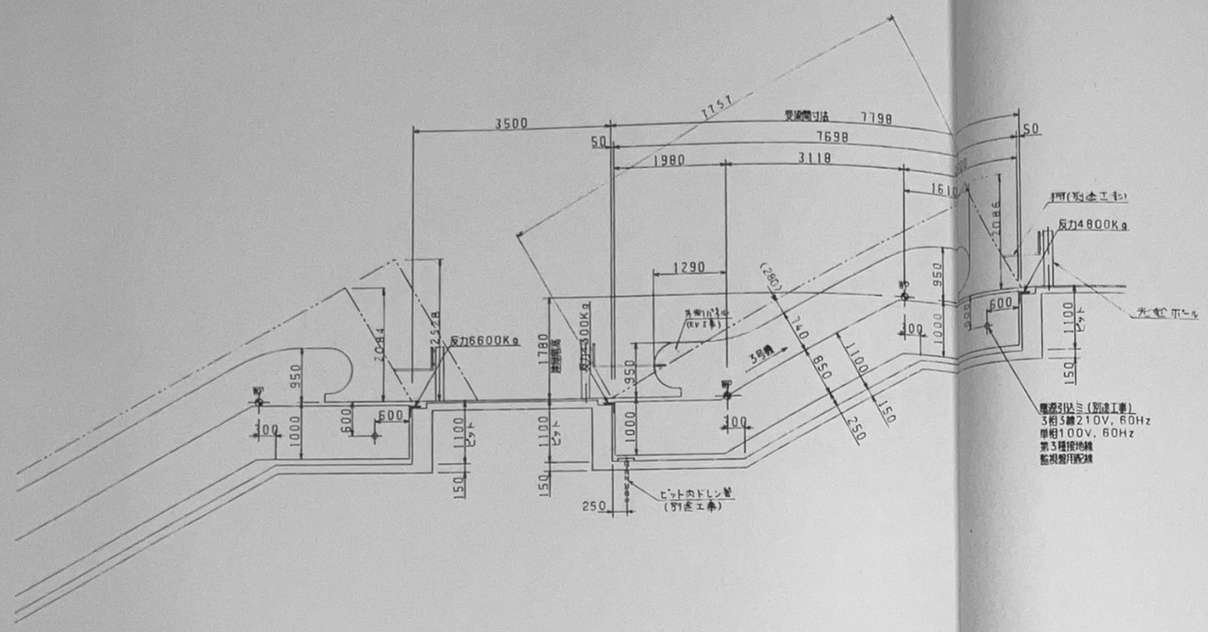

側面図（2） (1/50)

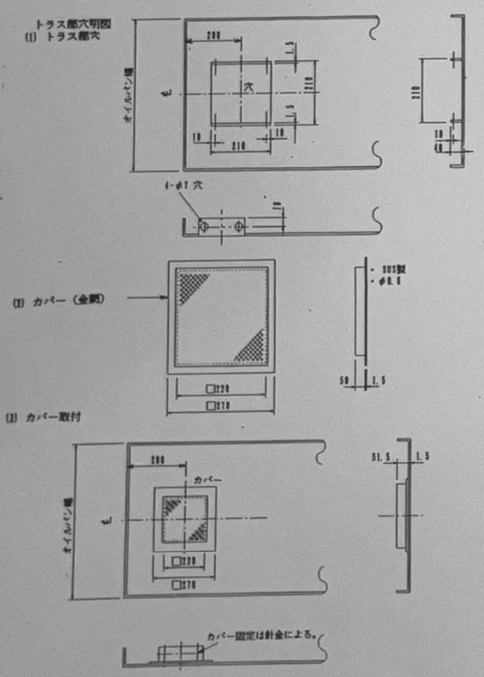

トラス寸法和表(1)

電源リスト

1号機
3φ CV38°-3C E5.5° NFB100/60AT
1φ
監視盤 CPEV1.2-5P

2号機
3φ CV14°-3C E3.5° NFB50/40AT
1φ
監視盤 CPEV1.2-5P

3号機
3φ CV14°-3C E3.5° NFB50/40AT
1φ
監視盤 CPEV1.2-5P

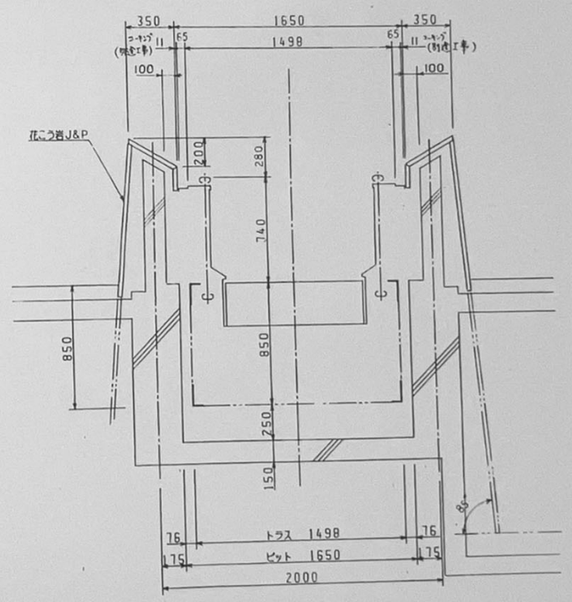

傾斜部断面図 (1/20)

下記事項は本工事に含みません
のでご施工願います。

A. 建築関係

1. 据付用床穴明工事
2. トラス用受梁築造工事
3. トラス吊上げ用フック又はトロリービーム設置工事
4. 据付後のエスカレーター周囲の床及び天井まわり等の仕上工事
5. 天井などとの狭角部における三角ガード等の安全対策
6. エスカレーター床孔周辺保護柵及び吹抜部における落下防止網等の安全対策
7. 交差、並列設置等のエスカレーター相互間の進入防止柵等の安全対策
8. 昇降エスカレーターの下部機械室の耐火築造工事
9. 外装工事及び底部照明工事
10. 防火、防犯用シャッター及びスプリンクラー等の設備工事

B. 電気関係

1. 機械室受電盤までの動力線・電灯線及び接地線の配管配線工事
   本エスカレーター 1 台に対する動力電源の必要受電量は 12(約) kVA
   (最大電流 A) (定格電流 A)
   尚受電盤側における電圧変動は ±5% 以下として下さい。
   照明及び点検用電源容量は 100 V 1.3 kVA です。
2. シャッターとエスカレーターの電気的インターロック用接点の供給及び機械室までの配管配線工事（必要な場合）

概略仕様

形式及び台数	12LP 3 台
欄干形式	パネルタイプ
公称巾	1200形 1200mm
輸送能力	9000人/hr
公称速度	30 m/min
傾斜角度	水平面に対し30度
運転方式	昇降可逆式
電動機容量	(1号機) 7.5 kW (2, 3号機) 5.5
電源	動力 3 相 3 線 210V Hz / 照明 100V Hz

自動運転付
仕様・寸法は変更なし

トラス高さ（トラスNo.）

1号機 5019 (NO120)
2号機 3904 (NO 76)
3号機 1800 (NO -9)

御承認 APPROVALS

署名 SIGNED 殿
日付 DATE

建物名 BUILDING 山口県国際総合センター 昇降機設備工事
据付場所 LOCATION 下関市豊前田町3丁目地内

承認
NTTファシリティーズ
'95.9.25

名称 TITLE	エスカレーター据付図 (1～3号機)	承認 APPROVED BY	東屋
図番	(2)	検図 CHECKED BY	青木
図面番号 DRAWING NO.	T-H02755 8-1	設計 DESIGNED BY	青木
注文番号 O/R	EG01501	製図 DRAWN BY	青木
尺度 SCALE	1/50	単位 UNITS	mm
株式会社東芝 TOSHIBA CORPORATION TOKYO JAPAN		登録 REGISTERED	

回数 REV. MARK	年月日 DATE	承認 APPROVED BY	変更者 REVISED BY	記事 CONTENTS
D	95-8-24	青木		
C	95-7-25	青木	青木	昇降機階高変更 (2,600)
B	95-2-10	青木	青木	部品リスト記入 ドレン管
A	94-12-20	青木	青木	小山

プリント記録

工事名	山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	特記 ※本図エスカレーター工事の範囲を全て撤去範囲とする
管理番号	4JS120KJ1	
図面名	参考図｜エスカレーター撤去（1）	図面番号 参-1
縮尺	NON SCALE	区分 建築
年月（西暦表示）	2025年3月	

NTTファシリティーズ
株式会社NTTファシリティーズ
一級建築士事務所 中国支店
広島県知事登録22(1)第2404号
一級建築士登録 第271087号 山光 賢作
一級建築士登録 第351998号 中村 達哉
担当 金 晋瑛

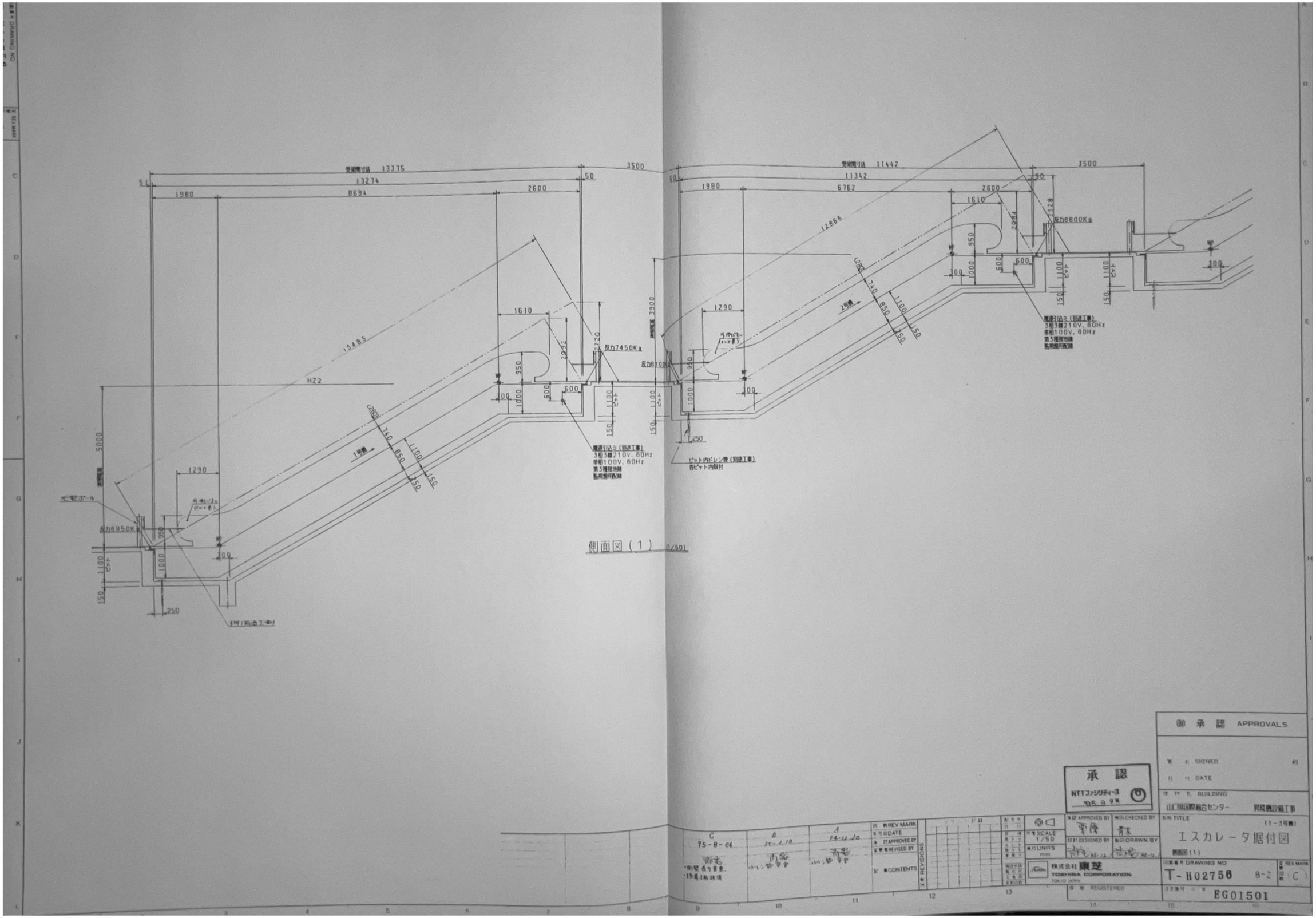

NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 中国支店 広島県知事登録22(1)第2404号	一級建築士登録 第271087号 山光 賢作 一級建築士登録 第351998号 中村 達哉	担当 金 晋瑛		特記 ※本図エスカレーター工事の範囲を全て撤去範囲とする 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 参考図｜エスカレーター撤去（2）	図面番号 参-2 / 区分 建築
							縮尺 NON SCALE	年月（西暦表示） 2025年3月

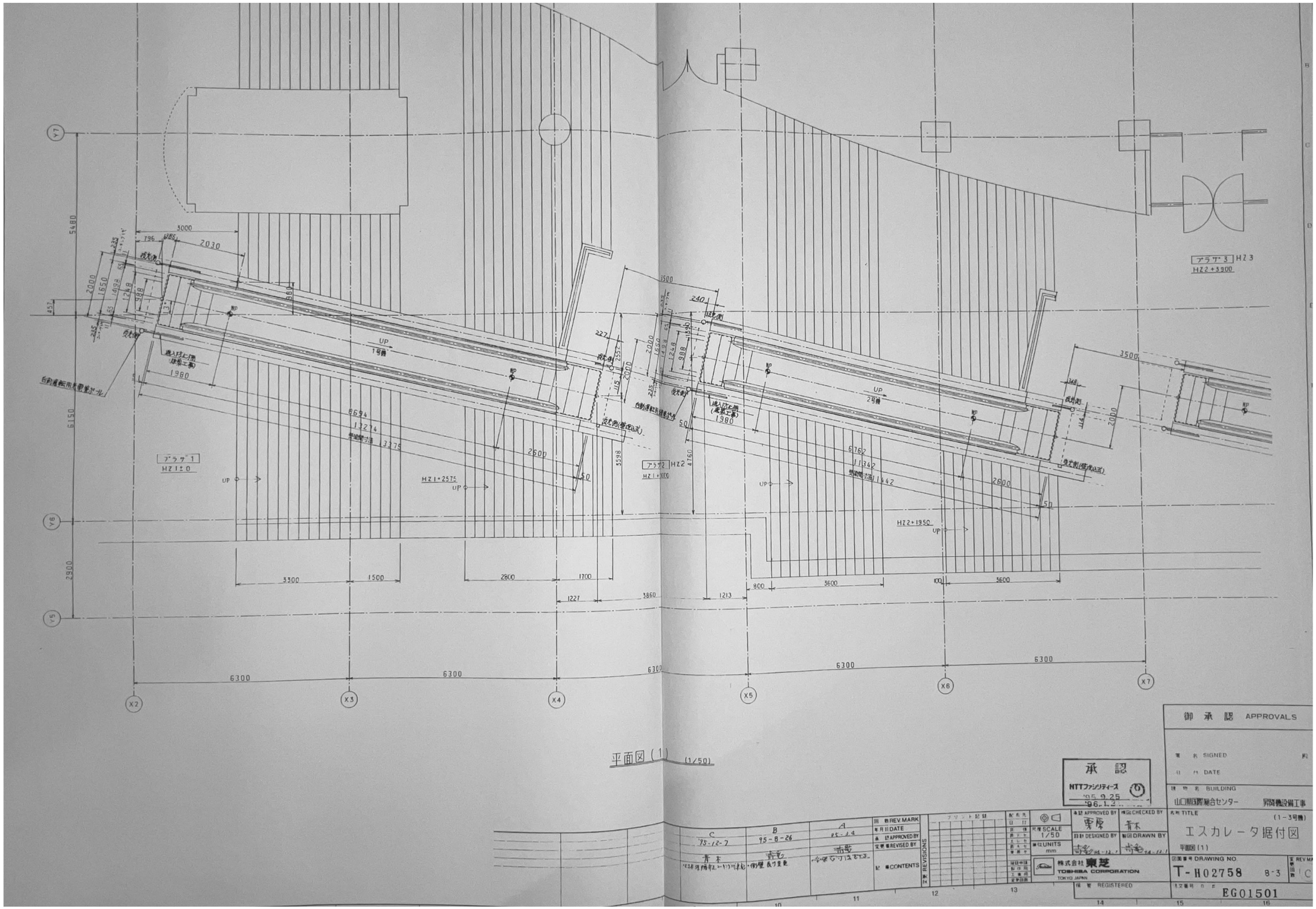

NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 中国支店 広島県知登録22(1)第2404号	一級建築士登録 第271087号 山光 賢作 一級建築士登録 第351998号 中村 達哉	担当 金 晋瑛		特記 ※本図エスカレーター工事の範囲を全て撤去範囲とする 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 参考図｜エスカレーター撤去（3）	図面番号 参-3 / 区分 建築
							縮尺 NON SCALE	年月(西暦表示) 2025年3月

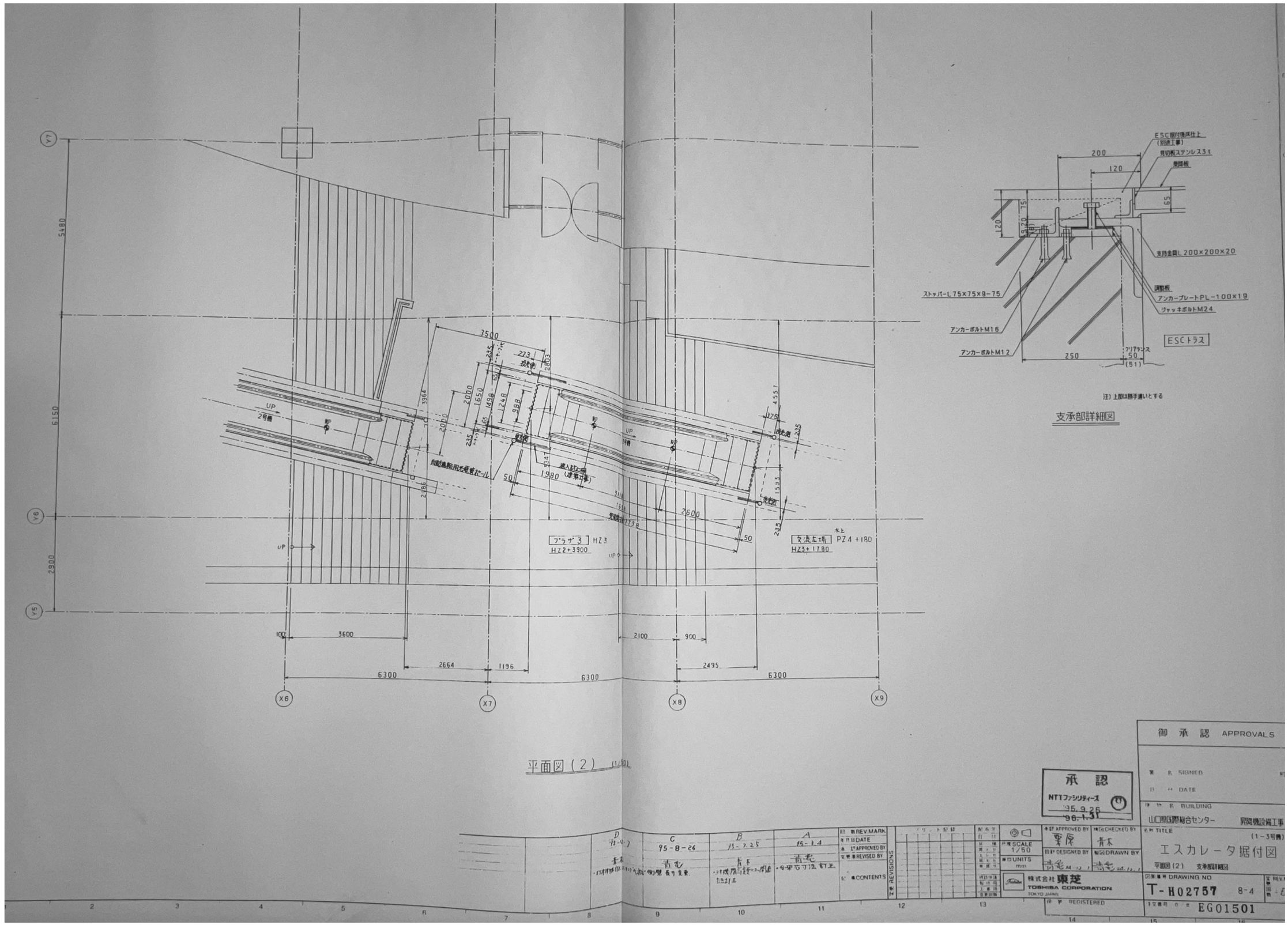

NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 中国支店 広島県知事登録22(1)第2404号	一級建築士登録 第271087号 山光 賢作 一級建築士登録 第351998号 中村 達哉	担当 金 晋瑛	特記 ※本図エスカレーター工事の範囲を全て撤去範囲とする 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 参考図｜エスカレーター撤去（4）	図面番号 参-4 / 区分 建築
						縮尺 NON SCALE	年月（西暦表示） 2025年3月

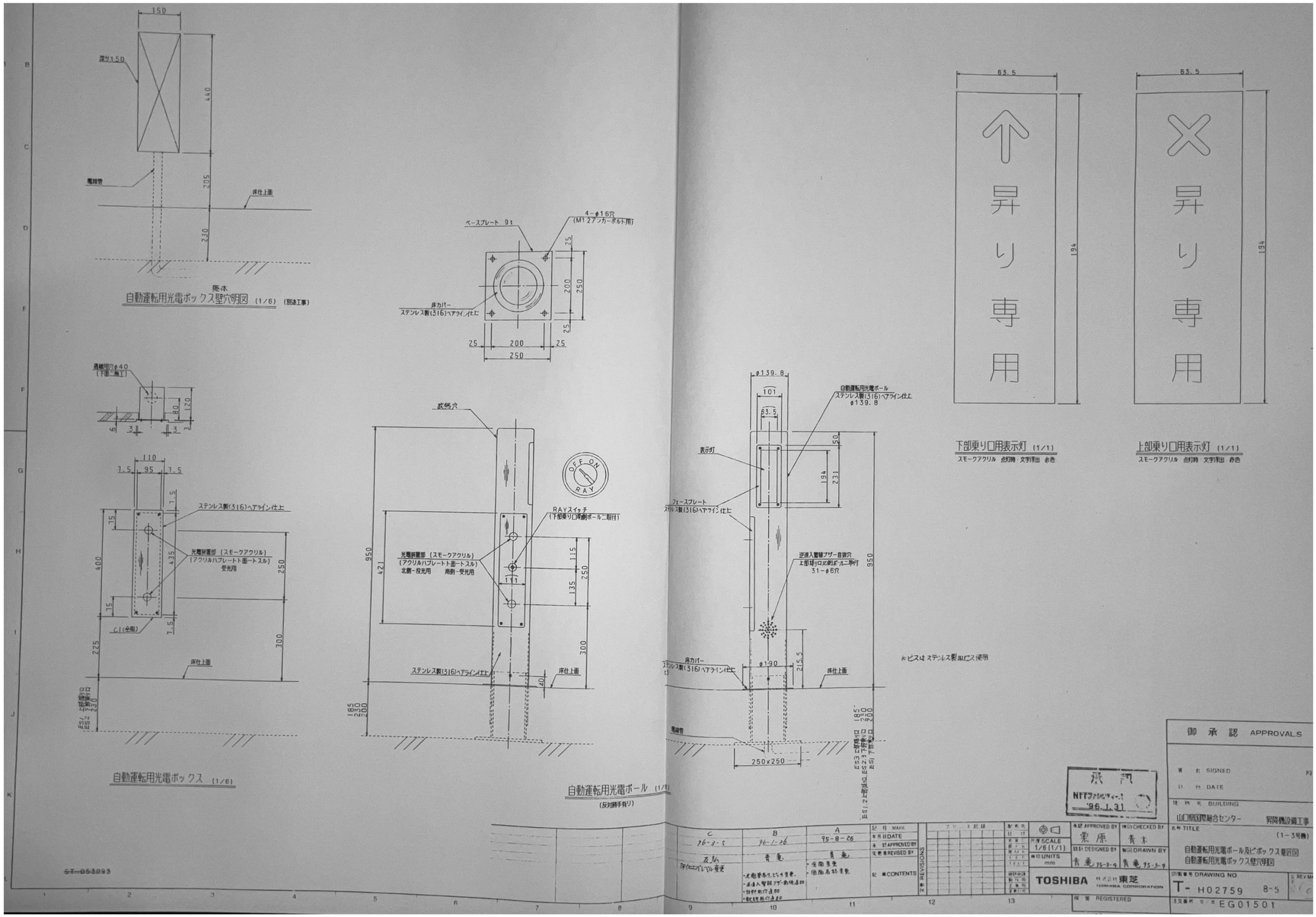

NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 中国支店 広島県知事登録22(1)第2404号	一級建築士登録 第271087号 山光 賢作 一級建築士登録 第351998号 中村 達哉	担当 金 晋瑛		特記 ※本図エスカレーター工事の範囲を全て撤去範囲とする 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 参考図｜エスカレーター撤去(5)	図面番号 参-5	区分 建築
							縮尺 NON SCALE	年月(西暦表示) 2025年3月	

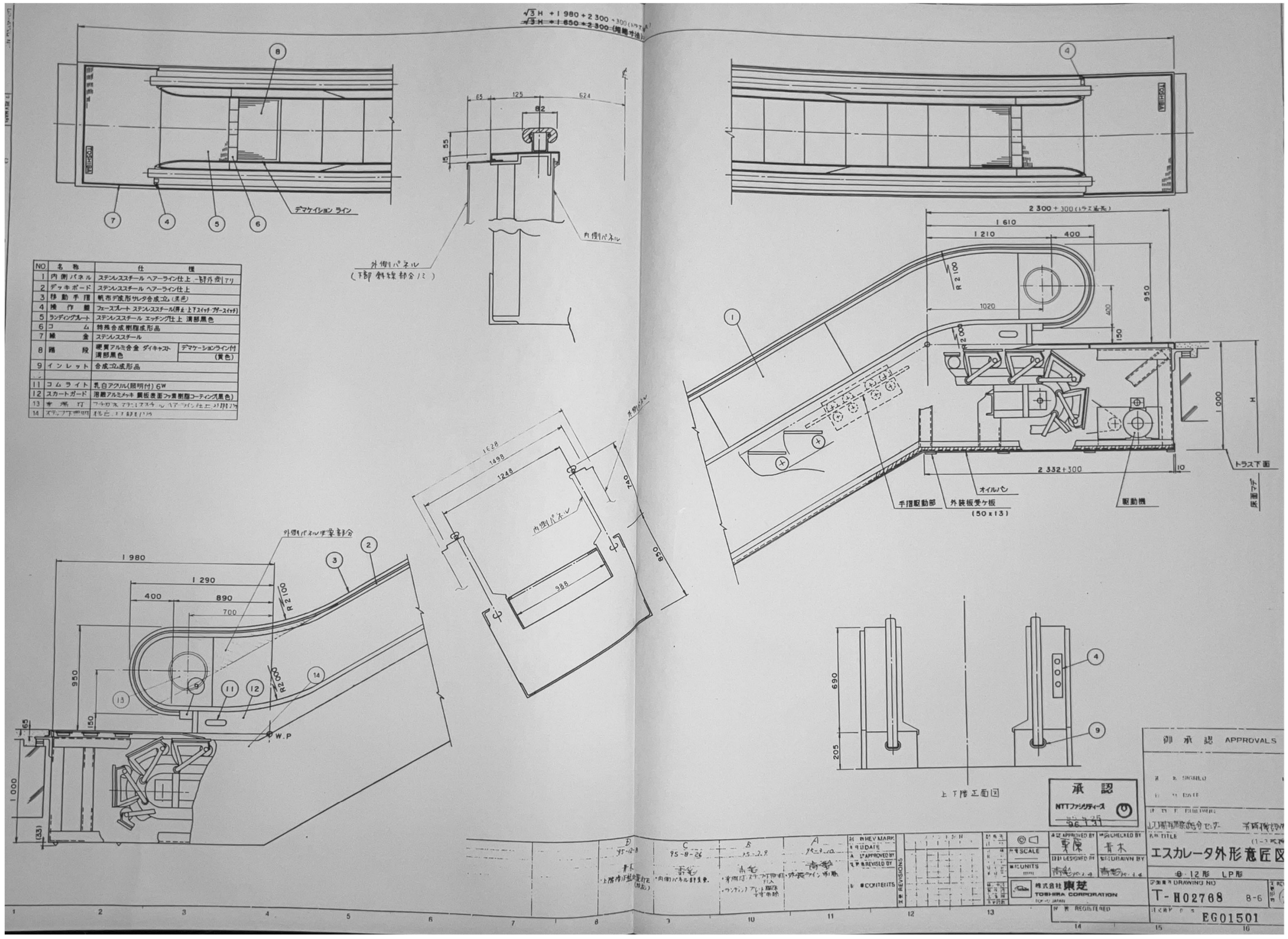

NO	名称	仕様	
1	内側パネル	ステンレススチール ヘアーライン仕上 一部外側アリ	
2	デッキボード	ステンレススチール ヘアーライン仕上	
3	移動手摺	帆布デ成形サレタ合成ゴム(黒色)	
4	操作盤	フェースプレート ステンレススチール(停止 上下スイッチ・ブザースイッチ)	
5	ランディングプレート	ステンレススチール エッチング仕上 清部黒色	
6	ゴム	特殊合成樹脂成形品	
7	縁金	ステンレススチール	
8	踏段	硬質アルミ合金 ダイキャスト 清部黒色	デマケーションライン付 (黄色)
9	インレット	合成ゴム成形品	
10			
11	コムライト	乳白アクリル(照明付) 6W	
12	スカートガード	溶融アルミメッキ鋼板表面フッ素樹脂コーティング(黒色)	
13	手摺灯	フチ切ス マテ上ステンレス ヘアーライン仕上	
14	ステップ下照明	白色	

NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 中国支店 広島県知登録22(1)第2404号	一級建築士登録 第271087号 山光 賢作 一級建築士登録 第351998号 中村 達哉	担当 金 晋瑛	特記 ※本図エスカレーター工事の範囲を全て撤去範囲とする 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 参考図｜エスカレーター撤去(6) 縮尺 NON SCALE	図面番号 参-6 年月(西暦表示) 2025年3月	区分 建築

一　般　事　項

1. 使用材料

コンクリート	普通コンクリート	各図面に特記なき限り設計基準強度 Fc=24N/mm²
鉄　　筋	異形鉄筋　JIS　G　3112　SD295　規格品（D16以下）	
	SD345　規格品（D19以上）	
スパイラル筋	コンクリート用鉄線　JIS　G　3532　SWM-P　規格品　6φ（割裂補強筋）	
あと施工アンカー	接着系アンカー	
	金属系アンカー	
溶接金網	JIS　G　3551　WFP　規格品　6φ　縦・横@100	
アンカー筋・接合筋	材質は鉄筋にならう。	
形　　鋼	JIS　G　3101	
鋼　　板	JIS　G　3101	
ターンバックル	JIS　A　5540　S-ST-S(SS400)	規格品
アンカーボルト	JIS　B　1220	規格品
六角ボルト	JIS　B　1180　強度区分4.6	規格品
六角ナット	JIS　B　1181　4T	規格品
平　座　金	JIS　B　1256	規格品
高力六角ボルトのセット		
	JIS　B　1186　2種A(F10T)	規格品
トルシア形高力ボルトのセット		
	JSS　Ⅱ－09　2種（S10T）	国土交通大臣認定品
溶融亜鉛めっき高力六角ボルト(HTB)のセット（F8T）		国土交通大臣認定品

2. 用語

(1) アンカー筋　　アンカーに固定する異形鉄筋
(2) アンカー径　　使用するアンカーの軸部断面径（da）
　　接着系アンカー：本体の直径
　　金属系アンカー：アンカー筋の呼び名
(3) 埋込み深さ　　仕上げ厚さを除いたコンクリート躯体面からの寸法(ld)
(4) 定着長さ　　増設壁への有効定着長さ(ln)
　　直線定着長さ（L2）；躯体面からの長さ
　　フック付き定着長さ（L2h）：躯体面から折曲げ開始点までの長さ
　　※各図面に特記なき限り改標仕 8.3.4 (5)による
(5) 割裂補強筋　　新設コンクリートがアンカーに沿って割裂することに対して、効果のある補強筋(スパイラル筋)

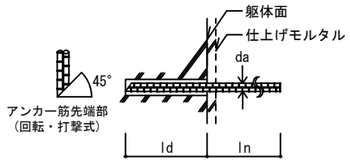

3. 鉄筋記号

呼び名	D10	D13	D16	D19	D22	D25
表示記号	●	⌀	✖	○	⌀	✖

4. 鉄筋継手　　全て重ね継手とする。
ただし、監理者との協議により他の継手工法も可能とする。

5. 地　　業　　各図面に特記なき限り以下とする

捨てコンクリート	50mm
砕石	60mm

6. あと施工アンカー

1. あと施工アンカーの施工、引張試験の施工者は日本建築あと施工アンカー協会（JCAA）のあと施工アンカー施工士、またはあと施工アンカー主任技士の資格保有者とする。
　・あと施工アンカー施工士は下記のいずれかとし、施工範囲は下記とする。
　特2種あと施工アンカー施工士：M22以下　D22以下、第1種あと施工アンカー施工士：制限なし
2. あと施工アンカーの施工確認試験として、引張試験を行う。
　試験要領は、下記による。
　・確認強度は、各図面を参照にすること。
　・試験本数は1日に施工されたものの、各径及び各埋め込み深さの位置を１ロットとし、この中から3本以上とする。
　・接着系アンカーを採用し、カプセル型と注入型を併用する場合は、別ロットで試験を行うこととする。
　・開口補強用アンカーについては引張加力試験（非破壊試験）は原則実施しないが、躯体状況（ひび割れ、ジャンカ等の劣化）により監理者と協議の上、実施する。
3. あと施工アンカーを斜め打ちする場合、θは25°以下とすること。

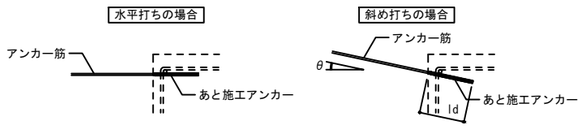

7. その他

1. 増設・増打壁部分のコンクリート打設またはグラウト材圧入時において、既存コンクリート面は目荒しを行い、清掃・散水の上、打込みを行い、既存躯体と新設コンクリートまたはグラウト材の一体化を図る。
2. 開口の詳細位置、寸法は意匠図による。
3. 既存壁仕上げ・モルタルについては、仕上げモルタルを撤去の上、増し打ち壁を施工すること。
4. 柱・梁の増し打ち部および壁面に接着系アンカーを打設する範囲については、モルタル撤去の上、目荒しを行うこと。
5. 接着系アンカーの埋め込み深さ(穿孔深さ)は、仕上げ厚さを除いた既存躯体面からの寸法とする。
6. 原則として、壁縦筋に継手は設けない。（水防工事に限る）
7. 壁横筋の継手位置は右記による。（水防工事に限る）
8. 誘発目地深さは下記とし、壁縦筋位置を避けてふかし内に設ける。
　外部　20mm　内部　10mm
9. 図面と相違のある既存開口については、随時監理者に確認すること
10. フープクリップを用いる場合の添え筋は、既存床スラブ筋と同種・同サイズのものを使用すること。
11. 下階に漏水等で障害を起こす可能性のある機器等を収容している場合は、[改追建-8.21.11]に則り先打ちコンクリートを施工すること

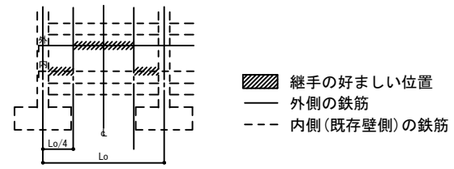

共　通　事　項

ⅰ）アンカーの間隔・配置位置
　あと施工アンカーの配置位置は、主筋の内側とする。

a）単列に配置する場合

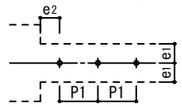

300≧P1≧7.5da
e1≧2.5da
e2≧5da

b）千鳥状に配置する場合

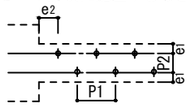

300≧P1≧7.5da
P2≧4da
e1≧2.5da
e2≧5da

c）複列に配置する場合

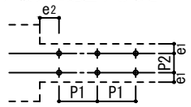

300≧P1≧7.5da
P2≧5.5da
e1≧2.5da
e2≧5da

ⅱ）アンカーの埋込み深さおよび定着鉄筋の定着長

a）接着系アンカー

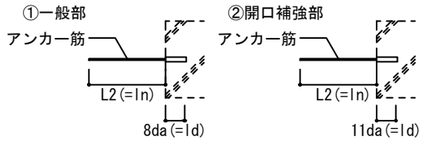

※頭部にフックをつけた場合、L2h

b）金属系アンカー

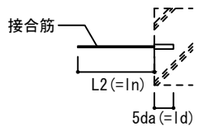

※頭部にフックをつけた場合、L2h

ⅲ）割裂補強筋

a）形状は下記による。

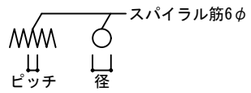

b）施工要領は下記による。

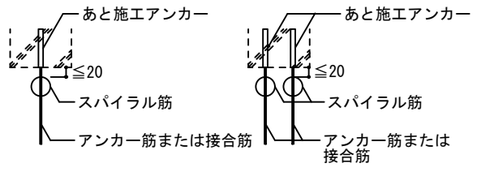

スパイラル筋の径とピッチ

壁厚	150	180	200	250	300	350
径	70	80	100	120	170	70
ピッチ	40	40	50	60	85	40
配置	シングル	シングル	シングル	シングル※	シングル※	ダブル

※アンカーがダブル配置の場合は、φ70@40ダブル配置とする
※スパイラル筋の継手は重ね継手とし、重ね長さは2山とする

ⅳ）グラウト材
グラウト材は後打ちコンクリート上部に施工する。
施工範囲は下記による。

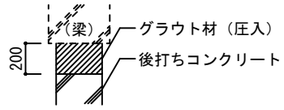

ⅴ）壁筋
壁筋の配筋要領は下記による。

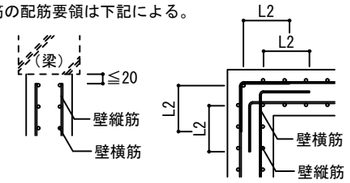

ⅵ）シアコネクター納まり
シアコネクターの径および配置は設計図による。
設計図に指示のない場合、縦・横D13-@600とする。
埋込長さは、ⅱ）のb）金属系アンカーによる。

金属系アンカーの適合例

アンカー本体	接合筋の適合例	
外　径 da（mm）	呼び名 db	ねじの呼び
φ13	D10	W3/8
φ16	D10	W3/8
φ19	D13	W1/2
φ22	D16	W5/8

ⅶ）アンカー部納まり

a）既存梁および既存壁との取り合い

a-1）既存壁との取り合い（増設壁・開口閉塞）

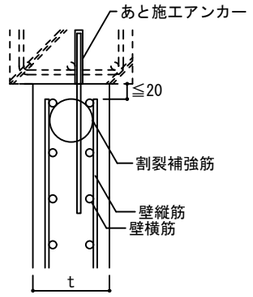

a-2）既存壁との取り合い（増打ち壁）

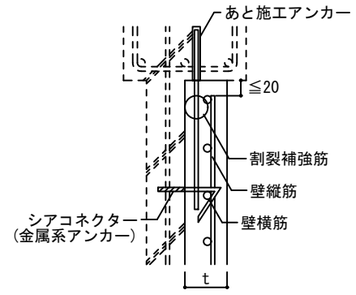

b）既存柱との取り合いは梁の取り合いに倣う。

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録　第　３３１３９４　号　長島　英介		担当 佐野　匠	特記 管理番号 4JS-12-0KJ-1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 一般事項 縮尺 ／	図面番号 S-1 年月日 2025年　3月	区分 構造

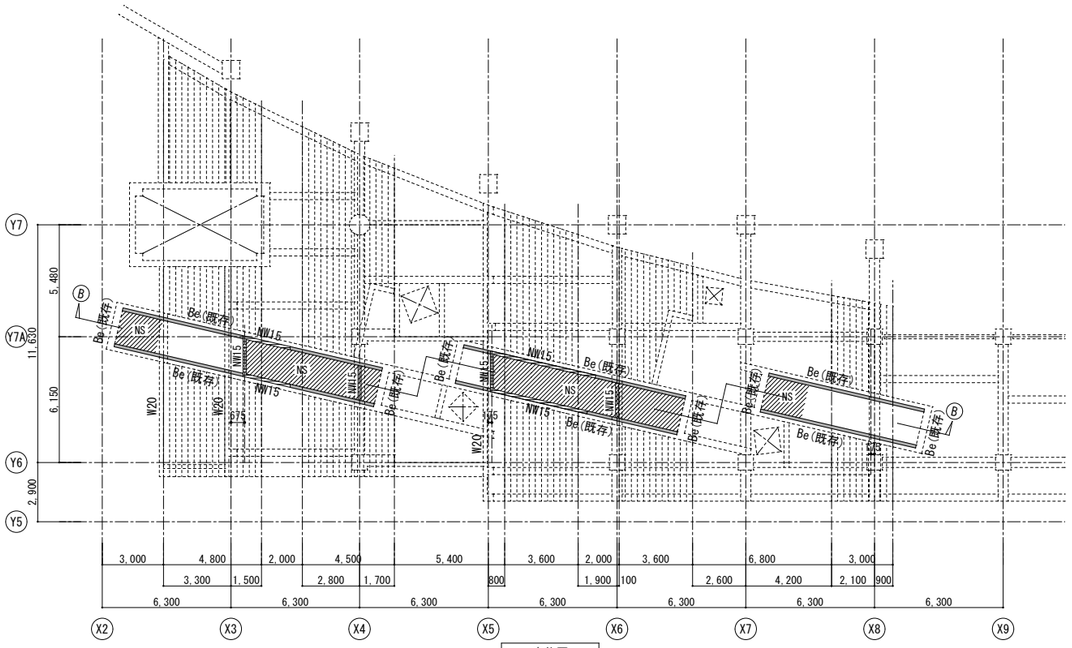

床伏図

凡例

- 新設スラブNS(t=150)
- 新設壁NW15(t=150)
- 既存壁材撤去範囲

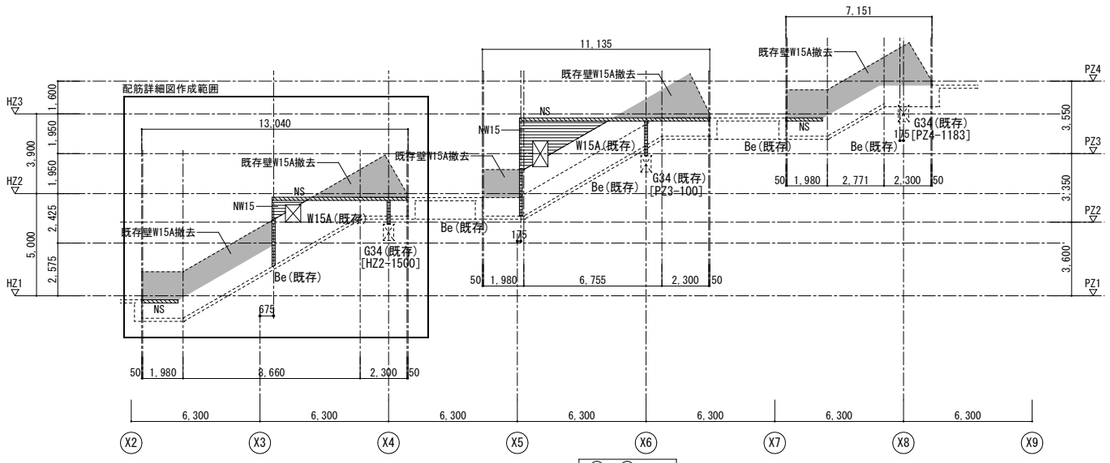

Ⓑ～Ⓑ断面

凡例

- 新設スラブNS(t=150)
- 新設壁NW15(t=150)
- 既存壁材撤去範囲

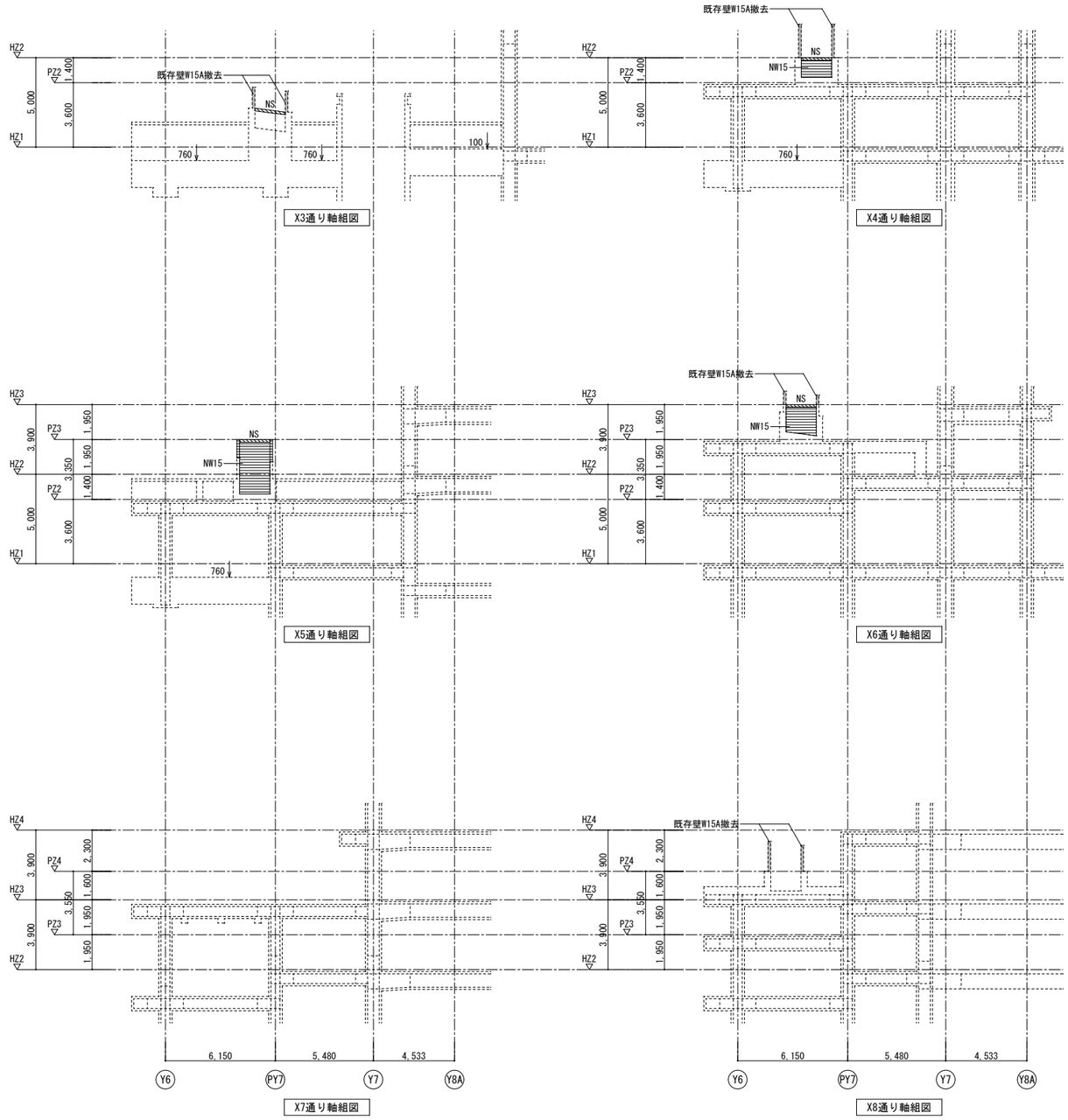

凡例

- 新設スラブNS(t=150)
- 新設壁NW15(t=150)
- 既存壁材撤去範囲

※既存壁撤去部（新設壁を設ける箇所を除く）の切断した鉄筋は、
錆止め塗装をし、モルタル補修を行うこと。

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録　第　３３１３９４　号　長島　英介		担当 佐野　匠	特記 管理番号 4JS-12-0KJ-1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 改修後構造伏図・軸組図 縮尺 （Ａ３）　1/300	図面番号 S－2 年月日 2025年　3月	区分 構造

壁配筋リスト

符 号	厚 さ	縦 筋	横 筋
NW15	150	D10@200D	D10@200ﾀﾃﾞﾘ

スラブリスト

符 号	厚 さ	位 置	短辺方向	長辺方向
NS	150	上端筋	D10D13@150	D10@150
		下端筋	D10D13@150	D10@150

※ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄはﾌﾗｯﾄ型ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄ(JIS G SDP1TG)とする。

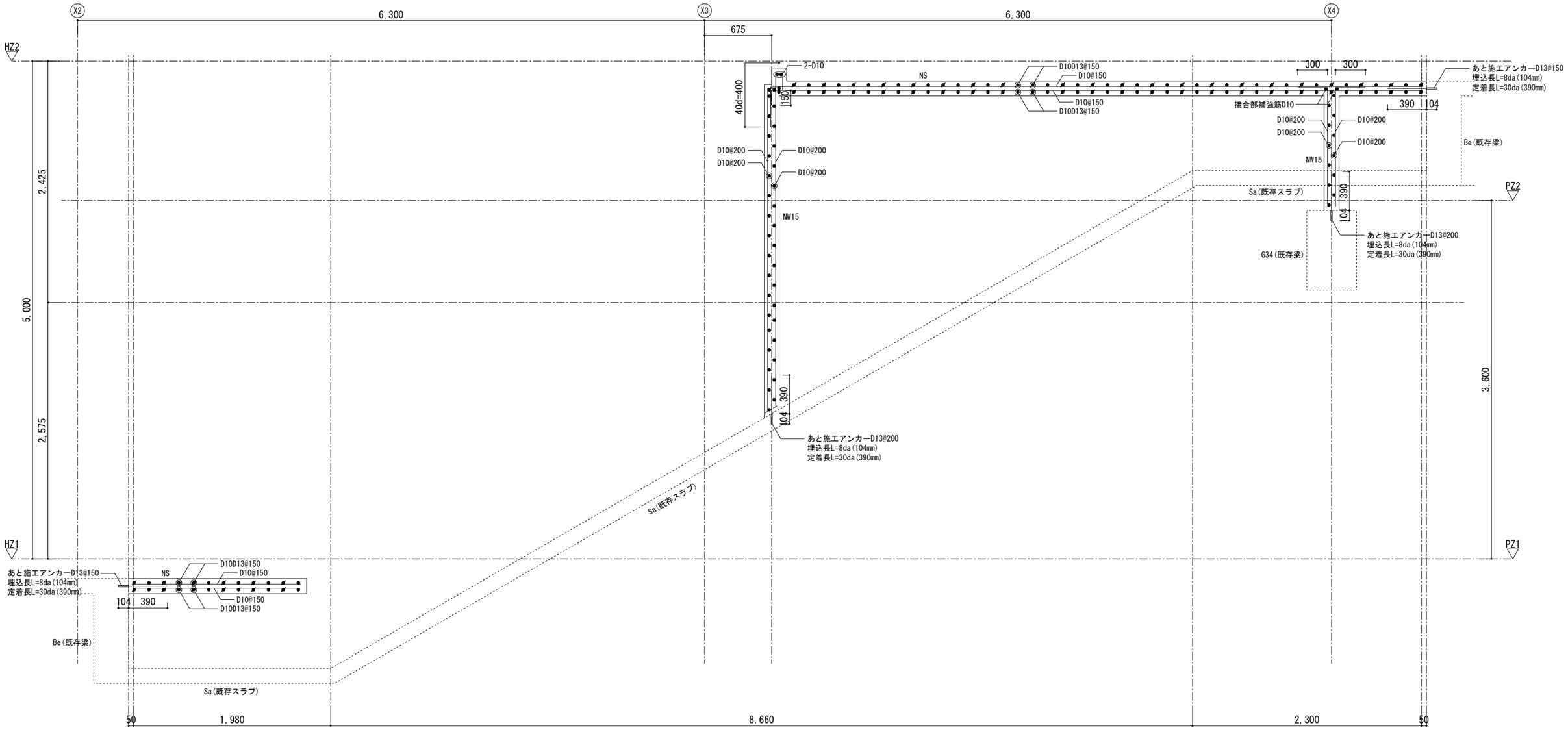

特記無き限り
X5-X9間の配筋は、本図面に準ずる

NTTファシリティーズ	株式会社 ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所 中国支店 広島県知事登録２２（１）第 ２４０４号	一級建築士登録 第 ３３１３９４ 号 長島 英介		担当 佐野 匠	特記 管理番号 4JS-12-OKJ-1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 配筋詳細図（１） 縮尺 （Ａ３） 1/40	図面番号 S-3 区分 構造 年月日 2025年 3月

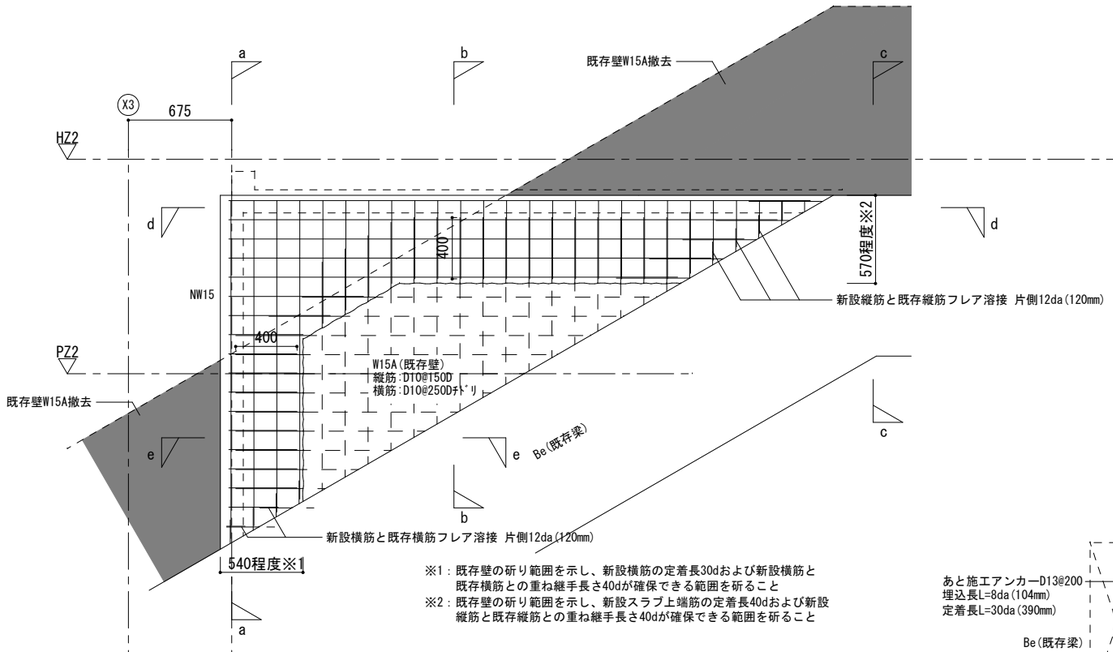

※1：既存壁の斫り範囲を示し、新設横筋の定着長30dおよび新設横筋と既存横筋との重ね継手長さ40dが確保できる範囲を斫ること

※2：既存壁の斫り範囲を示し、新設スラブ上端筋の定着長40dおよび新設縦筋と既存縦筋との重ね継手長さ40dが確保できる範囲を斫ること

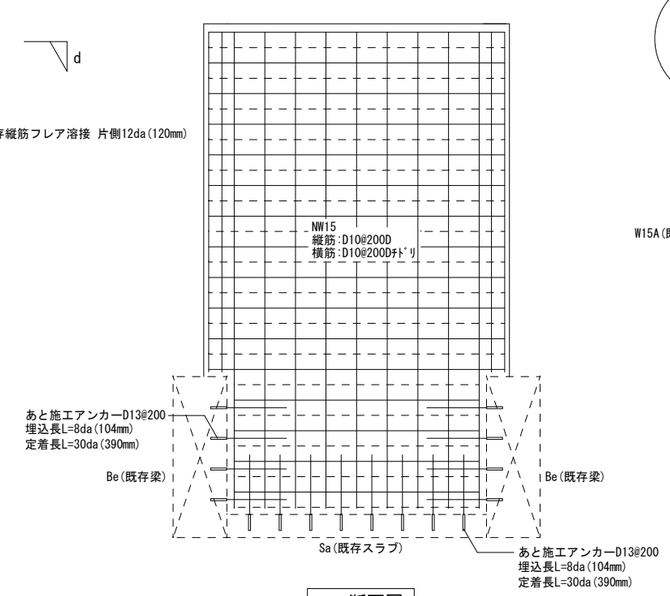

a-a断面図

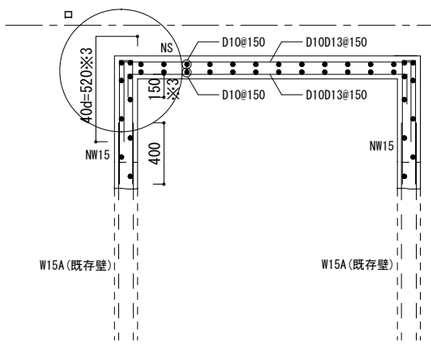

b-b断面図

※3：スラブ筋D13(短辺方向)の定着長を示す。

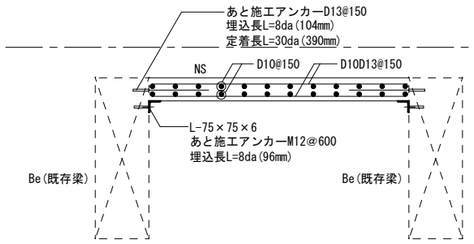

c-c断面図

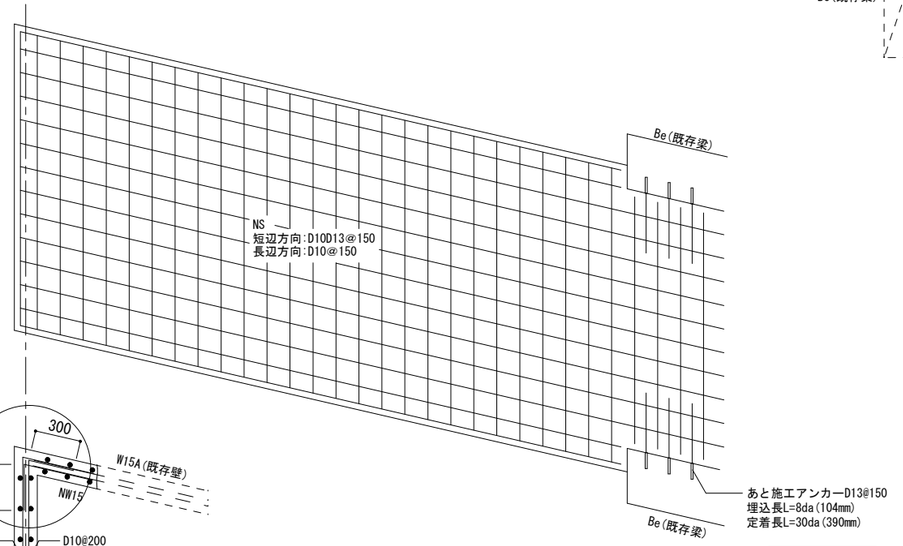

d-d断面図

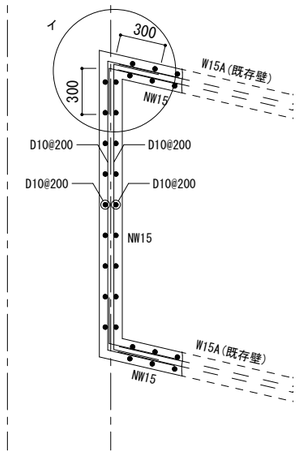

e-e断面図

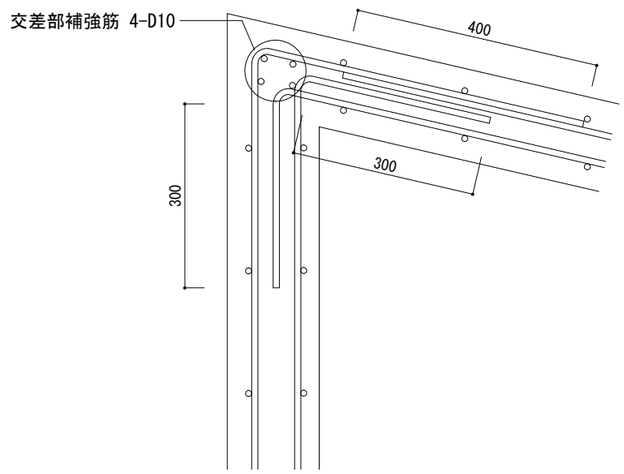

イ詳細：新設壁交差部の配筋要領 1/10

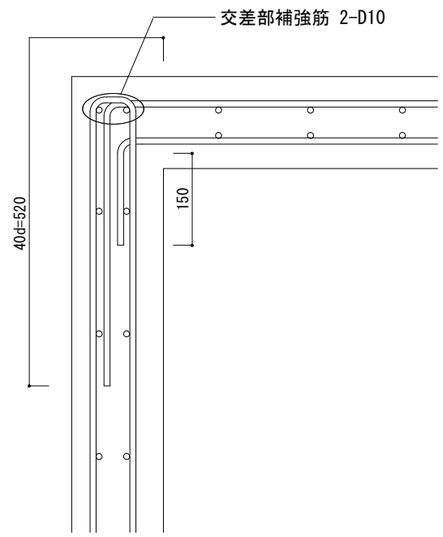

ロ詳細：新設壁-新設スラブ交差部の配筋要領 1/10

NTTファシリティーズ	株式会社 ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所 中国支店 広島県知事登録２２（１）第 ２０４号	一級建築士登録 第 ３３１３９４ 号 長島 英介		担当 佐野 匠	特記 管理番号 4JS-12-OKJ-1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 配筋詳細図（２） 縮尺 （Ａ３） 1/40	図面番号 S－4 年月日 2025年 3月	区分 構造

共通事項

1．共通事項

（1）柱・梁際部分において既存鉄筋が露となる場合は端部防錆加工を施すこととする。
（2）小円開口の適用条件は下記による。
　ａ）既存鉄筋を切断しない位置とすること。
　ｂ）開口径は100φ以下とすること。
　ｃ）ピッチは開口径の6倍以上とすること。
　ｄ）開口の列は2列以下とする。
　ｅ）既存鉄筋のかぶり厚さを確保することを原則とし、かぶり厚さが確保できない場合は配管敷設後に周囲にモルタルを充填するなど耐久性上有効な対処をする。

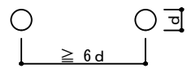

2．耐震壁

（1）開口補強タイプⅠの適用条件は下記による。
　ａ）開口面積が0.16m2以下でかつ１辺の長さが60cm以下であること。
　ｂ）開口周比β≦0.1を満足すること。
（2）フープクリップを用いる場合の添え筋は、既存壁筋と同種・同サイズのものを使用すること。

3．耐震壁を除く一般壁

（1）開口幅が400以下の場合、端部処理方法は下記による。

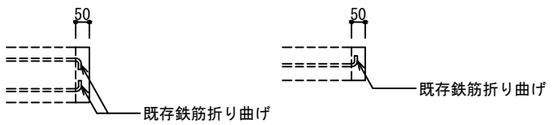

4．壁開口位置における端部補強箇所は下記による。

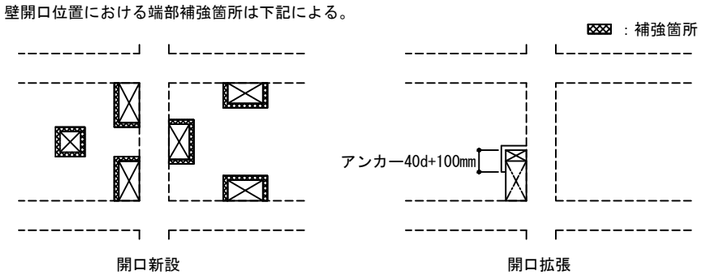

5．W, H寸法が異なる場合は、それぞれW, H寸法により補強タイプを選定すること

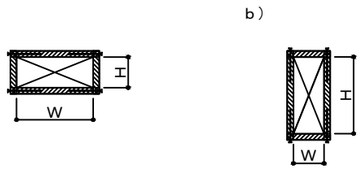

6．小開口補強（増設壁、開口閉塞部）

各辺の長さまたは直径が４００以下の小開口部周囲には、開口によって切られる鉄筋と同量断面の鉄筋を配置し補強する。

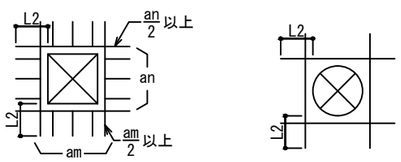

1．開口箇所

符号	タイプ	壁厚	開口サイズ W	開口サイズ D	端部処理方法	はつり幅 b	開口補強筋	アンカー筋	備考
SD1	Ⅰ	150	750	850	A	120	1-D13	―	―
SD2	Ⅰ	150	750	1260	A	120	1-D13	―	―

2．あと施工アンカー

符号		
構造種別		
アンカー筋　da		
鉄筋の埋込み長さ　le(mm)		
アンカー筋定着長さln(mm)		
短期引張耐力　(kn以上)		
短期せん断耐力　(kn以上)		

Ⅰ　適用 ●　タイプⅠ（400＜W, H＜800）

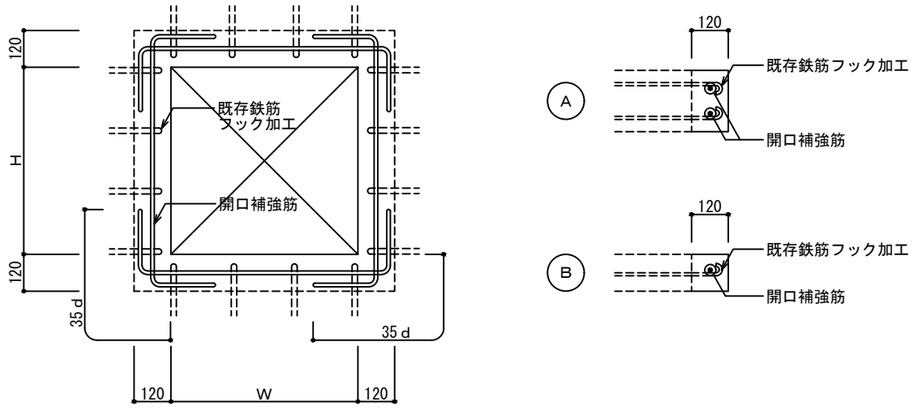

Ⅱ　適用 ○　タイプⅡ（800≦W, H）

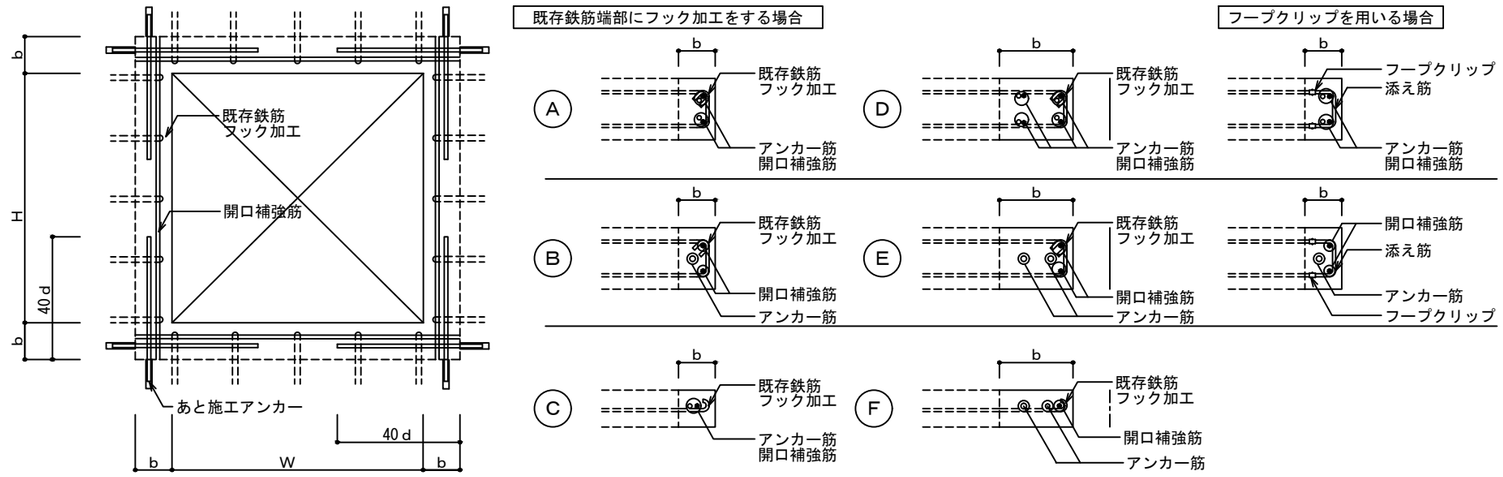

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（1）第　２４０４号	一級建築士登録　第　３３１３９４　号　長島　英介	担当 佐野　匠	特記 管理番号 4JS-12-0KJ-1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 壁開口補強要領図 縮尺 ／	図面番号 S-5 区分 構造 年月日 2025年　3月

Ⅰ. 工事概要

1.工事概要（意匠図特記参照）

工事名称	―
建築主	―
住所	―
着工及び竣工年月日	―
確認申請　確認日	―
確認番号	―
地名地番	―
住居表示	―
都市計画区域の内外の別等	―
用途地域	―
防火指定	―
その他の区域、地区等	―
工事種別	―

2.建物概要

（●印の付いたものを適用する。○印のついたものは適用しない。）

敷地面積	―
建築面積	―
延床面積	―
容積対象外面積	―
容積対象床面積	―
階数	―
基礎形式	○　直接基礎　　○　杭基礎
構造種別	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）
構法種別	○ 耐震構造　　○　制震構造　　○ 免震構造
最高の高さ	（設計GLより）28.800m
主要用途	事務所
消防法別表	第15項
塩害地域	○ 該当無し　　○　耐塩害　　○ 耐重塩害
耐火構造種別	○ 耐火構造　　○ 準耐火構造　　○ その他

3.工事項目

設備項目（ ● 印の付いたものを適用する。　○ 印のついたものは適用しない。）

工事項目 ＼ 建物別及び屋外	建物			
電気設備工事				
電灯設備	●			
動力設備	○			
電熱設備	○			
誘導保護設備	○			
航空障害灯等設備	○			
電気自動車充電設備	○			
受変電設備	○			
電力貯蔵設備	●			
発電設備	○			
構内情報通信網設備	○			
構内交換設備	○			
情報表示設備	○			
映像・音響設備	○			
拡声設備	○			
誘導支援設備	○			
テレビ共同受信設備	○			
テレビ電波障害防除設備	○			
監視カメラ設備	○			
駐車場管制設備	○			
火災報知設備	○			
防犯・入退室管理設備	○			
中央監視制御設備	●			
構内配電線路	○			
構内通信線路	○			
撤去工事	○			

4.関連する別途工事

Ⅱ 電気設備工事仕様

1.共通仕様

（1） 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 4年版」（以下、「標仕」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和 4 年版」（以下「標準図」という）による。

（2） 各工事において、関連のある事項はそれぞれの「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編）令和 4 年版」及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和 4 年版」による。また改修工事が発生する場合「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 4 年版」を適用する。

（3） その他の適用図書類は下記による。

電気設備工事監理指針 令和 4 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
機械設備工事監理指針 令和 4 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説（JASS）
営繕工事写真撮影要領(令和 4 年版)・同解説 工事写真の撮り方　建築設備編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（令和 4 年版）
営繕工事電子納品要領 令和 3 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設省大臣官房技術参事官通達昭和 62.3 改正)
建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版
官庁施設の総合耐震基準および同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部設備課監修）令和3年版
建築設備設計・施工上の運用指示（国土交通大臣住宅局建築指導課監修）

2.適用法令

適用法令は下記による。

建築基準法
消防法
火災予防条例 （広島市）
危険物の規制に関する政令
水道法
下水道法
浄化槽法
水質汚濁防止法
ガス事業法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
高圧ガス保安法
電気事業法
電気設備技術基準
電気用品安全法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
大気汚染防止法
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
建築物環境計画書制度
建築物環境配慮制度（CASBEE）
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
計量法
駐車場法
航空法
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
労働安全衛生法
宅品質確保法
その他本工事に関わる関連法規及び規格

3.特記仕様

（1） 項目または番号に　● 印の付いたものを適用する。　○ 印のついたものは適用しない。
（2） 特記事項に記載の項目番号（章、節、項番）は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（3） 本特記仕様書の項目、特記事項欄に記載のある［追加］、［追記］、［置換］は次による。
・［追加］：標仕に定めのない、本工事において追加した項目を示す。
・［追記］：標仕に規定されている章・節・項に、規定を追加し適用することを示す。
・［置換］：標仕に規定されている一部もしくはすべてを置き換えて適用することを示す。

4.建物条件

（1） 階高

○　建物のそれぞれの階の階高は下表 4-1 による。
●　建物のそれぞれの階の階高は設計図による。

表 4-1 階高リスト

対象範囲				

（2） 地震力

（ア） 局部震度法による設備機器の地震力

設計用水平地震力F_H（設計用鉛直地震力F_V）は設計用標準水平震度K_S、地域係数Zおよび 設備機器総重量W（kN）を用いて次のように計算する。

$F_H = K_H \cdot W$ (kN)　$F_V = K_V \cdot W$ (kN)
ここに、K_H：設計用水平震度、K_V：設計用鉛直震度
$K_H = K_S \cdot Z$　　$K_V = 1/2 \cdot K_H$
ここに、K_S：設計用水平震度

地域係数Zは、（1.0）とする。
設計用標準水平震度K_Sは下表 4-2-1 によるものとする。
なお、設計用水平地震力F_Hと設計用鉛直地震力F_Vは同時に作用するものとする。

表 4-2-1　設計用標準水平震度K_S

設置場所	機器種別	●　特定の施設		○　一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
		耐震クラスS	耐震クラスA		耐震クラスB
上層階、屋上及び塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	上記以外の機器	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	上記以外の機器	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	上記以外の機器	1.0	0.6	0.6	0.4

上層階・中間階の定義は次による。
２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４層とする。中間階とは地下階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの （平屋建ての場合は無し）。
耐震クラス（S・A・B）の定義は「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」による。

（イ） 建築物の時刻歴応答解析が行われている場合の地震力

設計用水平地震力F_H（設計用鉛直地震力F_V ）は、「建築設備耐震設計・施工指針 2019 年版・指針本文 2.3 節」に基づき、下表 4-2-2 による各階の応答加速度値G_F（cm/s^2）を用いて計算する。ただし、免震構造の建築物の設計用鉛直震度が特に解析されていない場合には、局部震度法による設計用鉛直震度K_Vを用いる。

表 4-2-2 各階の応答加速度値G_F（cm/s^2）

階 ＼ 地震動レベル	中地震動時		大地震動時		備考
	X方向	Y方向	X方向	Y方向	

（ウ） 重要機器

重要機器は次のものを示す。

○　防災センター(同様な部屋を含む)内設置機器
○　配電盤　　○　発電装置　　○　直流電源装置　　○　交流無停電電源装置
○　交換機　　○　火災受信機　　○　分電盤　　○　動力制御盤
○　ＩＴＶ設備　　○　中央監視設備　　○　入退室管理設備　　○　ケーブルラック

（3） 設備機器および設備部材の固定支持

設備機器および設備部材の固定や支持等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計・施工指針 2019年版」により行う。

（4） 構造躯体の層間変形角

○　必要構造性能概要書による。
○　下表 4-4 による。

表 4-4 中地震動時および大地震動時の層間変形角

階 ＼ 地震動レベル	中地震動時		大地震動時		備考
	X方向	Y方向	X方向	Y方向	
上層階①（　～　）					
上層階②（　～　）					
中間階①（　～　）					
中間階②（　～　）					
1階					

上層階・中間階の定義は、設計用標準震度と同様とする。

（5） 免震構造変位量

免震層最大変位　　■　　クリアランス　　■

（6） 積雪荷重

○　必要構造性能概要書による。
○　以下による。
1）垂直積雪量　　(cm)
2）積雪の単位荷重　(N/cm/m²)
3）積雪荷重　　(N/m²)
4）多雪地域指定の有無　　○　あり　　○　なし
5）雪下ろしの必要の有無　　○　あり（最大許容積雪量　　(cm)）　　○　なし

（7） 騒音振動規制

（ア） 敷地境界線における騒音規制値は以下による。
昼間（　）dB(A)　　朝夕（　）dB(A)　　夜間（　）dB(A)

（8） 水防レベル

○　水位の指定なし　　○　設計水位：GL+（　　）■

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（1）第　２４０４号	一級建築士登録 第　２７９９３５　号　的村 真之 建築設備士登録 第　19F1-0061LJ　号　土岐 伸治	担当 岩坂 優一	特記 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 特記仕様書 (1) 縮尺 A1: ―― A3: ――	図面番号 E-特1 年月 2025年3月	区分 電気

編	項 目	特 記 事 項
第1編 一般事項		第1章 一般共通事項 第1節 一般事項
	● 1.1.2 用語の定義	【置換】 （ｱ） 「監理者」とは、この契約とは別に発注者・監理者間で締結された監理業務に関する委託契約書に記載された監理者またはその委任を受けて監理者の業務を代理して行うものを言う。標準仕様書及び改修工事標準仕様書に記載のある「監督職員」は「監理者」に 読み替える。ただし、監理者が、この工事の管理業務を行う場合には、公共工事における監督職員の業務範囲としての会計法、地方自治体法、各種条例等に定める義務をすべて追うものではない。 （ｹ） 「監理者に提出」とは、受注者等が監理者に対し、工事にかかわる書面又はその他の資料に日付を明記し、受注者押印のうえ説明し、差し出すことをいう。 （ｯ） 「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払いの請求に係る出来形部分等の確認及び部分引き渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。なお、現場管理組織の監理者による「竣工検査」と監理者の本社などの検査要員による「完成検査」からなる。 【追記】 （ﾈ） 「材料」とは、工事に使用する機器・材料・製品を総称していう。 （ﾉ） 「受注者の検査」とは、工事の各段階で、材料または施工などについて受注者等自らが設計図書等との適否を判断することをいう。 （ﾍ） 「事業者」とは、受注者と工事請負契約を締結した発注者をいう。
	○ 1.1.3 官公署その他への届出手続等	【追記】 （4） 工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請または届出の種別・手続き・時期などをあらかじめ調査したうえで、一覧表を作成して監理者に提出する。 （5） 本工事に必要な関係公官庁の申請手続きは受注者が行い、その検査に関わる費用は申請費用を含み全て受注者の負担とする。 （6） 監理者の指示により、検査に必要な書類作成に協力すること。 （7） 検査前に検査対象工事の自主検査を事前に行い、各種法規に適合していることを確認のうえ監理者へ報告すること。 （8） 確認申請などの変更に伴う、計算書・図面の作成支援を行うこと。 （9） 主要な届出手続きを下記に示す。

届 出 先	届 出 書 類
消防	消防用設備等着工届出書・設備等設置届出書 消防用設備等特例承認申請書・除外届出書 緊急離着陸場等設計届出書・設置届出書 消防防災システム評価申請書 防災センター評価（東京のみ）
消防（危険物）	地下タンク貯蔵所設置許可申請 一般取扱所設置許可申請
経済産業省	主任技術者選任届・保安規定届 工事計画届出書 使用前安全管理審査申請書 自家用電気工作物使用開始届
労働基準監督署	機械等設置・移転・変更届（油タンク関連）
航空局	航空障害灯及び昼間障害標識の設置届出
電力会社	受電申込 系統連系に関わる手続き
通信会社	引込申込
行政	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 （省エネ法）に基づく届出（変更） 特定施設設置届

● 1.1.6 設計図書等の取扱い	【追記】 （3） 受注者は、発注者が本工事の見積り依頼にあたり開示した資料・情報等知り得た内容に関しては、発注者の承諾がある場合を除き、第三者に漏洩してはならない。契約終了後といえども同様の義務 を負うものとする。 （4） 工事監理用図書として、工事着手後速やかに設計図（契約図）の縮小原図（A3サイズ）を作成すると共に、A3 サイズの青焼きまたは白焼き製本を（ 3 ）部提出する。 （5） 施工図、完成図等を作成するために設計図のCADデータを利用する場合は、監理者に申し出て、株式会社NTTファシリティーズとの貸与についての契約を別途取り交わすこと。設計図のCADデータの著作権は株式会社NTTファシリティーズに帰属し、これを目的以外に利用してはならない。 （6） 施工図、製作図の著作権は発注者に移譲する。
● 1.1.7 別契約の関連工事	【追記】 （ｱ） 別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて供与する。これらに関する費用の負担は、工事費に含むものとする。 (a) 関連工事を行う場所への出入り及び安全管理等にかかわる費用 (b) 足場・運搬設備・揚重設備・工事用電力・工事用給排水の利用 (c) 障害となる仮設物を除き、貫通孔などの設置、ボルト、インサートなどの取り付け (d) 関連工事用の機器、材料の取組みに必要な搬入口・通路などの設置・確保 （ｲ） 施工図・施工計画書などの作成に際し、関連工事との取り合い・ 納まりなどについて総合図を作成し、十分に調整を行う。テナント内装等本工事の工期内に行う別途工事は、相互間に協力し、官公署等の検査を受検できるよう建築工事受注者が運営管理の統括責任を負う。ただし、建築工事受注者がいない場合は本工事受注者が統括責任を負う。 （ｳ） 発注者が、特定の工事業者若しくはメーカー（以下、「特定業者」という。）を下請業者として指定した場合、受注者は特定業者と下請契約を締結しなければならない。特定業者に関する責任は全て受注者が負う。ただし、受注者は特定業者の工事管理・品質確保等に課題があると判断した場合は、発注者の特定業者指定依頼を拒否することができる。その場合、拒否の理由を発注者に書面をもって説明しなければならない。
● 1.1.8 疑義に対する協議等	【置換】 （1） 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で設計図書によることが困難もしくは不都合が生じた場合は、書面をもって監理者を通じて設計者に通知し、設計者の指示を受ける。ただし、材料の仕様、取り付け位置、取り付け方法等の変更または取り付け数量を多少変更するなどの軽微な変更は監理者の指示による。 （2） 前(1)号において設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、1.1.14 による。
● 1.1.11 特許権等	【置換】 （1） 本工事において、新たに特許、実用新案、意匠権等を出願する場合はあらかじめ監視者と協議を行うこと。 【追記】 （2） 本工事に使用する材料に関わる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利における必要な手続きは受注者の責任において行うこと。工事中、竣工後に限らず第三者からの疑義、費用請求等があった場合は受注者の責任により対応を行うこと。
● 1.1.14［追加］ 設計変更等	（1） 1.1.8 (1) ただし書きにかかわる工事は監理者の指示により行う。この場合、請負金額の増減は行わない。 （2） 様仕 1.1.8(2) において請負代金額の変更が必要な場合は、そのつど施工に着手する前に請負代金の増減を明示した請負代金増減内訳書（以下、「増減内訳書」という。）を提出し、監理者の承諾を受ける。このときに変更内容を明記した図面を合わせて提出する。 （3） 請負代金額を変更するときの工事単価は、原則として請負契約時の単価とする。ただし、急激な物価変動に係るものについては別途協議する。 （4） 本工事着工後、発注者から受注者に対してコストダウン方策についての要請が有った場合、受注者はその旨を理解し協力すること。 （5） 受注者都合による工法変更、設備方式の変更、見積り落し及び突貫工事等の工事費の増額は認めない。
● 1.1.15［追加］ 工事に付帯する作業・材料	（1） 本工事を完成させるにあたり本工事に付帯して当然必要と認められる軽微な工事、機器、材料などは、設計図書等に記載がない場合でも本工事に含む。 （2） 本工事を完成させるために必要な次の工事及び費用は請負契約に含む。 （ｱ） 施工・材料 および製品検査・試験（支給材料、貸与品の検査・ 試験は除く）、見本品等の制作、検査に関する費用 （ｲ） 敷地周辺における本工事の障害となるものの移設及び復旧 （ｳ） 工事期間中の官公署その他関係機関の手続き及びその費用 （ｴ） 工事用機器、材料等の搬入に必要な搬入口及び通路の設置とそれに伴う補強、復旧、後片付け
● 1.1.16［追加］ 監理者の承諾・検査・試験等	（1） 機器・材料・施工・工事についての施工図等・見本等に対する監理者の承諾は、次による。 （ｱ） 受注者による品質管理・確認の適正さを確認するために行われる。 （ｲ） 受注者から提出された施工図等・見本等に示される範囲の内容に対してなされる。 （ｳ） 施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた製品についての施工図等・見本品等に対する監理者の承諾は、その外観と提出される書面による情報に基づいてなされる。 （2） 機器・材料・施工・工事に対する監理者の検査又は試験は、次による。 （ｱ） 工事請負契約書及び設計図書に基づいて、受注者等による品質管理・確認・自主検査の適正さを確認するために行うものである。 （ｲ） 監理者の検査は、立ち合いにより、又は受注者等の自主検査記録・工事写真その他の審査等の合法的方法により行う。なお、監理者の立合い検査は原則として抽出により行う。 （3） 前号(1) 、(2)にかかわらず、機器・材料・施工・工事が工事請負契約書、設計図書に適合しない場合、その責は受注者にあり、それらについての施工図・工作図・製作図・見本などに対する監理者の承諾、あるいはそれらに対する監理者の検査又は試験は、受注者の責任を軽減するものではない。 （4） 前号(1) 、(2)にかかわらず、施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた製品の欠陥又はこれに類する原因による品質・性能・安全上の不具合がある場合は、その修補等の責は受注者が負う。
● 1.1.17［追加］ 書類の電子情報化	（1） 監理者に提出する書類（図面を除く）のうち、監理者の指示するものは、監理者と協議のうえ指定のコンピュータソフトにより作成し、ＣＤ-Rなどの電子媒体による電子データを添えて提出する。
○ 1.1.18［追加］ 補助金申請業務への協力	（1） 当該建物に関し、発注者が補助金申請を行う場合、受注者は図面作成、見積内訳書作成、現地監査対応等に関し、発注者に協力すること。それに伴う費用は ○ 本工事に含む　　○ 本工事に含まない

補助金申請対象

項 目	申 請 先
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）	一般社団法人静岡県環境資源協会（SERA）

● 1.1.19［追加］ 火災保険等	火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち 1 以上に加入する。 契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）購入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注に於いては、引き渡しが最終となる工事目的物）の引き渡し翌日までとする。保険契約の締結後、その証券の写しを監理者に遅やかに提出する。

第2節 工事関係図書

● 1.2.1 実施工程表	【置換】 （1） 工事の着手に先立ち、または着手後速やかに実施工程表を作成し、監理者に提出する。監理者は実施工程表に問題があると認められる場合は、発注者及び受注者等にその旨を報告・通知する。 実施工程表は、着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。 （ｱ） 主要な総合図・施工図・施工計画書等の作成・提出・承諾の日程 （ｲ） 建築主事・所轄消防署による中間検査など関係法令に基づく官公署の諸検査の日程 （ｳ） 部分使用・部分引渡しの日程及び関係する検査の日程 （ｴ） 官公署への届出等手続きの日程 （ｵ） 完成時の諸検査の日程 （ｶ） 出来高目標 （ｷ） 関連工事の主要な日程 （ｸ） その他、工事の進行に関係する重要事項（引渡し、受電、主要な材料の見本決定など） （3） 実施工程表に変更の必要が生じた場合は、関連工事と調整のうえ、遅やかに修正実施工程表を作成し、監理者に提出する。監理者は修正実施工程表に問題があると認められる場合は、発注者及び受注者等にその旨を報告・通知する。
● 1.2.2 施工計画書	【置換】 （1） 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監理者の承諾を受ける。内容は次による他、監理者の指示による。 （ｱ） 工事概要、施工管理体制、現場運営形態、工程計画・工程管理、品質管理計画、総合仮設計画、近隣対策、安全衛生管理計画　等 （ｲ） 計画書、施工図の一覧表を作成し、提出スケジュールを監理者と協議する。 【追記】 （6） 総合施工計画書は工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の構成と運営、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者への対応などについて、本工事の特有の条件に適応した最適な方針を定めたものとする。また、監理者が監理方針書を示した場合は、それに基づいたものとする。 （7） 工種別の施工計画書を作成し、監理者に提出する。このうち設計図書に定めるもの、あるいは監理者が指示するものについては、監理者の承諾を受ける。
● 1.2.3 施工図等	【追記】 （4） 受注者は、施工図などの作成に先立ち総合プロット図（壁床、天井）を作成し承諾を受ける。また総合プロット図を基に総合図を作成し、監理者に提出する。尚、総合図とは、建築工事施工者による各平面詳細図、展開図、天井伏図等を元図とし、建築、構造、空調衛生設備、電気設備及び関連工事をすべての納まり調整のうえ同一図面（平面 図、断面図、立面図）に記載したものとする。作成にあたっては、スリーブ等構造躯体に 関わる部分に影響のない時期とする。 （5） 受注者は、施工図・工作図・製作図などは総合図に基づき作成するものとする。 （6） 監理者の指示する原寸図・型板などは、施工に先立つ適切な時期に作成し、監理者の承諾を受ける。 （7） 模型・モックアップ・モデルルームなどの作製、見本施工は次による。これらは、施工に先立つ適切な時期に実施し、監理者の承諾を受ける。 （ｱ） 模型の作製　●　しない　○ する（　　） （ｲ） 見本施工　●　しない　○ する（　　） （ｳ） モックアップの作製　●しない　○ する（　　） （ｴ） モデルルームの作製　●しない　○ する（　　） （ｵ） 機器の機能確認　○ する（　　） （8） 発注者よりテナントリーシングに必要な図面等の作成依頼があった場合は、受注者は作成に協力し、監理者に提出する。 （ｱ） テナントリーシングに必要な自図の作成 ○ しない　● する（　　） （ｲ） テナントリーシングに必要な貸方基準の作成補助 ○ しない　● する（　　）
● 1.2.4 工事の記録	【追記】 （6） 検査、試験又は設計図書に定められた確認などを行った場合は、終了後速やかに記録を作成し監理者に提出する。 （7） 施工・試験などに対し監理者の立会いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成し監理者に提出する。 （8） 書類などの監理者による審査を受けた場合は、終了後速やかに記録を作成し監理者に提出する。 （9） 工事写真の納品は「建築編営繕工事電子納品要領（平成 30 年版）」による。

第3節 工事現場管理

● 1.3.1 施工管理	【追記】 （3） 監理者が監理方針を示した場合は、それに基づいて工事運営及び 施工管理を行うものとする。 （4） 本工事の品質・工程・予算管理については、受注者による自主管理を原則とするが、発注者が管理方法、提出書類の書式、使用するソフトウェア等について指定する場合は、これに従うものとする。
● 1.3.3 施工条件	【置換】 （2） (1)以外の施工条件は下記による。 （ｱ） 作業時間などは次による。 (a) 設計図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に対する協定（以下「近隣協定」という。）に、作業内容、作業日・時間などについての定めがある場合はそれを遵守する。 (b) 休日・祝日又は夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面によって監理者に通知する。 （ｲ） 次に掲げる事項は請負金額に含むものとする。 (a) 負担金 本殿の電力引込負担金は、 ● 本工事に含む ○ 本工事に含まない 本殿引込み後、完成引渡しまでの間の電力・ガス・上下水道の基本料金及び使用料金は、各種機器の試運転に要する費用を含め、全て本工事に含むものとする。ただし、増築、建替えなどで、既殿建物での電力受給契約が継続されている場合の電力基本料金は除く。 (b) 電気主任技術者 工事期間中の電気主任技術者選任料（名義料の一切の費用）は ● 本工事に含む ○ 本工事に含まない (c) 工事関係車両の進入路及びやむを得ない通行止め 進入路は、工事着手前に道路管理者の立会いを受け、その維持管理に努める。万一破損等が生じた場合には、受注者の負担において遅やかに現状復旧し、復旧工事完了後、 監理者の承諾を得ること。 (d) 工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保 (e) 仮殿現場事務所・資材置場・工事車両の駐車場所 (f) 必要箇所への仮殿カーブミラーの設置 (g) 工事中の第三者の損害防止 ・付近の構築物、道路、地下埋殿物等に損害を与えない万全の処置 ・騒音、振動等については公害防止条例その他の規定に即した養生及び防止対策 ※第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に紛議を生じた場合は、受注者において解決し、その費用を負担する。 (h) 公共施殿等（下水道管等） に影響を及ぼした場合の復旧 （ｳ） 次に掲げる近隣対応は受注者が責任を持って行い、その費用を負担する。 (a) 工事着手前の近隣住戸写真の事前撮影及び調査 (b) 騒音、振動、防塵 (c) 土・日曜、祝祭日の作業の通知 (d) 平日における夜間作業の通知 (e) 近隣住民への説明会の開催（工事着手時を含む）並びに工程表の配布及び着工前近隣住民との間で交わす工事協定締結業務 (f) 工事に起因する電波障害対策の速やかな実施 （ｴ） 別途工事の扱いは以下による。 別途工事の業者と十分調整を取り、工事、検査、引渡しに支障の無いようにすること。
● 1.3.9 発生材の処理等	【置換】 （2）(オ) (a) （ｱ）、（ｲ）及び（ｳ）に示す発生材は次による。 ・ 発注者に引渡しを要するもの　○ 有（　　）　● 無 ・ 特別管理産業廃棄物　○ 有（　　）　● 無 ・ 再利用及び再資源化を図るもの　○ 有（　　）　● 無 (b) 工事により発生した建殿廃材は、その収集から最終処理までを産業廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。 (c) 撤去品の一部に PCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれている場合には、監理者と協議のうえ別途指示する場所に返納する。 (d) 撤去品の一部にアスベストが含まれていた場合には、監理者に報告し、対応方法を協議すること。調査費、処分費用については別途協議とする。
● 1.3.10 養生	【追記】 本工事作業を要因とする汚損部分については、速やかに原型に復旧する。
● 1.3.11 後片付け	【追記】 工事の完成に際しては、工事検査までに次に示す部位について、十分に清掃を行うとともに現状どおりに復旧する。 ・工事に伴い汚損が生じた既存の施殿、工作物、樹木など ・工事目的物の施殿又は殿舎の一部を工事用に使用した部分（設計図書の定める条件のとおりに復旧する）
● 1.3.12［追加］ 指示・承諾・協議の手続き	（1） 監理者の指示は、監理者の押印のある書面でされを受け、控えに受注者等が押印のうえ監理者に提出する。監理者の指示が口頭による場合は、その内容を記録して監理者に提出し、控えに監理者の押印を受ける。 （2） 監理者の承諾を受ける必要のある書類・図面・見本等は、監理者に提出し受領印を受ける。

（3） 監理者と協議した事項は、協議の経緯及び結果を記録して監理者に提出し、控えに監理者の押印を受ける。

● 1.3.13 【追加】識別

（1） 機材・材料・製品等の誤用・混用を防止するための識別管理を行う。また、検査・試験の実施状況、不適合製品についても識別管理を行う。
（2） 識別管理が必要な対象と管理の方法について、あらかじめ監理者に報告する。

● 1.3.14 【追加】トレーサビリティ

（1） 工事目的物に組み込まれた機器・材料・施工などについて、その履歴、使用又は所在を辿ることのできるトレーサビリティ管理を行い、記録を監理者に提出する。
（2） トレーサビリティ管理は設計図書に定めのあるもののほか、次の条件に同時に該当する機器・材料・施工について行う。その対象と管理方法については、事前に監理者と協議のうえ定める。
（ア） 識別記載がなければ、履歴や使用部位が辿れないもの。
（イ） 不具合が発生した場合、工事目的物の品質に重大かつ広範囲の影響を及ぼす恐れのあるもので、修補、取替えが困難なもの。

第4節 機器及び材料

● 1.4.1 環境への配慮

【追記】
（3） 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の質及び性能を有するものとし、次の （ア）から（オ）を満たすものとする。
（ア） 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
（イ） 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
（ウ） 接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可逆材を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
（エ） 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
（オ） （ア）、（ウ）及び（エ）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
［ 規制対象外 ］
(a) JIS 及び JAS の F☆☆☆☆規格品
(b) 建築基準法施行令第 20 条の5第4項による国土交通大臣認定品
(c) 下記表示のある JAS 規格品
① 非ホルムアルデヒド系接着材使用
② 接着材等不使用
③ 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
④ ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
⑤ 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
⑥ 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
［ 第三種 ］
(a) JIS 及び JAS の F☆☆☆☆規格品
(b) 建築基準法施行令第 20 条の5第3項による国土交通大臣認定品
(c) 旧 JIS の Eo 規格品
(d) 旧 JAS の Fco 規格品
本工事の全ての内装の仕上げ、扉室と空気の出入りのある部分の仕上げ（表面材）は、上に規定される規定対象外のみ使用する。また、以下の室についても同様の扱いとする。

● 1.4.2 機材の品質等

【置換】
（5） 材料の色、柄等については、発注者及び設計者の指示を受ける。
（6） 設計図書に定められた規格等、官公署及び電力・ガス・水道などの供給会社の各種規格などは最新のものを適用する。
【追記】
（7） 設計図書において機器・材料の品質が明示されていない場合は、適切な品質の機器・材料とし、監理者と協議のうえ決定する。
（8） 設計図書において機器・材料に関する記載に「同等」、「程度」等とある場合は、選定された機器・材料が所定の品質及び性能を有することの証明となる資料を監理者に出し、監理者の承諾を受ける。
（9） 設計図書において指定された機器・材料が入手困難な場合は前（7）号により監理の承諾を受けたうえで、それと同等以上の品質・性能を有する代替品を使用することができる。
（10） 様仕 1.4.2(2)及び前(8)号において、建築材料・設備機材等品質性能評価事業及び公共住宅用資機材品質性能評価事業の確認を受けた機器・材料については、当該評価の写しを「品質及び性能を有することの証明となる資料」とみなす。
（11） 設計図書等に定められた材料の見本を提出し、材質、仕上げの程度、色合い等についてあらかじめ発注者及び設計者に確認を受け、監理者の承諾を受ける。
（12） ウィスカ対策
●なし ○あり
対象室：○MDF室 ○サーバー室 ○その他（ ）
① ウィスカ対策対象室内に設置する機器及び、配管類、吊り材は電気亜鉛メッキ品を使用しないこと。
② 電気亜鉛メッキを塗装した製品についても使用不可とする。
③ 対策対象室に設置する機器及び、配管類、吊り材等については、仕様部材一覧表（建築工事、電気工事、機械工事等のすべて工種）を作成し監理者の確認を受けること。

● 1.4.4 機材の検査等

【追記】
（4） 現場に搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないものはこの工事に使用しない。
（5） 機材は現場に搬入した時点あるいは必要に応じて製作工場における製造又は組立が完了した時点で、各種ごとに受注者等の検査を行い、検査記録を監理者に提出する。
（6） 量産品あるいは標準品で実測値などが整備されているものは、性能表又は能力計算書などの性能の証明となる書類確認をもって前(1)号の検査とすることができる。
（7） 管理者が指示する機材において、材質・呼称寸法などを梱包などに表示している機材は、梱包の状態で監理者の検査を受ける。
（8） 設計図書に監理者の検査の定めがある場合、前(1)号の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の承諾を受ける。監理者の検査は、前(1)号の受注者等による検査の適正さを確認するために行い、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供する。
（9） 監理者の検査は、立会いにより又は受注者等による検査の記録・写真などの審査により行う。なお、監理者の立会い検査は、原則として抜き取り検査とする。
（10） 前(1)号の検査の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。

● 1.4.5 機材の検査に伴う試験

【追記】
（4） 機材の検査に伴う試験は次の場合による。なお、試験結果に疑義が生じた場合は監理者と協議する。
（ア） 設計図書に定められた場合
（イ） 試験によらなければ設計図書の定めによる品質又は性能・機能に適合することが証明できない場合
（5） 供試体の製作要領は設計図書の定めによる。ただし、定めがない場合は監理者の承諾を受け た方法による。
（6） 試験は公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合を除き、試験には監理者の立会いを受ける。ただし、あらかじめ監理者の指示を受けた場合は、この限りではない。なお、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供する。
（7） 下記に示す設備は、設計図書に定める品質及び性能を有することを証明するため、製造工場にて製品検査を行う。
○ 受変電設備機器 ○ 変圧器 ○ 発電設備
○ 直流電源装置 ○ 無停電電源装置 ○ 電力監視装置
○ 中央監視装置 ○ 分電盤 ○ 動力盤
○ 端子盤 ○ 照明制御設備 ○ ＩＴＶ設備
○ 情報表示設備 ○ 特注照明器具
（8） 材料および工場製作物は、種別ごとに自主検査を行い、監理者の検査に先立ち、その結果を監理者に報告する。

● 1.4.7 【追加】支給材料・貸与品

（1） 支給材料・貸与品
● なし ○ あり（ ）
（2） 支給材料・貸与品の受注者等による受け入れ検査
● なし ○ あり（次による）
支給材料・貸与品の引き渡しに際しては、受注者の責任において、その種別・数量・品質・性能を確認のうえ、受けいれる。
（3） 支給材料・貸与品の受注者等による試験
● なし ○ あり（ ）
（4） 当該工事の施工後、支給材料の使用箇所・数量・残量を監理者に報告し、残材の処置方法について監理者の指示を受ける。
（5） 支給材料・貸与品の支給時期・品質または設計図書に示された条件への適合性に疑義がある場合は、速やかに監理者に報告し、処置方法について指示を受ける。

● 1.4.8【追加】材料の検査に伴う不具合の管理・是正処置

（1） 検査・試験などにより不合格となった機器・材料などについては、その処置の手続きをあらかじめ定め、それにより管理する。
（2） 不適合製品の処置において、規定の品質に合致しないが、特定の逸脱範囲内にあるもの限られた部位・数量において、使用する場合（特別採用という）は監理者の承諾を受ける。
（3） 発生した不適合製品について、同一場所又は同様の場所における再発防止をするため、不適合の原因を除去する是正処置を講ずる。品質に重大な影響を及ぼす可能性があるもの又は監理者の指示するものの是正処置の方法については、あらかじめ管理者に報告する。

● 1.4.9 【追加】海外製品の調達

海外で製作された材料を使用する場合は、関係法令に適合し国内の規格と品質が同等以上で あることを検討時点で確認し、監理者の承諾を得る。
監理者の指示により適切な時期に立会確認を行う。受注者の都合で海外製品の調達を行う場合は、発注者、監理者の交通、宿泊や検査にかかるすべての費用は請負金額に含むものとする。

● 1.4.10 【追加】特別な機材の工法

様仕に記載されていない特別な機材の工法については、材料製造所の指定する工法とし、 施工計画、要領書等を提出し、監理者の承諾を受ける。

● 1.4.11 【追加】CASBEE

CASBEE、LEED 等にもとづく目標値の指定がある場合、目標値を下回ることのないように 機材の選定を行う。

第5節 施工

● 1.5.1 施工

【追記】
（2） 下記項目に関しては、施工に先立ち、最終承認されたシステム、内容、容量等に基づいて計算書を作成の上、設計図書と相違していないことを確認し、監理者の承諾を受ける。
短絡電流（保護協調）
受電用 CT の過電流強度計算
高調波流出電圧・電流
変圧器容量
相・スコット変圧器の負荷バランス
非常電源にかかわる変圧器容量等
力率改善用コンデンサ容量
自家発電設備容量及び関連設備
直流電源装置容量
幹線（遮断機容量・電圧降下・許容電流）
照度
電話交換機容量
放送設備増幅器容量
テレビ共同受信設備出力レベル
防災センター要員人数算定、所要時間計算
避雷針、アンテナマスト、航空障害灯耐風圧計算
統合接地解析（大地低効率測定による建物接地抵抗計算）
太陽光発電モジュール風圧過重（架台含む）
換気計算（キュービクル、蓄電池）
耐震（各設備毎）
騒音
区画貫通処理部の占積率
ケーブルラックの積載量計算

● 1.5.2 一工程の施工の確認及び報告

【追記】
（2） 工種ごとに施工が完了した時は、設計図書に定めがある場合又は監理者の指示がある場合は、その施工についての報告書を作成し監理者に提出する。

● 1.5.3 施工の検査等

【追記】
（4） 施工に対する監理者の検査は、受注者等による検査の合格後、検査記録が監理者に提出された後行うものとする。監理者の検査は、受注者等による施工の検査の適正さを確認するために行う。なお、受注者は検査に必要な機資材及び労務などを提供する。
（5） 監理者の検査は、立会いにより、また受注者等による検査の記録・工事写真などの書類の審査により行う。なお、監理者の立会い検査は原則として抜き取り検査とする。
（6） 監理者の検査の結果、修補、改造、その他の必要な処置が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに是正を行い、監理者の再検査を受ける。
（7） 前(4)号の監理者の検査の結果に疑義が生じた場合は監理者と協議する。

○ 1.5.4 施工の検査に伴う試験

【追記】
（3） 下記内容については、事前に計画書を作成し、試験等を行うものとする。
○ 騒音振動測定 ○ 迷走電流測定 ○ 接地抵抗測定
○ 電磁波測定 ○ 高調波測定 ○ テレビ共聴設備電界強度測定

● 1.5.5 施工の立会い等

【追記】
（3） 工程写真などの記録により監理者の立ち合いに代える旨、監理者から指示があった場合は、速やかに必要な記録を整理し、監理者に提出する。

第6節 工事検査及び技術検査

● 1.6.1 施工

【追記】
（4） 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。
（5） 工事完成に当たって、受注者の本社等の検査員（現場関係者を除く）による自主検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない箇所がある場合には、速やかに補正を行ったうえで、監理者に報告する。なお、事前に自主検査計画書を監理者に提出する。
（6） 前(5)号の報告のち、監理者の検査を受ける。
（7） 自主検査及び監理者検査の結果、全ての工事が完了していること及び設計図書と契約条件並びに関係法令などの規定に適合していることが確認されたのち、監理者の本社などの検査要員（現場関係者を除く）による完成検査を受ける。
（8） 関係官公署その他関係機関の検査については、監理者の本社などの検査要員（現場関係者を除く）による完成検査前にこれを受ける。
（9） 前(7)、(8)号の検査の結果、修補、改造、そのための必要な処置が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに是正を行い、監理者の再検査を受けると共に、関係官公署その他関係機関にて必要な手続きを行う。
（10） 前(9)号の報告のの、発注者の検査を受ける。
（11） 完成時の試検査の日程・方法については、関連工事との調整を行い、必要により関連工事の受注者等同席のうえ共同して検査を受ける。
（12） 機能条件の違いなどにより、工事完成までに確認できない機器能力及び室内環境などについては、完成後工後１年以内の夏季及び冬季で気象条件などが設計条件に近い日を選び測定し、設計図書に定める性能・機能・室内環境との適合性を確認する。なお、検査に先立ち検査計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。

● 1.6.3 【追加】自主検査及び総合運動試験等

（1） 工事の完成に際し、すべての機器・装置・システムについて、原則として試運転調整を完了した状態で、受注者等による次の検査・試験を行う。また、検査結果について報告書を作成し監理者に提出する。
（ア） 外観検査（出来形検査）：目視・聴音又は手で触るなどにより、各設備が設計図書に示す構造・材料・安全・耐久・保守・衛生などに合致することを確認する。
（イ） 個別性能機能検査：機器及び装置の個別の性能・機能を設計図書と照合し、その適合性を確認する。
① 機能検査：運転・作動状態での試験に先立ち、通水・通気・電通などの試験を行う。次に各機器単体の動作試験を行い、運転状況及び各動作が正常であることを確認する。
② 性能検査：各装置の機器単体の性能が、設計図書に定められた電圧・電流・電源区分（AC、DC、UPS 等）、流量・圧力・温度などと合致することを確認する。
（ウ） 総合性能機能検査：複数の工種にまたがって性能・機能を発揮する機器・装置・システムについて、関連工事の受注者と協議して総合的な性能機能検査（以下総合運動試験）を行い、その適合性を確認する。なお、試験に先立ち、検査、試験方法、日程、人員、安全対策を含む総合運動試験実施要領書を監理者に提出し、承諾を受ける。総合試験に使用する機器は適正に校正し、その記録を監理者に提出する。総合試験の項目は以下によるものとする。ただし、該当項目については監理者と協議のうえ適合性を確認する。
① 全停電・復電総合検査
② 防災総合検査
③ 常閉関連総合検査
④ 中央監視盤総合検査
⑤ 総合運転による騒音値・振動
⑥ 完成時の室内環境測定
⑦ セキュリティシステムと他設備との連動
⑧ その他、監理者の指示する検査
（エ） 総合運動試験は監理者立会いの下に実施するものとする。
（オ） 電源別置型 の非常用照明は原則全館一斉点灯試験を行い、配線用遮断器のトリップ等の異常が発生しない旨の試験結果を、照度測定結果と合わせて監理者へ報告すること。

● 1.6.4 【追加】引渡し前後の注意

（1） 試運転・建物管理者への引継ぎ・開設準備への協力
（ア） 受注者は、竣工・引渡し時期から逆算して、竣工後の建物・設備の稼働に支障のないように、発注者及び発注者が定める竣工後の建物管理者に対して、取扱説明書を作成し、その説明を行う。
（イ） 竣工・引渡し前に発注者が実施する建物管理者訓練の日程を適宜確保し、当該訓練の実施に協力する。
（2） 竣工後の現場対応
受注者は、竣工・引渡し後最低６か月間は建物及び諸設備に関する技術員の常駐もしくは駆け付け体制を整備し、発注者（建物管理者）が円滑に建物管理を行うことができるように協力する。
（3） カードキー初期情報登録
ＩＣカードキーへの入居者情報等の初期登録作業及び費用は
○ 本工事に含む（ 登録枚数は設計図による。）
● 本工事に含まない
（4） メータ検針確認
（ア） 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数 3 回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を３回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。
（イ） 新築時は、課金用・管理用メータがある場合、メータツリー、メータ供給範囲平面図、メータ台帳を作成し、監理者に提出する。メータツリーについては竣工図に追加すること。また、ＢＥＭＳがある場合は、メータ演算表も提出のこと。
（ウ） メータ設置の誤りに起因する発注者及び竣工後の建物管理者への損害については、全て受注者の責とする。

第7節 完成図書

● 1.7.1 完成時の提出図書

【追記】
（3） 完成時の提出図書は、前（1）号による他、下表による。

分類・規格	部 数	備 考
● 施工計画書、施工要領 書	（ 3 ）部	
● 施工図・製作図	（ 3 ）部	

○ 前述他、各資料は PDF 等のデータに整理し、電子媒体により提出する。

● 1.7.2 完成図

【置換】
（1） 完成図は、完成した工事目的物に関する情報を整理・記録し、完成状態を表現したものであり、維持保全、将来の改修・増改築等のための基本情報として使用することを目的とする。種類及び記載内容は表 1.7.1 に加え、監理者の指示によるものとし、設計図を基に完成時の状態を表現したものとする。
【追記】
（2） （ウ）完成図は設計図CAD データを基に CAD で作成し、電子媒体及びその出力の製本とする。原図は設計図のサイズとする。
【置換】
（3） 提出部数は、下表による。

分類・規格	部 数	備 考
原図 （Ａ１判）	（ ）部	
Ａ１判 2 つ折り製本	（ ）部	白焼き CAD 出力
A3判2つ折り製本	（ ）部	白焼き CAD 出力
電子媒体	（ ）式	データ提出

※ 電子媒体及び A3版2つ折り製本の1部は監理者用として提出する。
※ 製作図を完成図として提出する場合には、その原図を省略することができる。
【置換】
（4） 電子媒体のデータ内訳は CAD データ（AutoCAD）、CAD データの PDF 版（設計図サイズ）とする。
【追記】
（5） 電子媒体のデータ提出方法は下記による。
※ 変更を行う場合は、監理者との協議により決定する。
● メール・ファイルストレージ等の電子提出 ○ DVD（1部）

○ 1.7.3
保全に関する資料

【置換】
(1) 保全に関する資料は、(ア)～(カ)によるほか次による。
【追記】
(1) (キ) 電子媒体のデータ提出方法は下記による。
○ 保全マニュアル　○ 長期修繕計画書
○ 機器台帳 （書式は監理者の指示による）
○ 賦金用・管理用メーターに関する資料
○ その他 （　　）
(2) 提出部数は、下表による。

分類・規格	部 数	備 考
○ 保全に関する資料	（ 1 ）部	

● 1.7.4【追加】
予備品

予備品はメーカー標準及び設計図書に記載されたものとし、設備種類・システム毎に整理のうえ、リストにまとめ、適切な収容箱等に収め引き渡すこと。保管場所は監理者の指示による。

第2章 共通工事
第1節 仮設工事

● 2.1.2【追加】
工事用水・電力

構内既存施設の工事用水・工事電力の使用の可否は下記による。
(ア) 工事用水
● 利用不可　○ 利用可（ ○ 有償　○ 無償 ）
(イ) 工事電力
○ 利用不可　● 利用可（ ○ 有償　● 無償 ）

● 2.1.2【追加】
交通整理員

交通整理員は下記による。
●建築特記による

○ 2.1.4【追加】
工事用仮設物

工事用仮設物は構内に作ることが、
○ できる　○ できない

○ 2.1.5【追加】
監理者事務所

監理者事務所は、
○ 設置する（建築特記による）　● 設置しない
(ア) 規格等
○ 10 ㎡（1 号程度）　○ 20 ㎡（2 号程度）　○ 35 ㎡（3 号程度）
○ 65 ㎡（4 号程度）　○ 100 ㎡（5 号程度）
上記規格の他に
○ 会議室（ 受注者と共用で可、20㎡程度）
○ 更衣室（ ○ 男女兼用　○ 男女別）　○ WC（ ○ 男女兼用　○ 男女別 ）
監理者事務所等の維持保全及び美観保持の費用は、受注者の負担とする。
(イ) 監理者事務所等の維持保全及び美観保持の費用は、受注者の負担とする。

○ 什器	○ 机 （ ）	○ 椅子 （ ） ○ 会議テーブル（ ）
	○ 書棚（ ）	○ 見本棚（ ） ○ 更衣ロッカー（ ）
	○ 応接セット（ ）	○ 洗面設備（ ） ○ シンク（ ）
	○ 白板（ ）	○ 図面掛け（ ）
○ 電気製品	○ 冷蔵庫（ ）	○ 電子レンジ（ ） ○ 湯沸器（ ） ○ 時計 （ ）
○. 工事用	○ ゴム長靴（ ）	○ 雨カッパ（ ）
	○ 墜落防止用器具（○.胴ベルト型　○フルハーネス型）	
	○ 懐中電灯（ ）	○ ヘルメット（ ）
	○ 検査道具一式（ ）	○ 温湿度計（ ）
○ 事務用品	○ 筆記用具 ○ OA用紙（適宜補充）	○ ファイル（適宜補充）
○ その他	○ 消化器	

(ウ) 監理者事務室には、次のOA環境を整備する。（ ）内は数量を示す。
上記に要する費用は、維持運営費を含め一切受注者の負担とする。

○ パソコン（ ）	機 種	○ 監理者の指示による　○ その他（　）
	O S	○ Windows10　○ 監理者の指示に よる
	ソフト	○ Word　○ Excel　○ PowerPoint ○ AutoCAD　○ その他（　） ※ 各種最新版とする。
	共 有	○ 監理者専用　○ 受注者と共有
○ ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ回線（ ）	回 線	○ 光ケーブル回線（wi-fiルータ）
	種 類	○ ＡＤＳＬ回線 （プロバイダー契約は受注者負担）
○ ﾘｰﾀﾞｰﾌﾞﾎﾞｰﾄﾞ（ ）	機 種	○ 監理者の指示による　○ その他（　）
	印 刷	○ カラー　○ 白黒
	給 紙	○ Ａ３・Ａ４対応　○ Ａ４対応
	共 有	○ 監理者専用　○ 受注者と共有
○ コピー機（ ）	機 種	○ 監理者の指示による　○ その他（　）
	機 能	○ 自動原稿送り　○ 自動給紙　○ 自動仕 分け ○ 両面コピー　○ その他（　）
	印 刷	○ カラー　○ 白黒
	共 有	○ 監理者専用　○ 受注者と共有
○ 電話（ ）	共 有	○ 監理者専用　○ 受注者と共有
○FAX（ ）	回 線	○ 監理者専用　○ 受注者と共有
○ 複合機（ ）	機 種	○ 監理者専用　○ 受注者と共有
	機 能	○ ＦＡＸ　○ コピー　○ スキャナ ○ 自動給紙　○ 自動原稿送り　○ 自動仕分け ○ 両面コピー　○ その他（　）
	給 紙	○ Ａ３・Ａ４対応　○ Ａ４対応
	共 有	○ 監理者専用　○ 受注者と共有

● 2.1.6【追加】
保護設備

本工事の施工にあたり、付近住民・隣接建物・工作物・通行人等に対して損害を与えないように、必要な保護設備を計画し、監理者及び各関係者に承諾を得て実施すること。万が一損害を与えた時は、速やかに応急処置や復旧工事等を行い、これに要した費用は受注者の負担とする。

第2節 土工事
○ 2.2.2【追加】
試掘

試掘の要否と試掘深さは下記による。なお、範囲は設計図による。
○ する　深さ　　mm　　○ しない

○ 2.2.3【追加】
発生土処分

構内の掘削による残土処分は以下によるものとし、その費用は請負費に含む。
○ 現場説明書による。
○ 構内の監理者指示場所に敷き均しとする。
○ 構内の監理者指示場所に堆積する。
○ 構外へ搬出する。（約　　km）

第10節 インサート
● 2.10.1
一般事項

【追記】
(3) 電気室等で使用するインサートは、上階との温度差を確認し、結露防止対策を行うこと。
(4) 断熱材使用箇所のインサートは、断熱インサートを使用すること。

第11節 その他
● 2.11.1【追加】
施工調査

改修標準仕様書第1編1.5.1 及び 1.5.2によるほか、下記による。
(1) 事前調査項
○ 電力引込管路　○ 通信引込管路　● その他（ エスカレーター用管路 ）
(2) 当該設備調査方法
○ 現地実測　○ その他（　）
(3) 地中管路の掘削にあたっては、電気はもとより機械設備の配管についても確認を行い実施すること。存在が推定される場合は手掘りなどにより既設配管を傷めないよう配慮すること。

● 2.11.2【追加】
はつり

改修標準仕様書第1編1.5.1 及び 1.5.2によるほか、下記による。
(1) 既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴あけは、設計図に特記のない限り、ダイヤモンドカッターによるものとする。
(2) 穴あけ個所の非破壊検査による埋設物の事前調査　（ ● 要　○ 否 ）
非破壊検査実施後、埋設物と穴あけ箇所との位置関係を明記した「埋設物探査報告書」（任意様式）を取り纏め、監理者へ報告を行う。
支障のある埋設物に対する対応については監理者及び関係者と協議を行い、貫通箇所の変更等が必要な場合は、変更案を書面によって監理者に提出し、承諾を得た後工事に着手するものとする。

● 2.11.3【追加】
撤去工事

改修標準仕様書第1編1.8.1 から 1.8.6によるほか、以下による。
撤去工事の実施にあたっては以下に留意する。
(1) 設計図に表示してある撤去配管・配線については、撤去着手前に使用/未使用の確認のうえ、その旨の表示を行い監理者に報告する。なお、不要配管の撤去に施工上問題がある場合、隠蔽部分で状況確認が出来ない場合は速やかに監理者に報告を行い、監理者の指示を仰ぐ。
(2) 撤去指示の有無によらず、工事中に不明な残置配管、配線類及び地中埋設物（配管、配線含む）を発見した場合は作業を中止し、速やかに監理者に報告を行い、対処方法等について監理者の指示を仰ぐ。
(3) 有害物質を含む撤去
(ア) 分析によるアスベスト含有調査は下記による。
○ 行う　○ 行わない
(イ) 分析によるアスベスト含有の調査方法は下記による。
○ JIS A 1481-2・3　○ その他（　　）
(ウ) 設計時の調査により確認したアスベスト含有の恐れのある建材は以下による。
なお、下記表は設計時の調査により確認した内容であり、アスベスト含有の恐れのある建材の全数を示すものではないため、施工調査により確認する。
（ 一般名称 対象箇所（階・室・部位） 図面番号（　　））
(エ) 処分は下記による。
○　産廃処分　○　中間処理品

● 2.11.4【追加】
壁貫通部等の補修

配管・配線が、コンクリートやブロック壁、主要な間仕切り等を貫通する場合は、貫通孔と配管配線の隙間をモルタル又は耐火パテ等適切な不燃材料で完全に補修する。また、防火区画、114条区画に使用する鋼製ボックス及びＰＦ管の貫通穴は、国土交通省大臣認定工法により確実に閉塞すること。

● 2.11.5【追加】
停電時期、工法等

電気設備の改修のため、在来設備の全部もしくは一部を停止する必要がある場合は、あらかじめその時期、工法、仮設計画等を監理者と協議し、施工要領書にまとめ提出する。また、事前に建物監理者と打ち合わせを行ったうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障をきたさないよう留意する。

第2章 機力電気工事		
		第1章 機　材
		第1節 電線類 （第 6 編にも適用する）
● 1.1.1 電線類		【追記】 (2) 使用する電線種別は以下による。 ○ EM電線 、EMケーブル ● 一般電線 、一般ケーブル ※ ＵＴＰケーブルは、用途に応じ色分けすること。 ※ EM電線 、EMケーブル適用の場合は次による。 1）接地線は、600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM－ＩＥ ）とする。 2）図中に一般電線・ケーブルの記載がある場合は、それぞれ EM電線、EMケーブルと読み替える。
		第2節 電線保護物類
● 1.2.1 電線類		【追記】 (2) 使用区分 屋内 ● ねじなし電線管　○ 薄鋼電線管 屋外 ● 厚鋼電線管（屋房内含む） ○ ポリエチレン被覆鋼管　○ その他 (3) 屋外、トレンチ、ピットの電線保護物の支持材（吊り金物、架台）及び固定材（ボルト・ナット）は次による。 ● 溶融亜鉛メッキ　○ ステンレス製
● 1.2.2 PF 管、CD管及び附属品		【追記】 (3) 使用区分 ● ＰＦ管（隠ぺい部、コンクリート埋設部） ○ ＣＤ管（コンクリート埋設部）
● 1.2.5 金属線び及び附属品		【追記】 (2) 2種金属線びの吊ボルト用吊り金具は、引掛け形の金具（ネグロス電工製 吊ボルト用レースウェイ吊り金具 DPT1 相当品）を使用すること。
● 1.2.6 プルボックス		【追記】 (4) プルボックスの材質 ● 鋼板製　○ ステンレス鋼板製　○ 合成樹脂製 (5) 屋外プルボックスの材質 ○ 鋼板製（溶融亜鉛めっき） ● ステンレス鋼板製（水勾配付） ○ 合成樹脂製 (6) 露出部金属製プルボックスの塗装 （機械室、ＥＰＳを除く） ● 指定色　○ 不要 (7) プルボックスののふたの止めねじ 長辺 200mm を超える場合は、脱落防止ねじを使用する。 (8) 吊金物 プルボックスと同仕様とする。
○ 1.2.7 金属ダクト		【追記】 (10) 金属ダクトのふたの止めねじ 長辺 200mm を超える場合は、脱落防止ねじを使用する。
○ 1.2.8 金属トラフ		【追記】 (11) 金属ダクトのふたの止めねじ 長辺 200mm を超える場合は、脱落防止ねじを使用する。
○ 1.2.9 ケーブルラック		【追記】 (9) ケーブルラックの種類 屋内　：　○ 鋼板製（右記以外）　○ アルミ製　○（　） 屋外・ピット：　○ 鋼板製（溶融亜鉛めっき同等品） ○ アルミ製　○ ステンレス製 (10) 親桁 ラック幅 400mm以上の場合は 100mm とする。 (11) ケーブルラックの金物・支持材等の材質はケーブルラックと同仕様とする。 (12) ケーブルラックの端部には、端末保護キャップ（ネグロス電工 SRBC 相当品）を取り付けること。 (13) 不特定多数が出入りする部分を通過する非常電源回路等の耐火電線等（耐火電線と一般電線の混在したものを含む）をケーブルラックに露出して敷設する場合、ケーブルラック下部を耐火ボードで遮蔽する、もしくはケーブルに延焼防止剤を塗布すること。 (14) 屋内用ケーブルラック保護カバー 屋内の露出部分は、床上 1.8m までは保護カバー（鋼製メラミン焼き付け 1.2mm厚以上）をケーブルラックの上下両面に取り付ける。ただし、電気室、EPS は除く。 ※ 高圧ケーブル用のケーブルラックは全域にわたり上下とも鋼板製の保護カバーを取り付ける。 (15) 屋外用ケーブルラック保護カバー 屋外のケーブルラックはすべて保護カバーを設ける。その材質はケーブルラックと同仕様とする。 上部：　○ 屋根型等水勾配付き　○ ノンスリップ仕上げ　○ 歩行可能な耐重量 下部：　○ 上部と同材質　○ ネトロン網 ※ 保守通路として想定される部分の上部カバーは歩行可能な耐重量を有し、ノンスリップ仕上げとする。 ※ 高圧ケーブルの保護カバーは上下とも鋼板製とする。 (16) 原則として同一建物内ではボンド工法とノンボンド工法を混在して施工しないこと。やむを得ず混在して施工が必要な場合は、監理者と協議し、承認を得ること。
● 1.3.1 配線器具		第3節 配線器具 【追記】 (2) 配線器具は (1) によるほか、次による。 (ア) コンセント仕様 ・特記がない限り、定格 125V15A 2 個用接地極付とする。 ・天井内及び天井面取り付けのコンセントは定格 125V15A ツイストロック又は抜け止め型とする。 ・屋外及び厨房などの水気のある場所に取り設ける器具は、防水型 (防雨又は防湿構造のもの) とする。 (イ) コンセントの色別 （ OA タップにも適用する ） ○ コンセントの色は電源種別、用途により下記のとおりとする。 ＡＣ：　● 白　○ 指定色 ＧＣ：　● 赤　○ グレー　○ 指定色　太陽光自立回路：　●緑（通電ランプ付） ＵＰＳ：　○ 緑　○ グレー　● 指定色 (ウ) スイッチ ○ 一般形　● ワイドハンドル形　○ 設計図による (エ) プレート ● 新金属製 （耐食アルミ合金製）　○ 新金属製（ビス無し） ● 対象範囲 （ 設備機械室・EPS等 ） ● 合成樹脂製 （パナソニック コスモシリーズ相当） ● 対象範囲 （ 会議室・打合せ室・事務室・廊下　　） ○ パナソニック（パナソニック グレーシアシリーズ相当） ○ 対象範囲 （　　） ○ 設計図による (オ) フロアコンセントの種類 ○ アップコンセント　（ ○ 砲金製 ○ アルミニウム製） ○ 上下可動型コンセント （ ○ 砲金製 ○ アルミニウム製） ○ 埋込み型インナーコンセント ○ ＯＡフロア用アップコンセント ● ＯＡフロア用インナーコンセント (3) ● プレート及びスイッチ、コンセント等の組み合わせ見本を提出すること。 (4) 断熱材資料箇所におけるインサートは、断熱インサートを使用とする。
		第4節 照明器具
○ 1.4.2 構造一般		【置換】 (13) 照明用ポールは、配線用遮断器（引外し装置なし）を内蔵したものとする。
		第 7、9～12 節、14 節、17 節 盤類（分電盤、OA盤、実験盤、開閉器、制御盤、 電気自動 車用充電装置、設置端子箱）
○ 1.7.3、1.9.3 1.10.3、1.11.3 1.12.3、1.14.3 キャビネット 1.17.1 接地端子箱		【追記】 (1) (ソ) 盤面機器の表示および操作面は、監視・操作のしやすい形状および配置とする。 (ナ) 盤内の所要機器類は、保安点検が容易な配置と保安上十分に考慮された規格、寸法とする。 (ニ) 扉の鍵は、原則各工事で同一形状のものは同一鍵とする。 【追記】 (2) (カ) 屋外に設置するものは、太陽輻射熱による温度上昇を防止するための換気を行うとともに、周辺環境による筐体の腐食防止措置を施すこと。 (キ) 前(カ)号の通常の使用状態で、外部の温度上昇限度は各機器規定の温度上昇限度を超えないものを使用すること。 (ク) 屋外等に設置される配電盤・制御盤・分電盤において、内部が高温になる場合は、正常に動作する配線用遮断機を使用すること。 (ケ) 屋外壁掛型の場合は径5～9mmの水抜き穴を設けること。 【追記】 (3) 屋内型盤の材質・塗装色 屋内用のキャビネットは鋼板製とする。ただし、設計図に材質の指定がある場合にはそれによる。また、塗装色は以下による。 ○ 製造者の標準色　● 指定色 (4) 屋外型盤の材質・塗装色 ● 鋼板製（溶融亜鉛めっき） ○ ステンレス鋼板製　○ 合成樹脂製 ○ 製造者の標準色　● 指定色 ○ 耐塩塗装　○ 重耐塩塗装 ※周辺環境による筐体の腐食防止処置を施すこと。 (5) 支持金物、ボルト、ナット 盤と同仕様とする。 (6) ＯＡフロア部に設置する盤は、そのＯＡフロアの高さ分の架台を見込むこと。 (7) 電源分岐用のみの動力盤は保護板付とする。 (8) 接地側端子用バーは回路毎に区分し、絶縁抵抗が容易に測定できる構造とする。また、箱体接地用端子を設ける。 (9) 列盤内には接地母線を設け電気的に完全に接続するものとする。 (10) 防災設備の電源回路には、その旨を赤字で明記する。
○ 1.7.4、1.9.4 1.10.4、1.11.4 1.12.4、1.14.4 導電部		【追記】 (8) 接地端子 ○ 回路数と同数の接地端子を設ける。 (9) 母線接続部 ○ 盤の母線（接続部）には不可逆性示温材（70 ˚Cなど）を設ける。
● 1.7.6、1.9.6 1.10.6、1.11.6 器具部		【追記】 (2) (ウ) 漏電遮断器の選定は、内線規程によるものとする。 (エ) 漏電遮断器の選定にあたっては、納入機器の推奨感度電流値もしくは漏れ電流値を製造者に確認し、設計者及び監理者に書面にて報告の上、その

仕様を決定すること。当該機器類の納入仕様書等には推奨感度電流値または漏れ電流値を記載すること。漏れ電流値により漏電遮断器を選定する場合、感度電流値は漏れ電流値の 2 倍以上とすること。

（オ） サーバー室など重要室の空調機用漏電遮断器の感度電流値は、原則100mA以上の中感度形とし、空調機には必ず接地を施すこと。また、機器メーカー変更にも対応できるよう感度電流値可変タイプとすること。

（カ）ビル用マルチエアコンの室外機用遮断器のトリップ値は機器納入仕様書の基準電流値を確認し、同値以上を選定すること。

【追記】

（7） （オ）電力量計は設計図に記載のない場合は、検定付を使用する。

【置換】

(14) 低圧用SPDは次によるほか、JIS C 5381-11「低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法」による。

（ウ） 低圧用 SPD クラスⅡ（JIS C 5381-11「低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法」）に規定するクラスⅡの試験によるもの）及び分離器用ヒューズの性能は、下記による。

低圧用 SPD クラスⅡの性能

項　目 ＼ 電源系統	単相 100V、200V 三相 200V	三相 400V
最大連続使用電圧	AC220V 以上	AC440V 以上
公称放電電流（※1）	20kA 以上	
電圧防護レベル	1,500V 以下	2,500V 以下（※2）

備考：1 線当たりとし、対地間の値を示す。

※1： 印加電流波形は、8/20μｓ の場合を示す。

※2：対地電圧が、300V 以下の場合とする。

低圧用 SPD クラスⅡ 分離器用ヒューズの性能

項　　目	性　　能
定格電流	30A
公称放電電流	20kA
定格遮断容量	10kA

（エ） 低圧用 SPD クラスⅠ（JIS C 5381-11「低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法」）に規定するクラスⅠの試験によるもの）の性能は、下記による。

低圧用 SPD クラスⅠの性能

項　目 ＼ 電源系統	単相 100V、200V 三相 200V	三相 400V
最大連続使用電圧	AC220V 以上	AC440V 以上
公称放電電流（※1）	20kA 以上	
電圧防護レベル	1,500V 以下	2,500V 以下（※2）

備考：1 線当たりとし、対地間の値を示す。

※1： 印加電流波形は、10/350μｓ の場合を示す。

※2：対地電圧が、300V 以下の場合とする。

（オ） 低圧用 SPD は故障表示付、警報移報接点付とする。

第１２節 制御盤

○ 1.12.6
器具類

【置換】

（1） 器具類は、IE3電動機の特性または負荷の特性に適合するものとする。

【追記】

（4） （オ）インバータ機器を接続する遮断器は、インバータ回路用漏電遮断器とする。

［一部置換］

(15) （オ）高調波対策は(a)、(b)に要るほか、次のいずれかによる。

○ リアクトル（AC 及び DC）を設ける。　　○ 設計図による。

第１４節 電気自動車用充電装置

● 1.14.1
一般事項

【追記】

（3） 製作図に附属コード長さ、施工図配置における対応車種検討図および対応可能な車種のリストを添付すること。

● 1.14.6
充電コネクタ

【置換】

(ウ) 充電コネクタの附属コードの長さは、5m以上とする。

第１７節 接　地

○ 1.17.5【追加】
接地極の種類

接地極の材料は下記による。なお、接地棒ＥＢ(14φ)の長さは1500mm 以上とし、10φ、14φは、W=40 とする。詳細は平面図による。

既存建物撤去及び本工事により、既存接地極が撤去となる場合は、次表に拠らず撤去された規模の接地極を新設する。

	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 極
○	共同接地	$E_{A,D,C}$	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－ 組
○	共同接地	$E_{A,D,C,ELB}$	2Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－ 10組
○	Ａ 種	E_A	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○	Ｂ 種	E_B	※１	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○	Ｄ 種	E_D	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1000mm）
○	Ｃ 種	E_C	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－ 組
○	高圧避雷器用	E_{LH}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○	低圧避雷器用	E_{LL}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○	雷保護用	$D_A(L_A)$	Ω以下	○ ＥＢ（14φ）×２連－２組 ○ ＥＰ－０．９×２
○	構造体接地			
○	交換機用	E_T	Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－ 組
○	通信用	E_A	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－２組
○	通信用	E_D, E_D	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1000mm）
○	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1000mm）
○	測定用	E_O		ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1000mm）
○	ローリーアース用	E_D	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1000mm）
○	ELCB 用	D_{ELB}	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1000mm）

※1：B種接地抵抗値は計算値によるか、電力会社と協議によるものとする。

第１８節 外線材料

○ 1.18.3
装柱材料

【置換】

装柱材料の材質は次による。なお、腕金の詳細及びその他の装柱材料は、電気事業者の 仕様による。

○ 溶融亜鉛めっき　　○ ステンレス鋼製

○ 1.18.6
マンホール、ハンドホール及び埋設標

【追記】

（3）(エ) 水位が高い場合は、ハンドホール、マンホールの水抜き穴に水抜き用逆止弁を設ける。

（オ） ハンドホールのリング側に、止水用ゴムパッキンを取付けること。

(例)一中　ゴムパッキン（軟質塩化ビニル 硬度60度相当）相当品）

（カ） ハンドホールの蓋に、発泡ラバー製のパッキンを取付けること。

(例)光　KS520-30TW相当品）

（キ） 止水用ゴムパッキン及び、発泡ラバーパッキンは、接着剤にて堅固に取付けること。

（ク） ハンドホールの水抜き穴には、水抜穴用逆流防止弁を取付けること。

(例)トーテツ　情報ボックス用水抜逆流防止弁　DV-50　DV-75 相当品）

（5） 凍結の恐れのある寒冷地の場合は鉄ふたに断熱材を取り付けること。

地下水位　GL-0.94m

第２章 施　工

第１節 共通事項

● 2.1.1
電線の接続

【追記】

(10)(オ)

ケーブル相互の接続及び端末処理は、有資格者が行うものとし、その部分に資格者氏名、施工年月日を表示する。

(13) 電気配線の防爆については、労働省産業安全研究所の「工場電気設備防爆指針（ガス・蒸気防爆）」による。

(14) 情報・通信ケーブルの接続及び端末処理は電気通信工事担任者の有資格者が行う。資格種別は工事内容による。

● 2.1.2
電線と機器端子との接続

【置換】

（4） (オ)太さによらず電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増し締め確認の表示を行う。盤等の扉背面に増締確認シールを貼付け、記載項目は確認日、確認者とする。

【追記】

（6） 幹線敷設後、導体接続部の増し締め及びマーキングを行う。増し締めは作業員以外の第三者が行うものとし、マーキングは作業員により異なる色にて１回ずつ、最低計２回のマーキングを行うこと。また、増し締め確認シールを当該盤内に張り付けること。

● 2.1.10
電線等の防火区画の貫通

【追記】

（6） ケーブルの防火区画貫通処理は国土交通省大臣認定工法(防火キット等)又は前後１ｍ 鋼管施工とする。

（7） 中空耐火間仕切り壁にコンセント・スイッチ・ボックス等を設置する場合、国土交通省大臣認定工法による耐火措置を施すこと。

（8） 非常ＥＬＶ乗降ロビー及び危険物範囲は当該エリアに関連のない配管・配線の横断は不可とする。

● 2.1.12
管路の外壁貫通等

【追記】

（3） 屋外から直接屋内に貫通させる場合、水害の恐れの無い地域で、特に設計水位の指定がない場合は、原則として全面道路から600mm以上、及び敷地内地表から300mm以上のレベルで貫通を行う。

● 水位の指定なし　　○ 設計水位： GL+（　2,300　）mm

（4） 寒冷地においては積雪を考慮し、次の高さ以上での貫通を行う。

○ 設計積雪高：GL+（　　）mm

● 2.1.13
耐震施工

【追記】

（6）(イ)

エキスパンション部分の処置と方法は以下による。

○ 金属製可とう電線管又は PF 管　　○ ケーブル　　○ 設計図による

（7）(イ)

建物への引込み配管の地震、地盤沈下等による地盤変位の対応は、配管に見合った処置（標準図参照）を行うものとし、想定沈下量は次による。

○ ０．２m以下　　● ０．６m以下　　○ １m以下

● 2.1.14【追加】
電線類の表示

下記の配線には行先、回路種別、電線種別・サイズ、施工年月日等を明記した表示札をとりつけること。

① 配電盤外部配線

② 分電盤・動力制御盤・端子盤等（盤類全て）の１次側配線

③ プルボックス・マンホール内の配線

④ ケーブルラック上のケーブル類

⑤ 空配管等の呼び線

⑥ 高圧ケーブル

※ 高圧ケーブルの保護管、ケーブルラック等には「高圧危険」の表示を行うこと。

● 2.1.15【追加】
配線本数、管路など

分電盤、制御盤、端子盤の２次側以降の配管配線経路、配線太さ、配線本数、管径などは、設計図と相違しても差し支えない。ただし、監理者の承諾を受ける。

○ 2.1.16【追加】
屋上・機械室等の点検通路

屋上、機械室等の配管、ラック部分の点検通路用として鋼製歩廊（溶融亜鉛めっき）を （ 箇所 ）設置するものとし、その費用を見込む。 設計図に記載のある場合にはそれによる。

第 2~4 節 金属管配線、合成樹脂配管配線（PF管、CD 管）、合成樹脂管配線（硬質ビニル管）

○ 2.2.3、2.3.3
2.4.3
隠ぺい配管の敷設

【追記】

（9） 最上階の上部スラブ及び地下の外壁には配管を埋設してはならない。

(10) インバータ制御機器など、電磁障害を発生させる機器への動力制御盤等からの電源配線用の保護管は、金属管を使用する。ただし、設計図にその旨の記載がある場合にはそれによる。

● 2.2.4、2.3.4
2.4.4
露出配管の敷設

(11) 壁埋込形の分電盤・端子盤には、1次側配線引替用の予備配管及びＥ２５又はＰＦ２２を１本以上設ける。

(12) 分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管・配線は、経路、電線太さ、電線本数、管径等は監理者の承諾を受けて変更しても差し支えない。また、機械室等の床埋設配管は図面上 PF 管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。

(13) 露出部分金属管の塗装 （塗装色などについては監理者の指示による。）

○ 屋外　　○ 屋内（ 機械室、EPS を除く ）　　● 不要

・塗装の仕様 （　　）

● 2.2.7、2.3.7
2.4.7、2.10.2
位置ボックス及びジョイントボックス

【追記】

（9） ジョイントボックス及び中継用位置ボックスを二重天井内に取り付ける場合は、点検可能な位置とし、必要に応じ点検口を設ける。また、蓋等の見えやすい位置に用途表示を行うこと。

(10) 結露のおそれのある部分及び外壁面に設置する位置ボックスは、断熱施工同等の熱抵抗値を持った断熱ボックス若しくは断熱カバー等により施工し、結露対策を確実に行うこと。なお、材料、施工方法は監理者の承諾を受ける。

● 2.2.8、2.3.8
2.4.8、2.10.3
プルボックス

【追記】

（8） プルボックスには、蓋等の見えやすい位置に用途表示を行うこと。

（9） プルボックスを二重天井内に取り付ける場合は、点検可能な位置とし、必要に応じ点検口を設ける。また、見えやすい位置に用途表示を行うこと。

● 2.2.9、2.3.9
2.4.9
通線

【置換】

（3） 長さ1m以上の通線を行わない電線管には、導入線（太さ1.2mm以上の被覆鉄線）を挿入する。また、導入線には行先表示札を取り付けること。

第１０節 ケーブル配線

○ 2.10.1
ケーブルラックの敷設

【追記】

(11) 揺れによる建材との接触及び地震時の建物の振動に共振しない支持間隔とする。

● 2.10.4.1
共通事項

【追記】

（カ） 施工に当たっては前(ア)～(オ)による他、以下による。

(a) 制御幹線及び弱電幹線は電力幹線と十分な離隔をとるものとする。

(b) 駐車場等に敷設される幹線は、必要な耐熱、耐火措置を施すこと。

(c) ケーブル分岐は容易に点検できない隠ぺい場所では行わない。

○ 2.10.4.5
二重天井内配線

【追記】

(c) ケーブルを束ね結束する場合は、施工要領書を提出し、監理者の承諾を得ること。

(d) グリッド照明等で移動可能な照明用配線は 100cm のケーブル余長を見込む。

○ 2.10.4.6
二重床内配線

【追記】

(e) ハーネスジョイントボックスはその位置が床上から確認できるようマーキングを施す。タイルカーペット等への表示は移動、紛失がないような方法で取付けるものとする。

第１２節 地中配線

● 2.12.4
管路等の敷設

【追記】

（9） 電力・通信引込、特別高圧又は高圧の地中配線には、標識シート等を２倍長以上重ね合わせたうえで、地表面（舗装のある場合は、舗装下面）から埋設深さのほぼ中間に１段目、1段目と管頂のほぼ中間に2段目を設け、おおむね２ｍの間隔 で用途又は電圧種別を、表示するものとする。

【追記】

(11) 埋設深度は以下とする。なお、凍結の恐れがある場合は凍結深度より深く埋設する。

・引込（電力、通信）　　：GL　-600mm

・その他 路盤下（砕石下）　：GL　mm

・その他 無舗装部分　　：GL　mm

※ 凍結深度 ：GL　（ -　　）mm

● 2.12.5
ケーブルの敷設

【置換】

（9） 設計図に記載のない場合の地中管路の埋設標の設置個所は次による。

（ア） 建物への引き込み口及び送出口付近

（イ） 地中管路の曲折個所

（ウ） 道路横断箇所

（エ） 直線部部分では、30m程度ごとに １ 個

なお、30mに満たない場合は、その間に １ 個

● 2.13.9
接地線

【追記】

（オ） 原則として接地幹線は分岐方式とし盤間渡りはしない。

第１４～１６節 電灯設備、動力設備、電熱設備

● 2.14.3
機器の取付け及び接続

【追記】

（5） （オ） 天井付けルーバー付き照明器具のルーバーなどは、落下防止を考慮する。

（カ） システム天井用照明器具については、脱落防止措置を行うこと。

（キ） 高天井、屋外に設置する器具は落下防止を施す こと。

（ク） 器具の取り付けに当たっては、器具内の温度が上昇しないよう考慮し、機器の機能低下や寿命低下にならないよう十分な放熱を考慮する。

（ケ） 1.5kg 以上のダウンライトは脱落防止措置を行うこと。

（コ） 安定器別置の場合、設置場所について監理者と協議のうえ決定すること。

（サ） T/U 付リモコンリレーを天井内に設ける場合にはケーブル接続部に張力がかからないよう固定等を行うものとし、点検可能な位置とする。

（6） （オ） コンセントプレートに分電盤回路番号表示を行う。

（カ） ハーネス用ジョイントボックス、OA タップに分電盤回路番号を表示する。

（キ） ハーネスジョイントボックスは固定器具で床面に固定する。

（8） FL+2000mm以下の盤・配管等支持金物の端部や突出部には、接触防止用の端末保護キャップを取り付けること。

・ダクタークリップ用保護キャップ　ネグロス電工　DCCP-W相当品

・ダクターチャンネル端末保護キャップ　ネグロス電工　DIBC　相当品

なお、屋外の該当箇所は、紫外線等による変色・劣化が起きにくいグレー色または黒色を原則使用すること。

（9） 屋外立ち上げ配管（G管）、植栽照明器具（庭園灯）、外構照明器具（金属ポール）については、FL+300mmまで防蝕テープを巻き付けること。なお舗装部分以外はモルタル等により根巻きを行うこと。

【追記】

(10) 施工に当たっては前(1)から(９)項による他、次による。

壁取付け機器の取付け高さは、設計図に記載のない場合は、本特記仕様書の「別表-1 機器の取付け高さ」による。また、他工事との取り合いがある場合は、展開図を作成の上、監理者の承諾を受ける。（本節以降にも適用する）

［盤類・機器］

（ア） 盤類、機器の設置に当たっては、機器更新及び保守点検に容易に行える位置、前面空間などを考慮のうえ施工を行うこと。

（イ） 二重天井内に設置する機器は、機器名称・番号を点検口等から見やすい位置に表示すること。

（ウ） 屋外に設置する架台、基礎下部に空間がある場合、防鳥ネットを設置すること。

（エ） 機器類の固定はダブルナットとし、屋外の場合にはキャップを取り付ける。

（オ） 外壁取り付け機器まわりはシーリングを行う。詳細は監理者と協議を行い、承諾を受ける。

［架台等］

（ア） 屋外据え付け機器、架台、マスト等の取付ボルトは、溶融亜鉛メッキと同等以上の防食ボルトを使用し、耐久性のあるシーリング材等で覆うこと。

（イ） 機器類の鋼製架台は本工事とし、溶融亜鉛メッキ仕上げとする。

（ウ） コンクリート基礎は施工区分表による。

● 2.15.1
配線

【追記】

（エ） 盤以降の 2 次側配線は原則として床埋め込みをしてはならない。

（オ） 地下水槽・ハンドホールなど、水気のある場所から制御盤に直結する配管は、防湿、防臭措置を施すこと。

○ 2.15.3
機器の取付け及び接続

【追記】

（オ） ポンプ室などの漏水のおそれのある場所に自立制御盤を設置する場合は、基礎を設ける。

第１７節 雷保護設備

○ 2.17.1
管路等の敷設

【追記】

（5） 受雷部及び避雷導線から1.5m以内に近接する電線管、雨どい、鉄管、鉄はしご等の金属体は、太さ 14mm以上の銅より線により導線等に原則接続する。設備機器など、接続により機器故障が想定される場合は監理者と協議する。

○ 2.17.4
接地極

【置換】

(2)(ウ) 構造体利用接地極は、構造体底盤部の大地低効率をウェンナー４電極法により、30m×30mごとに 1箇所測定する。なお、測定結果及び接地抵抗計算書を監理者に提出し承諾を受ける。

	● 2.18.2 施工の試験	第１８節 施工の立会及び試験 【追記】 （1）（ア） 接地抵抗の測定回数は次による。 接地極埋設時及びコンクリート打設後 月 1 回測定 （エ） 照度測定箇所は次による。 一般照明の照度測定：各部屋 5 箇所以上 平面図に測定位置、高さを記載したもの及び各部屋の設計照度と測定値を一覧表にまとめ提出する。 【置換】 （1）（オ） 非常用の照明装置は、表 2.18.3 によるほか、次により照度測定を行う。 非常照明の照度測定：各部屋 5 箇所以上 平面図に測定位置、高さを記載のうえ提出する。 【追記】 （3） 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を３回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。
第3編 受変電設備工事	○ 1.1.5、1.6.4 盤内器具類	第1章　機　材 第1節 キュービクル式配電盤、第 3 節 変圧器盤 第 6 節 開放形配電盤 【置換】 （1）（ア） 遮断器は、表 1.1.9 に示すいずれかの規格によるほか、次による。 ① 漏電遮断機（ELCB） ELCB の選定は、内線規程によるものとする。 ELCB の選定にあたり、納入機器の推奨感度電流値もしくは漏れ電流値を製造者に確認し、設計者及び監理者に書面にて報告の上、その仕様を決定すること。該当機器類の納入仕様書等には推奨感度電流値または漏れ電流値を記載すること。漏れ電流値によりELCBを選定する場合、感度電流値は漏れ電流値の2倍以上とすること。 ② サーバー室など重要室の空調機用 ELCB の場合 サーバー室など重要室の空調機用 ELCB の感度電流値は、原則 100mA 以上の中感度形とし、空調機には必ず接地を施すこと。また、機器メーカー変更にも対応できるよう感度電流値可変タイプとすること。 （2） 絶縁監視装置、漏電リレー（ELR）は感度電流値可変型とし、納入機器の感度電流値もしくは漏れ電流値を製造者に確認し、設計者及び監理者に書面にて報告の上、その仕様を決定すること。 第2章　施　工 第 3 節 施工の立会い及び試験
	○ 2.3.3 施工の試験	【追記】 （4） 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を３回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。
	● 2.3.4【追加】 保安形態	（1） 受変電設備の法定点検実施形態は以下による。 ● 全停電にて実施 ○ 電源供給しながら実施 ○ 他系に切り替える場合（共通設備がある場合）は停電が発生 ○ 他系に切り替える場合でも無停電で実施 上記にて「電源供給しながら実施」を選択した場合、停復電制御、停電時負荷規制の制御フロー図を機器製作図に記載すること。また、法定点検時において、電源供給が可能なよう、概略法定点検手順を検討し、総合連動試験時に実施可能なことを確認すること。
第4編 電力貯蔵設備工事	○ 3.3.2 施工の試験	第3章　施　工 第3節 施工の立会い及び試験 【追記】 （2） 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を３回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。
第5編 発電設備工事		第2章　施　工 第7節 施工の立会い及び試験 【追記】 （2） 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。
	○ 2.7.2 ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験	
	○ 2.7.3 燃料電池発電設備の試験	【追記】 （2） 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。
	○ 2.7.4 熱併給発電設備（コージェネレーション設備）の試験	【追記】 （2） 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。
	○ 2.7.5 太陽光発電設備の試験	【追記】 （2） 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。
	○ 2.7.6 風力発電設備の試験	【追記】 （2） 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。
	○ 2.7.7 小出力発電設備の試験	【追記】 （2） 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。
第6編 通信・情報設備工事		第1章　機　材 第4節 端子盤・機器収容ラック等
	○ 1.4.2 端子盤等	【追記】 （1）(イ) (m)電話端子盤内に他設備用端子などを設ける場合は、1.2mm以上の鋼板製セパレータ（着脱可能なもの）を設けること。
		第１３節 監視カメラ装置
	○ 1.13.1 一般事項	【追記】 （11） デスクトップタイプの監視装置の場合は、監視パソコン用机・椅子を必要数納入すること。尚、監視パソコンの転倒防止処置を施すこと。
		第１５節 防犯、入退室管理装置
	○ 1.15.1 一般事項	【追記】 （8） 監視パソコン用机・椅子、プリンタは必要数納入すること。尚、監視パソコンの転倒防止処置を施すこと。
		第2章　施　工 第14節 構内交換設備
	○ 2.14.2 機器の据え付け	【追記】 （オ） 壁掛け型電話機は、原則として受話器の落下防止策を施すこと。
		第18節 誘導支援設備
	○ 2.18.2 機器の取付け	【追記】 （3） 壁掛け型受話機は、原則として受話器の落下防止策を施すこと。
		第24節 自動火災報知設備
	○ 2.24.2 機器の取付け	【追記】 （9） 消防防災システム、総合操作盤及び防災センター（東京都のみ）の評価制度を受ける場合の申請図書作成および申請費用は、本工事に含む。 (10) 熱感知器および感知器用配線と発電装置排気筒断熱材表面の離隔は500mm以上設けること。
		第25節 自動閉鎖設備 （自動閉鎖機構）
	○2.25.2 機器の取付け	【追記】 （4） 防火シャッターには降下中の警報用電子ブザーを設けること。
第7編 中央監視制御設備工事		第1章　機　材 第4節 監視制御装置
	○ 1.4.2 監視操作装置	【追記】 （カ）機能など (a) スイッチによるキー操作の禁止を指定できる構造とし、特記がなければ監視と操作のレベル分けを行うものとする。 (b) 装置本体の故障を表示灯、ブザー、音声などにより容易に判別できる機能を有するものとする。 （キ）監視パソコン用机・椅子、プリンタは必要数納入する（本工事に含む）。
	○ 1.4.5 電源装置	【置換】 電源装置は、1.3.5「電源装置」よるほか、停電時に継続して監視・制御が可能な十分な容量を持ったものとする。
		第2章　施　工 第1節 据付け
	○ 2.1.1 機器の据付け	【置換】 機器の据え付けは、第6編2.13.2「機器の据え付け」によるほか、以下による。 （ア）中央監視設備の機器類は、保守点検、誤導障害防止、操作などの関係により、以下について考慮する。 ・装置の前後に、十分な保守用空間を設ける。 ・誤動作防止及びシステムダウンなどの原因となるノイズ対策を図る。
		第3節 施工の立合い及び試験
	○ 2.3.2 施工の試験	【追記】 （エ） 連動制御については、連動総定表を作成すること。連動表については、連動する設備の設計者、監理者、施工者に内容を確認し押印等をうけること。 （2） 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、疑似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。
	● その他	・設計図に記載なき事項で合っても、技術上または見え係上、おさまり上当然に必要と思われる工事 他工事との取り合いにより発生する軽微と判断される追加及び変更工事にかかる費用は請負者負担とする。 ・各分電盤・動力盤は回路名称（No.と負荷先）を添付すること。 ・施工及び点検に必要な場所に天井点検口を設置すること。

別表−1 機器の取付け高さ

壁取付け機器の取り付け高さは、図面に記載のない場合は原則として以下による。

名　称	測　定	取り付け高［ ㎜ ］
ブラケット（一般）	床上〜中心	2,100
ブラケット（廊場）	〃	2,500
ブラケット（鏡上）	鏡上端〜中心	150
スイッチ（一般）	床上〜中心	1,300
スイッチ（多機能便所用）	〃	1,000
コンセント、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、テレビ端子（一般）	〃	300
コンセント、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、テレビ端子（和室）	〃	150
コンセント、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、テレビ端子（台上）	台上〜中心	150
コンセント（土間）	床上〜中心	800
引込開閉器箱（低圧）	床上〜上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上〜中心	1,500（上端 1,900 以下）
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床上〜中心	500
試験用接続端子箱	床上〜下端	800
接地極埋設標	地上〜中心	600
給油ボックス	地上〜給油口	1,000
室内端子盤 （廊下・室内）	床上〜下端	300
中間端子盤 （EPS・電気室）	地上〜中心	1,500
親時計	〃	1,500（上端 1,900 以下）
子時計、スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,300
表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,300
外部受付用インターホン（子機）	〃	標準図による
壁付インターホン（上記以外）	〃	1,300
呼出ボタン（多機能便所用）	〃	900（400）
復帰ボタン（ 〃 ）	〃	1,800
廊下表示灯（ 〃 ）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	天井下〜上端	200
火報受信機（親盤）	床上〜操作部	800〜1,500
副受信機	地上〜中心	1,500
自動報機器収容箱	〃	800〜1,500
発信機	〃	800〜1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯	〃	（天井高）×0.9
連動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（LP ガス）	〃	床面から上端300以内
ガス漏れ検知器（都市 ガス）	天井面〜中心	（天井面）−200

注）呼出ボタン（多機能トイレ）の取付け高さ（４００）は床に転倒した時を考慮した高さを示す。

［備考］（天井高）×0.9 及び（天井高）×0.8 は天井高が 2,500〜3,000㎜の場合に適用する。天井高 3,000㎜以上の場合及び上記取り付け高さにおいて、機器の使用に支障が生じる場合は監理者と協議する。

機器凡例

記号	名称	適用	取付高（特記無）	備考
電灯分岐設備				
⊠	だんだんベンチ照明電源盤			仕様は結線図参照
◪	分電盤			既設
⊠	動力盤			既設
▭	ＬＥＤ　フットライト			仕様は姿図参照
═══	だんだんベンチ間接照明	テープライト		間接照明仕様参照
═══	手すり間接照明	建築工事		Ｄ－０７参照（手すり）
コンセント分岐設備				
ⓤWP	防水コンセント	壁付　２Ｐ１５ＡＥ付×２　抜止形　　スマート カバー付（簡易鍵付）	ＦＬ＋３００	
		スマート カバー付（簡易鍵付）		
		パナソニック ＷＫ４７０２Ｑ　相当品		

配線凡例

１）　図中特記なき配管配線サイズは、下記による。				
★電灯分岐設備	屋内(隠蔽)	屋内	屋内(露出立下げ)	屋外
２Ｆ３　ＥＭ－ＥＥＦ２.０－３Ｃ　天井内ころがし　保護管	ＰＦ１６	Ｅ１９	ＭＭＡ	－
(既１６)　ＥＭ－ＩＥ２．０ｘ３（既設１６）				
(既１６)　ＥＭ－ＩＥ２．０ｘ４（既設１６）				
(既２２)　ＥＭ－ＩＥ２．０ｘ５（既設２２）				
(既２２)　ＥＭ－ＩＥ２．０ｘ６（既設２２）				
(既２２)　ＥＭ－ＩＥ２．０ｘ７（既設２２）				
２）　防火区画部分は区画貫通処理材（国土交通大臣認定品）を使用の上処理する。				
３）　配線露出部分は保護すること。				

注記

１）　太線は本工事、細線及び破線もしくは《　》は別途工事もしくは既設を示す。
２）　以下機器は、納入仕様書を準備し手配前に監理者の承諾を得ること。
照明器具、照明制御機器、コンセント、盤
３）　工事着手前に各設備の総合図（平面図）を作成し監理者の承諾を得ること。
４）　分電盤改造は、盤改造図を事前に監理者へ提出し承諾を得ること。
５）　Ｐ・ＢＯＸ蓋へ入線した配線の設備種別をテプラ表示すること。
６）　特記無きケーブル引下げ個所は露出部は１種金属線ぴ（メタルモール）又は金属管、インペイ部はＰＦ管等にて保護の事。
７）　Ｅｘｐ．Ｊ部分ではフレキ配管に収め階高の１／２００以上の変位に耐えうる対策を施すこと。
８）　スイッチプレートは特記なき場合、原則新金属製としビスが露出しないもの（Panasonic製２型相当品）を使用すること。
９）　工事で発生する部分停電作業は事前に仮電源救済の必要有無を確認し必要な場合は仮設発電機にて電源救済すること。

共通凡例

記号	名称	適用
⊠	プルボックス	
□	位置ボックス	
————	埋込配管配線	屋外の場合は、地中埋設配管配線
--------	露出配管配線	
– – ———	天井内ころがし配線	
– — – —	床いんぺい配線	
↙ ↗	立上り、引下げ	
——コ	立下げ配線保護箇所を示す。	

ボックス記号表

記号	適用
◇K	既設ボックス

照明器具姿図

ＳＰ－１	ＬＥＤ　フットライト

パナソニック ＮＮＮ９２９００Ｋ　相当品

６．４Ｗ・６．０Ｗ　ＬＥＤ電球 電球色
防雨型・重耐塩相当
本体：アルミダイカスト（指定色塗装）
パネル：強化ガラス（乳白）
壁埋込型

だんだんベンチ 間接照明仕様

だんだんベンチ１　間接照明		
テープライトスリムDF(TLSD-28K)	2800K L=6,082㎜	6
アルミ曲線チャンネル（FAC15-01TSD）	1m	３７

だんだんベンチ２－①　間接照明		
テープライトスリムDF(TLSD-28K)	2800K L=2,567㎜	4
アルミ直線チャンネル(FAS00-01TSD)	1m	１２

だんだんベンチ２－②　間接照明		
テープライトスリムDF(TLSD-28K)	2800K L=3,137㎜	1
〃	2800K L=2,709.5㎜	1
〃	2800K L=2,614.5㎜	1
〃	2800K L=2,377㎜	1
〃	2800K L=809.5㎜	1
〃	2800K L=429.5㎜	1
アルミ直線チャンネル(FAS00-01TSD)	1m	１５

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録　第　２７９９３５　号　的村　真之 建築設備士登録　第　19F1-0061LJ　号　土岐　伸治	担当 岩坂　優一	特記 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 凡例・注記・照明器具姿図・盤結線図 縮尺 （Ａ３）　-	図面番号 E-01 年月日 2025年3月	区分 電気

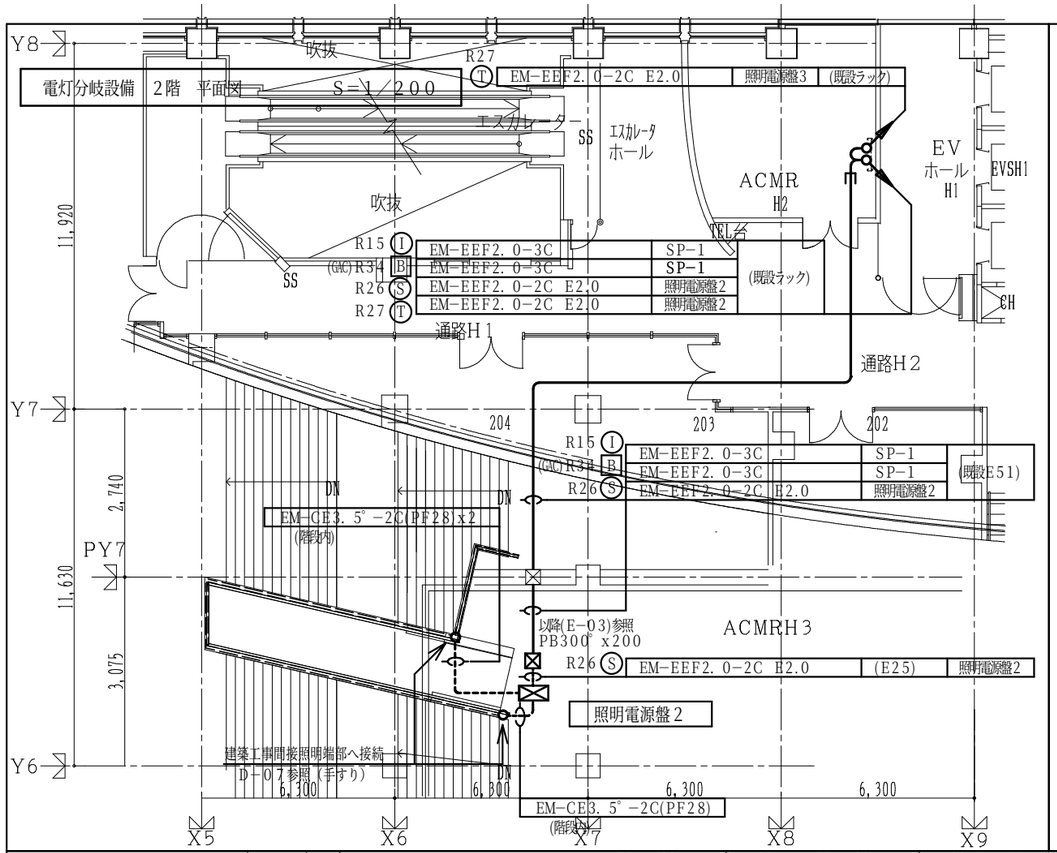

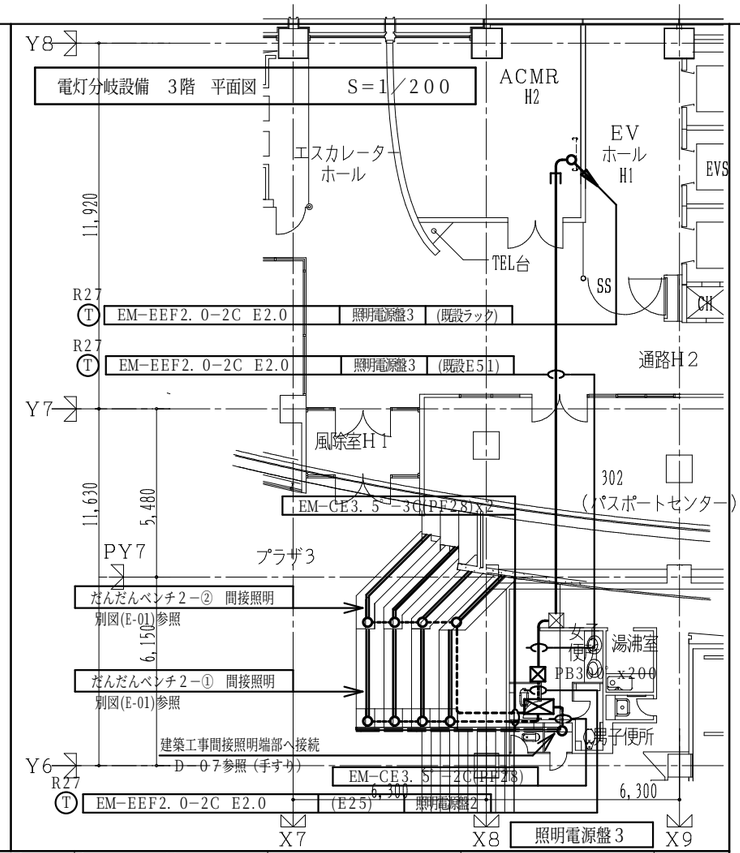

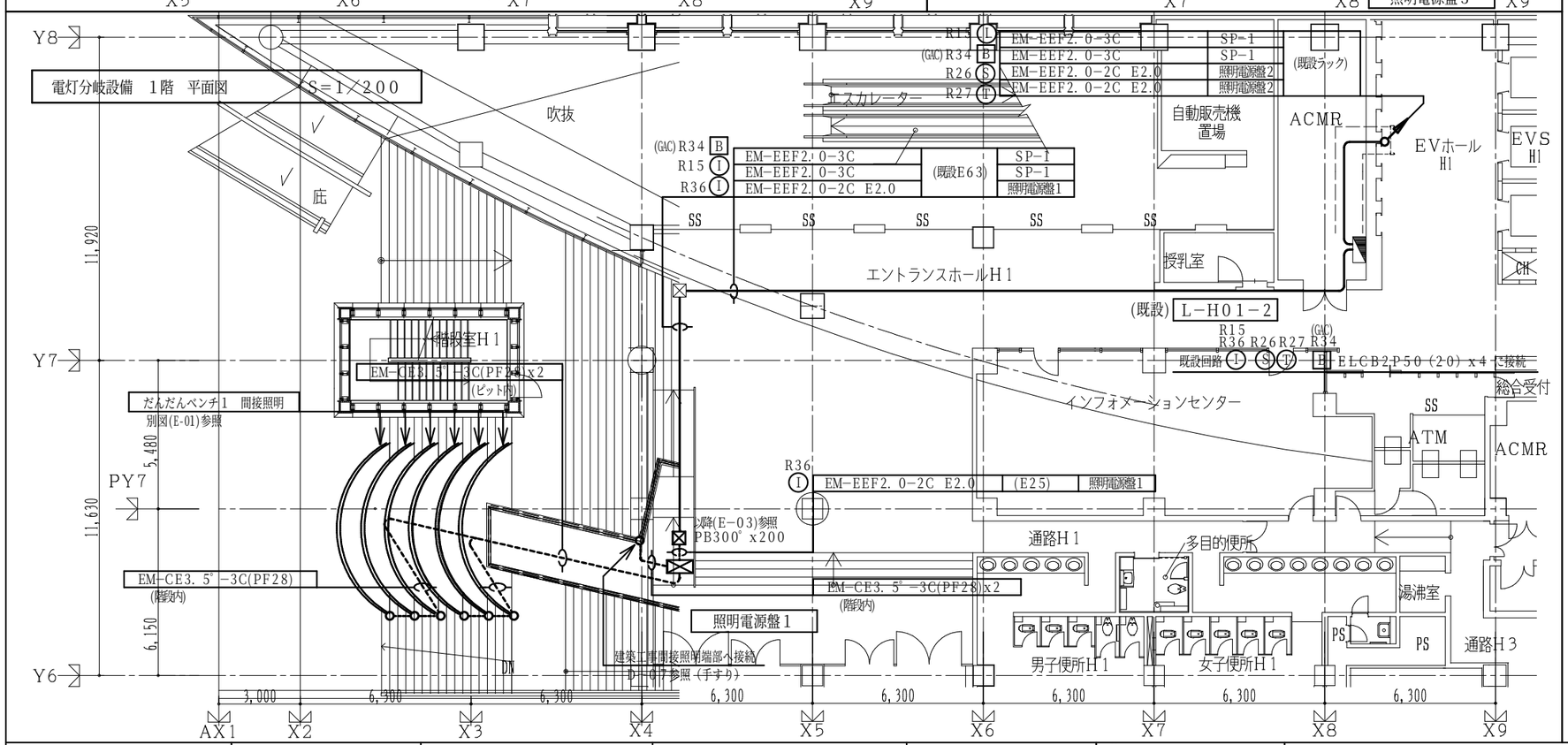

照明電源盤1

壁掛・防水型・重耐塩仕様・配線口下部　　盤寸法　W600xH800xD230

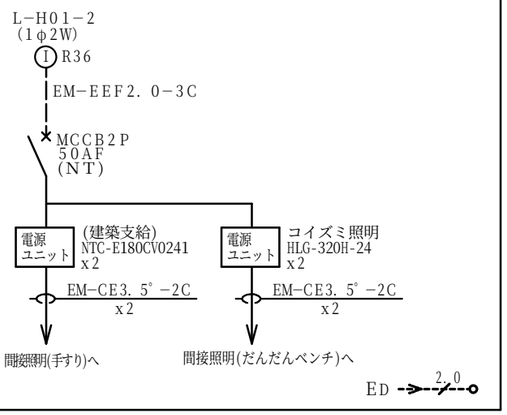

照明電源盤2

壁掛・防水型・重耐塩仕様・配線口下部　　盤寸法　W600xH800xD230

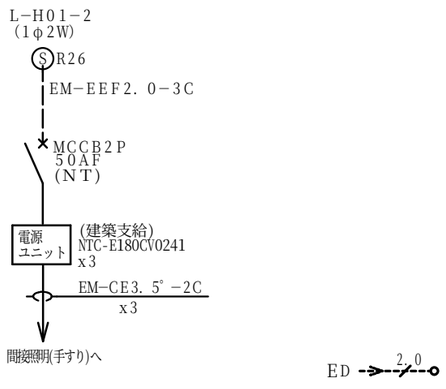

照明電源盤3

壁掛・防水型・重耐塩仕様・配線口下部　　盤寸法　W600xH800xD230

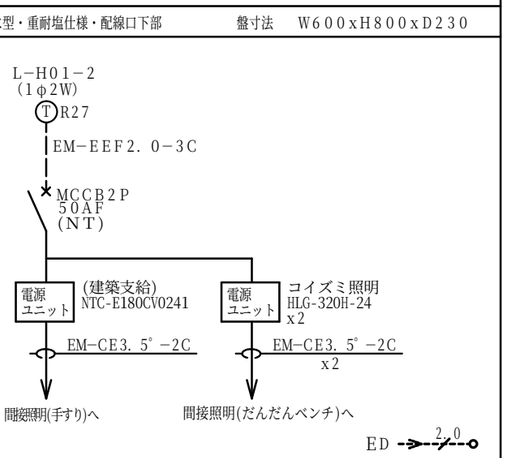

NTTファシリティーズ	株式会社　NTTファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録22(1)第　2404号	一級建築士登録　第　279935　号　的村　真之 建築設備士登録　第　19F1-00611J　号　土岐　伸治	担当 岩坂　優一	特記 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 電灯分岐設備　1～3階　平面図(1)　盤結線図 縮尺 (A3)　1/200	図面番号 E-02 年月日 2025年3月	区分 電気

電灯分岐設備　2階　平面図　　S＝1／200

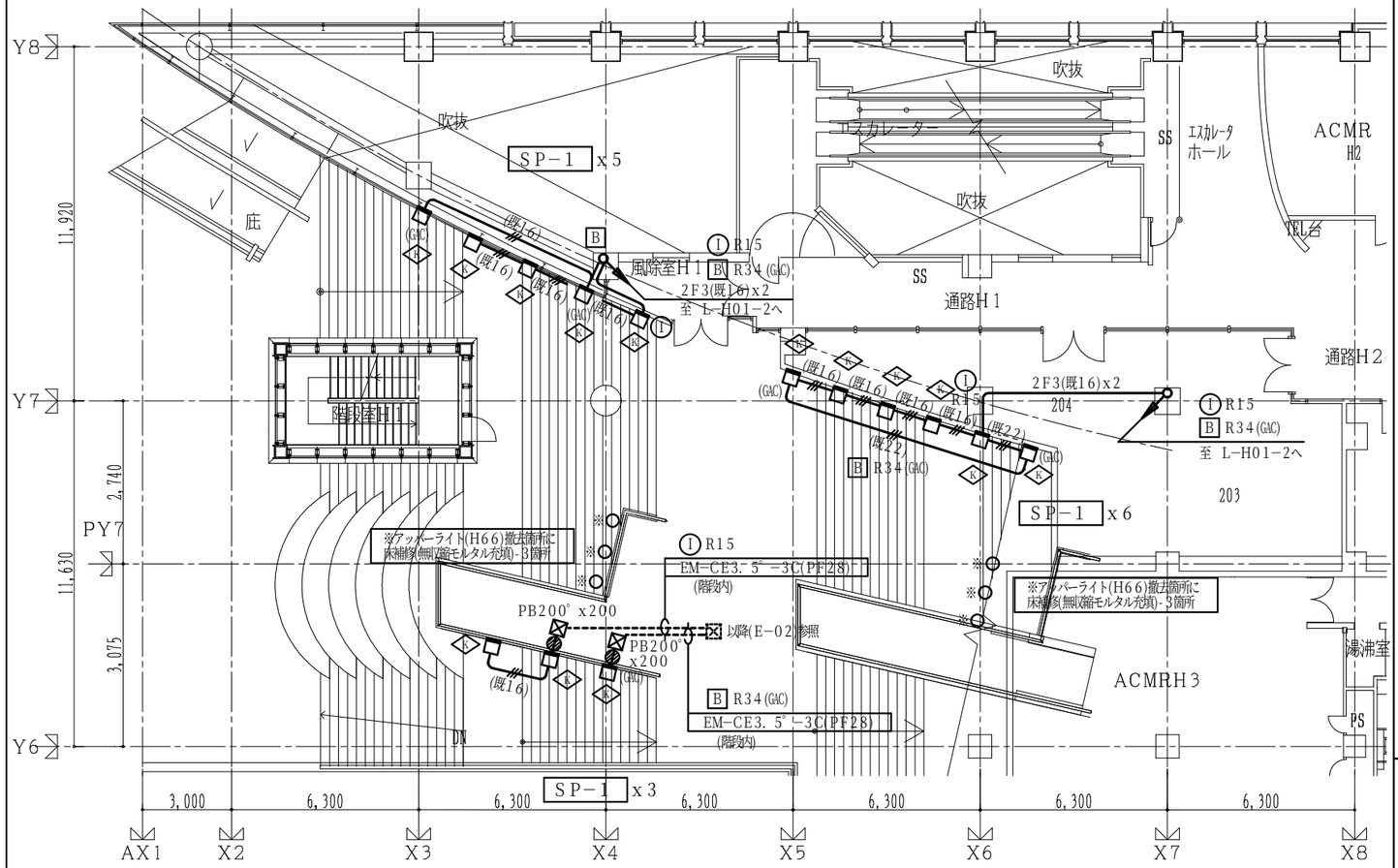

電灯分岐設備　3階　平面図　　S＝1／200

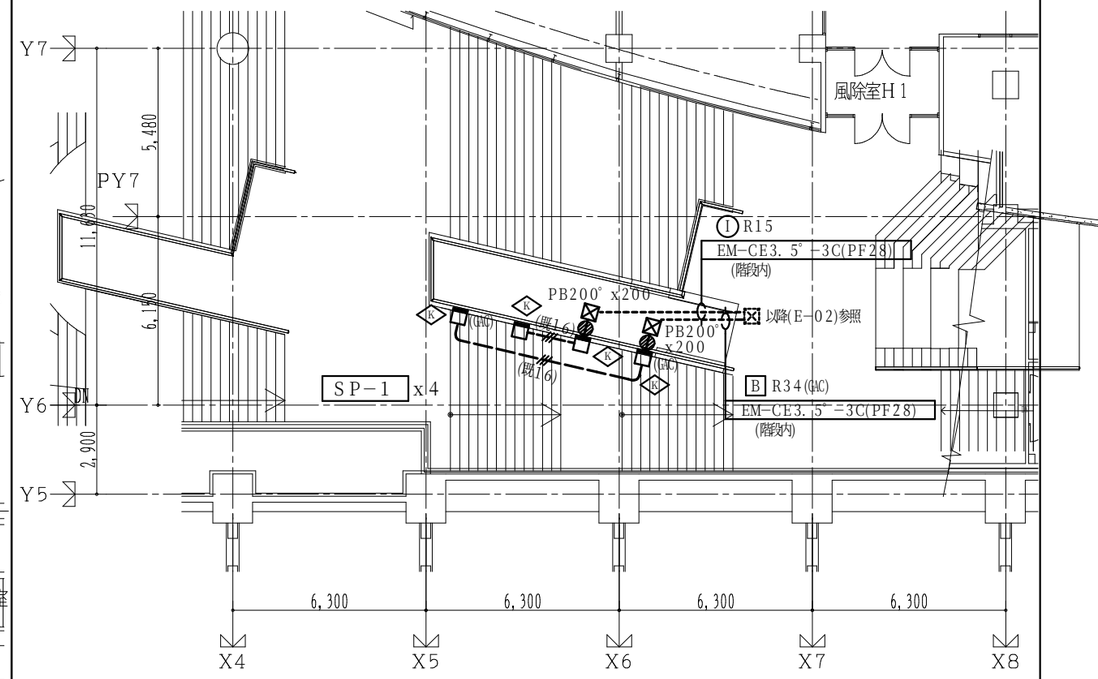

電灯分岐設備　1階　平面図　　S＝1／200

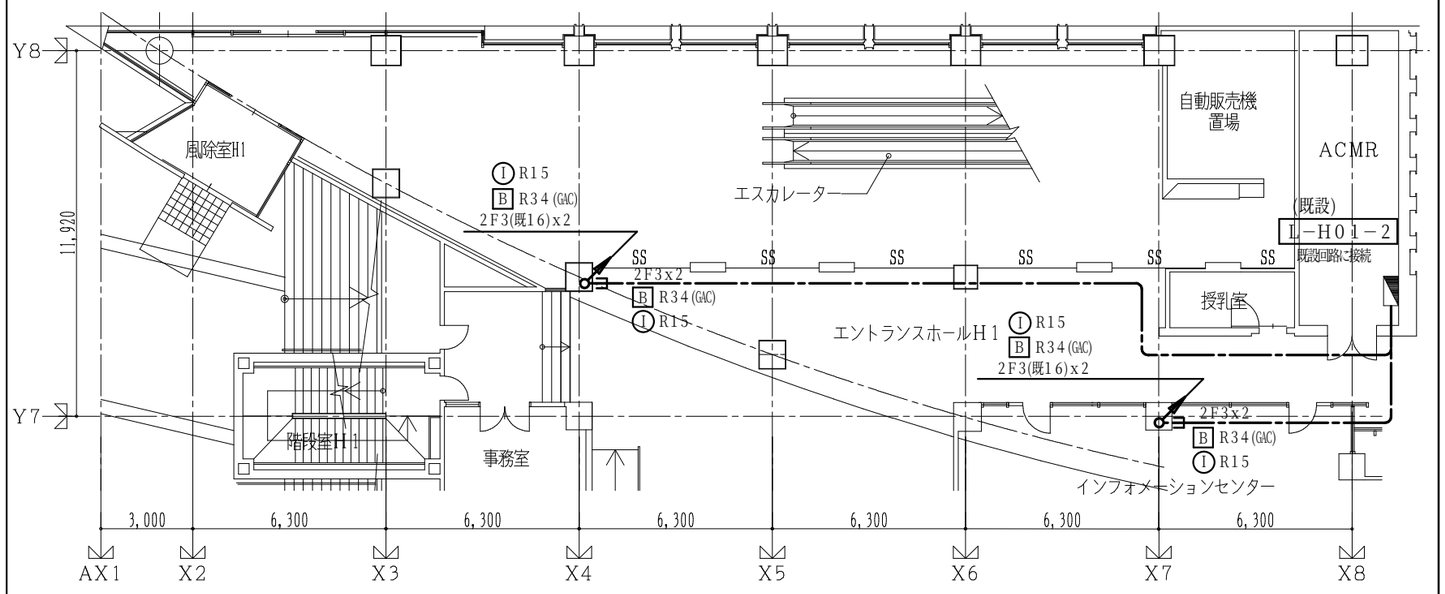

NTTファシリティーズ	株式会社　NTTファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録22（1）第　2404号	一級建築士登録　第　279935　号　的村　真之 建築設備士登録　第　19F1-00611J　号　土岐　伸治	担当 岩坂　優一	特記 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 電灯分岐設備　1～3階　平面図(2) 縮尺 （A3）　1／200	図面番号 E-03 年月日 2025年3月	区分 電気

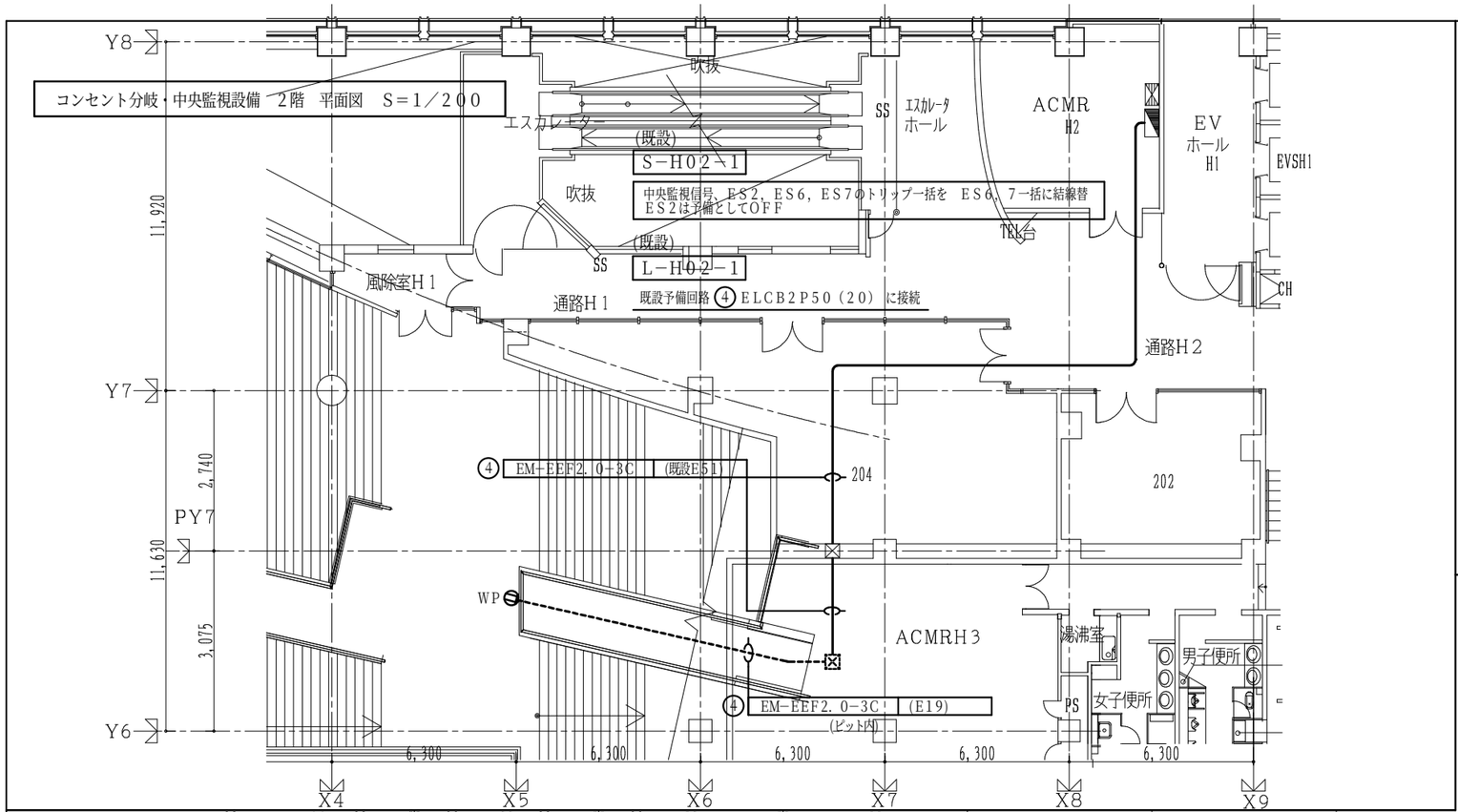

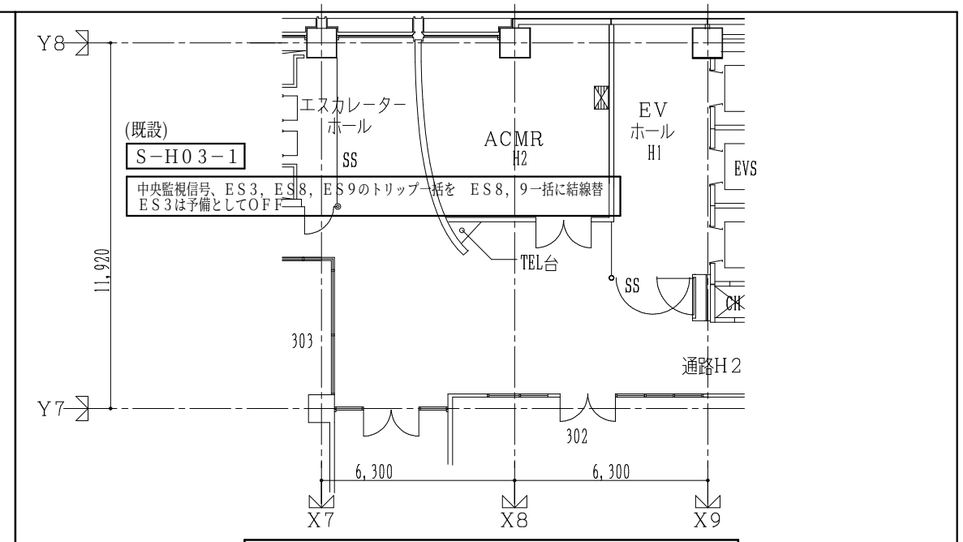

中央監視設備　3階　平面図　S＝1／200

(既設)中央監理点入出力一覧表

名　称	リモート盤	動力盤	表示 状態	故障 COS	故障 トリップ	警報
H棟1F　エスカレーター盤　トリップ故障	RU-H01-1	S－H01－1			○	←
H棟2F　エスカレーター盤　トリップ故障	RU-H02-1	S－H02－1			○	←
H棟3F　エスカレーター盤　トリップ故障	RU-H02-1	S－H03－1			○	←

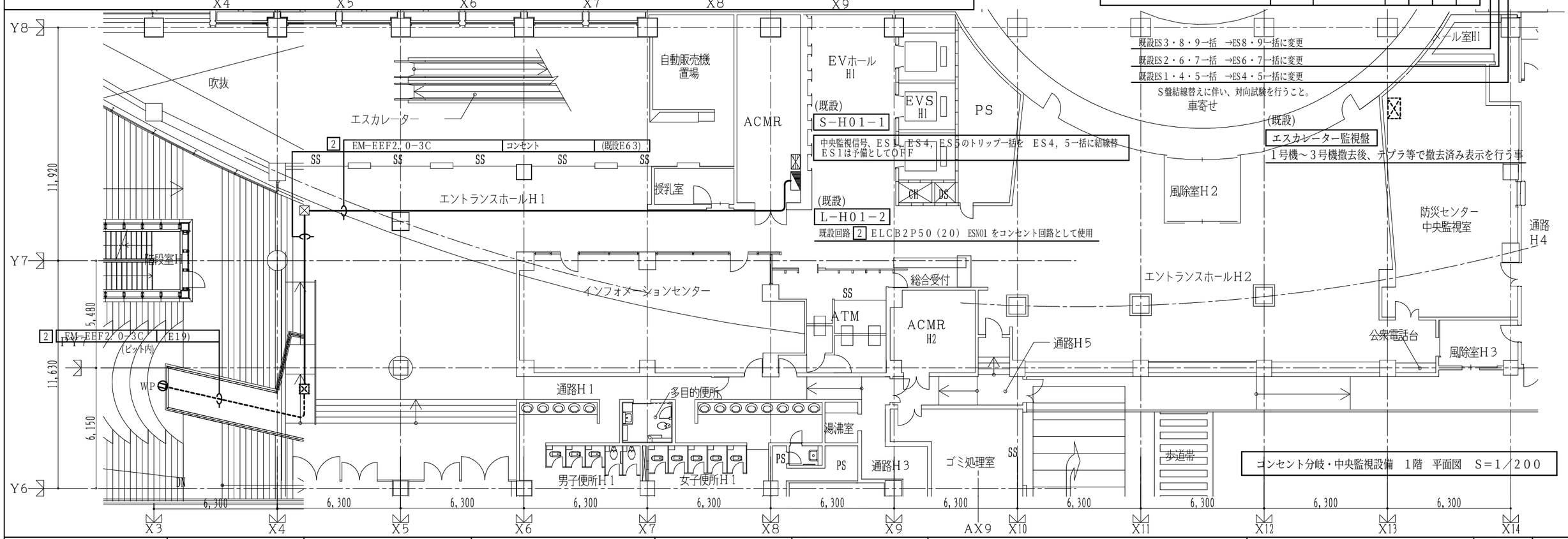

コンセント分岐・中央監視設備　1階　平面図　S＝1／200

NTTファシリティーズ	株式会社　NTTファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録22（1）第　2404号	一級建築士登録　第　279935　号　的村　真之 建築設備士登録　第　19F1-00611J　号　土岐　伸治	担当 岩坂　優一	特記 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名　コンセント分岐・中央監視設備 1～3階　平面図 縮尺　（A3）　1／200	図面番号 E-04 年月日 2025年3月 区分 電気

電灯分岐設備　2階　撤去平面図　　S＝1／200

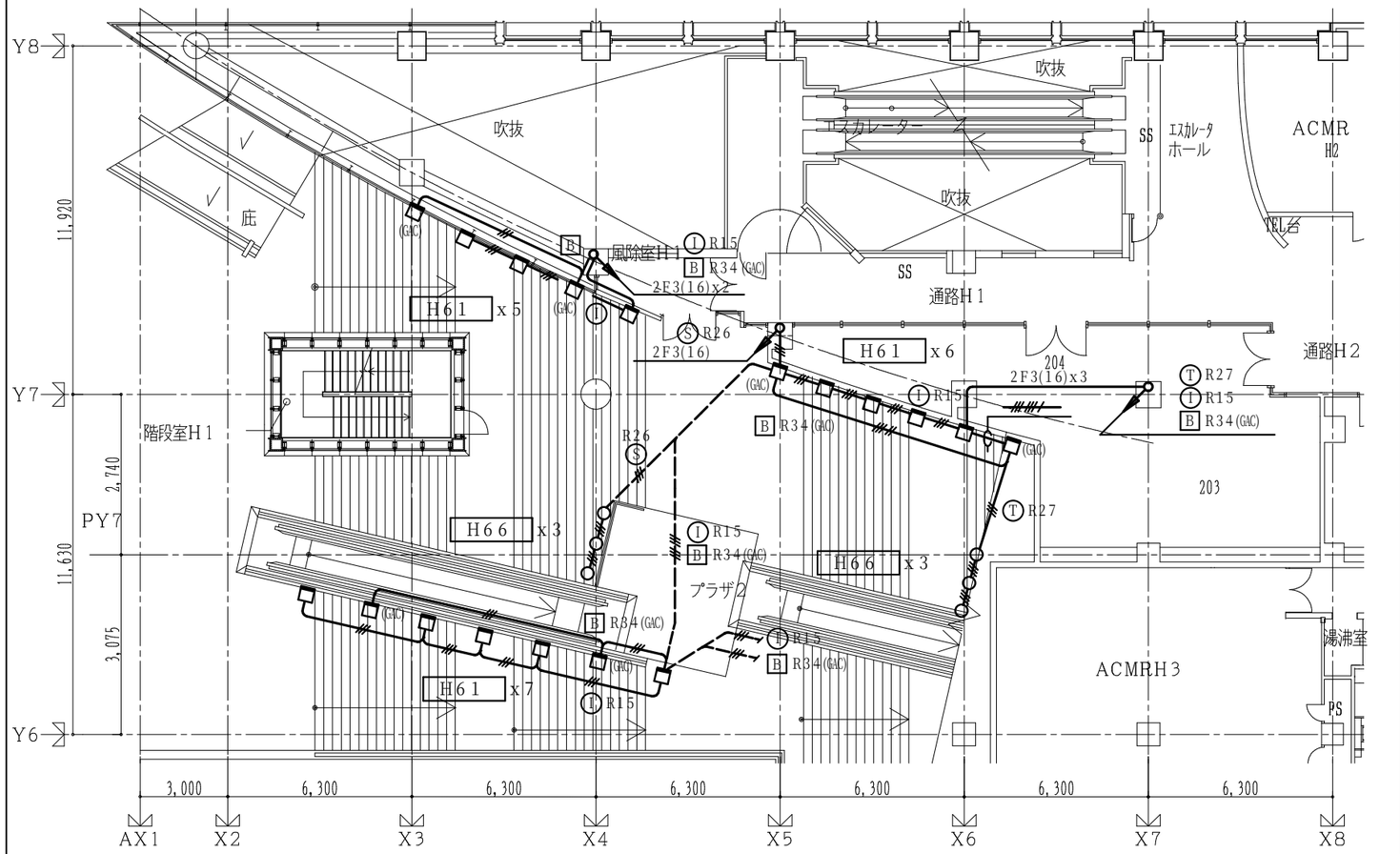

電灯分岐設備　4階　撤去平面図　　S＝1／200

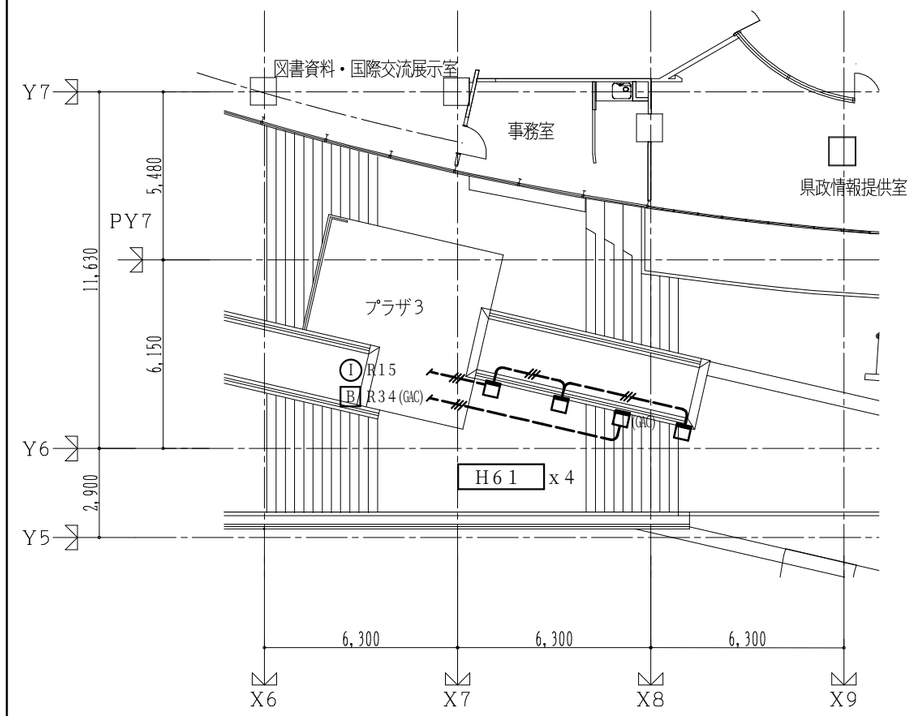

電灯分岐設備　3階　撤去平面図　　S＝1／200

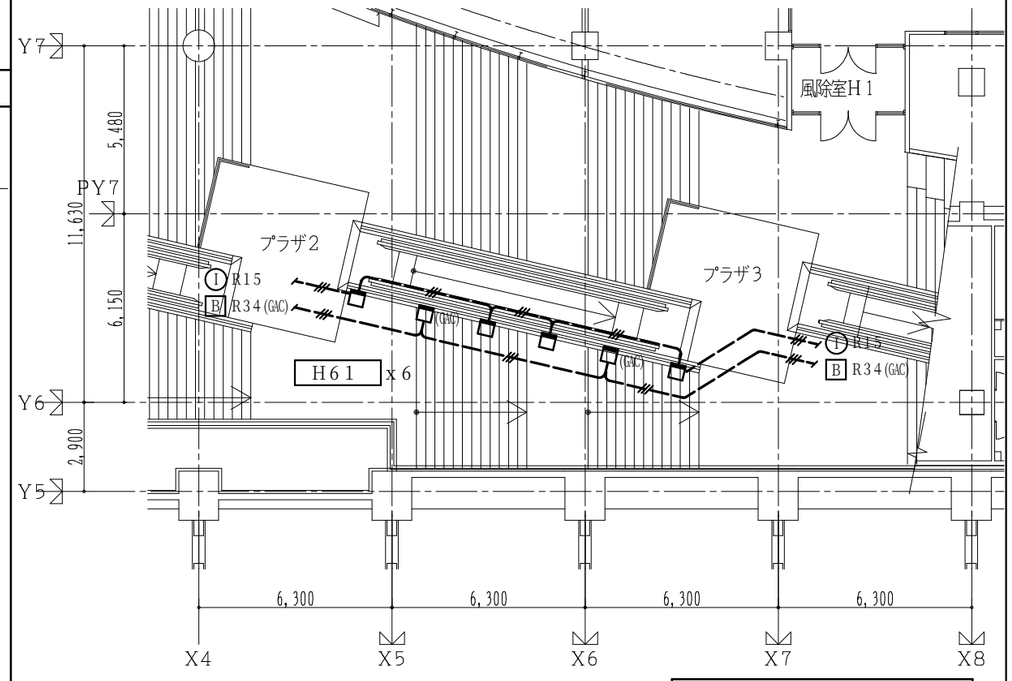

太線の機器及び配線は撤去対象

電灯分岐設備　1階　撤去平面図　　S＝1／200

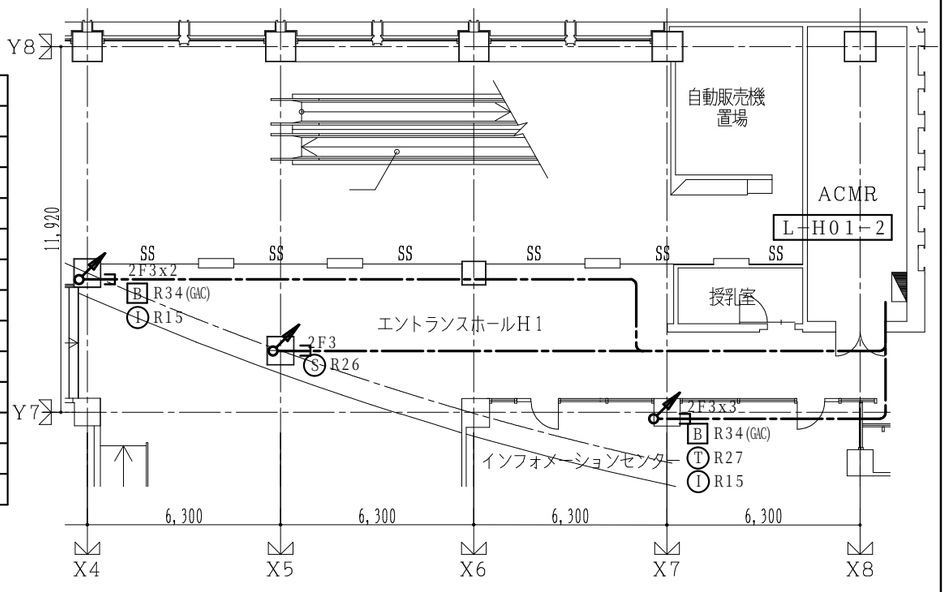

(特記)
(1)図中特記なき配管配線サイズは、下記による。
2.0x3(16)
2.0x4(16)
2.0x5(22)
2.0x6(22)
2.0x7(22)
2.0x9(22)
2F3　VVF2.0-3C
(2)照明器具
H61：FDL13W　壁埋込型　194x270　100D
H66：FDL9W　床埋込型　200φ　172H　撤去後補修は建築工事

NTTファシリティーズ	株式会社　NTTファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録22（1）第　2404号	一級建築士登録　第　279935　号　的村　真之 建築設備士登録　第　19F1-0061LJ　号　土岐　伸治		担当 岩坂　優一	特記 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名　電灯分岐設備　1～4階　撤去平面図 縮尺　（A3）　1／200	図面番号　E-05 年月日　2025年3月	区分　電気

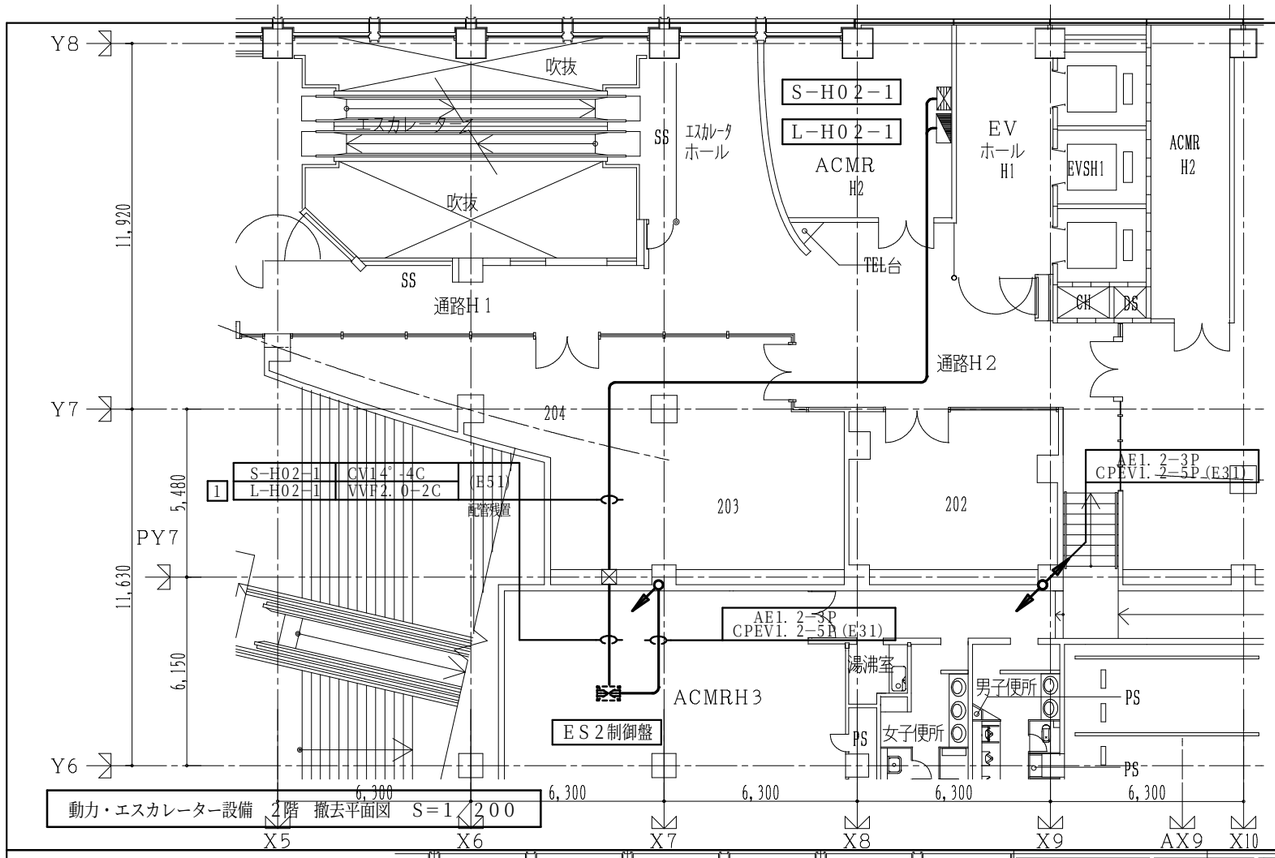

動力・エスカレーター設備　2階　撤去平面図　S=1／200

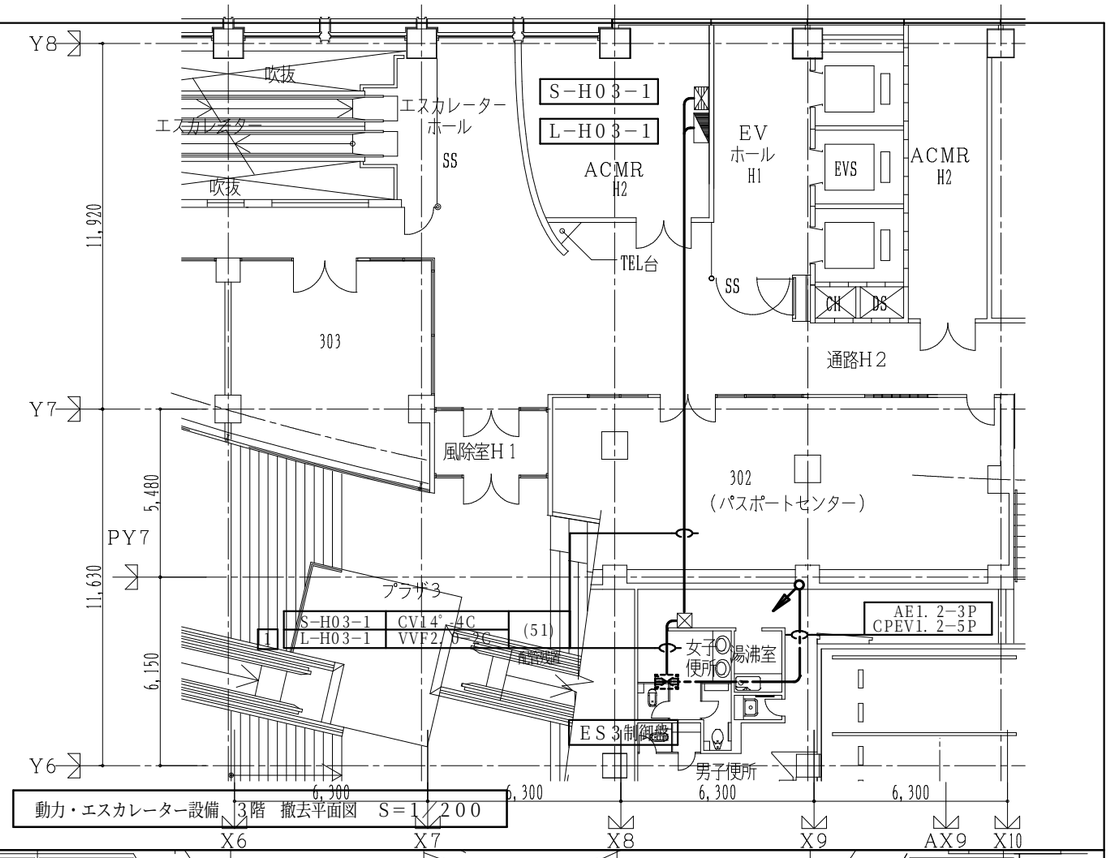

動力・エスカレーター設備　3階　撤去平面図　S=1／200

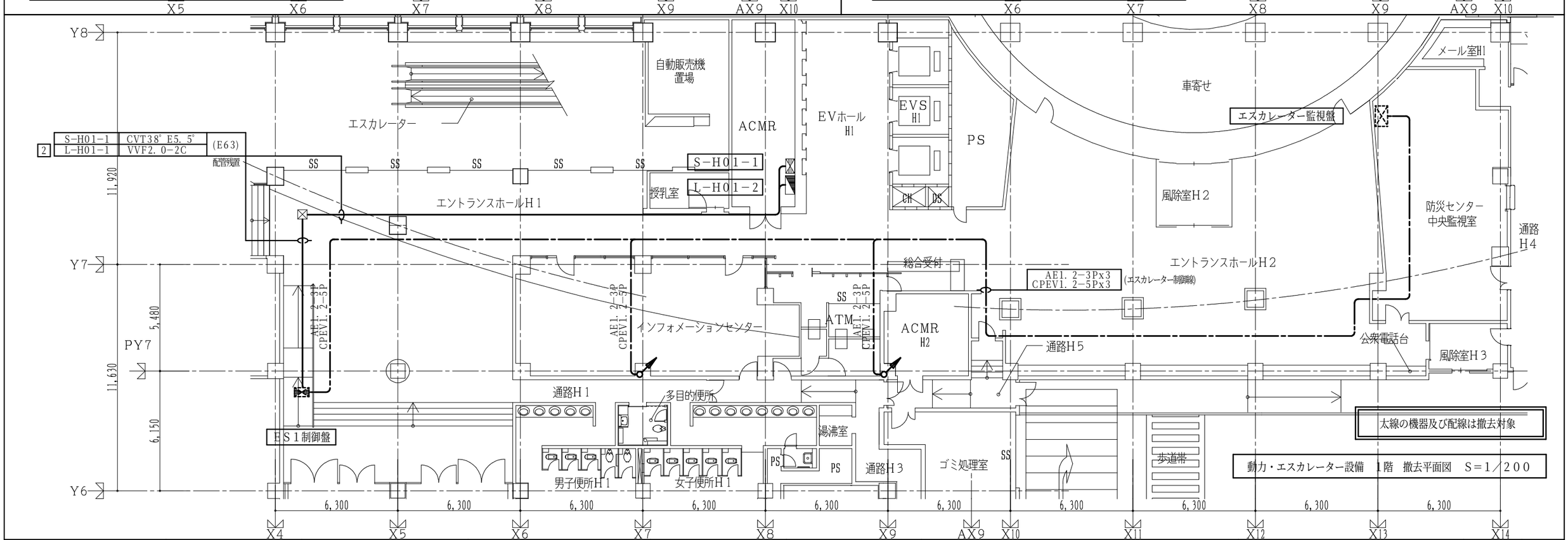

太線の機器及び配線は撤去対象

動力・エスカレーター設備　1階　撤去平面図　S=1／200

NTTファシリティーズ	株式会社　NTTファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録22（1）第　2404号	一級建築士登録　第　279935　号　的村　真之 建築設備士登録　第　19F1-0061LJ　号　土岐　伸治	担当 岩坂　優一	特記 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 動力・エスカレーター設備 1～3階　撤去平面図 縮尺 （A3）　1／200	図面番号 E-06 年月日 2025年3月	区分 電気

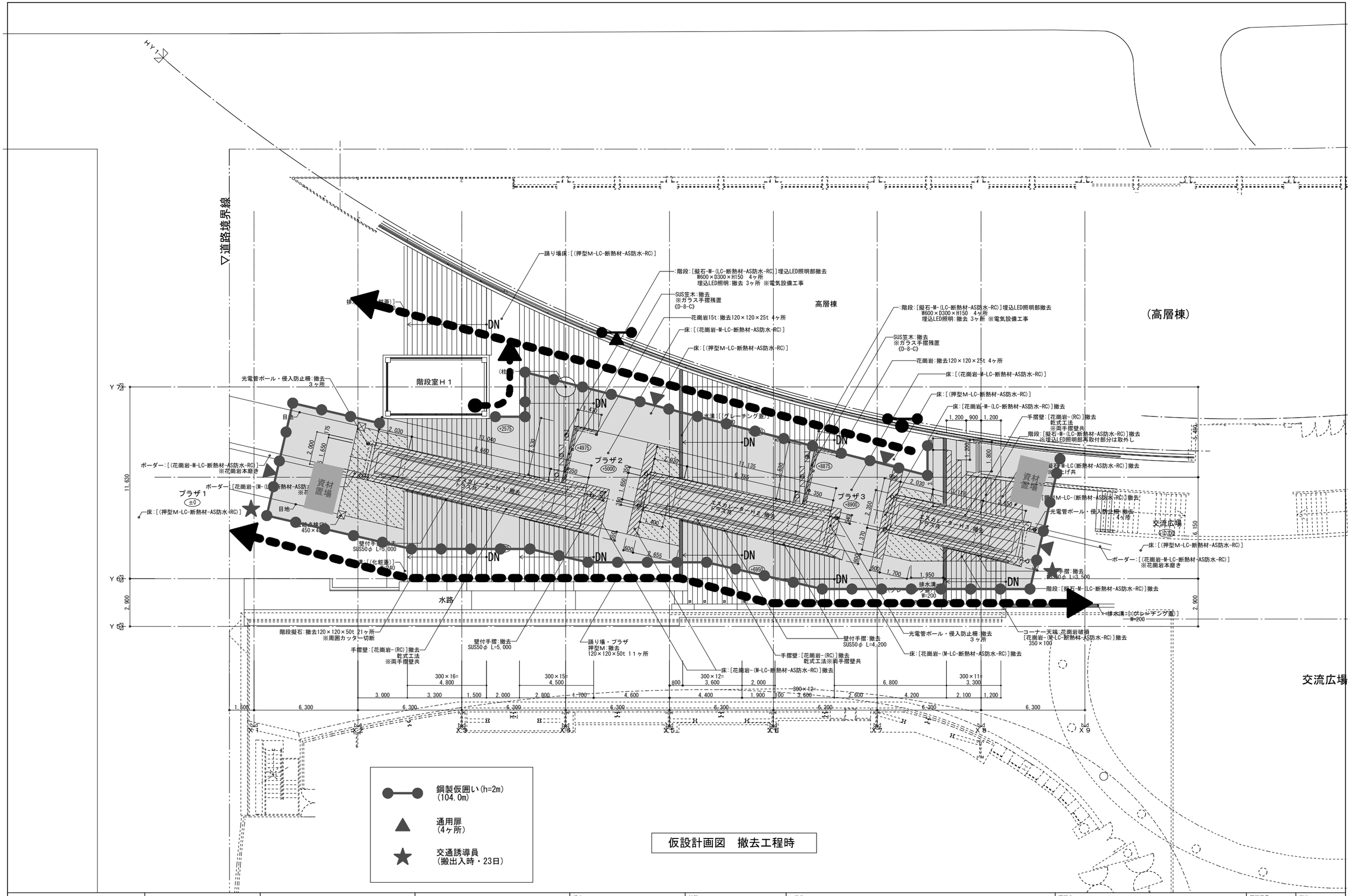

仮設計画図　撤去工程時

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録 第　２７１０８７ 号　山光　賢作	一級建築士登録 第　３５１９９８ 号　中村　達哉	担当 金　晋瑛	特記 管理番号 ４ＪＳ－１２－０ＫＪ－１	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 仮設計画図　撤去工程時 縮尺 （Ａ３）　1/200	図面番号 仮-01 年月日 2025年　1月	区分 建築

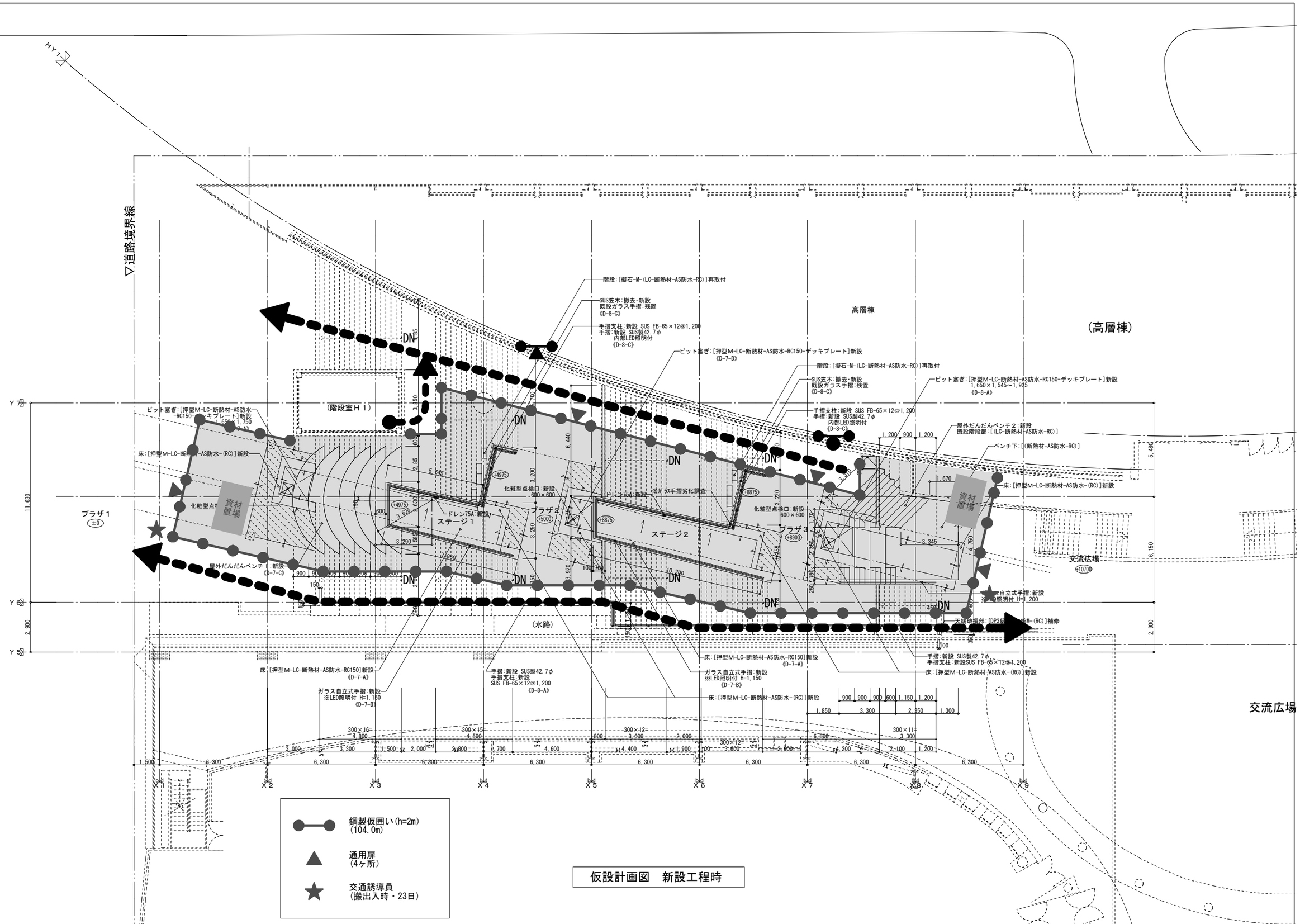

仮設計画図　新設工程時

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録 第　２７１０８７ 号　山光　賢作	一級建築士登録 第　３５１９９８ 号　中村　達哉	担当 金　晋瑛	特記 管理番号 ４ＪＳ－１２－０ＫＪ－１	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 仮設計画図　新設工程時 縮尺 （Ａ３）1/200	図面番号 仮-02 年月日 2025年　1月	区分 建築

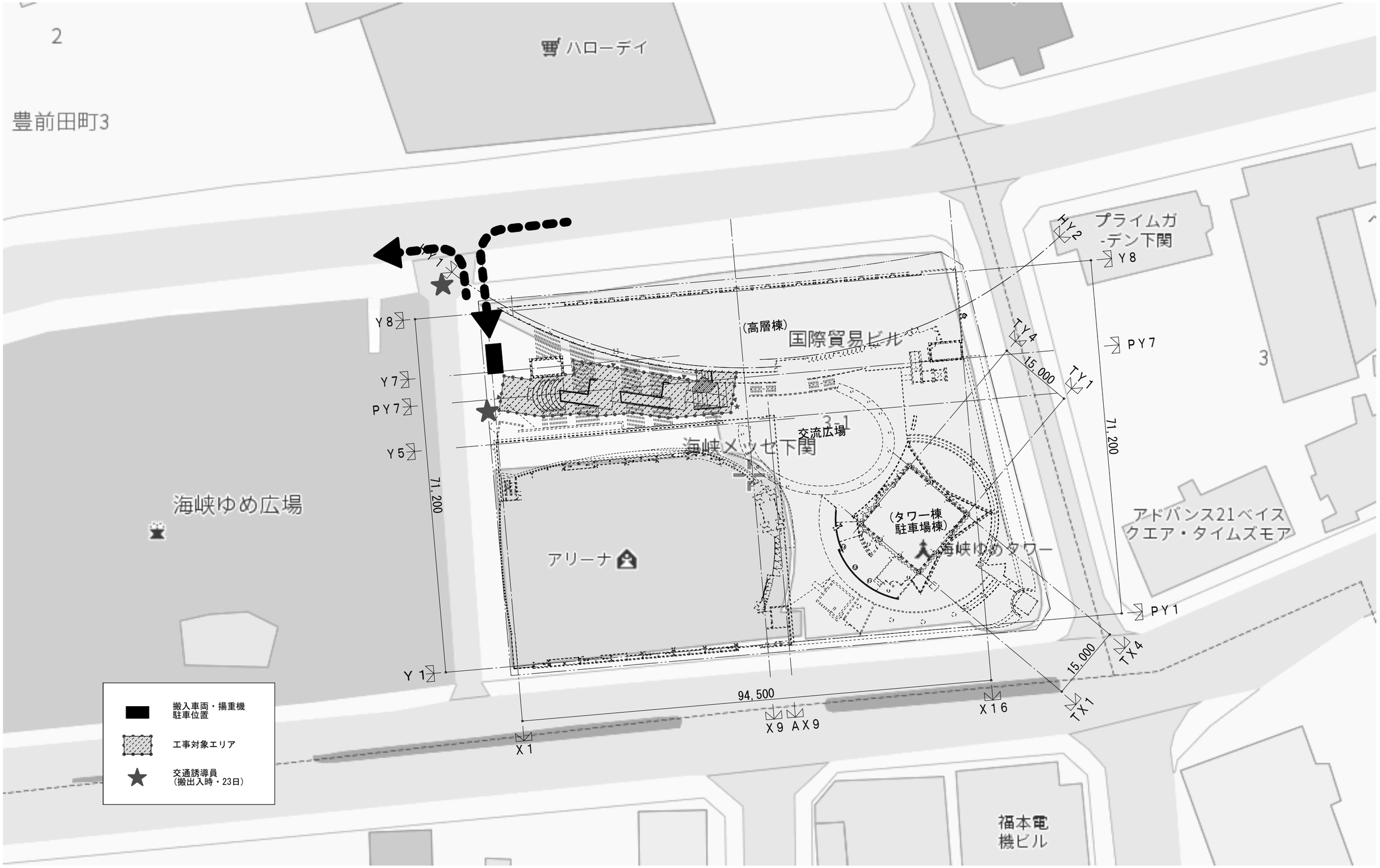

仮設計画図　資材搬出入時

NTTファシリティーズ	株式会社　ＮＴＴファシリティーズ 一級建築士事務所　中国支店 広島県知事登録２２（１）第　２４０４号	一級建築士登録　第　２７１０８７　号　山光　賢作	一級建築士登録　第　３５１９９８　号　中村　達哉	担当 金　晋瑛	特記 管理番号 ４ＪＳ－１２－０ＫＪ－１	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事	図面名 仮設計画図　資材搬出入時 縮尺 （Ａ３）　1/200	図面番号 仮-03 年月日 2025年　1月	区分 建築